平成27年度募集
提案型協働事業審査結果のまとめ
（平成28年度実施事業）

平成27年12月
協働コミュニティ課

今年度は７団体から７提案をいただき，厳正な審査を経て，平成28年度事業として２団体の事業提案を採択しました。

提案いただいた７事業のうち４事業は新規事業であったことから，市民の協働への意識が高まっていることを感じました。しかしながら，採択された事業は２事業とも継続事業となりました。

新規事業について，どの団体も，市の課題を捉えた斬新な取り組みであると評価するとともに，協働で進めていこうとの熱意が感じられた提案でした。しかし，市と協働することによる効果が見えづらかったことや実現可能性への課題が残り採択にいたりませんでした。

市と協働で実施することのメリット・デメリットや効果，事業内容の実現性等について，団体と担当課で十分協議することにより，効果の高い協働事業が実現できると考えます。今後も協働事業に積極的に取り組んでいただけますことを望みます。

継続事業について，前回実施された評価結果の分析及び付帯意見を考慮し，より効果的かつ高い成果が出せますよう事業内容の充実を図られたうえで事業を実施されることを期待します。

国分寺市協働事業審査会長　服部　篤子

目次

平成27年度募集提案型協働事業の結果報告

１．募集及び審査会等日程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

１．募集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

２．審査会日程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

２．審査経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

１．第一次審査（書類審査）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

２．第二次審査（プレゼンテーション審査）・・・・・・・・・・・・ 5

３．審査会委員名簿　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

平成27年度第２・３回協働事業審査会審査・選考資料・・・・・・・別添

平成27年度募集提案型協働事業の結果報告

1．募集及び審査会等日程

1．募集

平成27年7月1日号市報及び市ホームページにて募集のお知らせを行った。

（1）募集及び応募期間
平成27年7月1日（水曜日）から7月31日（金曜日）

（2）担当課の割振り会議
平成27年8月6日（木曜日）

（3）提案団体と事業担当課の調整会議
平成27年8月17日（月曜日）から9月11日（金曜日）の間

2．審査会日程

第一次審査（書類審査）
日　時：平成27年10月16日（金）午前1時30分から
会　場：市役所第1庁舎3階　第一・二委員会室
委　員：6名出席
事業名：①健康増進計画を共助で進める健康づくり事業
②場所を持たない親子の場づくり（国分寺モデル）事業
③『中高層集合住宅の防災対策の普及・促進』に関する検討事業
（市内の中高層集合住宅の防災に係る課題の整理）
④ママインターン事業
⑤こくぶんじ市民討議会2016事業
⑥同行避難に備えた犬のしつけ教室及び講習会を開催し人と犬とが共生・共存できる社会を実現する事業
⑦協働を進めるための市職員・ＮＰＯスタッフ合同研修事業

第二次審査（プレゼンテーション審査）
日　時：平成27年11月16日（月）午後1時30分から
会　場：市役所第1庁舎3階　第一・二委員会室
委　員：6名出席
事業名：②場所を持たない親子の場づくり（国分寺モデル）事業
④ママインターン事業
⑦協働を進めるための市職員・ＮＰＯスタッフ合同研修事業

２．審査経過

１．第一審査（書類審査）

７事業の提案があり，３事業を合格とした。

①審査結果一覧

事業名称		提案団体	担当課	提案予算額	得点	合否
①	健康増進計画を共助で進める健康づくり事業	NPO 法人健康体操指導ワーカーズ	健康推進課	293,065 円	154 点	否
②	場所を持たない親子の場づくり(国分寺モデル)事業	まちのおやこテーブル	子育て相談室	1,023,200 円	171 点	合
③	『中高層集合住宅の防災対策の普及・促進』に関する検討事業(市内の中高層集合住宅の防災に係る課題の整理)	NPO 法人くらしの安全安心サポーター	防災安全課	244,530 円	127 点	否
④	ママインターン事業	NPO 法人 ArrowArrow	文化と人権課	1,141,681 円	177 点	合
⑤	こくぶんじ市民討議会 2016 事業	国分寺青年会議所	政策経営課	684,650 円	149 点	否
⑥	同行避難に備えた犬のしつけ教室及び講習会を開催し人と犬とが共生・共存できる社会を実現する事業	ドッグ・ラン武蔵国分寺	防災安全課	529,920 円	111 点	否
⑦	協働を進めるための市職員･NPO スタッフ合同研修事業	共同提案 認定 NPO 法人冒険遊び場の会/NPO 法人お産サポートＪＡＰＡＮ/NPO 法人まちづくりサポート国分寺/ミズモリ団/NPO 法人ワーカーズ風ぐるま	協働コミュニティ課	262,680 円	183 点	合

■不採択の理由

提案No. 1　健康増進計画を共助で進める健康づくり事業

健康診断の受診率向上及び健康増進は重要な課題であると考えます。しかしながら，本事業目的を達成するためのリーフレット作成において，内容及び配布後の展開が見えづらく具体性に欠けました。特に，掲載団体の団体数に限りがある点について公平性・公正性という面で懸念が残りました。団体数を絞るのであれば費用負担を設けるなどの検討が必要と思われます。

まずは，三師会との協働をご検討されることを勧めます。

提案No. 3　『中高層集合住宅の防災対策の普及・促進』に関する検討事業（市内の中高層集合住宅の防災に係る課題の整理）

現在進めている事業の報告が出ていない状況であるため，ご提案いただいた内容が妥当かどうか判断しかねました。また，事業内容が委託に近いものであるため，団体と担当課の双方で事業を進めていけるような取り組みの検討を願います。

まずは現在実施されている調査の結果をまとめていただいた上で提案内容を精査いただき，次年度以降再度ご提案いただくことを望みます。

提案No. 5　こくぶんじ市民討議会2016

現在市と共催で行っている内容と提案内容との違いが不明確でした。

協働事業として実施されるのであれば，これまで培ってこられた団体のノウハウを活かしながら，市のビジョンや課題解決に結びつけるような討議内容を設定するなどの工夫が必要と思われます。

提案No. 6　同行避難に備えた犬のしつけ教室及び講習会を開催し人と犬とが共生・共存できる社会を実現する事業

避難所での人と犬との共存生活については重要な課題であると考えます。しかしながら，ご提案いただいた事業内容はすでに市が協定を結んでいる獣医師会が実施している内容と重複していることから，改めて協働事業として行う必要はないと判断いたしました。

避難所での同行避難を公的に実施していくことは困難を極めます。目的を同じくする他団体と協力するなどして，同行避難の仕組みを整えられることを期待します。

②審査方法と審査基準

審査会が提出書類（別添「提案書類」を参照）について下記７項目を１点～６点で評価し，168 点（※１）以上獲得した提案を合格とした。

＜審査項目＞

1	事業の目的	市民や地域のニーズ，社会問題や地域課題等を踏まえたものであるか。また，市が関わる必要性が認められるか。
2	独創性・先駆性	提案は独創的でかつ先駆性があり，今後の協働事業のモデルとなり得るか。
3	実現可能性	実施体制，実施方法やスケジュールが具体的かつ合理的で，実現可能性は高いか。
4	役割分担	団体と市との役割分担は明確かつ妥当か。
5	協働による効果	協働することで質の高いサービスが提供でき，また，相乗効果・波及効果が期待できるか。
6	費用の妥当性	提案内容を実現するための妥当な経費見積もりとなっているか。
7	事業遂行能力	団体には事業遂行上の問題を解決していくための専門性及び経験が十分にあり，また市と一緒に事業を検討し練り上げていく能力があると認められるか。

＜判断基準＞

６点：評価できる
５点：やや評価できる
４点：どちらかといえば評価できる
３点：どちらかといえば評価できない
２点：あまり評価できない
１点：評価できない

（※１）第一次審査合格点について

（合格点）＝（出席委員人数）×（７項目）×（４点）

168　＝　６人 × ７項目 × ４点

2．第二次審査（プレゼンテーション審査）

第一次審査で合格した３事業の選考を行い，２事業を採択とした。

①審査結果一覧

事業名称		提案団体	担当課	提案予算額	得点	合否
②	場所を持たない親子の場づくり(国分寺モデル)事業	まちのおやこテーブル	子育て相談室	1,023,200 円	114 点	否
④	ママインターン事業	NPO 法人 ArrowArrow	文化と人権課	1,141,681 円	137 点	合
⑦	協働を進めるための市職員・NPO スタッフ合同研修事業	共同提案 認定 NPO 法人冒険遊び場の会/NPO 法人お産サポートＪＡＰＡＮ/NPO 法人まちづくりサポート国分寺/ミズモリ団/NPO 法人ワーカーズ風ぐるま	協働コミュニティ課	262,680 円	132 点	合

■不採択の理由

提案 No. 2　場所を持たない親子の場づくり（国分寺モデル）事業

提案書類およびプレゼンテーションの内容からは，団体の意欲や熱意は伝わりました。また，企画内容も市の課題を捉えた先駆的な発想と取り組みであると評価いたします。しかしながら，受講生が受講後独自で企画・運営を行うことについての実現可能性や持続性に不安が残りました。

今回は，自主事業実施にあたって，市の広報を活用していただき，さらなる拡充を図られながら，市と協働で実施することのメリット・デメリットを考えられた上で，再度ご提案されることを期待します。

■採択提案に対する付帯意見

提案No. 4　ママインターン事業

収支予算について，人件費における事業報告書の作成，消耗品費及び印刷費の見直しをお願いいたします。これらの費用について他の提案事業案件と比較しますと，事業報告書の作成においては２～３倍の時間数を要しており，印刷費においては１.５～２倍の費用が計上されております。再度，担当課と協議し費用の精査を行ってください。

また，受講人数について，再就職率の向上を図るためにも，潜在的に関心のある方の受講機会を前回より高められるようご検討願います。

以上のことを踏まえ，事業を実施されることを期待します。

提案No. 7　協働を進めるための市職員・ＮＰＯスタッフ合同研修事業

特にございません。

②審査方法と審査基準

担当課同席のもと，審査会において提案団体によるプレゼンテーション（10分以内）を行った後，質疑（10分以内）を行い第一次審査と同一の審査項目について１点～４点で評価し，126点（※２）以上を獲得した提案を合格とした。

＜判断基準＞

４点：評価できる

３点：どちらかといえば評価できる

２点：どちらかといえば評価できない

１点：あまり評価できない

（※２）第二次審査合格点について

（合格点）≧（出席委員人数）×（７項目）×（３点）

126　≧　６人　×　７項目　×　３点

３．審査会委員名簿

委員種別	氏名	職業など
識見を有するもの	服部　篤子	社会起業家研究ネットワークCAC代表
同上	藤枝　香織	一般社団法人ソーシャルコーディネートかながわ理事
同上	林　大樹	一橋大学大学院社会学研究科教授
政策部長	内藤　達也	
総務部長	塩野目　龍一	
市民生活部長	水越　寿男	

（任期）第６期　H26.11.１～H28.10.31（１号委員のみ）

※会　長　服部　篤子
※副会長　内藤　達也

審査資料

（提案書類及び募集要項等）

【平成 27 年度第２・３回国分寺市協働事業審査会】

提案型協働事業審査資料目次

提案書類

提案 No. 1　健康増進計画を共助で進める健康づくり事業・・・・・・・・1

提案 No. 2　場所を持たない親子の場づくり(国分寺モデル事業)事業・・27

提案 No. 3　『中高層集合住宅の防災対策の普及・促進』に関する検討事業
（市内の中高層集合住宅の防災に係る課題の整理）・・・・84

提案 No. 4　ママインターン事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・104

提案 No. 5　こくぶんじ市民討議会 2016 事業・・・・・・・・・・・・・131

提案 No. 6　同行避難に備えた犬のしつけ教室及び講習会を開催し人と犬とが共生・共存できる社会を実現する事業・・・・・・・・・・151

提案 No. 7　協働を進めるための市職員・ＮＰＯスタッフ合同研修事業・181

提案型協働事業募集要項（平成 27 年度集）・・・・・・・・・・・・・・・別添

※提案書類として以下のものを添付してあります。

①様式第１号（提案書）
②様式第２号－１及び様式第２号－２（企画書）
③様式第３号（提案事業収入予算書）
④様式第４号（団体概要書）
⑤定款・会則・規約
⑥平成 27 年度予算書関係書類及び平成 26 年度決算関係書類

なお①～⑥について，補足資料を添付している場合があります。

提案書類

様式第１号（市民活動団体提案事業）

国分寺市
27.9.10
収受

平成２７年度募集国分寺市提案型協働事業「提案書」

平成 27 年 9 月 10 日

国分寺市長　井澤　邦夫　様

事務所の所在地　国分寺市戸倉４－１０－５２

団　体　名　特定非営利活動法人 健康体操指導ワーカーズ

代表者氏名　　理事長　小川葉子[redacted]

次のとおり提案します。なお、会員名簿・担当者連絡先を除き公開を承諾[redacted]

1　提案事業名	健康増進計画を共助で進める健康づくり事業
2　提案事業予算	293,065 円
3　提案理由	昨年度末に初めて健康増進計画が策定されました。公募の策定部会委員として参加した中で、健康診断後運動を勧められても一人ではなかなか続かない、薬局でも運動方法を尋ねられる等、必要な情報が必要な方に届いていないことがわかりました。生活習慣病の発症と重症化を防ぎ健康寿命を延ばすためには運動を含めた良い生活習慣の習慣化が不可欠です。 市内には多くの健康づくり体操団体が存在しますが、運動が苦手な方が始めるには情報が少なくハードルが高い状況にあります。計画の基本理念である「一人ひとりの健康づくりを皆で支え合い、取り組めるまち」を実現するために、運動の側面から「共助」を推し進めていきます。対象者が自分に合った体操グループを見つけ、運動習慣を身につけることにつなげるため、市内の健康づくりを目的とした体操団体が集まり、運動内容や運動強度別が記載された「健康づくりリーフレット」を作成します。 また、医師会・歯科医師会・薬剤師会（以下三師会）からも健診を受けることや良い生活習慣を身につけることなど健康づくりの必要性について発信して頂くことで、事業効果をより高いものとしていきます。 次年度以降はこの活動を通してできた共助の力をさらに活用し、各種体操など、地域の中で健康づくり習慣の活動を通して地域の繋がりを活性化していきます。これにより、良い生活習慣の定着につなげ、市民の健康増進、医療費・介護費の削減をめざします。健康づくりは市民同士の話し合いを持つ場が必要で、関係団体や三師会への呼び掛けは一市民団体からではとても難しい状況です。「自助・共助・公助」での健康づくりを進めるため、市民・関係団体や三師会・行政で協力し事業を推進していくため協働事業として提案します。
4　事業概要 （400 字程度で記入してください）	１．対象者別健康づくり体操リーフレットの作成 これまで運動をしていない方や健康診断で医師から運動を勧められた方が、運動習慣を身につけられるように、自分に合った体操グループを探すツールとして、体操内容や強度、対象年齢別に分類した体操団体を開催日時・場所・会費・連絡先と合わせ、会場図も付いたＡ３の２つ折リーフレットを作成します。 作成に当たっては市内の体操グループに参加を呼び掛け、三師会と行政と共に話し合いで進めます。 ２．講演会の開催「健康診断の重要性と受診後の取り組み」 健康診断受診の大切さと、良い生活習慣を身につける必要性を知らせる機会をつくります。活発に活動している高齢者から全世代の人達に参加を呼びかけ、受診と受診後運動を含めた生活改善が出来るように後押しする活動をします。「身体活動・運動」分野から健康づくり全体分野の共助活動に発展させます。

様式第２号-1（市民活動団体提案事業）

団体名　特定非営利活動法人　健康体操指導ワーカーズ

1　事業目的 （①解決する社会問題，②事業の対象，③何を実施するか④到達点を記入してください）	①超高齢社会を迎え医療費や介護費が増え続ける一方です。健康寿命を延ばすには運動を含めた良い生活習慣づくりが不可欠ですが、自分一人で取り組むのは難しい状況が見られます。②これまで運動をしていない方や健康診断で医師から運動を勧められた方等③一人ではなかなか続かない運動習慣をつけるため、運動が必要な方に健康診査後に医療機関等から本事業で作成する「対象者別健康づくり体操団体リーフレット」を渡してもらいます。また、市内公共施設等でも配布します。同時に健康増進計画と健康診断の重要性を理解するために講演会を開きます。④市民が自分にあった団体を見つけ運動を習慣化することで健康寿命を延ばし、健康増進計画の重点課題である働き盛り世代や全世代にも目を向け、活動を通して基本理念である「一人ひとりの健康づくりを皆で支え合い、取り組めるまち」を実現します。
2　事業内容 （当該事業で具体的に何を行うか記入してください。）	1．対象者別健康づくり体操団体リーフレット作成 ・リーフレットに掲載したい市内の自主グループを市報で募る ・対象者に解りやすいように、体操の分類を検討 健康づくり体操として筋力トレーニング・有酸素運動・ストレッチの３つが入った体操か、またはその内のどれに当たるか、運動強度はどの世代に適しているかを判断します。 ・この作業の中から国分寺市民に足りない年代層のグループを見つけ、新たな自主グループづくりに役立てます。 ・互いの自主性を尊重しつつ、話し合いを重ねる中で共助で行う健康づくり活動の基礎をつくります。 2．講演会の開催「健康診断の重要性と受診後の取り組み」 健康診断の大切さを伝え、受診後の行動を起こすきっかけを紹介します。地域にチラシの配布や、参画した団体内の会員やその家族の健診未受診者を講演会に誘い、合わせて 150 名の参加者を集めます。団体自身も講演からエビデンスに基づく健康づくり体操の技能向上を図ります。
計画案 （事業の実施スケジュールを記入してください）	４月　担当課と実施計画詳細打ち合わせ リーフレット掲載希望団体を市報で募る・作成会議４回と総括会議１回・健康増進計画の説明・リーフレット作成・講演会企画・市報原稿 4/15〆切　講演の会場を押さえる ５月　5/15 号に団体募集掲載・各団体へチラシ配布と公共施設に配架 ６月　説明会（第１回）趣旨説明・リーフレット検討 紹介記入用紙配布（提出 7/15） 講演(案)作成　参加団体から他へ呼び掛け　三師会へ参加要請 ７月　説明会と第２回会議　リーフレットの決定 ８月　リーフレット版下作成・講演会(11/初)10/15 号市報掲載 ９月　第３回会議　リーフレット決定・講演会実施計画 各団体で参加を募る(保育付き) 10 月　第４回会議 講演会チラシ作成と配布・リーフレット配架のリスト作成 当日の役割担当、資料、アンケート、会場図、横断幕の作成 11 月　講演会（Ｌホール）６日(日)14:00～16:00　リーフレットの紹介 12 月　第５回会議は総括会議 リーフレットの継続・新たなグループづくりの検討 次年度以降の共助活動の検討 ・ボランティアを養成し「健康づくりの安全なラジオ体操」を各地で開催 ・健康増進計画全体分野の共助活動として「健康まつり」開催 ・自助・共助・公助で行う「健康づくりパンフレット」作成 １～２月　提案団体・担当課の総括 ３月　成果・課題の検討　次年度以降の活動展開の協議

様式第２号-2（市民活動団体提案事業）

団体名　特定非営利活動法人　健康体操指導ワーカーズ

4　事業の対象 （地域、対象者、対象総人数等を具体的に）	国分寺市の健康増進計画の指標に基づき、市内で健康診断を受ける成人の現在80.4%を10年で95%にする目標の１年目として1～2%のアップ60名増を目指す。運動が特に必要でない受診者にも予防として知らせ、30～40歳代の運動習慣がある人の現在31.5%から1～2%アップさせ33%にする。 受け入れ団体に体操を続ける人を１～３名増やす。 リーフレット参画団体20×3名=60名の増加
5　事業の実施場所	リーフレット配架場所(国分寺市の医療機関・薬局・公共施設) 健康づくり体操場所（公共施設スポーツ施設４・いきいきセンター・地域センター６・公民館５・公会堂１・福祉センター・高齢者施設・市営住宅集会所・自治会館・西町団地集会所）
6　役割分担 （具体的に）	＜提案団体が担う役割＞ ・リーフレット作成 ①体操内容・運動強度・対象者別の分類案作成(一部市民団体に外注) ②健康づくり体操団体を募る ③５回の会議運営 ・講演会　①企画運営(資料・アンケート作成・保育団体に依頼) ②150名以上の参加者を集める(チラシ作成・配布) ・次年度に共助で行う事業展開案の作成
	＜市が担う役割＞ 参加団体の呼び掛け(三師会に会議出席依頼) 市報掲載(参加団体募集・講演会) 講演会会場申し込み(Ｌホール)・講演者依頼交渉 健康増進計画説明・会議会場の確保・会議出席５回 各公共施設にチラシ配架・特定保健指導等に活用
7　成果指標等 （事業成功のポイントや，目標）	①リーフレット作成に参加する体操グループ２０団体を募り、Ａ３のリーフレットを1,500枚作成。体操を行いたい方を受け入れ、運動を継続する人を60名増やします。年代層で足りないグループを新たに３つ創設することにつなげます。 ②講演会参加者：150名　健康診断受診者60名増 ③活動に参加した600名近い人達が自分たちの活動が地域に繋がり市民の健康づくりに役立つことが理解出来ます。
8　市と協働する意義及び必要性，協働による相乗効果	共助の視点で、地域から健康増進計画を知らせることにより、自分の健康づくりの活動が、市民の健康寿命を延すことにつながることを知ることが出来ます。共助活動は無理なく、自分が楽しく出来ることでしか続きません。 信頼性の高い行政や三師会の協力で事業をすすめることは、市民の共助の力を生み出す一歩となります。自分たちが普段行っている活動で成果を見せることは地域福祉計画全体の共助活動にも繋げることが出来ます。
9　事業実施後の展開（事業終了後どのような展望があるか）	リーフレット作成の活動から、体操を始める方を受け入れる共助の力が市民の健康づくりの後押しになることを確認します。 次年度以降は、リーフレット作成参画団体を核に、多くの参加団体を誘い ①健康増進計画のアンケートで要望の多かった「ラジオ体操」を健康づくりの体操として筋力トレーニングや有酸素運動のウォーキングを少し加えた「健康づくりの安全なラジオ体操」としてつくり、歩いて参加出来るよう19町でまだ行われていない所に、ボランティアリーダーを養成して進めます。 ②この地域の繋がりで健康増進計画の全体分野がわかる健康まつりを各地域で開催します。 ③自助・共助・公助で行う「健康づくりパンフレット」を完成させます。 これらの活動から市民の健康増進と地域福祉の実現につなげていくことができます。

様式第３号　　団体名　特定非営利活動法人　健康体操指導ワーカーズ
（市民活動団体提案事業）

提案事業収支予算書

（収入の部）

区分	予算額	摘要
委託金	293,065 円	
計	293,065 円	

（支出の部）

区分	予算額	摘要
人件費	180,404 円	
1)チラシ作成 ２色刷り A3 両面 1,500 枚	(114,040)	企画 1,200 円×20h=24,000 円　作製 910 円×30h=27,300円　印刷と折910円×8h＝7,280円　一部外注16,200円　外注校正事務910円　団体会議運営 1,200円×5回×2h=12,000円　会議事務 910円×5回×5h=22,750円（議事録作成含む） 三師会 1,200円×3回＝3,600円
2)講演会	(66,364)	企画 1,200 円×5h=6,000 円　打ち合わせ 1,200 円×2h=2,400 円　資料作成 910 円×10h＝9,100 円 横断幕・貼り紙作成 910 円×5h=4,550 円 当日スタッフ 910 円×2h×7 名=12,740 円 当日進行責任者 1,200 円×2h=2,400 円 保育 1,836 円×2h×2 名=7,344 円　チラシ作成 910 円×10h=9,100 円　印刷 910 円×3h=2,730 円 チラシまき　2000 枚(100 枚 500 円)＝10,000 円
報償費	75,000 円	医師 13,000 円×2h＝26,000 円 歯科医師 13,000 円×2h＝26,000 円 薬剤師 11,500 円×2h＝23,000 円
消耗品	11,022 円	紙 395 円（OA 用紙 500 枚）×3=1,185 円　リーフレット紙 1,500 枚＝5,550 円　講演会チラシ 398 円×(B5 アイボリー500 枚)×4=1,592 円　模造紙 42 円×4 枚＝168 円　インク 5,054 円×0.5=2,527 円
直接経費計	266,426 円	(A)
諸経費	26,639 円	(A)×10%以内
合 計	293,065 円	

様式第４号（市民活動団体提案事業）

団　体　概　要　書

※　枠の大きさは、字数制限を表すものではありません。枠を広げて必要な事項を記入してください。
　ただし、簡潔に分かりやすく記入してください。

団体の名称	(ﾌﾘｶﾞﾅ)ﾄｸﾃｲﾋｴｲﾘｶﾂﾄﾞｳﾎｳｼﾞﾝ　ｹﾝｺｳﾀｲｿｳﾜｰｶｰｽﾞ 特定非営利活動法人　健康体操指導ワーカーズ		
所在地	〒185-0003 国分寺市戸倉４－１０－５２		
設立年月日	平成１４年６月　（NPO 法人認証　平成１８年２月）		
会員の状況	正会員数　１５　人・０　団体 （内国分寺市民　９　人）	年会費	６，０００円
	賛助会員数　４２５人 ２団体	年会費	個人　１，２００円 団体　６，０００円
活動目的	広く一般市民を対象として、健康維持増進のための体操指導事業及び体操を身近で気軽に行える場としての自主グループをつくる支援事業・健康づくりの総合体操の研究開発事業・身体の発達や加齢に伴う変化に対して正しく楽しく指導する為の指導者養成事業を行い、誰もが健康寿命を延ばし、社会の一員として自立して生き続けられるための生活の質を高めることに寄与することを目的とする。		
活動内容・活動実績 （既に協働による委託事業等の実績がある場合には、委託事業名、委託契約先名、委託時期を記入して下さい。）	高齢者から乳幼児まで、全世代に向けた健康づくりの体操指導 高齢者の自立生活体操指導 28 団体 388 名・中高年の健康体操 10 団体 108 名 親子体操 1 団体 19 組・自立生活体操公認指導員養成 20 回 338 名受講 受託事業　国分寺市高齢者生きがい創作活動等支援事業 2001.8～2012.3 迄 練馬区「転倒予防教室」「筋力向上」2005.7～2008.3 協働事業　国分寺市さわやかシニア体操　2006.10～2008.9 提案型協働事業 「身体活動を習慣化させる介護予防体操教室」2008.4～2011.3		
ホームページ	http://taisou-w.com		

担当者連絡先	氏名 [redacted]	（役職）[redacted]
	住所 [redacted]	
	電話 [redacted]	ＦＡＸ　同
	Ｅメール [redacted]	

特定非営利活動法人　健康体操指導ワーカーズ　定款

第１章 総 則

（名 称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人健康体操指導ワーカーズという。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を東京都国分寺市戸倉四丁目10番地52に置く。

（目 的）

第３条　この法人は、広く一般市民を対象として、健康維持増進のための体操指導事業及び体操を身近で気軽に行える場としての自主グループをつくる支援事業・健康づくりの総合体操の研究開発事業・身体の発達や加齢に伴う変化に対して正しく楽しく指導する為の指導者養成事業を行い、誰もが健康寿命を延ばし、社会の一員として自立して生き続けられるための生活の質を高めることに寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

(1)　保健・医療又は福祉の増進を図る活動

(2)　社会教育の推進を図る活動

(3)　まちづくりの推進を図る活動

(4)　子どもの健全育成を図る活動

(5)　以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡・助言又は援助の活動

（事業の種類）

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

(1)健康づくり体操指導事業

① 高齢者の介護予防のための自立生活体操指導事業

② 生活習慣病予防の健康体操指導事業

③ 子育て支援の親子体操指導事業

(2) 健康づくり体操に関する研究開発事業

① 身体の発達や変化に応じた健康づくりの研究

② 健康づくり体操の総合プログラム開発

(3) 指導者養成事業

① 自立生活体操指導資格基準の策定及び公表並びに認定事業

② 講習会などの開催

(4) 自主グループづくりの支援事業

(5) その他法人の目的を達するための事業

第2章 会 員

（種 別）

第６条　この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員　　この法人の目的に賛同して入会した個人

(2) 賛助会員　　この法人の目的に賛同し、賛助するために入会した個人及び団体

（入 会）

第７条　会員の入会について、特に条件は定めない。

２　会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

３　理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

４　理事長は、第２項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第８条　会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第９条　会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して１年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

（退 会）

第10条　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除 名）

第11条　会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

２　前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

（拠出金品の不返還）

第12条　既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

第３章 役 員

（種別及び定数）

第13条　この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事３人以上１０人以内

(2) 監事１人以上２人以内

２　理事のうち１人を理事長、１人以上２人以内を副理事長とする。

（選任等）

第14条　理事及び監事は、総会において選任する。

２　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

４　法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

５　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

（職 務）

第15条　理事長は、法人の業務について法人を代表する。

２　理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

３　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。

４　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

５　監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

（任期等）

第16条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

３　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第17条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解　任）

第18条　役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

２　前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

（報酬等）

第19条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。

２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

３　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第４章　会　議

（種　別）

第20条　この法人の会議は、総会及び理事会の２種とする。

２　総会は、通常総会及び臨時総会とする。

（総会の構成）

第21条　総会は、正会員をもって構成する。

（総会の権能）

第22条　総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) 事業計画及び収支予算並びにその変更

(4) 事業報告及び決算

(5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(6) 入会金および会費の額

(7) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く、第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(8) 解散における残余財産の帰属

(9) その他運営に関する重要事項

（総会の開催）

第23条　通常総会は、毎年１回事業年度終了後２ヶ月以内に開催する。

２　臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
(2) 正会員総数の５分の１以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
(3) 監事が第15条第４項第４号の規定に基づいて招集するとき。

（総会の招集）
第24条　総会は、前条第２項第３号の場合を除いて、理事長が招集する。
２　理事長は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
３　総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）
第25条　総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

（総会の定足数）
第26条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することはできない。

（総会の議決）
第27条　総会における議決事項は、第24条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
２　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（総会での表決権等）
第28条　各正会員の表決権は平等なものとする。
２　やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
３　前項の規定により表決した正会員は、前２条及び次条第１項の規定の適用については出席したものとみなす。
４　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（総会の議事録）
第29条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 日時及び場所
(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項
(4) 議事の経過の概要及び議決の結果
(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人２名が、記名押印又は署名しなければならない。

3　前２項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意志表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされる場合においては、次の事項を記録した議事録を作成しなければならない。
(1) 総会の決議があったものとみなされる事項の内容
(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
(3) 総会の議決があったものとみなされる日
(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

（理事会の構成）

第30条　理事会は、理事をもって構成する。

（理事会の権能）

第31条　理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。
(1) 総会に付議すべき事項
(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（理事会の開催）

第32条　理事会は、次に掲げる場合に開催する。
(1) 理事長が必要と認めたとき。
(2) 理事総数の２分の１以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

（理事会の招集）

第33条　理事会は、理事長が招集する。

2　理事長は、前条第２号の規定による請求があったときは、その日から21日以内に理事会を招集しなければならない。

3　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（理事会の議長）

第34条　理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

（理事会の議決）

第35条　理事会における議決事項は、第33条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（理事会の表決権等）

第36条　各理事の表決権は、平等なものとする。

2　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3　前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第１項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（理事会の議事録）

第37条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人が記名押印又は署名しなければならない。

第５章 資 産

（資産の構成）

第38条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

（資産の区分）

第39条　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

（資産の管理）

第40条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会 計

（会計の原則）

第41条　この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

（会計区分）

第42条　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

（事業年度）

第43条　この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び予算）

第44条　この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第45条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（予備費）

第46条　予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更正）

第47条　予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第48条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（臨機の措置）

第49条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第７章 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第50条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第３項に規定する事項については所轄庁の認証を得なければならない。

２　この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

（解 散）

第51条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

２　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。

３　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第52条　この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち総会において議決された者に譲渡するものとする。

（合 併）

第53条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第８章 公告の方法

（公告の方法）

第54条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第９章 事務局

（事務局の設置）

第55条　この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

２　事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

（職員の任免）

第56条　事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

（組織及び運営）

第57条　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑 則

（細則）

第58条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2　この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。

3　この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第１項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成19年5月31日までの通常総会までとする。

4　この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成18年3月31日までとする。

5　この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6　この法人の入会金及び会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	正会員	(個人)	10,000円		
	賛助会員	(個人)	2,000円	(団体)	10,000円
(2) 年会費	正会員	(個人)	0円		
	賛助会員	(個人)	0円	(団体)	0円

別表　設立当初の役員

役職名	氏　　名
理事長	小川　葉子
副理事長	小林　眞理
理事	周詞　昌子
同	佐藤　雅代
同	長谷部　光代
同	中野　ますみ
同	山田　利香
監事	山本　道子
同	一戸　里美

附則　この定款は、平成２５年１１月１２日から施行する。

決　算　報　告　書

自　平成26年　4月　1日

至　平成27年　3月31日

特定非営利活動法人　健康体操指導ワーカーズ

東京都国分寺市戸倉四丁目１０番地５２

特定非営利活動法人
健康体操指導ワーカーズ

貸借対照表

平成27年3月31日現在

単位:円

科目	金額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
預金	1,171,893		
仮払金	14,000		
流動資産合計		1,185,893	
2. 固定資産			
出資金 (東京ワーカーズ・コレクティブ協働組合)	30,000		
固定資産合計		30,000	
資産合計			1,215,893
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払費用	809,544		
預り金	43,632		
流動負債合計		853,176	
負債合計			853,176
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		173,556	
当期正味財産増減額		189,161	
正味財産合計			362,717
負債及び正味財産合計			1,215,893

特定非営利活動法人
健康体操指導ワーカーズ

活動計算書

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

単位：円

科目	金額		
Ⅰ　経常収益			
1．受取会費			
正会員受取入会金	20,000		
正会員受取年会費	84,000		
賛助団体会員受取入会金	10,000		
賛助個人会員受取入会金	214,000		
賛助団体会員受取年会費	12,000		
賛助個人会員受取年会費	606,000	946,000	
2．受取寄附金			
個人受取寄附金	593,000		
その他受取寄附金	644,050	1,237,050	
3．事業収益			
(1)体操指導事業収益	7,841,126		
(2)研究開発事業収益	31,900		
(3)指導者養成事業収益	242,000		
(4)支援事業収益	325,730	8,440,756	
4．その他収益			
受取利息	266		
その他収入	29,060	29,326	
経常収益計			10,653,132
Ⅱ　経常費用			
1．事業費			
(1)人件費			
給料手当	7,955,324		
人件費計	7,955,324		
(2)　その他経費			
旅費交通費	7,808		
会場費	6,400		
教材費	338,943		
活動推進費	34,089		
関係先負担金	139,145		
保険料	6,870		
家賃	314,291		
その他経費計	847,546		
事業費計		8,802,870	
2．管理費			
(1)　人件費			
給料手当	1,096,336		
福利厚生費	60,656		
人件費計	1,156,992		
(2)　その他経費			
旅費交通費	12,670		
通信費	143,979		
会議費	480		
消耗品費	35,804		
什器備品費	173,029		
維持費	22,624		
家賃	45,709		
光熱水費	60,000		
支払い手数料	1,842		
租税公課	800		
教育費	4,452		
雑費	2,720		
その他経費計	504,109		
管理費計		1,661,101	
経常費用計			10,463,971
当期正味財産増減額			189,161
前期繰越正味財産額			173,556
次期繰越正味財産額			362,717

計算書類の注記

1. 重要な会計方針
　財務諸表の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日　2011年11月20日一部改正NPO法人会計基準協会)によっています。

2. 事業別損益の状況
　事業別損益の状況は以下の通りです。

（単位：円）

科目	体操指導事業	研究開発事業	指導者養成事業	支援事業	事業部門計	管理部門	合計
Ⅰ.経常収益							
1.受取会費	214,000	0	0	0	820,000	126,000	946,000
2.受取寄附金	643,750	0	0	300	644,050	593,000	1,237,050
3.事業収益	7,841,126	31,900	242,000	325,730	8,440,756	0	8,440,756
4.その他収益	0	0	0	0	0	29,326	29,326
経常収益計	8,698,876	31,900	242,000	326,030	9,904,806	748,326	10,653,132
Ⅱ.経常費用							
(1)人件費							
給料手当	7,246,179	441,020	177,775	90,350	7,955,324	1,096,336	9,051,660
福利厚生費	0	0	0	0	0	60,656	60,656
人件費計	7,246,179	441,020	177,775	90,350	7,955,324	1,156,992	9,112,316
(2)その他経費	0						
旅費交通費	7,808	0	0	0	7,808	12,670	20,478
会場費	0	1,300	5,100	0	6,400	0	6,400
教材費	10,366	83,480	401	244,696	338,943	0	338,943
通信費	0	0	0	0	0	143,979	143,979
活動推進費	0	0	0	34,089	34,089	0	34,089
関係先負担金	0	0	0	139,145	139,145	0	139,145
会議費	0	0	0	0	0	480	480
保険料	6,870	0	0	0	6,870	0	6,870
消耗品費	0	0	0	0	0	35,804	35,804
什器備品費	0	0	0	0	0	173,029	173,029
維持費	0	0	0	0	0	22,624	22,624
家賃	286,275	17,423	7,023	3,570	314,291	45,709	360,000
光熱水費	0	0	0	0	0	60,000	60,000
手数料	0	0	0	0	0	1,842	1,842
租税公課	0	0	0	0	0	800	800
教育費	0	0	0	0	0	4,452	4,452
雑費	0	0	0	0	0	2,720	2,720
その他経費計	311,319	102,203	12,524	421,500	847,546	504,109	1,351,655
経常費用計	7,557,498	543,223	190,299	511,850	8,802,870	1,661,101	10,463,971
当期経常増減額	1,141,378	△ 511,323	51,701	△ 185,820	495,936	△ 912,775	189,161

3. その他特定非営利活動法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項
・事業費と管理費の按分方法
　各事業の経費及び事業費と管理費に共通する経費のうち、家賃については従事割合に基づき按分しています。

特定非営利活動法人
健康体操指導ワーカーズ

財産目録

平成27年3月31日現在

単位:円

科　　目	金　　額		
Ⅰ　資産の部			
1. 流動資産			
現　金	0		
普通預金			
多摩信用金庫／恋ヶ窪支店	464,812		
ゆうちょ銀行　通常貯金	707,081		
仮払金			
平成27年度費用(Lホール使用料)	14,000		
流動資産合計		1,185,893	
2. 固定資産			
出資金 (東京ワーカーズ・コレクティブ協働組合)	30,000		
固定資産合計		30,000	
資　産　合　計			1,215,893
Ⅱ　負債の部			
1. 流動負債			
未払費用			
①3月分給料	774,544		
②家賃等	35,000		
預り金　源泉税預り金	43,632		
流動負債合計		853,176	
負　債　合　計			853,176
正　味　財　産			362,717

平成27年度 活動予算書

平成２７年度　４月　１日から　平成２８年　３月３１日まで

特定非営利活動法人　健康体操指導ワーカーズ

（単位：円）

科　　目	金　額	備考
Ⅰ　経常収益の部		
1　受取会費		
正会員受取入会金	20,000	入会金　@10,000×　2名
正会員受取年会費	96,000	年会費　@ 6,000×　16名
賛助団体会員受取入会金	10,000	入会金　@10,000×　1件
賛助個人受取入会金	250,000	個人入会金　@ 2,000×　125名
賛助団体会員受取年会費	18,000	団体年会費　@ 6,000×　3件
賛助個人会員受取年会費	600,000	個人年会費　@ 1,200×　500名
受取会費　計	994,000	
2　受取寄附金		
個人受取寄附金	300,000	
その他受取寄附金	700,000	自主グループより
受取寄附金　計	1,000,000	
3　事業収益		
①体操指導事業	8,565,200	43グループ
②研究開発事業	114,000	健康づくりノート
③指導者養成事業	200,000	養成講座・公認指導員登録更新
④支援事業	289,800	ボール・セラバンド
事業収益　計	9,169,000	
5　その他収益		
受取利息	0	ゆうちょ銀行・多摩信普通預金利息
その他収入	65,000	WNJ全国大会補助金・ﾌｫｰﾗﾑ共催金
その他収益　計	65,000	
経常収益計（A）	11,228,000	
Ⅱ　経常費用の部		
1　事業費		
(1)人件費		
給料手当	8,495,700	
法定福利費	10,000	労災保険
人件費計	8,505,700	
(2)その他経費		
旅費交通費	5,100	
会場費	30,000	養成講座等会場費
教材費	415,400	体操冊子製作費・ﾎﾞｰﾙ･ｾﾗﾊﾞﾝﾄﾞ等仕入
活動推進費	155,300	ﾌｫｰﾗﾑ開催・コピー用紙等
関係先負担金	135,500	東京W.CO賦課金・あおぞら年会費等
保険料	7,000	賠償責任保険
家賃	312,100	30,000円×12か月　管理費と按分
その他経費計	1,060,400	
事業費　計	9,566,100	
2　管理費		
(1)人件費		
事務局人件費	1,295,000	
福利厚生費	85,000	東京W.CO共済会費
人件費計	1,380,000	
(2)その他経費		
旅費交通費	15,000	東京W.CO、その他外部会議等交通費
通信費	140,000	電話代、インターネット通信料等
会議費	2,000	総会費用
消耗品費	30,000	文房具、プリンタトナー等
什器備品費	0	パソコン・プリンター・会計ソフト
維持費	15,000	サーバー使用料・デッキ修理
家賃	47,900	30,000円×12か月　事業費と按分
光熱水費	60,000	5,000円×12か月
支払い手数料	2,000	振込手数料等
租税公課	51,000	国分寺市市民税均等割り・収入印紙
教育費	5,000	書籍代
雑費	2,000	
その他経費計	369,900	
管理費　計	1,749,900	
経常費用計(B)	11,316,000	
当期正味財産増減額(A)-(B)	-88,000	
前期繰越正味財産額(C)	362,717	
次期繰越正味財産額(A)-(B)+(C)	274,717	

団体概要

設立）2002年6月…ﾜｰｶｰｽﾞ･ｺﾚｸﾃｨﾌﾞ健康体操指導ワーカーズ
2006年2月…NPO法人 健康体操指導ワーカーズ

組織）本部…国分寺
支部…青梅　武蔵村山
グループ…木更津（千葉県）

事業）

■自主クラブ指導
- 自立生活体操クラブ：国分寺…23 青梅…1 武蔵村山…2
- 健康体操クラブ：国分寺…5
- シェイプアップクラブ：国分寺…1
- 親子体操クラブ：国分寺…1

■現在までの受託事業
1. 国分寺市提案型協働事業
   「身体活動を習慣化させる介護予防体操教室」
2. 国分寺市高齢者生きがい創作活動等支援事業
   練馬区転倒予防のための体力づくり教室事業
   練馬区高齢者筋力向上トレーニング事業
5. 杉並区ゆうゆう桃井・上荻・高井戸西館協働事業
6. 国分寺市さわやかシニア体操協働事業
7. 三多摩医療生協くにたち南診療所
8. 立川二中総合学習（高齢者の健康体操）
9. 生活クラブ・エッコロ共済（健康体操・親子体操）
10. ﾜｰｶｰｽﾞ･ｺﾚｸﾃｨﾌﾞ（腰痛予防体操）東京・埼玉・千葉
11. NPO法人（ACTたすけあい・シニアメイトサービス）

■指導員の有資格
- 保健体育教諭免許
- 健康運動指導士
- 健康運動実践指導者
- 介護予防運動指導員
- 日本体育協会公認スポーツリーダー
- ADL対応型高齢者体操公認指導者
- 介護福祉士・社会福祉士・ヘルパー２級
- 保育士・看護士・管理栄養士
- 自立生活体操公認指導員

健康体操指導ワーカーズが楽しくリードします!

健康づくりのためには、身体を動かすことが必要だという情報はあふれていますが、実際にはどうすればよいのかがわからず、また、一人では長続きしないのが実態です。しかし、本来年齢や体力に合った運動は、心身をリフレッシュさせる効果があり、生活習慣化されてこそ、自分のものになります。

私たちは、誰もが身近で気軽に身体を動かす場をつくり出し、仲間と楽しく続けることで生活の質を高めるお手伝いをしています。

また、自立した高齢者が、高齢者を支える地域福祉づくりの活動も広げています。

○会員の募集
- 正 会 員　入会金…10,000円　年会費…6,000円
- 賛助会員
  （個人）入会金…2,000円　年会費…1,200円
  （団体）入会金…10,000円　年会費…6,000円
  （１口以上）

特定非営利活動法人
健 康 体 操 指 導 ワーカーズ
理事長　小川葉子

〒185-0003 東京都国分寺市戸倉４-10-52
TEL/FAX：042-329-1227
Eメール：taisou.w@jcom.home.ne.jp
http://taisou-w.com

NPO法人

健康体操指導ワーカーズ

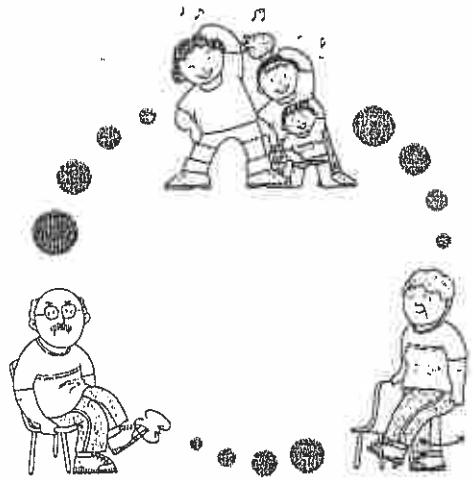

高齢者から子どもまで
体力に応じた体操を
正しく指導し
健康づくりを応援します

NPO法人健康体操指導ワーカーズ
6つの事業

1.高齢者の介護予防のための自立生活体操

自立生活体操は福祉先進国スウェーデンで半世紀前から行われているＰＧ（年金受給者の体操）を基本に、有酸素運動：筋力トレーニング・ストレッチ・日常動作訓練などを総合的に行えるよう健康体操指導ワーカーズが独自に考案した体操です。

●加齢による身体の変化
骨はもろく関節は軟骨が薄くなり、腰椎は柔軟性が失われ筋肉は細くなってきます。また心臓や血管は弾力性がなくなり、肺は酸素を取り入れにくくなることにより、さまざまな病気や障害が出てきます。

○身体を正しく動かすことの効果
筋や骨組織の再生能力を高め、栄養と酸素を含んだ血液を全身にいきわたらせることにより細胞の質の低下や萎縮を防ぎ、日常動作能力の回復などでQOL(生活の質)を高めることができます。

〈自立生活体操の特徴〉
- 椅子やボール、セラバンドを使って無理なく
- 音楽に乗せて誰もが気持ちよく楽しく
- 一人ひとりの自立度（ADL）に合わせた工夫
- 吐く息を強調した呼吸法を用いている
- 高齢者に適さない動きを除いている
- グループで行いコミュニケーションを大事に

2.生活習慣病予防の健康体操

過食や運動不足、喫煙などのライフスタイルにより年令を問わず内臓脂肪が高く問題を起こしています。簡単で楽しいエアロビクス（50%VO_2max）で無理なく体脂肪を減らし筋力をつけ肥満にならない体質に変えていきます。

日本は世界の長寿国になりましたが
健康で過ごせる年齢は
寿命より7才も低いと言われています。

健康を維持するためには
身体の変化に対し正しく身体を動かし
それを日常生活の中で
習慣化していくことが必要です。

＊自主グループの指導をします
＊行政からの委託を受けます
＊効果の上がる協働事業を提案します
＊デイサービスなどに出張します
＊健康講座の講師を引き受けます

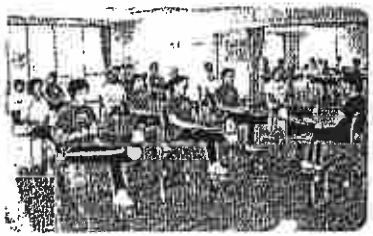
◀セラバンドを使った筋力トレーニング

◀ボールを使った筋力トレーニング

3.子育て支援の親子体操

子どもと一緒に遊びながら動き、子ども達が遊び始めたらお母さんはエアロビクスで身体も心もリフレッシュ！

4.指導者養成講座の開催

自立生活体操公認指導員養成講座を開催し、高齢者の健康維持の体操を正しく身につけ、地域に広げる指導者を養成しています。

養成講座（基礎編・応用編・公認編・テスト 17時間）
・スキルアップのフォロー講座も常時開設

介護施設で行う自立生活体操養成講座、自立生活体操ボランティアリーダー養成講座もあります。

5.健康づくりの体操に関する研究開発

健康づくりの体操に関する研究とプログラム開発のため自立生活体操研究会を年２回開催しています。
また、介護予防サービスの筋力トレーニングを機械に頼らず、ボールやセラバンドを使って集団で行える体操や家庭でも出来る「健康づくりノート」、運動機能向上の評価が出せる測定プログラムもつくっています。

6.自主グループづくりの支援

誰もが気軽に健康づくりが出来るように、身近で体操するグループをつくることや、各地に指導者グループの「健康体操指導ワーカーズ」をつくる支援をしています。

支部設立講座（起業編・地域別編 10時間）

＝国分寺市地域福祉計画・健康増進計画策定＝

健康づくりフォーラム

皆の支え合いで健康づくり

皆の支え合いで国分寺市民の健康寿命を延すことをめざします
市民のみなさんの参画で開催

国分寺市では「健康で文化的な都市・住み続けたいまち、ふるさと国分寺」をかかげ、昨年末に国分寺市地域福祉計画・健康増進計画が初めて策定されました。

私たち NPO 法人健康体操指導ワーカーズは設立以来、運動を生活の中に習慣化することで健康寿命を延ばし、自分らしく生きることのお手伝いを続けてきました。今回、公募委員として計画づくりに参加させていただき、アンケートから働き盛り世代は健康づくりが取り組みにくいことがわかりました。このままでは医療費・介護費が嵩むのが目に見えています。健康増進計画策定にご尽力をいただいた方々をお招きし、一人ではなかなか出来ない「健康づくり」を市民同士や市と市民との協働であれば出来ることのヒントを見つけます。

日時　6月14日(日)　13:30～15:30

場所　国分寺Ｌホール JR 国分寺駅ビル８階

会場で保育あります

第１部　基調講演　「特徴ある国分寺市の健康増進計画」
策定委員・部会長　堀口逸子(医学博士)
国立大学法人長崎大学広報戦略本部准教授
休　憩　楽しい健康づくり体操体験

第２部　パネルディスカッション「皆の支え合いでつくる健康づくり」
コーディネーター　堀口　逸子（医学博士）　長崎大学准教授
パネラー　小川　葉子（NPO 法人健康体操指導ワーカーズ理事長）
（部会委員）　葉原たか子（NPO 法人冒険遊び場の会カウンセラー）
大橋　俊郎（国分寺市老人クラブ連合会会長）
長谷部豊子（国分寺市障害者団体連絡協議会理事）
有賀真由美（国分寺市福祉保健部健康推進課　課長）

主催：ＮＰＯ法人健康体操指導ワーカーズ
共催：自立生活体操をひろめる会・自立生活体操研究会
後援：国分寺市　　協力：NPO 法人ワーカーズ風ぐるま(保育)

保育申し込み　6月12日(金)まで電話で　042-329-1227

様式第１号（市民活動団体提案事業）

国分寺市
27.9.4
収受

平成27年度募集国分寺市提案型協働事業「提案書」

平成　27年　　9月　　4日

国分寺市長　井澤　邦夫　様

事務所の所在地　国分寺市[redacted]

団　体　名　　まちのおやこテーブル

代表者氏名　　小林　洋子[redacted]

次のとおり提案します。なお、会員名簿・担当者連絡先を除き公開を承諾します。

1　提案事業名	場所を持たない親子の場づくり（国分寺モデル）事業
2　提案事業予算	1,023,200（うち委託金838,200）円
3　提案理由	第２子の育児休業をきっかけに、自らの状況や独自調査（「共働きの母親の現状調査」参照）から子育て中の共働き女性が職場と地域の両方において人間関係が希薄化していることに着目し（孤育て状況）、共働きの子育てに欠かせない人間関係を地域で作る場を生み出すことを着想。本業を辞めずにできる方法を検討した結果、国分寺の子育てや暮らしに関する情報サイト「ぶんハピねっと」のリポーターとなり取材等を通じて地域の人間関係を作り、カフェやNPO法人の空き時間に場所を借りることで、常設店舗を構えることなくコンパクトかつ柔軟に運営する方法を創出した。 これまで「まちのおやこテーブル」の活動を通して、①多忙な共働き世帯だからこそ、お迎え後の育児と家事に追われて慌ただしい平日夜に「ちょっとした息抜き」がある日常と必要以上の気兼ねをすることなく子連れで食事ができる場、大人だけでなく子どもも楽しめる場へのニーズがあること、②他の家庭の子育ての様子を聞く、子どもも楽しい時間を過ごせることによる「罪悪感のない解放感」と普段は話すことのない人と話し地域のイベントや活動を知ることによる「地域との出会い」の場が求められており、参加することで明日も頑張る元気が得られること、③カフェ店主やNPO法人と関係を作ることで、常設の場所を自前で持つことなく比較的手軽にかつ開催頻度等を柔軟に行うことができること（場所を持たない場づくり）及びそれにより子育て中の働く親でも場の運営ができること、④子育て中の親がサービスを受ける「お客様」ではなく、一緒に場づくりをする「仲間」として地域への主体的な関わ

	りが生まれること、また子どもも年齢に応じたお手伝いをすることで参加者の役割を果たすことができること、⑤場所を持たなくても定期開催をするようになると場が日常化され、「顔の見える関係」を作るきっかけになりやすいことを確認することができた。また、子育て中の親や保育資格を持つ人に自分の暮らす地域で「まちのおやこテーブル」を自ら実践してみたいというニーズがあることも判明した。 子育てと仕事の両立支援、子育て中の親の仲間づくり、子どもの成長に適した居場所づくり、より多くの市民が参加することによるコミュニティーの活性化は市が目指す施策であることに加え、人口減少社会における地方創生や女性が輝く社会づくり等の国の政策にも合致することから、提案型協働事業として提案するに至った。
4　事業概要 （400 字程度で記入してください）	地域で何かやりたいが積極的に行動することができていない層が、市内の商店や住宅の一部など既存のスペースを活用して「まちのおやこテーブル」を実践することで、地域でやりたいことを実現すること（地域デビュー）を支援する。これにより、新たな地域コミュニティーの担い手の掘り起しと国分寺市内の複数の地区で子育て中の親子が気軽に集える新たな場を創出する。 具体的には、以下の内容を実施する。 I.　シンポジウムを開催して場所を持たない場づくりの事例及び「まちのおやこテーブル」の活動を広く市民に紹介する。 II.　地域で何かやりたいが積極的に行動することができていない層（ターゲット層として、子育て中で就業していない女性、国分寺市内や近隣に住む保育士、大学生、商店主・事業主を想定）に対して、自分が暮らす地区で第一歩を踏み出してみたい人を募集する。 III. 応募者に対して連続ワークショップ（以下、WS という）を開催し、応募者が自分の暮らす地区で「まちのおやこテーブル」を開催するための実践的な支援を行う。 IV. 市内の各地区で「まちのおやこテーブル」を同時期に一斉開催する。 V. 受講者による WS を行い、実施内容を振り返り、場の継続に向けた課題や考えられる対策を考え、新たな場の継続運営を目指す。

様式第２号-1（市民活動団体提案事業）

団体名　　まちのおやこテーブル

1　事業目的 （①解決する社会問題，②事業の対象，③何を実施するか，④到達点　を記入してください）	①地域の子育て力が低下し、地域の担い手に固定化傾向が見られるなか、働く子育て中の女性支援のための地域ぐるみの子育てをどう実現するかという問題に対し、②地域で何かやりたいが積極的に行動することができていない層（既存の地域活動、まちづくりへの参加や自ら起業することはハードルが高いと感じている　※ターゲット層として、子育て中で就業していない女性、国分寺市内や近隣に住む保育士、大学生、商店主・事業主を想定）に対して、③市内の地域資源の活用と人間関係を基礎とする新たな親子の場を創出する事業を実施する。④WS の参加者が事業後も活動を継続する意思を持つこと、地域の人間関係を形成・活用することで無理なく運営するやり方をモデル化（国分寺モデル）することを１年間の到達点とする。国分寺モデルにより、「家族以外に地域に頼れる人がいる」子育て中の女性の数の増加、地域づくりに主体的に関わる市民の多様化及び地域に参加する市民の割合の向上を将来的な目標とする。
2　事業内容 （当該事業で具体的に何を行うか記入してください。）	I　シンポジウム 主な対象：市民および国分寺市内で働く、学ぶ人 1．国分寺市内の事例紹介～まち暮らしが始まっている（西国図書室篠原氏、他２名を想定） 2．新しい地域ぐるみの子育ての場 ・まちのおやこテーブルの紹介（小林洋子） ・関わってみた感想（カフェスタッフ、運営側参加者（まちのおやこテーブル役員を想定）） ・子育ちの観点から見たまちのおやこテーブル（深津高子） ※週末３時間程度を想定、参加費は無料 ※希望者に託児サービス提供（託児代の一部は参加者負担） II　募集 ・まちのおやこテーブルの実践に関心がある市民等の募集（場の運営希望者） ・主な対象：子育て中の親、保育士、大学生、場所のオーナー（店主、自宅開放に関心がある市民等） III　場づくりに関心がある市民向け WS 自分の暮らす地区でまちのおやこテーブルを実践してみたい方向けの WS ※自ら場を創出する意思のある方が参加することが狙いのため、敢えて無料ではなく自己負担を求める（4 回で 5,000 円を想定） ※平日夜と週末を組み合わせた日程に開催し、各回３時間程度を想定 ※希望者に託児サービス提供（託児代の一部は参加者負担） 1．まちのおやこテーブルの作り方

	・ 講師：まちのおやこテーブル代表小林洋子、他役員を想定 2．私のまちのおやこテーブルをデザインする①～場の作り方 ・ コミュニティスペースの作り方 （講師：NPO 法人 Mystyle@代表理事 竹内千尋恵氏を想定） ・ 想定する参加者や場所候補へのアプローチ方法を考えてみる 3．私のまちのおやこテーブルをデザインする②～子どもとの関わり方 ・ キッズスペースの作り方とお手伝いの声かけのヒント （講師：保育アドバイザー、国際モンテッソーリ協会元理事 まちのおやこテーブル役員　深津高子） ・ キッズスペース体験（おもちゃを用意し、子どもと遊んでみる） 4．イベントの実践プランを磨く ・ 各受講者がイベント実践に向けた準備状況を報告するとともに、実践プランを発表、講師や参加者とのディスカッションを通じてプランの実効性向上を図る ・ 講師は、竹内氏とまちのおやこテーブル役員（小林、深津を想定） IV　イベント実践（国分寺まちのおやこテーブルウィーク（仮称）） ・ 同じ時期に受講者による「まちのおやこテーブル」を一斉実施 ※募集対象を絞るかは受講者が決定、子育て中の親子は含めることは条件とする ※イベント開催サポート費 3,000 円を開催者が負担することを想定 ※提案団体によるサポートとして、以下を想定 ①イベント開催の手引きの提供 イベント開催準備から運営当日までのポイントを記載したもの ※東京都地域中小企業応援ファンド事業助成事業で作成した運営要領第 1.0 版を改訂し提供する予定 ②広報サポート 市報、チラシ、Facebook、ぶんハピねっと等で全体スケジュール、開催タイトル、日時、開催場所、申し込み方法を告知し、集客を支援する ③子どもの見守りサポート 子どもは親の責任で参加しつつ、参加した大人全員で参加した子ども全員をお互いに見守る場とすることを基本とするが、初対面の子どもにどう接したらいいか悩むことが考えられる。円滑かつ効果的な見守りの実践体験ができるよう、各開催場所に保育の経験者が一名参加するよう支援する（保育サービスの提供ではない） ※保育の経験者の参加費は各開催者が負担する ④相談窓口 イベント開催に際しての相談をメールにて受け付ける ※参加費・実施場所・時間帯等の開催内容の決定、集客、当日の準備、運営はイベント開催者が行う

	※行事保険に加入、参加者のアレルギー対応の要否の確認、参加者アンケート（項目は各会場共通）の一次集計、実施報告書の作成を開催の実施条件に含める V　振り返り WS ・　実施課題、継続に向けて必要なこと ※受講者、講師（竹内氏、深津、小林）を交えて振り返りを行い、事業終了後の継続運営を支援する
3　事業計画案（事業の実施スケジュールを記入してください）	4 月　契約締結、協働の詳細打ち合わせ 6 月　シンポジウム告知、準備 7 月　シンポジウム 8 月　場づくり希望者の募集 9 月　受講者選定、日程等案内、WS 準備 10 月　WS 第 1 回、第 2 回 11 月　WS 第 3 回、第 4 回 12 月　受講者が実践するイベント広報 1 月　市内各所で同時期にイベント開催（国分寺まちのおやこテーブルウィーク（仮称）） 2 月　受講者による実践振り返り、参加者アンケート取りまとめ 3 月　内部評価（成果・課題の検討）、事業報告書取りまとめ

様式第２号-2（市民活動団体提案事業）

団体名　　まちのおやこテーブル

4　事業の対象 （地域、対象者、対象総人数等を具体的に）	• シンポジウム ➢ 市民および国分寺市内で働く人、学ぶ人 100 名程度の集客を想定 ➢ 参加費は無料 • WS ➢ 子育て中の親、保育士、大学生、店主や自宅の一部を地域に開放することに関心がある市民等をターゲット層として想定 ➢ 10-20 名程度の受講者、市内 10 か所程度の場の創出を目標とする ※シンポジウム、WS はいずれも希望者に託児サービスを提供する（民間サービスとボランティアの組み合わせによる提供を想定。ファミリーサポートの利用体験の機会とするためファミリーサポート援助会員に協力をしてもらうことも考えられる） ※おもちゃの持ち寄り、絵本の読み聞かせボランティアを募集する等により、託児関係費を抑える工夫をする
5　事業の実施場所	• シンポジウム：市内の公的施設にて実施 • WS：市内の公的施設にて実施 • 実践場所の選定は、基本的には応募者の暮らす地区にあり、応募者が協力を依頼しやすい場所で応募者自ら獲得することを想定。担当課と協議の上、場所候補の目安を立てたり協力依頼を別途行う等、提案団体が応募者の場所獲得の支援をすることも考えられる
6　役割分担 （具体的に）	＜提案団体が担う役割＞ シンポジウム、WS の企画、広報用のチラシ（案）作成、協力依頼、当日の運営、記録（案）の作成・報告、受講者の実践支援、参加者アンケートの集計（案）（※個別のイベント会場の集計は受講者が行う）、報告書（案）の取りまとめ、希望する受講者のネットワーク化 ※作成した各種（案）について両者協議のうえ内容を確定する。
	＜市が担う役割＞ 市の支援を受けている方等、興味はあるが参加するのに勇気がいると想定される層を含めた参加層の拡大に向けたアドバイス、シンポジウム・WS の会場確保、チラシ配架・市報掲載・関係団体への周知、実践に関心があると想定される市民や店主・大学の教授等あるいはそのような市民等が参加している団体等の紹介可能性検討、シンポジウム・WS 開催日の託児ボランティア募集広報、ファミリーサポート援助会員の協力可能性検討
7　成果指標等 （事業成功のポイントや，目標）	• イベントに子育て中の親子が参加し、親子ともに満足していること、場の継続を望んでいること、参加した子どもが年齢に応じたお手伝いにより場の一員として関われたこと（参加者アンケート分析による） • これまで市民活動に主体的に参加していなかった層がイベント実

	践者に含まれていること、イベントを開催した市民がイベント開催をきっかけに市内に新たなつながりが生まれたと感じること、これからも場の運営を継続する意思を持つこと
8　市と協働する意義及び必要性，協働による相乗効果	第四次長期総合計画において「地域が子育てする力を再構築」（重点目標）、「子育て中の親の仲間づくりを支援」（個別目標）が目標に挙げられている通り、核家族化の進行、近隣関係の希薄化が進む中で、子育て世帯の孤立化を防ぐ必要がある。 また、「より多くの市民が参加してコミュニティが活性化しているまちをつくる」（重点目標）が目標に掲げられているように、人口減少社会で税収が右肩上がりで増えることが期待できず、市民のニーズが多様化する中、行政主導ではなく市民が地域コミュニティーに主体的に参加し地域課題を解決していくパートナーとなることが期待されている。他方、地域に参加する層の固定化傾向が指摘されている。 当団体の課題の一つとして、中心的な参加者が顔見知りによるロコミやホームページや Facebook 等の情報発信に反応する子育て中の親のため、市の支援を受けている方等興味はあるが参加するのに勇気がいると想定される層を含めた参加層の拡大があり、市と協働することで助言が得られることが期待される。 本事業を協働で行うことにより、子育て中の親子のための新たな場の創出、場に参加する参加者層の拡大、地域コミュニティーの担い手の多様化による地域コミュニティーの活性化、ひいては「子育てしやすく、住み続けたいまち」として国分寺市の定住人口の増加に寄与することが期待できる。
9　事業実施後の展開（事業終了後どのような展望があるか）	事業実施後は、希望する本事業の WS 参加者にパートナー会員として加わってもらうことで、パートナー会員間の経験交流等により本事業を通じて創出した場の継続運営を支援する。また、本事業の実践経験を踏まえてイベント開催の手引きを改訂し、市内の他の希望者や他の地域での立ち上げ希望者を支援するとともに、国分寺モデルを他の自治体へ紹介、同種の事業実施を支援することで、国分寺の地域づくりを広く発信するとともに国分寺モデルの普及を目指す。 市に対しては、「まちのおやこテーブル」を実践している場を子育て中の親子の居場所として国分寺市が認定することに向けた検討を期待する（「ホッとおれんじこくぶんじ」への掲載等）。常設以外の場であっても「子育て中の親子にやさしい場」として可視化されることにより、国分寺市が「子育てしやすいまち」であることが市民及び対外的に伝わりやすくなると考える。

様式第３号　　団体名　まちのおやこテーブル
（市民活動団体提案事業）

提案事業収支予算書

（収入の部）

区分	予算額	摘要
委託金	838,200 円	
WS 参加費	100,000 円	5,000 円 x20 名
託児費	55,000 円	1,000 円 x55 名（シンポジウム 30 名、WS 各回 5 名、振り返り WS5 名） ※参加者負担分は一部を想定
イベント開催サポート費	30,000 円	3,000 円 x10 名
合　計	1,023,200 円	

（支出の部）

区分	予算額	摘要
人件費	586,700 円	人件費計
➢ シンポジウム	74,140 円	•企画:910 円 x7hx1 人,1200 円 x8.5hx2 人,2500 円 x2hx1 人 •事前準備: 910 円 x7hx1 人, 1200 円 x7hx1 人 •実施: 910 円 x5hx2 人,1200 円 x5hx1 人,2500 円 x5hx1 人
➢ 募集	88,540 円	•企画: 910 円 x7hx1 人,1,200 円 x7hx2 人,2500 円 x7hx1 人 •事前準備: 910 円 x10hx1 人,1200 円 x10hx2 人 •実施: 910 円 x7hx1 人,1200 円 x7hx1 人
➢ WS（計 4 回）	222,650 円	•企画: 910 円 x20hx1 人,1200 円 x30hx2 人,2500 円 x10hx1 人 •事前準備: 910 円 x5hx1 人, 1200 円 x10hx1 人 •実施: 910 円 x20hx2 人,1200 円 x20hx1 人,1200 円 x15hx1 人,2500 円 x5hx1 人
➢ イベント実践	91,100 円	•実施支援: 910 円 x10hx1 人,1200 円 x10hx2 人 2500 円 x5hx1 人 •当日立ち会い: 910 円 x5hx10 ヶ所 x1 人

➢ 振り返り WS	49,400 円	•企画: 910 円 x2hx1 人, 1200 円 x7hx1 人, 2500 円 x2hx1 人 •事前準備: 910 円 x3hx1 人, 1200 円 x7hx1 人 •実施: 910 円 x5hx1 人, 1200 円 x5hx1 人, 2500 円 x5hx1 人
➢ 報告書作成	60,870 円	•910 円 x7hx1 人、1200 円 x17.5hx2 人, 2,500 円 x5hx1 人
報償費	259,500 円	•講師謝礼:11,500 円 x3h×3 名×1 回(シンポジウム), 11,500 円×3h×1 名×2 回 (WS), 11,500 円×3h×1 名×1 回 (振り返り WS) •託児代 : 2,500 円 x3h (シンポジウム 2 名, WS 各 1 名, 振り返り WS 1 名)
デザイン・印刷代 (チラシ用)	45,000 円	•シンポジウム : 1,000 部 •WS500 部
消耗品費	19,000 円	•シンポジウム・WS 配布資料用 (A4 用紙代 (3 箱), インク代 (カラー1 箱, 黒 2 箱)) •シンポジウムや WS 事務用品 •託児時のおもちゃ代 (折り紙, お絵かき帳, クレヨン等)
保険料	15,000 円	行事保険 (シンポジウム, 実践 10 か所)
交通費	5,000 円	講師交通費、講師打ち合わせ
諸経費	93,000 円	
合 計	1,023,200 円	

※事業経費については、国分寺市・まちのおやこテーブル両者協議のうえ必要に応じて調整する用意がある。

様式第４号（市民活動団体提案事業）

団　体　概　要　書

※　枠の大きさは、字数制限を表すものではありません。枠を広げて必要な事項を記入してください。
　ただし、簡潔に分かりやすく記入してください。

団体の名称	(ﾌﾘｶﾞﾅ)マチノオヤコテーブル まちのおやこテーブル		
所在地	〒　185－[redacted] 東京都国分寺市[redacted]		
設立年月日	2015 年　　7 月		
会員の状況	会員数　　7 人・　　0 団体 （内国分寺市民　　6 人）	年会費	無料（申請時点）
	賛助会員数　　0 人 0 団体	年会費	無料（申請時点）
活動目的	『子どものいる人も　いない人も　みーんな「まちのおや」 この辺りに住む子どもたちは　みーんな「まちのこども」』 をコンセプトに、国分寺市近辺に暮らす子育て中の親子とまちに暮らす人が主に平日夜に集い共に食事をしながら交流する場「まちのおやこテーブル」を運営している。親は自分の子以外の地域の子の育ちに関わり、地域の大人は自らの子供の有無に関わらず地域の子どもの育ちに関わり、子どもは自分の親以外の地域の大人と関わり多様な価値観に自然に接しながら育つ地域コミュニティーの形成を目指しており、このようなコミュニティーの存在が子育てしながら自分らしく働く社会の実現に寄与すると考え活動している。		
活動内容・活動実績 （既に協働による委託事業等の実績がある場合には、委託事業名、委託契約先名、委託時期を記入して下さい。）	会員の多くが働きながら、子育てしながら活動を行っている。国分寺市内のカフェやNPO法人の事務所の空き時間に場所を借りて実施することで、常設店舗を構えることなくコンパクトかつ柔軟に運営している。キッズスペースを設けることで大人だけでなく子どもも楽しめる場としている。当日は参加者全員ができることをやる「もちより式」で、「主催者」「お客様」の関係ではなくみんなで場を作るフラットな関係で場を運営している。子どもも年齢に応じたお手伝いをし、場を作る仲間として活躍している。※イベント参加には会員資格は不要（会員はより良い場を企画する仲間） 2013 年 12 月　活動開始 2014 年 8 月　平成 26 年度第 1 回　東京都地域中小企業応援ファンド事業助成事業に採択（2015 年 3 月助成期間終了） 2015 年 7 月　任意団体設立		
ホームページ	https://www.facebook.com/machino.oyako.table		
担当者連絡先	氏名 [redacted]　（役職）[redacted]		
	住所 [redacted]		
	電話 [redacted]　ＦＡＸ [redacted]		
	Ｅメール [redacted]		

まちのおやこテーブル規約

（名称）

第１条　本会の名称を「まちのおやこテーブル」と称する。

（事務所）

第２条　本会の事務所は、代表宅とする。

（目的）

第３条　本会は、親が自分の子ども以外の地域の子どもの育ちに関わり、地域の大人は自らの子どもの有無に関わらず地域の子どもの育ちに関わり、子どもは自分の親以外の地域の大人と関わることで、多様な価値観に自然に接しながら育つ地域コミュニティの形成、またこれにより子育てしながら自分らしく働く社会の実現に寄与することを目的とする。

（活動・事業の種類）

第４条　本会は、第３条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

（１）食を通じて地域の大人と子どもが集う場「まちのおやこテーブル」の運営

（２）特定の地域における「まちのおやこテーブル」立ち上げ支援

（３）情報発信を通じた普及活動

（４）調査・コンサルティング

（５）その他、目的の達成に資する活動

（会員）

第５条　本会の会員は、次の３種類とする。

（１）正会員は、この会の目的に賛同し、この会の活動及び事業を推進するために入会する者

（２）パートナー会員は、この会の目的に賛同し、この会の活動及び事業を特定の地域において行うために入会し、この会の活動及び事業の普及に貢献する者

（３）賛助会員は、この会の目的に賛同し、この会の活動及び事業を賛助するために入会する者

（入会）

第６条　会員の入会について、特に条件は定めない。

２．会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書により代表に提出し、代表に申し込むものとする。

（会費）

第７条　会員は、役員会において別に定める会費を納入しなければならない。

（退会）

第８条　会員は、別に定める退会届を代表に提出して、任意に退会することができる。

２．会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

（１）正当な理由なく会費を１か月以上滞納し、催促を受けてもそれに応じず、納入しないとき

（役員）

第９条　本会に次の役員を置き、役員の中から次のものを選任する。

（１）代表

（２）副代表

（３）会計

（会議）

第１０条　本会の会議は総会と役員会とする。

２．総会は、会員で構成され年１回開催するものとする。

３．運営会議は、役員が本会の運営を行うために必要があるときに開催する。

４．本会の会議は、それぞれの定数の過半数の出席で成立する。

（事業年度）

第１１条　本会の事業年度は、１月１日から１２月３１日までとする。

（変更）

第１２条　この会則は、総会において、出席者の三分の二以上の承認があれば変更できる。

附則

１　この会則は、平成２７年７月から執行する。

改訂履歴

・平成27年７月（新規作成）

# まちのおやこテーブル　収支決算書
2014年度(2014.1.1-2014.12.31)

収入の部			
項目	#	金額	備考
参加費	1	27,500	1回分(助成対象事業のため1回は無料で実施)
合計	2	27,500	

支出の部			
項目	#	金額	備考
売上原価	3	58,213	
食材費	4	58,213	2回分
経費	5	199,191	
外注工賃	6	128,516	デザイン費(ロゴ、チラシ、ショップカード)
地代家賃	7	1,000	場所代
旅費交通費	8	5,350	
広告宣伝費	9	25,465	
消耗品費	10	38,860	文房具、備品、キッズスペース用おもちゃ
合計	11	257,404	

まちのおやこテーブル　収支予算書
2015年度(2015.1.1-2015.12.31)

収入の部			
項目	#	金額	備考
参加費	1	100,700	5回(助成対象期間の1回は無料で実施)
助成金	2	87,000	
合計	3	187,700	

支出の部			
項目	#	金額	備考
売上原価	4	98,000	
食材費	5	98,000	5回
経費	6	81,960	
外注工賃	7	20,000	デザイン費
地代家賃	8	16,960	場所代
旅費交通費	9	10,000	
広告宣伝費	10	30,000	ショップカード増刷、イベント案内のための会費
消耗品費	11	5,000	文房具、備品
支払手数料	12	40,000	専門家相談料、講師代
雑費	13	10,000	
合計	14	179,960	

＜代表略歴＞

小林　洋子

任意団体　まちおやこテーブル代表、ぶんハピねっとリポーター、IT 系コンサルティング会社シニアコンサルタント

米マサチューセッツ工科大学大学院にて都市計画を学ぶ。世界中から集まった学生が出身国・出身地域を良くしようとする真剣さに触れ、社会的インパクトがありながら地域に根差した事業を将来的に行うことを決意。卒業後、外資系会計事務所にて国際税務アドバイザーとして国内外の大手企業の税務戦略、税務調査対応に携わる。2006 年から IT 系コンサルティング会社にて中央省庁や地方自治体の政策支援や IT 活用について調査やコンサルティング、実証事業支援、委員会・研究会運営に従事している。育児休業を機に、共働き時代に仕事と子育てを両立するには地域コミュニティが重要と実感。当事者として、子育てしながら自分らしく働く社会の実現に向けた地域コミュニティ形成を目指し、本業の傍ら「まちのおやこテーブル」の活動を開始。2015 年 7 月に任意団体を設立。

＜講師（予定）略歴＞

竹内　千尋恵

NPO 法人 Mystyle@代表理事、広域関東圏 CB 推進協議会幹事、多摩 CB ネットワーク世話人、嘉悦大学非常勤講師

商店街生まれの商店街育ち。大学卒業後、教育出版会社で編集に従事。結婚後、1-2 年おきに 8 回の転勤生活。その間の出産、子育ておよび両親の遠距離介護を通じて、地域のサポートの重要性を実感。その体験がベースとなり 2006 年 11 月、コミュニティビジネス活性化を目指し NPO 法人 Mystyle@こだいら設立。コミュニティビジネスの活性化を軸足に、地域ネットワークの構築、地域情報発信に関連したプロジェクトを多数企画し、実践している。地域でやりたいことを実現するための「市民力 Up!プロジェクト」を小平市と共催し、「こだいら未来ウィーク」において受講者が実現したいイベントを自ら企画・運営することを支援した（平成 25 年度小平市いきいき協働事業）。

深津　高子

国際モンテッソーリ協会（AMI）公認教師、同協会元理事　一般社団法人 AMI 友の会 NIPPON 副理事長、ピースボート「子どもの家」アドバイザー。[redacted]

まちのおやこテーブル

トライアル

子育てや仕事に奔走するママ・パパと
まちに暮らす人をつなぐ

詳しくは・・・
Facebook「まちのおやこテーブル」
https://www.facebook.com/machino.oyako.
お問い合わせ
E-mail→machinooyako@gmail.com

まちのおやこテーブル呼びかけ人
コモドモ　小林洋子（ヨーコ）

子どものいる人も いない人も みーんな「まちのおや」
この辺りに住む子どもたちは みーんな「まちのこども」

そんな風に考えて、このまちに暮らす人たちが一緒に食事をしながら、
わいわいがやがやざっくばらんにいろんなことを話す場です。

呼びかけ人は、子どもが保育園に通うワーママです。普段会社に通っていると、平日は自宅と保育園と会社の往復でへとへと。帰宅後もご飯を食べさせてお風呂に入れて寝かしつけでバタバタ。気がつくと食事の後片付けも出来ないまま子どもと一緒にそのまま寝ちゃって、翌朝どんよりーというのが日常だったりします。
ホッと息抜きする場　そして　つながりが少ないかもしれないまちとつながっていく場、新しい出会いや発見がある場。そんな場が家の近くにできたら、暮らしはもっと気楽に楽しくなるのでは？2014年9月に活動を始めた「まちのおやこテーブル」。どういうやり方だとみんなにとって居心地がいいか色々と試したいから、しばらく「トライアル」です。お子さんのいる方もいない方も、会社勤めの方もそうでない方も、年齢も男女も問いません。
だってみんな誰もが「まちのおや」であり「まちのこども」ですから。

まちのおやこテーブルでは、企画メンバー、当日お手伝いいただける方を随時募集しています！

[redacted]

友達、スポット等を検索 [redacted]

Facebookページ　メッセージ　お知らせ 1　インサイト　投稿ツール　設定　ヘルプ

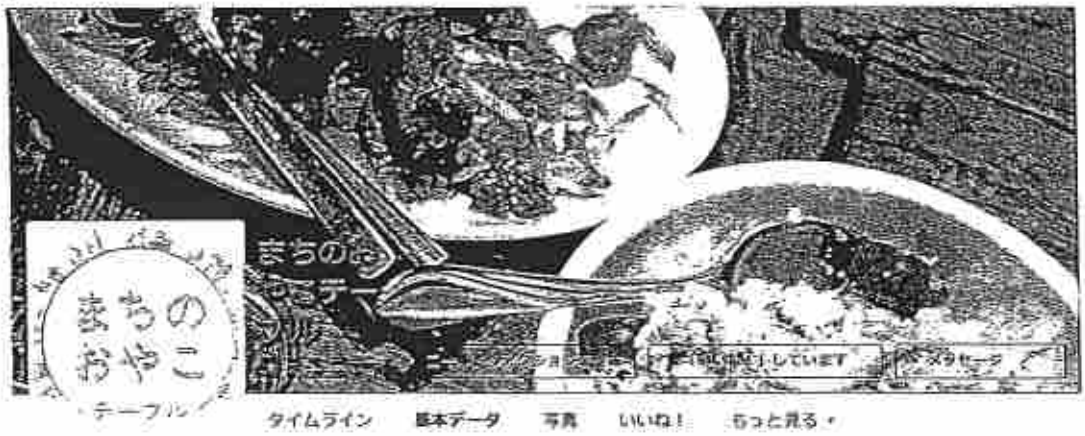

タイムライン　基本データ　写真　いいね！　もっと見る

広告を出す

今週

投稿のリーチ

投稿のエンゲージメント

[redacted]

投稿の広告を出す

まちのおやこテーブルについて

ページ情報

ページ情報	
カテゴリ	その他: コミュニティ
名前	まちのおやこテーブル
トピック	ページを表す言葉を3つ選択してください
Facebookウェブアドレス	www.facebook.com/machino.oyako.table
開始日	開始: 2014年8月
簡単な説明	子育てや仕事に奔走するママ・パパとまちに暮らす人をつなぐ企画です。まちのおやこになれるかな？
所有者情報	呼びかけ人：コモドモ　小林洋子
詳細	呼びかけ人は、子どもが保育園に通うワーママです。 仕事をしながら子育てに奔走する日々。。。 たまにはごはんを作らず、 仕事帰りに子連れで寄れて、 普通のごはんを食べられる場所がほしいな、 たまにはゆっくりおしゃべりしたいな、 子どもも楽しめる場があると罪悪感がなくていいな。 そんな、思いをもっていました。 ならば、平日に立ち寄れて、 子育て中の親にも子どもにも楽しい場所を作ってみよう！ という企画が「まちのおやこテーブル」です。 いつもは一人で頑張っている子育てや仕事のことも、 近くに住むまちのママ・パパと出会って、 おしゃべりすれば、気楽になれるかもしれない。 たまには、家族じゃなくて、友達でもないけれど、 近くに住むまちの人とごはんを食べると けっこう楽しいかもしれない。 子育てのヒントや経験をシェアしたり、 子育てにあまり関係のないまちの人と話すことで、 自分の知らないまちのいいところを発見したり。 仕事や趣味で得意なことを持ち寄って、 親や子どもにちょっとした「学び」があったり、 そうやって、まちの面白いコト・人に出会う。 きょうだいがいても、いなくても、 子どもはキッズスペースで近所の子と遊び、 親とは違うまちの大人に出会う。 「親」の子が「まちのこ」にもなっていって、 「親」や「まちに暮らす人」が「まちのおや」になっていったら・・・ 自分の子もそうでない子も、

友達、スポット等を検索

近くでワイワイやっていることが、
まちの日常風景になっていく。 [redacted]

ホッと息抜きする場、
そして、
いつもは接点が少ないかもしれない
まちとつながっていく場、
新しい出会いや発見がある場、
そんな場が家の近くにできたら、
暮らしはもっと気楽に、楽しくなるのでは？

そんな場を作る企画、国分寺ではじめます！
一緒に作ってみませんか？

どういうやり方だとみんなにとって
居心地がいいか色々と試したいから、
しばらく「トライアル」です。

ぜひご参加ください。

※東京都の地域中小企業応援ファンドの助成対象事業で
す。

メール	machinooyako@gmail.com
ウェブサイト	https://www.facebook.com/machino.oyako.table
公式ページ	ページの主題となる公式ブランド、著名人、団体を入力
FacebookページID	284947735023084

Facebookについて 広告を作成 ページを作成 開発者 採用情報 プライバシー Cookie AdChoices 規約 ヘルプ

Facebook © 2015
日本語

最新の記事

Cafe Sacai
7月の玉川上水
アンサンブル ゆふあみー ゆ　ミュージックカフェ
7月20日バードコール作りのWS、当日参加OKです！
みつばちマーケット
夏休みで満席　バードコールWS参加者募集中！
あんずシロップ
あきがお
【まちのおやこテーブル】めぐるみラボ&カフェでタコス！のお知らせ
6月の玉川上水
7月20日（月）ぶんハピカフェWSのお知らせ
6月20日（土）Change Vol.17は小平のイベントで開催
まちのおやこテーブル X カフェスローやりました
6月15日ぶんハピカフェOPENします♪
〇〇〇シロップ

一覧を見る
画像一覧を見る

テーマ

CHEERSからお知らせ（107）
その他（4）
本の紹介（17）
ぶんハピねっとマーク物語（10）
イベント　国分寺（152）
イベント　その他の地域（58）
お店　国分寺（53）
お店　その他の地域（50）
子育て　国分寺（45）
子育て　その他の地域（9）
くらし（89）
スイーツ（75）
おさんぽ（50）
HAPPY（129）
はっぴいねぶんじ君（8）
国分寺（7）

一覧を見る

カレンダー

<< 7月 >>

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

ブログトップ　記事一覧　画像一覧

« 6月20日（土）x…　6月15日ぶんハピ…

まちのおやこテーブル X カフェスローやりました

2015-06-13 10:00:00
テーマ:イベント　国分寺

カフェスローさんと一緒に、まちのおやこテーブルやりましたよ。

カフェスローは、最初のトライアルをさせて頂いた思い出の場所。
いつ伺っても、広々とした空間と心づくしのお料理に心も体も癒されます。

今回のメニュー
・あやめこかぶと赤軸水菜マリネ
・人参と絹さやの白和え
・大根と車麩の中華味噌煮
・じゃがいもと雑穀コロッケ
・玄米おむすび　2種

40人近くもの「まちのおや」と「まちのこ」が平日の夜に集い、
いつもながら、ドタバタしながら上に乗るかな2時間となりました。

今回の目玉（？）はカフェスローのスタッフの方とのおしゃべり。

お料理を用意してくださったMさんや、

企画や当日のドリンク、子どものお手伝いに関わってくださった
Mさん、Hさん、Sさん。

プロフィール

bunhapi
プロフィール | ピグの部屋
なう | グルっぽ | ペタ

性別:女性

読者になる　メンバーになる
メッセージを送る　ピグともになる

AD

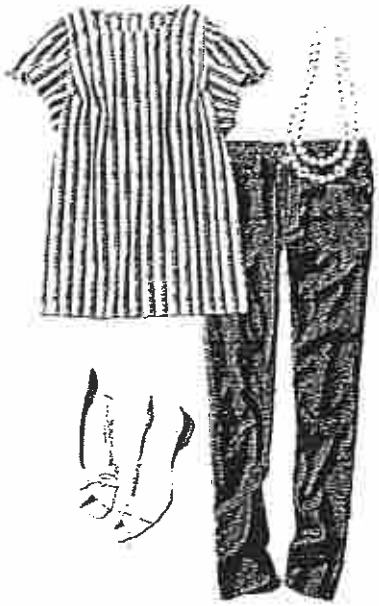

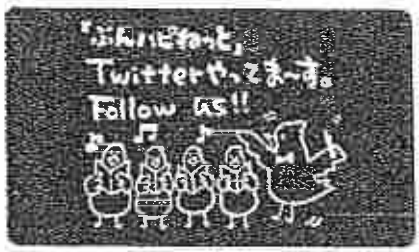

このブログの読者

読者数: 81 人

pikoyogaさん
美と健康を想う女性のためのヨガ教室　国分…

rito-pure-hitomiさん
西国分寺 リトミック教室「聴こうとする耳…

hebe-sさん
売り物レベルの完成度！元パティシエが教え…

office-aubeさん
女性のための開業支援コンサルタント …

月別

2015年07月 (9)
2015年06月 (6)
2015年05月 (10)
2015年04月 (15)
2015年03月 (11)
2015年02月 (10)
2015年01月 (5)
2014年12月 (9)
2014年11月 (10)
2014年10月 (7)
2014年09月 (12)
2014年08月 (11)
2014年07月 (3)
2014年06月 (17)
2014年05月 (11)
2014年04月 (13)
2014年03月 (11)
2014年02月 (16)
2014年01月 (21)
2013年12月 (32)
2013年11月 (31)
2013年10月 (32)
2013年09月 (30)
2013年08月 (31)
2013年07月 (31)
2013年06月 (31)
2013年05月 (33)
2013年04月 (30)
2013年03月 (32)
2013年02月 (23)
2013年01月 (31)
2012年12月 (29)
2012年11月 (28)
2012年10月 (30)
2012年09月 (26)
2012年08月 (32)
2012年07月 (32)
2012年06月 (27)
2012年05月 (7)
2012年04月 (9)
2012年03月 (16)
2012年02月 (3)
2012年01月 (9)
2011年12月 (9)
2011年11月 (9)
2011年10月 (16)
2011年09月 (7)

一覧を見る

このブログを検索する

ランキング

総合ランキング

デイリー 108209 位 ↓
月間 127752 位 ↓

ジャンルランキング

ハッピーライフ 3184 位 ↓
地域情報 755 位 ↓

ランキングトップへ

ブックマーク

そして、一参加者として子連れで参加してくださったWさん。
それぞれテーブルに入ってくれたので、
参加者は普段聞くことのないお話に、
それぞれ聞き入っていたようです。

子どもたちは・・・
店内に設けたキッズスペースで、
お絵かきや紙飛行機、パズル、紙芝居、絵本を楽しみました。

もちろんお手伝いも！
受付は、参加できなかったと泣いちゃう子がいるくらい取り合いに。
お皿やカトラリーをテーブルに運んだり、
手をきれいに洗って、おにぎりの仕上げもやってみました。

今回も半分は初参加のみなさん。
いつもは慌ただしい平日の夜を、
大人も子どもも一緒に過ごすことで、
いつもとちょっと違う解放感と出会いがある場。
少しずつまちの日常風景の一つになっていくことを願いながら、
活動を続けていきます。

次は、ぶんハピねっととのコラボで8月3日にめぐるみカフェさんでやります！
お楽しみに〜。

AD

filmcamerakaitoriさん
フイルムカメラ買取 売る前に知っておこう…

一覧を見る

読者になる

読者になると、このブログの更新情報が届きます。

お気に入りブログ

satomikoikeさん
おうちde CAMERA☆ 更新！

happinessnudeさん
日々ぶつぶつ 更新！

freshmistさん
恐パレエスクール国分寺のブログ

ainohablogさん
[illegible]

tenmanさん
パパは[illegible]小見科医。

一覧を見る

アメーバID登録(無料)

AD

「浜崎メ[illegible]」で、[illegible]
[illegible]人や[illegible]の間で話題のニュース
[illegible]の感動ストーリー・感動秘話
恋愛に関する[illegible]

RSS
[illegible]について[illegible]

AD

トライアル　実施報告書

イベント名	まちのおやこテーブル（トライアル）
イベント種類	子連れ de 食べよう会
実施日時（場所）	2014 年 11 月 6 日（木）18：30-：20：30
実施場所	NPO 法人グリーンハート 〒185-0013 東京都国分寺市西恋ヶ窪 4-29-6 サンハイツ 103
参加者	全 40 名（含、小林） 大人 20 名、子供 20 名 子連れの親子 34 名（85%）、親子以外のまちの人 6 名（15%）
プログラム	17：00　準備隊集合 18：00　開場 おしゃべり、キッズスペースでお遊び 19：00　いただきます 自己紹介 大人：おしゃべり 子ども：キッズスペースでお遊び 19：50　ミニトーク 保育アドバイザー、国際モンテッソーリ協会教師 深津　高子さん 20：10　アンケート 20：20　お片付け、撤収 20：30　散会
アンケート	企画を開催した当日に実施 回収率 79%（小林以外の参加者（大人）19 中 15 名回答） [redacted]

＜2014/11/6　トライアル＞

案内（参加した子ども作）

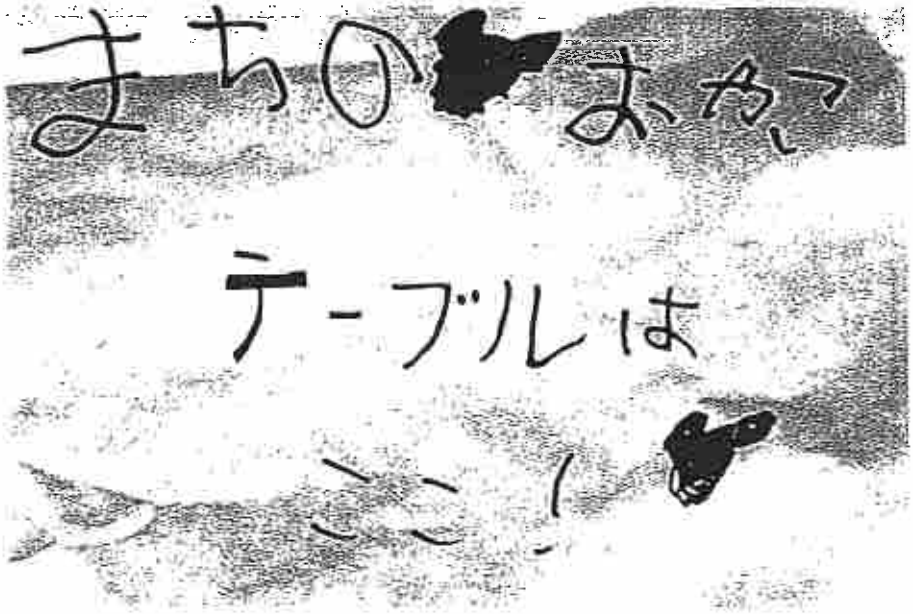

用意して頂いた食事

食事の様子（ビュッフェ式）

キッズスペース

ミニトークの様子

以上

トライアル　実施報告書

イベント名	トライアル　まちのおやこテーブル～まちの子と作ろう編
イベント種類	持ち寄り食堂@国分寺
実施日時（場所）	2015年1月25日（日）10：00-：14：30
実施場所	ムーちゃん広場 〒185-0014 東京都国分寺市東恋ケ窪 4-23-8
参加者	全24名（含、小林） 大人11名、子供13名 子連れの親子22名（92%）、親子以外のまちの人2名（8%）
プログラム	09：00　準備隊集合 10：00　開場 メニュー紹介、子どものお手伝いポイント カフェ Lacuna 店長　小笠原光子さん 12：00　いただきます 食べ終わった子どもから、自分のお皿とお箸を まちのおとなとお片付け 大人はおしゃべり 13：00　ミニトーク にしこくマルシェしゅんかしゅんか 店長　遠藤愛弓さん 13：30　大人はお片付け 子どもはキッズスペースでお遊び 14：00　読み聞かせ 小坂昌代さん 14：20　アンケート 14：30　散会
アンケート	企画を開催した当日に実施 回収率80%（小林以外の参加者（大人）10中8名回答） [redacted]

<2015/1/25　トライアル>

会場外観

受付

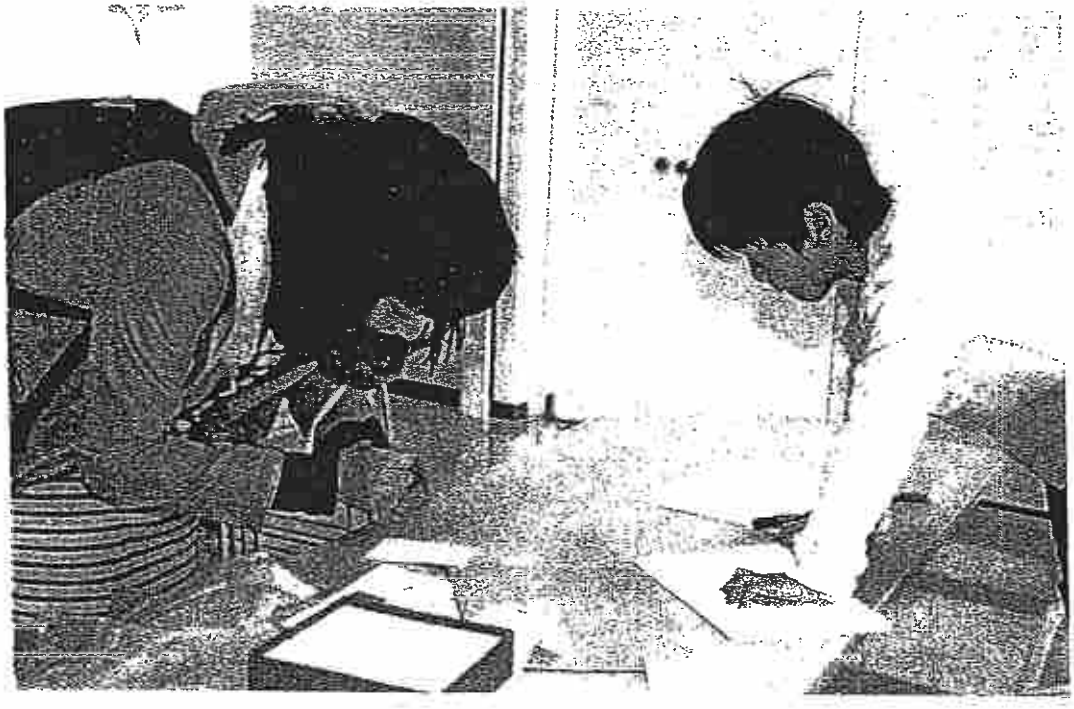

調理前の食材

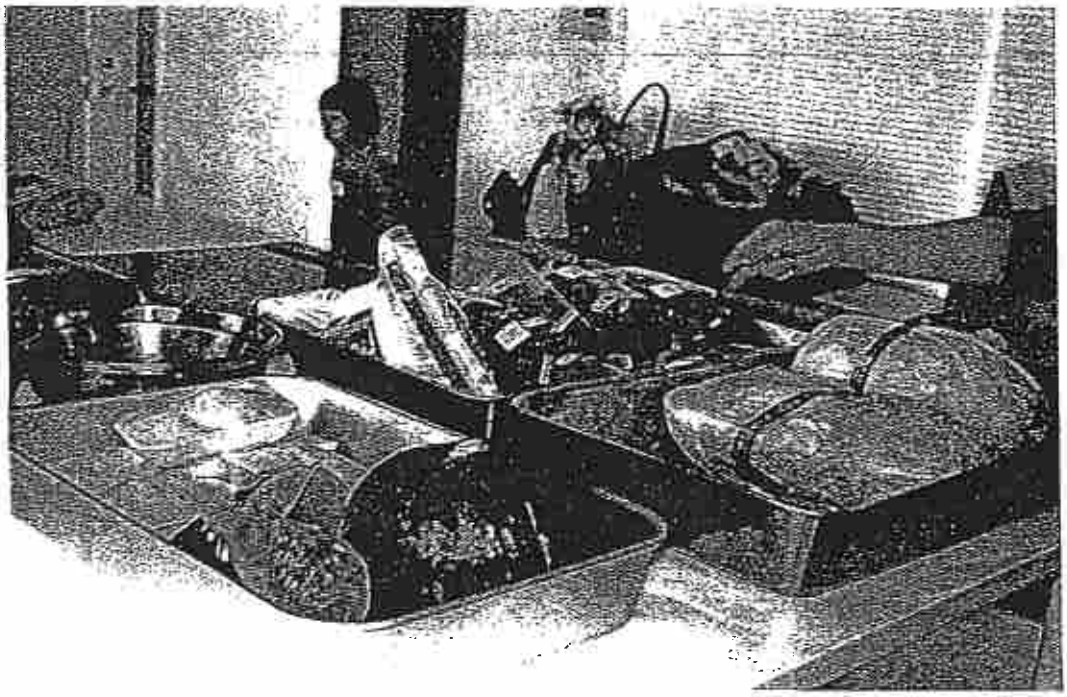

メニューとレシピ

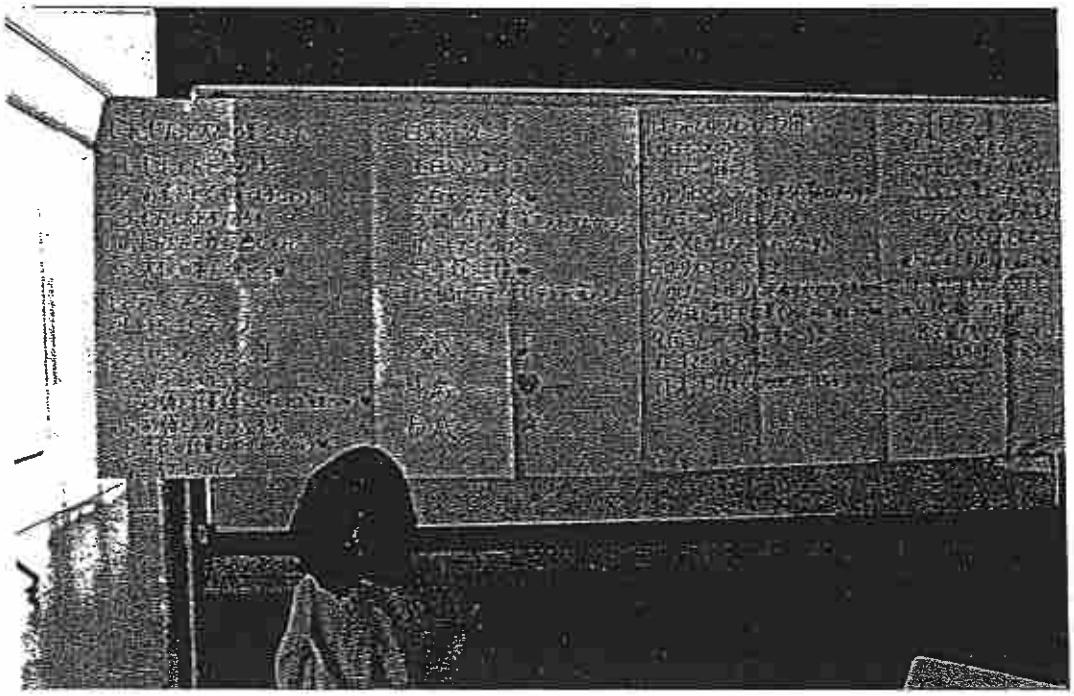

調理の様子

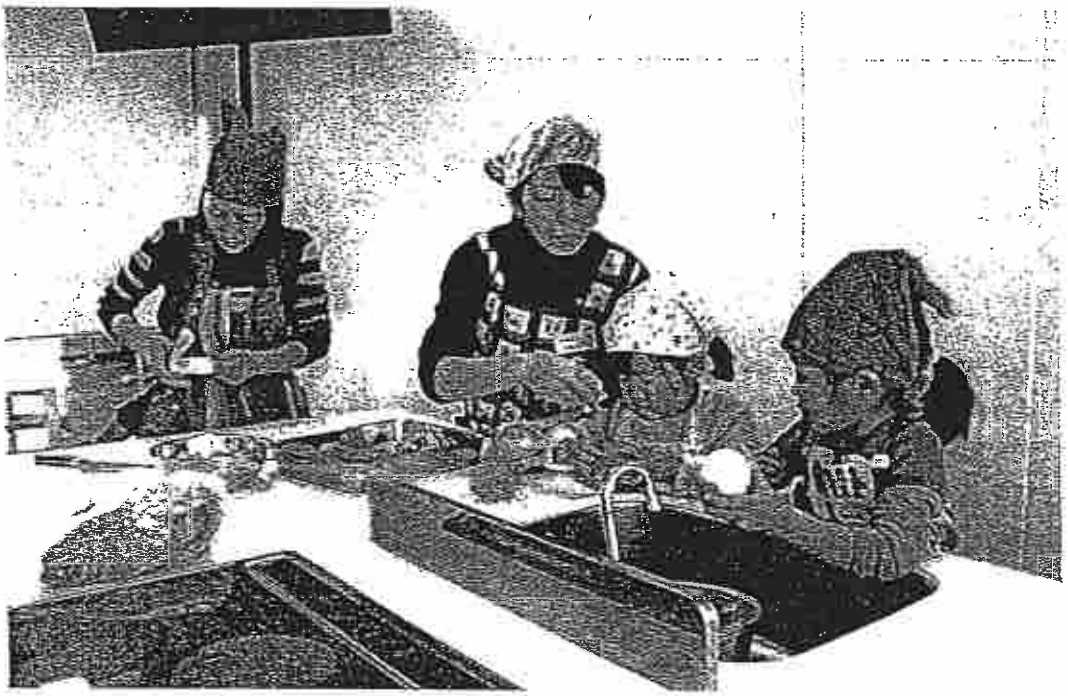

食事の様子

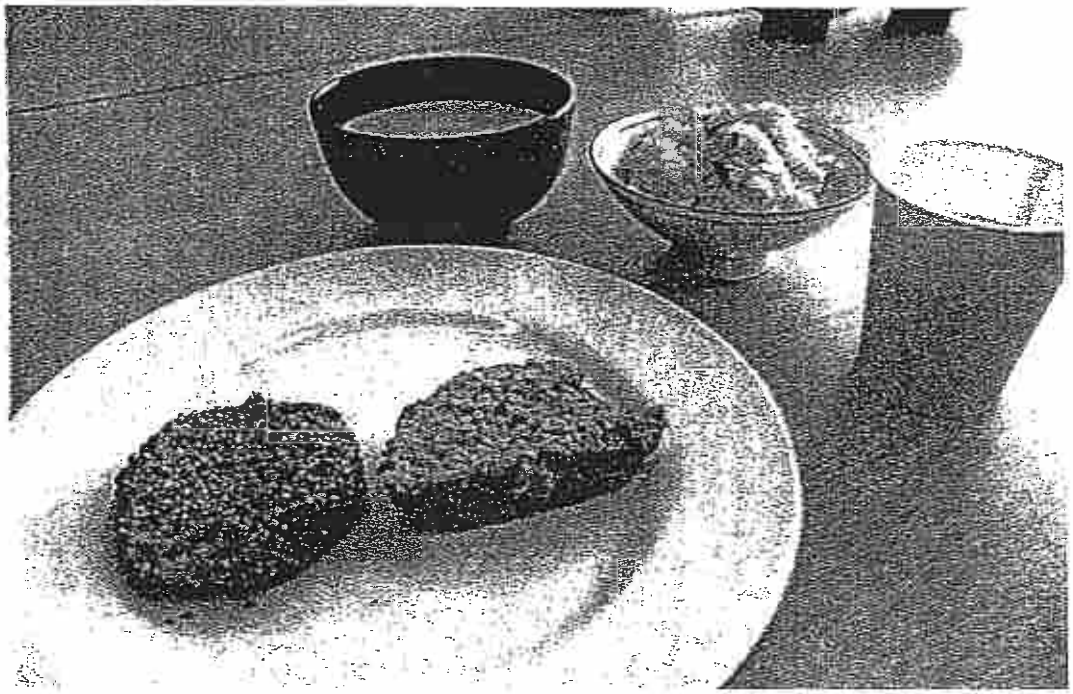

キッズスペース

以上

「まちのおやこテーブル」実施状況

実施日	時間	開催場所			食事形態	参加費（注1）	参加人数（大人）	参加人数（子ども）	計
2014/9/4（木）	18:30-20:30	カフェスロー	国分寺市東元町2丁目	カフェ	カフェの独自メニュー	大人2,000円 小学生以上700円 未就学500円	15	15	30
2014/11/6（木）	18:30-20:30	NPO法人グリーンハート事務所	国分寺市西恋ヶ窪4丁目	NPO法人事務所	NPOが提供するお弁当	無料（注2）	20	20	40
2015/1/25（日）	10:00-14:30	ムーちゃん広場（JA東京むさし）	国分寺市東恋ヶ窪4丁目	民間レンタルキッチン	参加者全員で調理	無料（注2）	11	13	24
2015/6/4（木）	18:30-20:30	カフェスロー	国分寺市東元町2丁目	カフェ	カフェの独自メニュー	大人1,500円 小学生以上700円 未就学500円	14	25	39
2015/8/3（月）	18:30-20:30	めぐるみLabo&カフェ	国分寺市本町2丁目	カフェ	調理ボランティア	大人1,000円 子ども500円	11	11	22

（注1）ゲスト、ボランティア（依頼した場合）、見守り支援保育士（参加した場合）には、謝礼は支払わない代わりに参加費負担と地域通貨「ぶんじ」（100）を渡している。
（注2）東京都地域中小企業応援ファンドの助成期間のため、参加費は無料
（注3）参加人数の違いは開催場所の収容可能人数による。ほぼ毎回定員を上回る申し込みあるいは参加希望が寄せられている
（注4）リピーターは半分強程度

補足資料　共働きの母親の現状調査

＜市場テストを兼ねた実施企画の概要＞

平日の夜に子連れで食事をすることへのニーズの有無や強さを確認する目的で、「身内」の保育園保護者を対象として実施した。

企画名	子連れ飲み会
企画コンセプト	大人も子供も楽しめる会
実施日時（場所）	• 第1回：2013年12月12日（木）18：00-20：00（近隣のカフェ（貸切）） • 第2回：2014年1月21日（火）18：00-20：00（近隣の公会堂和室）
参加者と参加人数	• いずれも申請者（藤野）の子供が通う保育園の保護者と子供 • 第1回：60名（大人22名、子供38名） • 第2回：26名（大人11人、子供15人）
アンケート	• 企画を開催した翌日に実施（初回のみ） • 回収率41%（参加者22名中9名回答）

＜子連れ飲み会のアンケート結果＞

- 大人も子供も楽しめた（100%）
- 開催日時（平日夜）は良かった（100%）
- 会費（大人4000円（フリードリンク込）、子供1,000円）はちょうど良かった（67%）、高い（33%）
- （会費が高かったと答えた場合）望ましい会費は、大人2,500円から3,000円、子供500円程度
- 開催場所は良かった（100%）
- フリードリンクは必要（88%）、不要（12%）
- キッズスペースは良かった（100%）
- 子供の反応
  - おうちみたいだったと言っており楽しんだようだ
  - 次の日も同じことをやりたいと言っていた
  - 子供が好きなメニューでしっかり夕食が食べられた
  - 友達がいてキッズスペースにおもちゃがあり、楽しかったようだ
- またやりたい（100%）

＜ヒアリングの概要＞

共働きの母親の仕事と育児の両立の悩みや子供の年齢による違い、食事作りの状況、親子食堂ニーズを把握する目的で独自に調査を行った。

ヒアリング対象者	申請者の知人、友人の共働きの母親 33 名（子連れ飲み会参加者を含む）
ヒアリング実施時期	2013 年 9 月～2014 年 2 月
年齢構成（対象者）	20 代から 40 代（30 代、40 代が中心）
年齢構成（対象者の子供）	乳児 12 名、幼児 28 名、小学生 13 名、中学生 2 名
働き方	• 主にフルタイム、パートは少なくとも 2 名 • 元フルタイム（いわゆるバリキャリ）で現在専業主婦 1 名、元専業主婦で現在パート 1 名を含む
居住地	東京都中心
就業地	主に東京 23 区内か国分寺市近隣

＜ヒアリング結果＞

1. 仕事と育児の両立の状況や悩み、子供の年齢による違い
   - 時間に追われる生活で心に余裕がない
     - ➢ できるだけのことはしている。これ以上何をすれば楽になるか分からない。子供と向き合うゆとりがなく、復職後のあまりの生活の質の低さに愕然とした
     - ➢ 子供には「早く、早く」としか言っていない気がする
     - ➢ 週末は平日にできなかった家事や次の週のごはんの作り置きをしていて、週休 1 日の気分
   - 職場では気が抜けない
     - ➢ 復職した女性は部署に自分しかいないため、残業ができない人として職場で浮いている気がする
     - ➢ 定時までに仕事を終えるために必死で、仕事をしながら昼食を取っていることがある
     - ➢ （パートの場合）子育てを理由に曜日・時間を限定しているため、かえってシフトを守るプレッシャーを感じており、職場で気は抜けない
   - 人間関係が希薄
     - ➢ 悩みを共有するママ同士が助け合えれば良いが、仲良くなる余裕がない
       - ✧ 保育園のママ同士は、送迎時に顔は合わせるが話かける暇がない
     - ➢ 子供が生まれてから、会社の上司・同僚が遠慮してしまい飲み会に誘われなくなった

- 子供が小学生になっても手が離れるわけではない
  - 下校時間が早い、学童は延長に対応していない、勉強のクセ付けや学校の悩み事の相談等親の関わりが必要になる等、未就学児とは違った関わりが必要になる
  - 子供ができるから良いと思い、宿題を親が見ないで一人でやらせていたら読めていた文字が読めなくなっていた
  - 子供を通じて学校の情報が来るため情報の精度の問題がある。保育園のママ友がいると情報を補い合える

2. 食事作りの状況
- 外食は極力控えて手作りをするように努めているが重荷に感じることがある
  - 毎朝早く起きて朝食を準備する時に夕食の分もまとめて作るようにしているが、ストレスに感じている
  - 週末に作り置きをしている
  - 同じ献立の繰り返しになりがちで、レトルト食品を使ったりしてやりくりしている
  - ファミリーレストランを利用することもあるが、子供に対して罪悪感がある
  - 夕食を提供する保育園は人気があり、夕食を食べ終わる頃にお迎えに来ると聞いた

3. 親子食堂のニーズ
- 平日夜の夕食ニーズはある
  - ちゃんとしたごはん（栄養バランスが良い、品数が揃っている、薄味）を外で子供に食べさせられたら精神的に楽である
  - 作り置きが切れたり、疲れてきたりする週の後半に、親子食堂のようなところがあれば夕食作りをしなくてよくて気が楽になる
  - 保育園へのお迎え後に立ち寄ることができる近場に食堂があれば、忙しい平日の夜でも立ち寄ることができる
- おしゃべりやお酒で気晴らしできる場が欲しい
  - ママ友とのおしゃべりは日常の欠かせない気晴らしである
  - 親子食堂に同じママがいるとおしゃべりで気晴らしができて良い
  - 子連れ飲み会は、飲ミニュケーションできる機会が減っていてストレスが溜まっていたため、良い気晴らしになった
  - 子供が生まれてから、会社の上司・同僚が遠慮してしまい飲み会に誘われなくなった
  - 夫は気軽に飲み会に参加するが、自分は夫や親と予定を調整してからでない

と飲み会に参加できないため、歓送迎会等の機会に限られてしまっている
  - 自分が飲み会に参加するために夫や親に協力してほしいとは言いにくい
  - 飲むことを自分に許したら子供にガミガミしなくなった
- 子供にも良い場所であることが重要である
  - 子連れ飲み会では、子供が楽しめるキッズスペース[1]があったのが良かった
  - 子連れ飲み会では、子供同士で遊ぶ等楽しそうに過ごしていたため、自分だけが楽をしたという罪悪感がなくて良かった
  - 小学校の下校後、学童保育や習い事の合間に子供が立ち寄ったり、親と待ち合わせたりできる場になったら理想的
- 自宅近くの立地でなければ日常的には行かない
  - 平日の夕食のために電車に乗ってわざわざ行くくらいなら家で頑張って作る
- 手ごろな値段設定が必要
  - 定食は800円程度が望ましい。1,000円以上だと行かない。自宅で作るかお惣菜を買って帰り自宅で食べる
- 遅くなりすぎない時間帯が良い
  - 子連れ飲み会後は、お風呂入れと歯磨きだけで子供を寝かせることができた。翌日に響かない時間帯（20：00）に終わったのが良かった
- 同じ母親同士、共働きと専業主婦が知り合い、交流できる場となると望ましい
  - 共働きと専業主婦をあまり分けない方がいいのではないか。今は専業主婦でも仕事の経験がないわけではない。出産や子持ちであることをきっかけに事実上退職を迫られて専業主婦になっている人もけっこういる
  - 学校から帰宅した子供に「おかえり」と言ってあげたい気持ちが強い。子育てがひと段落したらまた働きたいと思っている
  - 東日本大震災の時に子供を一緒に預かってもらった等、近所の専業主婦は共働きの母親にとって頼れる存在
  - 子供と同じ習い事に通っている子の親が専業主婦で同じマンション内に住んでおり、下校後クラスが始まるまで家で一緒に遊ばせてくれていて助かっている

以上

[1] 本、ブロック、塗り絵等、子供が遊んで過ごせる場所を用意した。

参加者アンケート結果

2014年9月4日実施
参加者：大人15名、子ども15名
アンケート回答：13名

＜場について＞

- 楽しかった、ぜひまた参加したい、次回も楽しみにしている
- 大人の会話が大切だと実感した
- 子連れでゆっくり外食はなかなかできない。子どもの遊び相手の方に感謝
- 仕事後、食事を作らず食べられる幸せを感じた
- ぶんハピねっと等の地域情報をもらえたのも嬉しい。こうやって活動の範囲やつながりが増えていければ、もっと国分寺での生活やイベントなどの参加が楽しくなると実感した
- 子どもはおもちゃやお姉さんと遊べて楽しそうだった
- 子どもは帰宅後も楽しかったと興奮していた。翌朝「また行きたい！」と言っていた
- お手伝いできることがあれば言ってほしい
- 今後は、プログラムの中に手作り市のようなものや、バザー感覚の企画もあれば楽しそう

＜参加者＞

- 普段会えない、会えてもお話できない人と話す機会となり、多くの刺激を受けた
- 自分の子どもが通う保育園のママが多く、しかもお話してみたかった方ばかりだったので、人見知りの自分にはとても良かった
- 人数（大人15人、子ども15人）はちょうどよかった。場の雰囲気を維持するにはどの規模が適切だろうか
- まちに暮らす人が参加したこと、今後増えることは良いことである
  - 普段知り合う機会がない方と知り合えるのは嬉しい
  - 仕事でつながりがある人であることを後から発見した（意外なつながり）
- 今後、回数を重ねていくとメンバーが固定して内輪だけの集まりにならないよう、誰でも気軽に参加できる場にしていきたい

＜プログラム＞

- 平日夜、お迎え帰りの時間にイベントがあることはウェルカムである
- 参加者みんなで「いただきます」と言えたのは良かった
- ミニトークで篠原さんの活動が聞けたのは良かった。前から気になっていたが話を聞

く機会がなかった

- 篠原さんの話を聞いて、国分寺はいい街だと感じた参加者が多かったように思う
- 参加者が揃う前の時間の過ごし方は考えた方がよい
- プログラムの流れは考え直してもいいかも知れない
  - ミニトークが始まる時間帯はちょうど子どもが動き回る時間
  - ママ同士の話が盛り上がっている時にミニトークが始まり、中断されてしまった

＜食事＞

- 美味しかった
- 1歳児も十分食べられるメニューでよかった
- 量は持ち帰りができるくらい十分だった
- 子どもだけのワンプレートで出してもらえるとよかった
  - 一品ずつ出されたため、子どもが食べられるものがあるか、主食はあるか等が気になった
- メニューよりは食材について話をしてもらうと良いのではないか
  - 子どもに対して、食べることへの意識づけになる
  - 参加費に対する納得感にもつながる
- 遅れて参加する人向けに食事をとり置くべきだった
- 子ども椅子がないことは知っておきたかった
- スタッフの食事は参加者と一緒でよかったのか
- 食事を出すタイミングについてはお店と打ち合わせておくべきだった
- 子供向けと大人向けを分けて用意してもらったのはありがたいが、子ども向けだけでよいのではないか。大人向けはソースを別に用意してもらう程度で十分

＜キッズスペース＞

- 子どもが楽しそうだった
- 思い思いに時間を過ごして、いい時間だったようである。まちのおやこテーブルの時の制作物を大切にしている
- 場所見知り、人見知りが激しい子なので時間かかったが、子供だけのスペースがあったことと、いつもの友達がいてくれたお陰で楽しそうだった
- 子どもにも意味のある時間、いい時間にするためにもう少し工夫ができるのではないか
  - 低月齢と高月齢はできることや遊び方が違う
  - 男の子は、お絵かき・塗り絵はすぐ飽きてしまっていた
  - 大人数の子どもに対して遊び相手が部屋の中でしてあげられる遊びは何か知りたい

- 子供向けにもテーマがあると良いのではないか
- 今回は同じ保育園の子ども同士ですぐに遊べたが、今後は初対面の子どものケアは何らか必要になるのではないか
- 子どもの遊び相手との役割分担や人数の検討、事前の意識合わせは必要
  - ママ達のほうへ子どもが行かないようにしたかったが、行ってしまい、遊びせ方がまずかったのではないかと気になっている
  - 子どもの遊び相手の方との共通理解（やめなさいポイント等）があったとは思えない
  - 2人の遊び相手役に加えて参加者1名が実質的に子どもの遊び相手をしていた
- 出したおもちゃは片づけるといった社会性を身につけるチャンスなので、ちゃんとした声掛けをした方がよい
- キッズスペースの配置
  - 親が視界に入ると親の方に行ってしまうため、別の部屋は良かった
  - 子どもが低月齢のため、気になって何度も見に行ったため、親の視界に入る場所にあるともっと良かったかもしれない
- ブルーシートはあって良かったが広さが足りないくらいだった
  - ブルーシートからはみ出してクレヨンが畳についていた

＜開催場所＞

- 広々としたお店のスペースは子どもが伸び伸びと過ごせて良かった
- キッズルームを別にできた、しかも畳の部屋という環境は恵まれていた
- トイレが店の外にあるため、子ども同士で出てしまい、中庭で遊んでしまっていた

＜参加費＞

- あれだけの場所を貸しきりにして料理が沢山あったことを思うと、親子で2500円は格安だったと思う
- カフェスローは食材、添加物において気を使っているので高いのは仕方ない。あの雰囲気で食べられるなら文句なしと言いたいところだが、ドリンクが一杯でも付いた価格なら助かった
- 今後は、場所を借りてケータリング、ドリンクは持ち込みというスタイルがフィットするのではないか
  - ドリンク代が参加費と別だと結果的に高くついた印象がある

＜その他運営面＞

- 主催者が子供連れで他のママ参加者と同じ目線であったことが良いと感じた
- 受付担当は必須（呼びかけ人が対応できていない）

- 後片付けの流れ等、お店と詰めておいた方が良かった
- ドリンクの支払いを最後にするのは、参加人数が増えると難しくなるのではないか。都度カウンターでキャッシュオンにできないか
- 写真撮影があることは受付で案内をしたと聞いたが、自分は聞いていない。参加者によっては気にする人もいると思うので、きちんと案内をした方がいい

以上

参加者アンケート
2014年11月6日実施
参加者：大人20名、子ども20名
アンケート有効回答：15

1．このイベントは「まちに暮らす人が出会い、一緒にご飯を食べながら、ざっくばらんに話す場」を目指して企画しました。楽しめましたか？

n=15

1）大人も子供も楽しめた	14	93%
2）大人だけが楽しめた	1	7%
3）子どもだけが楽しめた	0	0%
4）その他	0	0%

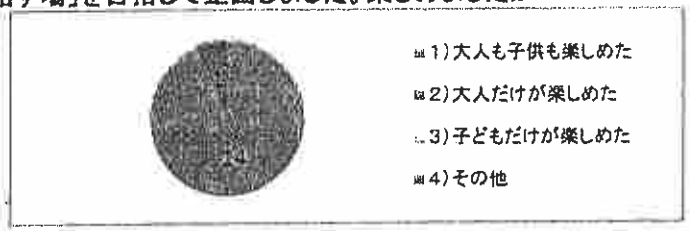

2．「子どもにとっては、まちのこども、まちのおとなとの出会いの場」を目指して企画しました。お子さんの様子はどうでしたか？

- 知らない子同士、初めは恐る恐るのようでしたがいつのまにか打ち解けていました。「ごはんの時間」に開かれるのはよいと思います。
- 小学生はマイペースに居場所を見つけ年長の子もくつろいで笑顔で遊んでいました。
- 母親から離れてほかの子とつかずはなれず遊んでいた
- 大冒険に出たようです。楽しそうでした。
- ひしゃくをたべてました（笑）
- 普段一緒に遊んでいる友達もいたせいか、とても楽しそうでした。お手伝いしてくれていた男の方も遊んでくれていたので助かりました。
- 人見知りがあるので慣れるまで時間がいる
- 最初はとまどっていましたが、リラックスしていました
- とてもリラックスして楽しそうでした
- 最初は少し緊張している様子でしたが徐々に慣れ、楽しそうでした。
- みんなと遊べて楽しそうでした
- とても楽しそうにしていました
- 自由にさせてもらってしまいました。なかなか目が離れていて申し訳ないです。

3．今回参加してみようと思った理由は？（複数選択可）

n=15

1）家族以外のまちの人とのごはんが面白いかも（出会い）	13	87%
2）子連れで気軽に参加できそう	11	73%
3）トークに興味があった	8	53%
4）息抜きになりそう	8	53%
5）ご飯づくりをしなくてよい	6	40%
6）人に誘われた	3	20%
7）その他	2	13%

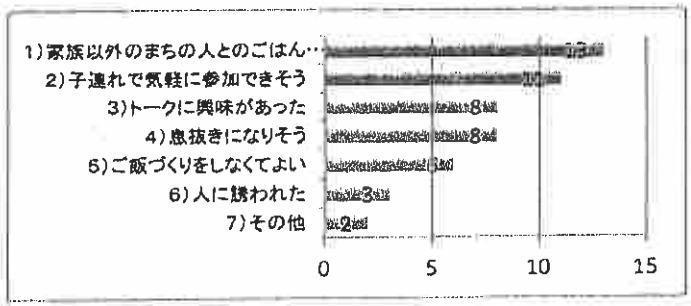

主催者から

4. 今回のイベントはどのように知りましたか？（複数選択可）　n=15

1）まちのおやこテーブル（Facebook）	4	27%
2）ポスター・チラシ	3	20%
3）ぶんハピねっと（イベントページ）	3	20%
4）知人のFacebook投稿	5	33%
5）口コミ	2	13%
6）その他	0	0%

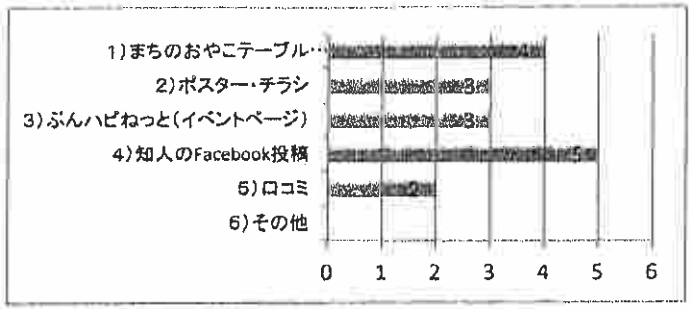

5. 平日の18:30-20:30の開催はいかがでしたか？　n=15

1）良かった	11	73%
2）まあまあ	2	13%
3）良くなかった	0	0%
4）曜日次第	0	0%
5）平日は良いが時間帯がよくない	0	0%
6）週末が良い	1	7%
7）その他	2	13%

- 近くなら。遠いと難しい。
- 自分が働きはじめたら参加しやすいと思うが、今はいつも寝かせている時間なので、今日のよるどうなるかは・・・。
- 金曜日だと嬉しいかも

6. 開催場所はいかがでしたか？　n=15

1）良かった	8	53%
2）まあまあ	5	33%
3）良くなかった	2	13%

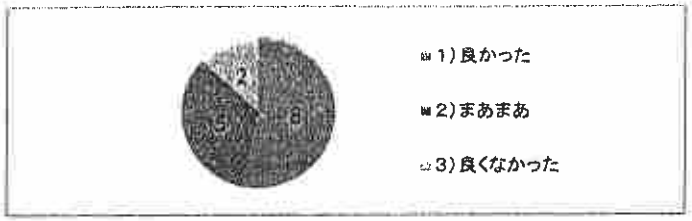

4）ご希望
- ちょっと狭かった、やっぱり
- もう少し広くても助かります
- せまかったですねー。人数が多かったので。
- 人数に対して人が多かった。

7. まちに暮らす人によるミニトークはいかがでしたか。　n=15

1）良かった	14	93%
2）まあまあ	0	0%
3）良くなかった	0	0%
4）無回答	1	7%

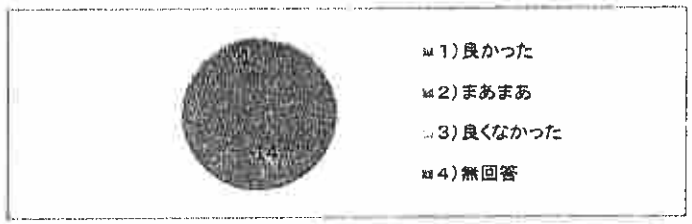

8. 食事はいかがでしたか。

1）量

n=15

良かった	11	73%
まあまあ	3	20%
悪かった	0	0%
無回答	1	7%

2）内容

n=15

良かった	12	80%
まあまあ	1	7%
悪かった	0	0%
無回答	1	7%

3）その他

4）ご希望

おいしかったです！！ごちそうだまでした！

9. （親子で参加された方）お子さんにとって、食事はいかがでしたか。

1）量

n=15

良かった	11	73%
悪かった	0	0%
無回答	4	27%

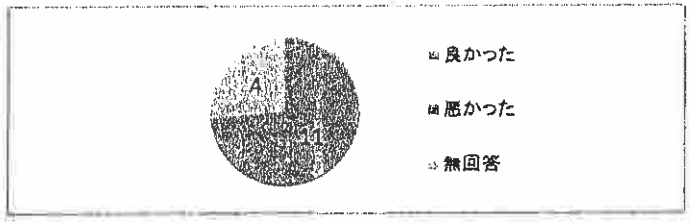

2）内容

n=15

良かった	12	80%
悪かった	0	0%
無回答	3	20%

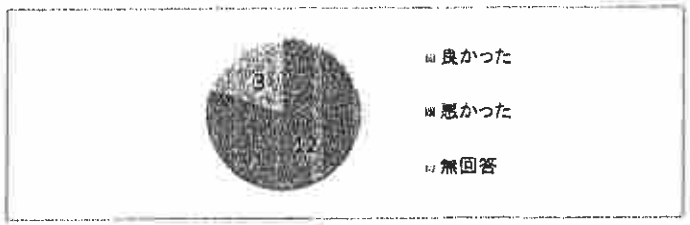

3）その他

4）ご希望

- パスタなどめん類があるとより助かります
- スープ
- ビュッフェは良い

10. キッズスペースはいかがでしたか？

n=15

1）良かった	5	33%
2）まあまあ	5	33%
3）良くなかった	1	7%
4）ご希望 ・ もう少し広かったらな。 ・ せまかったですねー ・ 他に広いところがあると大きい子は離れてしまうかも	3	20%
5）無回答	1	7%

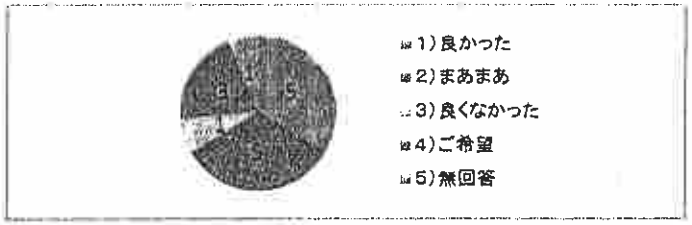

11. 今回は、ご意見を頂くことを重視して参加費は無料でした。今後、参加費を頂戴して開催する予定ですが、いくらなら参加しますか？

n=15

1）特に気にしない	3	20%
2）大人一人3000円まで	2	13%
3）大人一人2000円まで	2	13%
4）大人一人1000円まで	3	20%
5）子どもと合わせて（　　）円まで ・ 2500円 ・ 4500円（子ども2人）	2	13%
6）無料でないと参加したくない	0	0%
7）その他 ・ 1000ー2000円くらい ・ 子どもの料金次第	2	13%

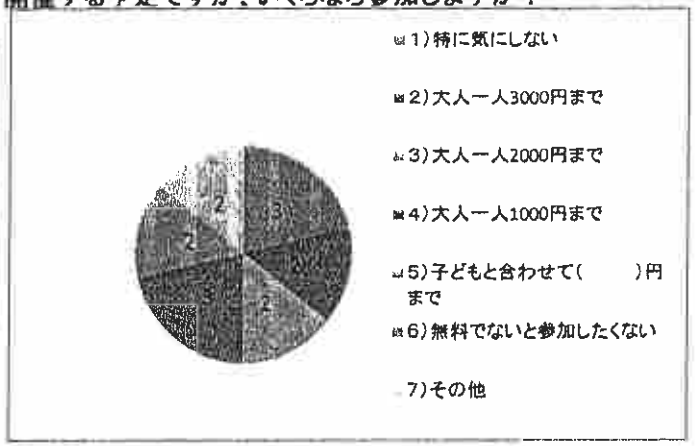

8）ご希望・ご提案

- 持ち寄りパーティーは良いと思います
- 仕事帰りに気軽にきたいのと、内容のバランス（主食、主菜、副菜）をとってほしいので主菜に用意してほしい
- 普段は保育園からかけ足で夕飯を作るのですが平日にそれがなくて手作りをいただけるのは本当にありがたい
- みんなでご飯を作る等で安くするのもいいいですね

12. 参加費を払うための方法として、どれが考えられますか？（複数選択可　n=15

1）受付時に現金払い（当日）※定額	13	87%
2）散会時に現金払い（当日）※清算のため金額は参加人数次	2	13%
3）事前に現金払い（場所指定）	0	0%
4）事前に振込	0	0%
5）その他	0	0%
6）ご希望・ご提案	0	0%

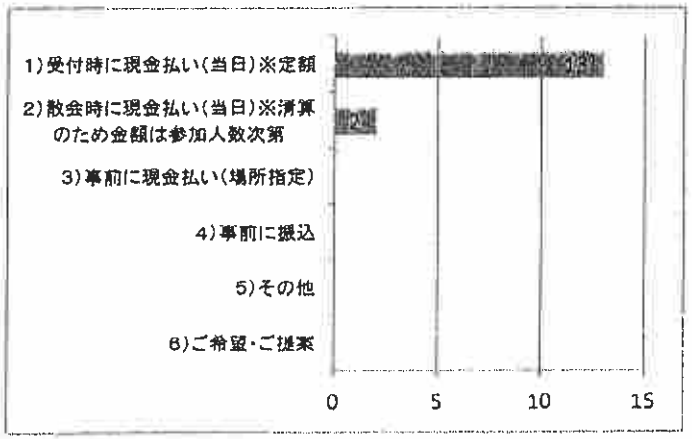

13. 事前振込みについてご意見をお聞かせください。
- 急きょ参加できなくなってしまう方（お子さんの発熱等）の負担を考えたら当日が良いのかなと思いました。
- キャンセルや期日もあるとちょっとめんどうな感じがある
- 突然行けなくなる可能性もあるので当日清算がいいです
- 行けなくなる事もありそうなので当日だと助かる
- 他の支払い方法と選択できるなら可
- 手数料がかかるので困る
- ドタキャン防止に良いと思います。
- 定期的にやるようになり、人数も多い場合は当時時間を有効に使う目的で良いと思います
- 現金を用意しなくていいので良い
- 当日のキャンセルもあるかもなので

14. 子育て中のママの参加が多いですが、他のまちに暮らす方が参加しやすくするには、どうしたらいいと思いますか？
- ○○市の方のみ！といった制限がないようなので、口コミで広がっていくような気がします。
- 来てみて色んな所からきている事をアピールすると来やすいかも
- 開催時間が19時からあすいは遅刻しても大丈夫な雰囲気なら参加しやすい
- 駅などからちかければフットワーク軽くなれそう
- スペースの工夫、広報の工夫
- 今のままで良いと思います。口コミで広がる強さ。
- 口コミの力はすごいと思うので、街で人々に伝える
- 口コミを広める。
- やはりFBなどにのせる
- 気軽に参加できる

15. また参加したいですか？

n=15

1)はい	14	93%
2)いいえ	0	0%
3)内容次第	0	0%
4)場所次第	1	7%
5)曜日次第	2	13%
6)時間帯次第	2	13%
7)その他	0	0%
8)ご希望	2	13%

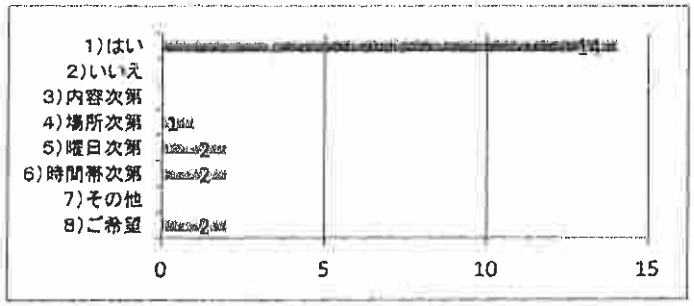

- 平日がいい
- 時間帯は早すぎず遅すぎず

16. まちのおやこテーブルは、まちに暮らす人みんなで居心地のよい場を作っていきたいと思っています。今後、何かお手伝いいただけることはありますか？

n=15

1)プログラム企画	3	20%
2)ミニトークゲストの紹介	1	7%
3)お手伝いの紹介	1	7%
4)準備(備品の持ち込み等)	3	20%
5)受付	6	40%
6)配膳	6	40%
7)子どもへの声かけ	6	40%
8)子どもとの遊び・読み聞かせ等	4	27%
9)集金	3	20%
10)振り返り(事後)	2	13%
11)その他	1	7%

- できることは何でもお手伝いしたいです

17. まちのおやこテーブルは、どんな場になるといいと思いますか？

- 楽しみにまたこれる所
- 平日、気軽に子連れでおうちのようなごはんが食べられる
- どんな人でも参加できる場
- 出会い、息抜き、発想の場
- 初めましての人をつなぐコーディネーターがいればよい
- 家みたいなところ
- 気軽に参加できる会
- アットホームで気軽に集まれる場
- 気軽に参加できる空間

18. まちのおやこテーブルに参加してみてどうでしたか？最後に感想を一言。

- ゆるゆるしていて良い
- 深津孝子さんのおはなしひとごはん、とてもよかったです！
- 近くの知らない方とも出会えてよかったです。
- いつもありがとうございます。楽しかったでうs。
- もっと地域の中に広がればよい
- 子どもはみんなかわいいなあ
- リフレッシュできました！ごはんおいしかったです。
- とても楽しかった。たか子さんのお話とても身に染みました
- ビュッフェだといっしょにいただきますが難しいですね

19. あなたのことを教えてください

n=15

1)子育て中(親子で参加)	10	67%
2)子育て中(親だけで参加)	0	0%
3)まちに暮らす人	2	13%
4)子どもの遊び相手として参加	0	0%
5)その他 国分寺のまち以外の人	1	7%
6)無回答	2	13%

参加者アンケート
2015年1月25日実施
参加者：大人11名、子ども13名
アンケート有効回答：8

1. このイベントは「まちに暮らす人が出会い、一緒にご飯を食べながら、ざっくばらんに話す場」を目指して企画しました。楽しめましたか？

n=8

1）大人も子供も楽しめた	8	100%
2）大人だけが楽しめた	0	0%
3）子どもだけが楽しめた	0	0%
4）その他	0	0%

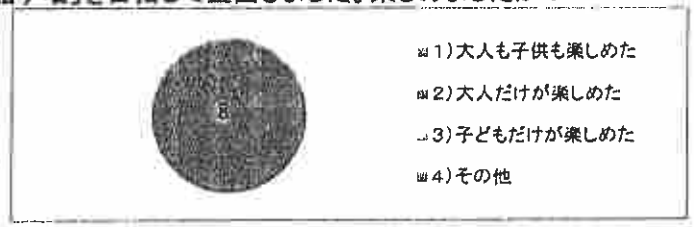

2. 「子どもにとっては、まちのこども、まちのおとなとの出会いの場」を目指して企画しました。お子さんの様子はどうでしたか？
- 少し緊張していたが、次第に場と人に慣れて楽しんでいたようです。
- 顔見知りの友達だけでなく、初対面の友達とも仲良くできて良かった。
- 楽しそうだった。ねんどや読み聞かせがよかった。
- 保育園、幼稚園を超えて遊んでいた。
- 初めて会うお友達に最初は少しとまどっていたが、最後は楽しそうに遊んでいた。
- 子ども同士で楽しそうでした。
- 1歳児でしたが、お兄さん、お姉さん達と楽しんでいました。
- 楽しく、いい体験となったようです。

3. 今回参加してみようと思った理由は？（複数選択可）

n=8

1）家族以外のまちの人とのごはんが面白いかも（出会い）	3	38%
2）子連れで気軽に参加できそう	7	88%
3）トークに興味があった	0	0%
4）息抜きになりそう	2	25%
5）ご飯づくりをしなくてよい	0	0%
6）人に誘われた	1	13%
7）その他	1	13%

子どもの立場で料理しやすいキッチンに興味があった

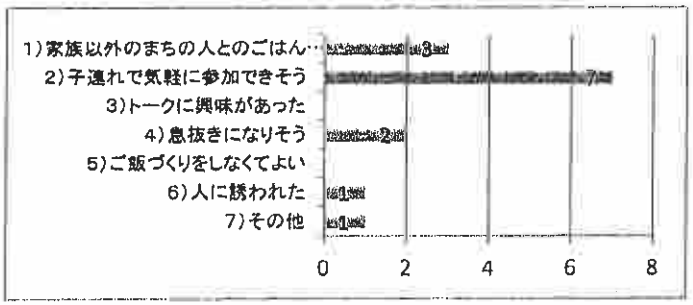

4. 今回のイベントはどのように知りましたか？（複数選択可）　n=8

1）まちのおやこテーブル（Facebook）	1	13%
2）ポスター・チラシ	0	0%
3）ぶんハピねっと（イベントページ）	1	13%
4）知人のFacebook投稿	2	25%
5）口コミ	5	63%
6）その他	0	0%

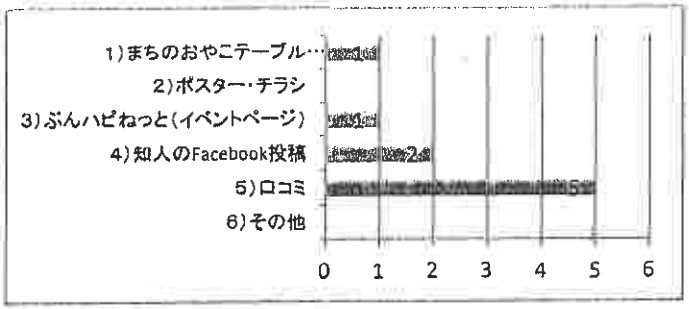

5. いつもは平日夜に開催していますが、今回は番外編で週末のお昼前後の開催日程はいかがでしたか？　n=8

1）良かった	8	100%
2）まあまあ	0	0%
3）良くなかった	0	0%
4）平日が良い	0	0%
5）週末でも平日でも良い	1	13%
6）その他	0	0%

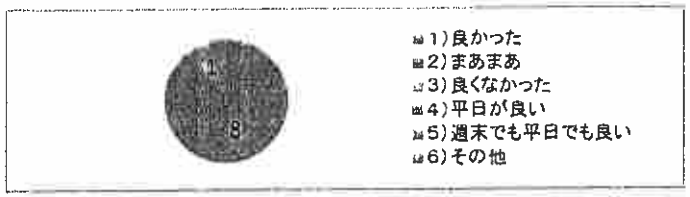

6. 開催場所はいかがでしたか？　n=8

1）良かった	8	100%
2）まあまあ	0	0%
3）良くなかった	0	0%
4）ご希望		

7. まちに暮らす人によるミニトークはいかがでしたか。　n=8

1）良かった	4	50%
2）まあまあ	4	50%
3）良くなかった	0	0%
4）無回答	0	0%

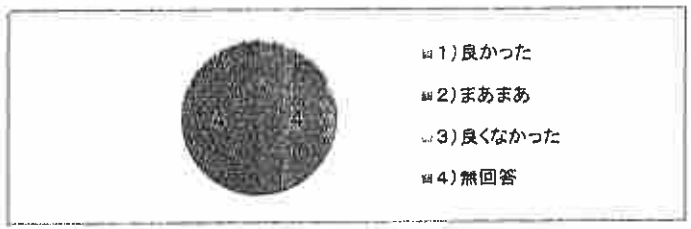

8. いつもは平日開催ということもあり、作っていただいた食事を食べますが、今回はみんなで作りました。いかがでしたか。

1）作ったこと

n=8

良かった	8	100%
まあまあ	0	0%
悪かった	0	0%
無回答	0	0%

2）食事量

n=8

良かった	5	63%
まあまあ	3	38%
悪かった	0	0%
無回答	0	0%

3）食事内容

n=8

良かった	7	88%
まあまあ	1	13%
悪かった	0	0%
無回答	0	0%

4）その他

- ふだん食べないものも食べていて驚きました。
- 子どもがお手伝いできる内容でとてもよかった。
- 子どももおいしそうに沢山食べていた。
- （食事量）多かった
- 子供達も楽しめるようにして頂いているのでとてもよかった。

5）ご希望

9. (親子で参加された方)お子さんにとって、食事はいかがでしたか。

1)量

n=8

良かった	6	75%
悪かった	1	13%
無回答	1	13%

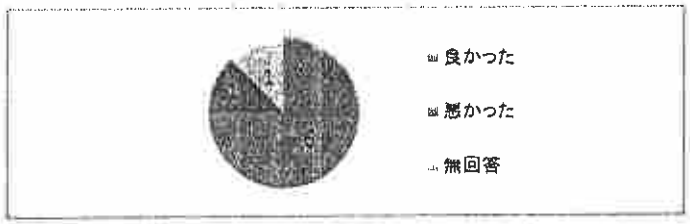

- 多かった。
- 少し多かったかも。

2)内容

n=8

良かった	7	88%
悪かった	0	0%
無回答	1	13%

3)その他

4)ご希望

10. キッズスペースはいかがでしたか？

n=8

1)良かった	4	50%
2)まあまあ	4	50%
3)良くなかった	0	0%

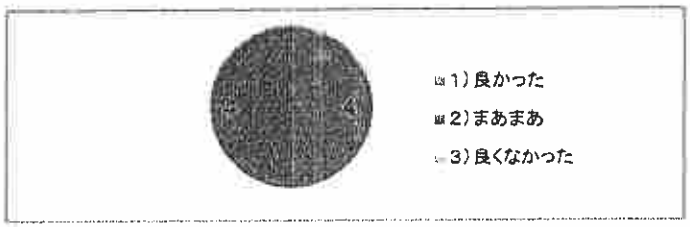

4)ご希望

- いつもはキッズスペースがあっても私と一緒でないと行きたがらないのですが、今日は自分から行っていました。
- 屋上で遊べたのがよかった。
- シート。冬なので古い座布団とかしいておしりが少しあったかいといいな。
- 子を見ながら話をきけた。
- 床がとても冷たかったので、マットがもう少しあるとよいですね。

11. 今回は、ご意見を頂くことを重視して参加費は無料でした。今後、参加費を頂戴して開催する予定ですが、いくらなら参加しますか？

n=8

1)特に気にしない	0	0%
2)大人一人3000円まで	0	0%
3)大人一人2000円まで	0	0%
4)大人一人1000円まで	3	38%
5)子どもと合わせて(　　)円まで ・ 3000円 ・ 1500円 ・ 1000円～1500円 ・ 3000円 ・ 5000円	4	50%
6)無料でないと参加したくない	0	0%
7)その他	0	0%

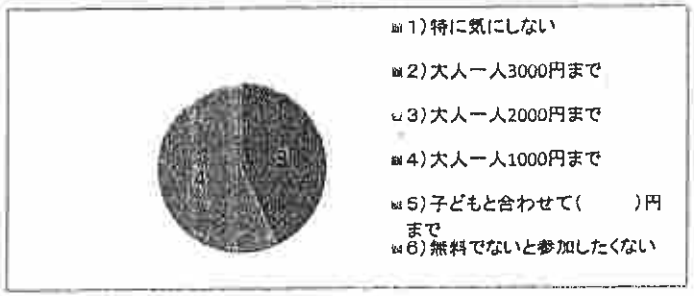

8)ご希望・ご提案
- 持ち寄り、みんなでご飯を作る等で安くする等もOK
- 材料持ち寄り、ごはんだけは各自持参などもよいかも

12. 参加費を払うための方法として、どれが考えられますか？(複数選択可

n=8

1)受付時に現金払い(当日)※定額	6	75%
2)散会時に現金払い(当日)※清算のため金額は参加人数次	2	25%
3)事前に現金払い(場所指定)	1	13%
4)事前に振込	2	25%
5)その他	0	0%
6)ご希望・ご提案	0	0%

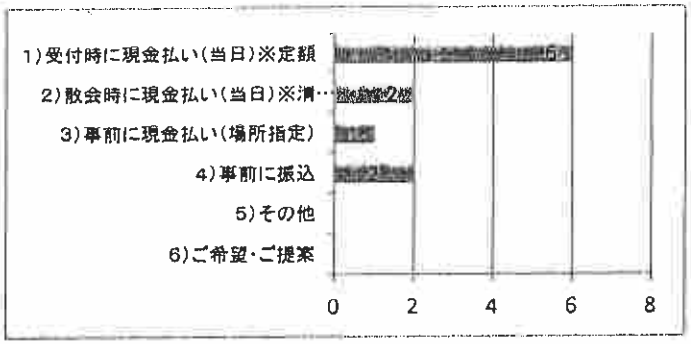

13. 事前振込みについてご意見をお聞かせください。
- 振込するのが大
- 振込の手間があるので現金の方が利用しやすいかと思います。
- 事前だと行けないと困るが、当日の受付の人とかの手間は省けますね。
- 他の支払い方法と選択できる
- 日数があれば構いません。

14. 子育て中のママの参加が多いですが、他のまちに暮らす方が参加しやすくするには、どうしたらいいと思いますか？

- Facebookやチラシなど？
- わかり易い仕事があると参加しやすいかなと思います。
- 土、日などの開催
- まちのおやこテーブル→まちにくらす人のテーブルなどに変えないと、名前からくるイメージが強いかも。
- 中華、〇〇（場所）の料理など、食事内容が少しこだわりがあるものだと・・・？

15. また参加したいですか？

n=8

1）はい	7	88%
2）いいえ	0	0%
3）内容次第	1	13%
4）場所次第	0	0%
5）曜日次第	0	0%
6）時間帯次第	0	0%
7）その他	0	0%
8）ご希望	0	0%

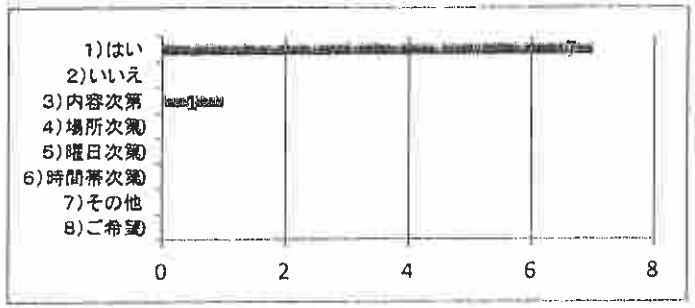

16. まちのおやこテーブルは、まちに暮らす人みんなで居心地のよい場を作っていきたいと思っています。今後、何かお手伝いいただけることはありますか？

n=8

1）プログラム企画	2	25%
2）ミニトークゲストの紹介	1	13%
3）お手伝いの紹介	1	13%
4）準備（備品の持ち込み等）	2	25%
5）受付	2	25%
6）配膳	3	38%
7）子どもへの声かけ	6	75%
8）子どもとの遊び・読み聞かせ等	3	38%
9）集金	1	13%
10）振り返り（事後）	1	13%
11）その他	0	0%

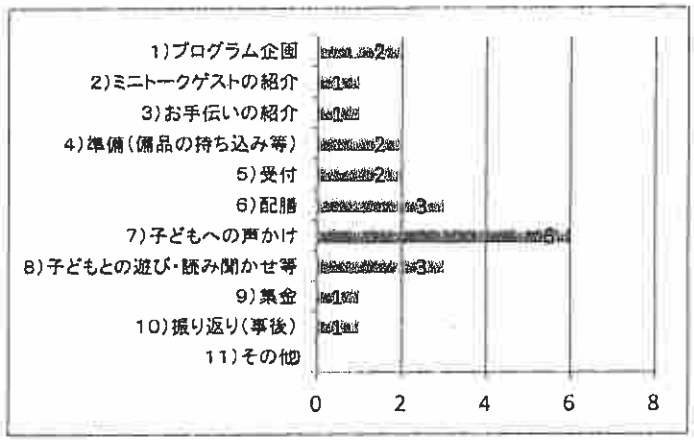

17. まちのおやこテーブルは、どんな場になるといいと思いますか？

- 色んな人が集える場
- 広く様々な人が参加しやすい場
- 子育ちの工夫やその他情報の交換
- みんな楽しく自分もリフレッシュできる場になるといいな。

18. まちのおやこテーブルに参加してみてどうでしたか？最後に感想を一言。

- 楽しい、出会いの場
- とてもいい機会で楽しめました。
- 楽しかったです。
- つながりと視野が広がりました。すてきな場をありがとうございました。
- 食事を作るプロセスを子どもが体験することの大切さを感じました。
  食べている時の表情がとてもうれしそうで、見ていてうれしかったです。
- おいしかったし、楽しかった。
- 楽しみました。皆さん、多彩な方でスゴイ！

19. あなたのことを教えてください

n=8

1）子育て中（親子で参加）	6	75%
2）子育て中（親だけで参加）	0	0%
3）まちに暮らす人	2	25%
4）子どもの遊び相手として参加	1	13%
5）その他	0	0%
6）無回答	1	13%

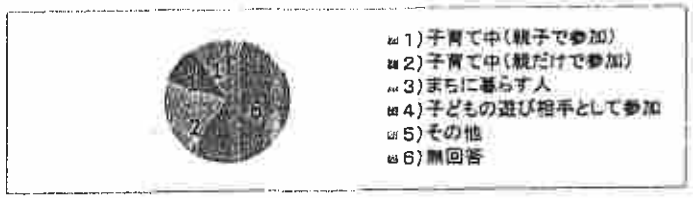

まちのおやこテーブルの作り方

イベント開催の手引き

第 1.0 版

2015 年 3 月

任意団体まちのおやこテーブル

目次

1. はじめに 2
2. 「まちのおやこテーブル」のコンセプト 2
3. 「まちのおやこテーブル」を始めよう 4
4. 誰に来てもらうか 4
5. いつやるか 5
6. どこでやるか 5
7. 食事をどうするか 5
8. 参加費 5
9. キッズスペースの作り方 6
10. どう周知するか 6
11. キャンセルは悩ましい 7
12. 裏方仕事は子どもも一緒に 7
13. さあ本番 8
14. 備品 8
15. おわりに 10

様式第１号（市民活動団体提案事業）

国分寺市
27.9.11
収受

平成27年度募集国分寺市提案型協働事業「提案書」

平成　27年　9月　11日

国分寺市長　井澤　邦夫　様

事務所の所在地　国分寺市東元町３－５－１３

団　体　名　特定非営利活[redacted]
く[redacted]サポーター

代表者氏名　中村[redacted]

次のとおり提案します。なお、会員名簿・担当者連[redacted]を承諾します。

1　提案事業名	『中高層集合住宅の防災対策の普及・促進』に関する検討事業（市内の中高層集合住宅の防災に係る課題の整理）
2　提案事業予算	２４４，５３０　円
3　提案理由	中高層集合住宅の防災対策については、27年度協働事業として国分寺市における中高層集合住宅の実態調査や先進自治体における取り組みの調査・分析を実施したが、28年度はこれらの前提を踏まえて、前年度調査内容を分析し、今後当市における中高層住宅の防災対策を進めるにあたって必要な諸条件の整理を行う。
4　事業概要（400字程度で記入してください）	27年度調査結果の分析により市内の中高層集合住宅において想定される被害等の傾向をまとめるとともに、当該住宅における防災対策を講じる上での前提条件について検討し整理する。 ①27年度調査の成果を踏まえ、また、既往地震災害における中高層集合住宅の被害実態等を検討する。 ②当市の中高層集合住宅の特徴や地域社会との関係などを考慮し、今後の防災対策の方向性を検討する。

様式第２号−１（市民活動団体提案事業）

団体名　NPO法人　くらしの安全安心サポーター

１　事業目的（①解決する社会問題，②事業の対象，③何を実施するか，④到達点　を記入してください）	①地域社会における住宅問題を中心とした防災上の社会問題について、②市内の中高層集合住宅及び住棟管理者・居住者等を対象に、③防災対策の課題を整理することにより、④今後における中高層集合住宅に係る防災施策の検討に寄与する。
２　事業内容（当該事業で具体的に何を行うか記入してください。）	国分寺市の中高層集合住宅の特徴と想定される地震被害等及び防災対策の方向性 ・27年度調査の成果を踏まえ、当市の中高層集合住宅の特徴と地域社会との関係を整理する。 ・阪神淡路大震災及び東日本大震災において被災した中高層集合住宅の被害実態等を文献調査し、被害内容とその影響について傾向を分析する。 　これらを通じて、本市における当該住宅で想定される防災上の諸問題および防災対策の方向性を検討する。
３　事業計画案（事業の実施スケジュールを記入してください）	

4月	契約締結、担当課との事業計画協議（調整・決定）			
5月	中高層集合住宅災害の特徴整理			
6月	既往災害における被害実態の調査・分析			
7月	↓			
8月	・地域社会との関係整理			
9月	・想定される防災上の諸問題検討			
10月	↓			
11月	・防災対策の方向性検討			
12月	・検討結果の整理・まとめ			
1月				
2月	（報告書作成）			
3月				

様式第２号-2（市民活動団体提案事業）

団体名　NPO法人　くらしの安全安心サポーター

4　事業の対象 （地域、対象者、対象総人数等を具体的に）	・国分寺市内の中高層集合住宅 ・4,710棟の非木造の住宅・アパート（平成24年時点）のうち中高層集合住宅（４階建以上の共同住棟）の居住者及び管理者
5　事業の実施場所	・整理・検討と検討結果の報告書作成　→NPO事務所
6　役割分担 （具体的に）	＜提案団体が担う役割＞ ・中高層住宅の防災上の諸問題、防災対策の方向性を検討し、提案する。 ・報告書の作成
	＜市が担う役割＞ ・中高層住宅の防災上の諸問題、防災対策の方向性の提案の検討（調整） ・報告書の作成に係る調整
7　成果指標等 （事業成功のポイントや，目標）	・中高層集合住宅における防災対策の明確化 ・今後の課題となる防災マニュアル作成や地域防災計画への中高層集合住宅の位置づけの方向付け
8　市と協働する意義及び必要性，協働による相乗効果	当NPOの目的とする災害等からの市民生活の安全安心の確保は、市の防災対策と共通する。本協働事業は市の防災対策の推進にとって不可欠なプロセスであり、また今後、中高層集合住宅の防災普及にとってNPOと市が連携して対応できる共通の基盤が形成できる。
9　事業実施後の展開（事業終了後どのような展望があるか）	○当NPOとして、増大する中高層住宅の実態に即した居住者向け防災講習会等の啓発、防災対策の普及活動が可能になる。 ○市は、国分寺市の実態を踏まえ、中高層住宅の管理者あるいは居住者を対象とした具体的な防災啓発、及び必要に応じて対策の普及支援施策の実施が可能になる。また災害時における（地域防災計画の）応急対策の充実を図ることができる。

様式第３号
（市民活動団体提案事業）

団体名 NPO 法人くらしの安全安心サポーター

提案事業収支予算書

（収入の部）

区分	予算額	摘要
委託金	２４４，５３０円	
合　計	２４４，５３０円	

（支出の部）

区分	予算額	摘要
（人件費）	１８０，０００円	
国分寺市の中高層集合住宅の特徴と想定される地震被害等の整理	１８０，０００円	・「既往地震における中高層集合住宅の被害事例の調査・分析（文献等の調査）」： @2,500×8h×3 人＝60,000 ・国分寺市の中高層住宅の特徴： @2,500×3ｈ×2 人＝15,000、 ・地域社会との関係整理： @2,500×3ｈ×2 人＝ 15,000 、 ・想定される防災上の諸課題： @2,500×6h×2 人＝30,000、 ・防災対策の方向性： 2,500×6h×2 人＝30,000、 ・検討結果の整理・まとめ： @2,500×6h×2 人＝ 30,000
（消耗品費）	３０，０００円	・　事務用品費：5,000、・文献（書籍、報告論文）購入費　25,000

（印刷製本費）	１２，３００円	・コピー用紙（A4 版）：　@500（500 枚）×4＝2,000、・コピー機インク：@4,500（4 色）×1 セット＝4,500、・ファイル（薄紙、ハード）：@150×20 部＋@400×7 部＝5,800、
直接経費計	２２２，３００円	
（諸経費）	２２,２３０円	
—	—	—
合　計	２４４，５３０円	

様式第４号（市民活動団体提案事業）

団　体　概　要　書

※　枠の大きさは、字数制限を表すものではありません。枠を広げて必要な事項を記入してください。
　ただし、簡潔に分かりやすく記入してください。

団体の名称	(ﾌﾘｶﾞﾅ)ﾄｸﾃｲﾋｴｲﾘｶﾂﾄﾞｳﾎｳｼﾞﾝ　ｸﾗｼﾉｱﾝｾﾞﾝｱﾝｼﾝｻﾎﾟｰﾀｰ 特定非営利活動法人　くらしの安全安心サポーター		
所在地	〒　185－0022 国分寺市東元町３－５－１３		
設立年月日	平成19年　12　月　13日		
会員の状況	正会員数　14　人・　団体 （内国分寺市民　11　人）	年会費	3,000円
	賛助会員数　人 団体	年会費	
活動目的	広く一般市民を対象として、「住まいとまちの安全・安心」を目指して啓発活動を推進すると共に、住まいとまち(地域社会)の防災対策、防犯対策、バリアフリー化に取り組み、広く地域住民の安全・安心なくらしづくりに貢献することを目的とする。		
活動内容・活動実績 （既に協働による委託事業等の実績がある場合には、委託事業名、委託契約先名、委託時期を記入して下さい。）	・　防災対策事業　木造住宅の耐震相談、家具転倒防止器具の設置及び相談 火災警報器の販売及び設置、 ・　防犯対策事業　相談及び防犯対策工事 ・　バリアフリー化事業　相談及び手すりなど設置 ・　国分寺市耐震診断士創設に係る診断士の養成・認定事業 平成21年4月1日～平成23年3月31日　　契約先：国分寺市 ・　木造住宅耐震診断士による地域耐震講習会の推進事業 平成23年4月1日～平成24年3月31日　　契約先：国分寺市 ・　「国分寺市家具転倒防止器具助成事業」に係る器具取り付け作業委託 平成21年5月8日～平成24年3月31日　　契約先：国分寺市		
ホームページ	www.anan-spt.com		

担当者連絡先	氏名 [redacted]　（役職）[redacted]
	住所 [redacted]
	電話 [redacted]　ＦＡＸ [redacted]
	Ｅメール [redacted]

特定非営利活動法人　くらしの安全安心サポーター　定款

第１章 総 則

（名 称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人くらしの安全安心サポーターという。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を東京都国分寺市東元町三丁目５番１３号に置く。

（目 的）

第３条　この法人は、広く一般市民を対象として、「住まいとまちの安全・安心」を目指して啓発活動を推進するとともに、住まいとまち（地域社会）の防災対策、防犯対策、バリアフリー化に取り組み、広く地域住民の安全・安心なくらしづくりに貢献することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

（１）保険、医療又は福祉の増進を図る活動

（２）社会教育の推進を図る活動

（３）まちづくりの推進を図る活動

（４）地域安全活動

（５）前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業の種類）

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

（１）「住まいとまちの安全・安心」に関する市民啓発事業

（２）防災対策事業（災害危険の低減化）

（３）防犯対策事業

（４）バリアフリー化事業

第２章 会 員

（種 別）

第６条　この法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員　この法人の目的に賛同し事業を賛助するために入会した個人及び団体

（入 会）

第７条　会員の入会について、特に条件は定めない。

2　会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

3　理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4　理事長は、第２項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第８条　会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第９条　会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して１年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

（退 会）

第10条　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除 名）

第11条　会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2　前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

（拠出金品の不返還）

第12条　既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役 員

（種別及び定数）

第13条　この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事３人以上１０人以内

(2) 監事１人以上２人以内

2　理事のうち１人を理事長、２人以上４人以内を副理事長とする。

（選任等）

第14条　理事及び監事は、総会において選任する。

2　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

4　法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

（職 務）

第15条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4　監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

（任期等）

第16条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

2　補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又

は現任者の任期の残存期間とする。

3　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第17条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解　任）

第18条　役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2　前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

（報酬等）

第19条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第４章　会　議

（種　別）

第20条　この法人の会議は、総会及び理事会の２種とする。

2　総会は、通常総会及び臨時総会とする。

（総会の構成）

第21条　総会は、正会員をもって構成する。

（総会の権能）

第22条　総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) 会員の除名

(4) 事業計画及び収支予算並びにその変更

(5) 事業報告及び収支決算

(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第

49条において同じ。）

(9) 新たな義務の負担及び権利の放棄

(10)解散における残余財産の帰属

(11)その他運営に関する重要事項

（総会の開催）

第23条　通常総会は、毎年１回開催する。

2　臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の５分の１以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 監事が第15条第４項第４号の規定に基づいて招集するとき。

（総会の招集）

第24条　総会は、前条第２項第３号の場合を除いて、理事長が招集する。

2　理事長は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から３０日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3　総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）

第25条　総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

（総会の定足数）

第26条総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することはできない。

（総会の議決）

第27条　総会における議決事項は、第２４条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（総会での表決権等）

第28条　各正会員の表決権は平等なものとする。

2　やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3　前項の規定により表決した正会員は、前２条及び次条第１項の規定の適用については出席したものとみなす。

4　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（総会の議事録）

第29条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人２名が、記名押印又は署名しなければならない。

（理事会の構成）

第30条　理事会は、理事をもって構成する。

（理事会の権能）

第31条　理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1)総会に付議すべき事項

(2)総会の議決した事項の執行に関する事項

(3)その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（理事会の開催）

第32条　理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の２分の１以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

（理事会の招集）

第33条　理事会は、理事長が招集する。

2　理事長は、前条第２号の規定による請求があったときは、その日から１４日以内に理事会を招集しなければならない。

3　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（理事会の議長）

第34条　理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

（理事会の議決）

第35条　理事会における議決事項は、第33条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（理事会の表決権等）

第36条　各理事の表決権は、平等なものとする。

2　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3　前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第１項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（理事会の議事録）

第37条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人が記名押印又は署名しなければならない。

第５章 資 産

（資産の構成）

第38条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

（資産の区分）

第39条　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

（資産の管理）

第40条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会 計

（会計の原則）

第41条この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

（会計の区分）

第42条　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計のみとする。

（事業年度）

第43条　この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び予算）

第44条　この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第45条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（予備費）

第46条　予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更正）

第47条　予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第48条　この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（臨機の措置）

第49条予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第７章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第50条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第３項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

（解　散）

第51条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。

3　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第52条　この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第１１条3項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

（合 併）

第53条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第８章 公告の方法

（公告の方法）

第54条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第９章 事務局

（事務局の設置）

第55条　この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

２　事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

（職員の任免）

第56条　事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

（組織及び運営）

第57条事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑 則

（細則）

第 58 条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

１　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

２　この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。

３　この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第１項の規定にかかわらず、この法

人の成立の日から平成２１年３月３１日までとする。

4　この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成２０年３月３１日までとする。

5　この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6　この法人の設立当初の入会金及び会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	正会員	(個人・団体)	１０００円
	賛助会員	(個人・団体)	１０００円
(2) 年会費	正会員	(個人・団体)	３０００円
	賛助会員	(個人・団体)	口１３０００円（口以上）

別表　設立当初の役員

役職名	氏名
理事長	保坂　光博
副理事長	中村　八郎
副理事長	戸塚　[illegible]
理　事	井上　四郎
理　事	大島　伯年
理　事	近藤　吉美
理　事	竹下　範子
理　事	保坂　和男
監　事	龍神　瑞徳
監　事	末高　秀記

人の成立の日から平成２１年３月３１日までとする。

この法人の設立当初の事業年度は、第13条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成２０年３月３１日までとする。

この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	正会員	(個人・団体)	１０００円
	賛助会員	(個人・団体)	１０００円
(2) 年会費	正会員	(個人・団体)	３０００円
	賛助会員	(個人・団体)	口１３０００円（口口以上）

別表　設立当初の役員

役職名	氏名
理事長	保坂　光俊
副理事長	中村　久雄
副理事長	口口　一直
理　事	井上　西郎
理　事	大島　信年
理　事	近藤　吉美
理　事	竹下　義子
理　事	保坂　和男
監　事	龍神　瑞穂
監　事	末高　秀記

平成26年度　特定非営利活動に係る事業会計収支決算書

平成26年4月1日から平成27年3月31日

特定非営利活動法人
くらしの安全安心サポーター

単位;円

科目	金額		
(経常収支の部)			
Ⅰ　経常収入の部			
1. 会費収入			
入会金収入			
会費収入	30,000		
2. 事業収入			
① 市民啓発事業収入			
② 防災対策事業収入			
③ 防犯対策事業収入			
④ バリアフリー化事業収入			
⑤ 提案型協働事業収入			
⑥ 国分寺市委託事業収入			
3. 補助金等収入			
4. 寄付金収入	24,000		
5. その他収入			
利息収入	18		
保険金還付金			
経常収入合計　(A)	54,018		54,018
Ⅱ　経常支出の部			
1. 事業費			
① 市民啓発事業費	15,645		
② 防災対策事業費			
③ 防犯対策事業費			
④ バリアフリー化事業費			
⑤ 提案型協働事業費			
⑥ 国分寺市委託事業費			
2. 管理費支出			
給料手当			
水道光熱費			
什器備品費			
保険料	6,874		
事務所家賃			
消耗品費			
通信運搬費	10,703		
印刷製本費(コピー)(リーフレット)			
旅費交通費			
支払手数料			
会議費			
決算(税理士)			
租税公課			
雑費		33,222	
経常支出合計(B)			33,222
経常収支差額　(A)－(B)＝(C)			20,796
Ⅲ　その他資金収入の部　(D)			0
Ⅳ　その他資金支出の部　(E)			0
当期収支差額　(C)＋(D)－(E)＝(F)			20,796
前期繰越収支差額　(G)	135,591		135,591
次期繰越収支差額　(F)＋(G)			156,387
(正味財産増減の部)			
Ⅴ　正味財産増加の部			
1. 資産増加額			
当期収支差額(再掲)			
2. 負債減少額			
増加額合計			0
Ⅵ　正味財産減少の部			
1. 資産減少額			
当期収支差額(再掲)(マイナスの場合)			
減価償却費			
2. 負債増加額			
減少額合計			
当期正味財産増加額または減少額			20,796
前期繰越正味財産			135,591
当期正味財産合計			156,387

平成27年度　特定非営利活動に係る事業会計収支予算書

平成27年4月1日から平成28年3月31日

特定非営利活動法人
くらしの安全安心サポーター

単位:円

科目	金額		
(経常収支の部)			
Ⅰ　経常収入の部			
1. 会費収入			
入会金収入	3,000		
会費収入	42,000	45,000	
2. 事業収入			
①　市民啓発事業収入	120,000		
②　防災対策事業収入	200,000		
③　防犯対策事業収入	100,000		
④　バリアフリー化事業収入	100,000		
3. 提案型協働事業	561,587	1,081,587	
4. 寄付金収入			
5. その他収入			
利息収入			
保険金還付金			
経常収入合計　(A)			1,126,587
Ⅱ　経常支出の部			
1. 事業費			
①　市民啓発事業費	90,000		
②　防災対策事業費	150,000		
③　防犯対策事業費	70,000		
④　バリアフリー化事業費	70,000		
⑤　提案型協働事業	500,000	800,000	
2. 管理費支出			
給料手当	50,000		
水道光熱費	5,000		
什器備品費	10,000		
保険料	10,000		
事務所家賃	60,000		
消耗品費	10,000		
通信運搬費	20,000		
印刷製本費(コピー)(リーフレット)	40,000		
旅費交通費	10,000		
支払手数料	5,000		
会議費	5,000		
広報費(ホームページ)	10,000		
決算	10,000		
租税公課			
雑費	5,000	250,000	
経常支出合計(B)			1,050,000
経常収支差額　(A)－(B)＝(C)			76,587
Ⅲ　その他資金収入の部　(D)			0
Ⅳ　その他資金支出の部　(E)			0
当期収支差額　(C)＋(D)－(E)＝(F)			76,587
前期繰越収支差額　(G)	156,387		156,387
次期繰越収支差額　(F)＋(G)			232,974
(正味財産増減の部)			
Ⅴ　正味財産増加の部			
1. 資産増加額			
当期収支差額(再掲)		0	
2. 負債減少額			
増加額合計			0
Ⅵ　正味財産減少の部			
1. 資産減少額			
当期収支差額(再掲)(マイナスの場合)			
減価償却費		0	
2. 負債増加額		0	
減少額合計			
当期正味財産増加額または減少額			76,587
前期繰越正味財産			156,387
当期正味財産合計			232,974

様式第１号（市民活動団体提案事業）

国分寺市
27.9.11
収受

平成 27 年度募集国分寺市提案型協働事業「提案書」

平成２７年９月１１日

国分寺市長　　様

事務所の所在地　東京都国分寺市西恋ケ窪 3-3-15-105

団　体　名　NPO 法人 ArrowArrow

代表者氏名　三木　由香里

[redacted]

次のとおり提案します。なお、会員名簿・担当者連絡先を除き公開を承諾します。

1　提案事業名	ママインターン事業
2　提案事業予算	1,141,681 円（税込）（うち委託金 1,061,681 円）
3　提案理由	① 現状と課題： ・ 厚生労働省の調査によると、平成 22 年に出産した母親が出産前後に仕事を辞めた割合は 54.1%。そのうち仕事を辞めた理由で「仕事を続けたかったが、両立が難しいのでやめた」が 35.3%となっている。また、日経ウーマンオンラインの調査では、子育てと仕事の両立と再就職を希望する女性の 68.0%が仕事と子育ての両立のイメージがつかず、不安を抱えているという数値も出ている。 ・ 一度離職した女性は、家事育児と両立することの難しさを痛感したうえで、ブランクを感じ自信喪失してしまうケースや、希望するような勤務先や保育先が見つからないといった理由によって、働きたくても働くことができず一歩が踏み出せない状況。 ・ 平成 26 年度の「ママインターン」事業で参加した該当女性たちからのアンケートより子育て中の女性が参加した理由が「再就職しようと思っているから」「仕事と子育てを両立する方法を知りたかったから」という想いを持ちながらも現実は「子どもを預ける場所がない」「自分のスキルや経験を活かせる仕事があるかわからない」「自分の勤務希望に合う仕事があるかわからない」という理由で今まで動けていなかった課題が浮き彫りになった。 ② 対策： ・ 自分にスキルや経験があったとしても子育てを経た時間によって「ブランク」と感じてしまうことから、自信喪失している女性が多いため、実際に自分が得てきたスキルや経験を自身で再認識しても

	らい自信を回復させることが必要 ・ また平成26年度「ママインターン事業」より参加した女性のその後で実際にこどもを預ける場所が見つからなかったということで再就職を断念したケースもあったため、今回は就業体験までに参加者自身で託児場所を探し調整するアクションを取り入れ、より具体的な再就職への一歩を促す。 ・ ライフイベントを抱える女性を活用するには、フルタイムでの復帰という今までの働き方ではなく、週3日や短い時間でも成果を出すことの出来る、新しい働き方が必要となる。本提案プロジェクトを実施することにより、短い時間でも働くことで成果を出し成功体験を積んだ女性の再就職へのステップを構築していきたい。 ・ また、受入企業や組織側も、週5日8時間のフルタイムでなくても働くことができる環境を社内に組み込むことで様々な働き方が可能な企業形態を増やし、新しい雇用創出への一歩をつくっていく。
4　事業概要 （400字程度で記入してください）	＜目的＞ 女性が働く事への自信を取り戻し、再就職までのステップを具体化していくことで女性が働く選択肢を増やしていくこと。 ＜対象＞ 結婚・妊娠・出産を機に離職しているが働きたいと思っている女性 ＜内容＞ 再就職に挑戦したいが自信が持てず行動に移せない女性に対して、不安を払拭する為のカリキュラムを実施。対象女性は複数回の講義を託児付きで実施し、定期的に子どもと離れた環境を体験することからスタートする。講義内容はより復帰後に活きてくるよう各企業や組織の実践的な課題に取り組んでいく。その後各企業や組織へ課題改善策をプレゼンテーションし、その他企業や組織が求める実務を通して就業体験をおこなう。また、対象女性は就業体験までに自身で託児場所を探し整えることにチャレンジしてもらう。このアクションによってママインターン終了後に再就職に向けて動いていくイメージを掴む。受講生自身のキャリアへの肯定感を醸成し、実際に託児する環境を自らアクションして準備することで、再就職への具体的行動を起こせる女性を増やしていく。 ＜実施場所＞ 国分寺市内のセミナー会場及び国分寺市のNPO団体等 ＜成果指標＞ 講義受講生：20名×2期=40名、受講生の成果発表会の参加者=50名、再就職に挑戦する受講生10名

様式第２号-1（市民活動団体提案事業）

団体名　NPO 法人 ArrowArrow

1　事業目的 （①解決する社会問題，②事業の対象，③何を実施するか，④到達点　を記入してください）	① 女性の再就職、潜在的労働力の発掘 ② キャリアの再構築に自信を持てず、再就職に不安を感じている女性 ③ キャリアに対する肯定感を高める講義とワークショップ、就業体験を実施。託児付きの講義参加から始まり、インターンまでに自分自身で託児先を見つけ調整することを対象者にはチャレンジしてもらう。そのアクションの上でインターンを実施することで、子どもと離れる時間の体験とブランク意識からの脱却、その後の再就職に向けての具体的必要事項のステップをふみ、再就職への不安を払拭していく。 ④ 肯定感を高めて、再就職に踏み出した女性、講義の中で学んだことを成果発表する。最初は不安を抱えていた女性が、不安を払拭し、行動したプロセスを伝えることで、参加した女性自身がロールモデルとなっていくこと、ひいては国分寺市内の地域雇用を構築していく。
2　事業内容 （当該事業で具体的に何を行うか記入してください。）	平成 26 年度「ママインターン事業」を展開した中で参加女性からは「働くことに自信が持てた」「働きたいという気持ちが強くなった」「子どもを預けて働くことに関する不安が減った」という声がアンケートの大多数を占めた中、実際に働く上では子どもを預ける場所が無ければ働くことへ踏み出すことができないという課題が残った。 今回のママインターン事業では実際の就業体験までに子どもの託児先を自分で探し調整、手配をするという具体的アクションをおこなった上でインターンに参加してもらうというチャレンジを設けた。座学講義の最終日に、当法人より国分寺市内一時保育可能な保育園の一覧リストを共有、国分寺市ファミリーサポート、子育てシェアの AsMama、ベビーシッター業のスマートシッターなど託児可能サービスの紹介をする。場合によっては各サービスの担当者にそれぞれのサービスの登録や利用方法などを案内してもらう。参加者各自が託児についていつまでに何をやるべきかアクションプランをつくることをおこなうことで、就業体験までに託児を準備することのイメージを掴み実行にうつってもらう。このような活動を含めることで、参加した女性が今回のママインターン参加後に再就職へのステップがより具体的に描き行動できると考えている。 ［プログラム内容］様々な形で「仕事と子育ての両立」を実現している先輩女性の話を聴き、選択肢を拡げる講義の開催。実際に企業が抱える課題をケーススタディとし、自分がどう課題を解決するか考えるワークショップを体験。地域の企業・NPO への合計 2 日間にわたる就業体験を経験していくことで再就職することを具体的にイメージし行動する。託児付きの講義から始まり、実際の就業体験までに自身の子どもの託児場所を探し手配することによって、ママインターン終了後実際に再就職する際にも動ける環境の構築を成し、子どもと離れる時間の体験から具体化する再就職へのステップアップを自らの行動で起こしていく。

	講義実施時期：平成 28 年 9 月から 2 期に分けて講義を実施 講義受講生　　：20 名×2 期=40 名 講義実施場所：国分寺市内の会場、NPO や企業での実習（半日から 1 日程度） 講義実施日時：3 時間程度の講義×3 回（約 1 ヶ月の講義） 半日程度のフィールドワーク×2 回 託児先　　：講義中のみ　イベント託児実施先（会場手配は市に依頼）
3　事業計画案（事業の実施スケジュールを記入してください）	４月　契約締結、協働の詳細打ち合わせ ５月　ママインターン説明会参加者募集・受入企業/NPO の募集 ６月　ママインターン説明会開催 ママインターン参加女性の募集 受入企業/NPO との打ち合わせ ７月　ママインターン第 1 期生　候補者の選定・受入先の選定 ８月　第 1 期生マッチング ママインターン第 2 期生　候補者の選定 ９月　ママインターン第 1 期生の実施 １０月　第 2 期生マッチング 第 1 期生フォローアップ研修の実施 １１月　ママインターン第 2 期生の実施 １２月　第 2 期生フォローアップ研修の実施 ２月　成果発表準備 ３月　成果発表

様式第２号-2（市民活動団体提案事業）

団体名　NPO 法人 ArrowArrow

4　事業の対象 （地域、対象者、対象総人数等を具体的に）	国分寺市内の結婚・妊娠・出産を機に離職してしまったが再就職を希望している女性を対象として実施する。対象総人数：40 人
5　事業の実施場所	1. 受入先企業　：国分寺市内企業・NPO 法人等 2. 講義実施場所：国分寺市内の会議室等（託児も出来る場所）
6　役割分担 （具体的に）	＜提案団体が担う役割＞ ● 再就職希望女性のメンター ● 受入先企業と託児場所とのマッチング・コーディネート ● 成果発表会の企画・広報・運営 ※らぶんじの運営事務局や商店街振興事業のメンバーにも協力を仰ぎ、広報活動に力を入れていく ● 成果報告資料の作成。
	＜市が担う役割＞ ● 告知・募集・広報のサポート ● 講義実施の際の託児の手配 ● ママインターン説明会・企業説明会としての会場提供（こくぶんじ市民交流センター等、公共施設） ● 国分寺市内の企業紹介 ※作成した各種（案）について両者協議のうえ内容を確定する。
7　成果指標等 （事業成功のポイントや，目標）	1. ママインターン説明会時にヒアリングした不安や自信喪失が本事業をきっかけに自信に変化していること。 2. 子どもを預ける託児場所を実際に見つけ再就職へ向けた具体的アクションをおこなう変化が見られること 3. 託児場所や企業など社会とのつながりを再認識し、本事業以降再就職へステップアップする女性が増加すること。
8　市と協働する意義及び必要性，協働による相乗効果	平成 27 年度 8 月に成立した「女性活躍推進法」が民間企業に行動計画の策定や公表を義務づけることになり、地域の企業においても女性就労支援がより活性化されることが想定される。加えて市の総合計画にも経済施策と雇用創出といった重点施策として挙げられているように、国分寺市内の企業や団体においても新しい雇用・女性の就労を創出していくことが必要になってくる。そのためには子育て中の女性活用・女性雇用を発展させていくことは必須である。この事業を協働することによって、国分寺市内の企業や組織の新しい雇用の創出、女性雇用の創出だけに留まらず、国分寺市内の世帯収入が増加する流れを呼び込み、ひいては「子育てしやすいまち、住み続けたいまち」として人口増加に寄与するものと考える。

9　事業実施後の展開（事業終了後どのような展望があるか）	本事業を実施すること働くことについて肯定感を持った女性が再雇用への自信をつけ、託児について行動をとった上で再就職へのステップをふむと共に、短時間勤務者を雇用して新しい雇用体系を身につけた企業・会社・組織が増加し、国分寺市内で新しい雇用が自活的に増えていくこと。 このサイクルができることで、本事業を継続的に実施していくための多様な財源確保策を検討していく。

様式第３号　　団体名　NPO 法人 ArrowArrow

（市民活動団体提案事業）

提案事業収支予算書

（収入の部）

区分	予算額	摘要
委託金	1,061,681 円	
ママインターン参加費	80,000 円	※インターン参加者負担（@2,000 円×40 人）
合　計	1,141,681 円	

（支出の部）

区分	予算額	摘要
1. 人件費	(623,783 円)	
1) プロジェクトデザイン	53,300 円	A:10 時間　C:16 時間　D:10 時間
2) ママインターン実施	488,383 円	A:144.3 時間　C:166.1 時間　D:63.1 時間
3) 事業報告書の作成	82,100 円	A:10 時間　C:40 時間　D:10 時間
2. 報酬費	320,000 円	託児費の謝礼金｛(2,500 円×2h×1 回) ×8 人｝＝40,000 円（説明会）｛(2,500 円×3h×4 回) ×4 人｝×2 期＝240,000 円（講義） ｛(2,500 円×2h×1 回) ×8 人｝＝40,000 円（成果発表会） 計＝320,000 円
3. 消耗品費	25,714 円	※消費税率８％として算出

4. 印刷費	68,395 円	説明会用告知用紙印刷代・A4用紙代 9,082 円　インク代（カラー・黒）14,399 円等 ※消費税率８％として算出
直接経費計	1,037,892 円	
諸経費	103,789 円	（直接経費）×10%
合　計	1,141,681 円	

様式第４号（市民活動団体提案事業）

団　体　概　要　書

※　枠の大きさは、字数制限を表すものではありません。枠を広げて必要な事項を記入してください。
　ただし、簡潔に分かりやすく記入してください。

団体の名称	(ﾌﾘｶﾞﾅ)エヌピーオーホウジン　アローアロー NPO 法人 ArrowArrow		
所在地	〒　185　－0013 東京都国分寺市西恋ケ窪 3-3-15-105		
設立年月日	2010 年　　7 月		
会員の状況	正会員数　10　人・　　団体 （内国分寺市民　3　　人）	年会費	10,000 円
	賛助会員数　9　　人　団体	年会費	1,000 円
活動目的	仕事をしたいから結婚・育児を諦める、結婚・育児をしたいから仕事を諦めるという形ではなく、仕事か結婚か二者択一を迫られる社会から、望んでいる人が両立しながら自分の進みたい道を進められるような社会を目指すべく「子育てや介護等の理由に左右されない選択肢あふれる社会の創造」というビジョンを掲げて活動しています。		
活動内容・活動実績 （既に協働による委託事業等の実績がある場合には、委託事業名、委託契約先名、委託時期を記入して下さい。）	「仕事を当たり前に続けられる企業」を増やすため、主に中小企業に対して「産育休取得前から復帰前後までの一括サポート」として産育休に伴う業務整理及び改善、女性に対するメンタリング、基本的な産育休制度設計、それらに伴う助成金手続きのアドバイスなどを行う「産休！Thankyou！」というプロジェクトを提案・実施しています。また、ライフイベント別に課題を抱えている個人を対象に、ArrowArrow 個人会員制度を設け、当事者同士が集い話す場の提供や課題をもつ当事者へインタビューを掲載する冊子制作、ライフイベント前後の女性が関わる家事育児サポート等を実施しています。 2012 年 9 月　全国商工会議所主催「第 11 回女性起業家大賞」 　スタートアップ部門（創業 5 年未満）審査委員会委員長賞（特別賞受賞） 2012 年 10 月　ソーシャルベンチャー・パートナーズ東京 2012 年度投資・協働先選出		

	2014年11月　ベン・アンド・ジェリーズビジネスコンペファイナリスト
ホームページ	http://arrowarrow.org/

担当者連絡先	氏名 [redacted]　（役職）[redacted]
	住所 [redacted]
	電話 [redacted]　ＦＡＸ [redacted]
	Ｅメール [redacted]

直接人件費内訳

平成　年　月　日

	作業項目	A 910円	B(託児費) 900円	C 1,200円	D 2,500円	金額(円)	備考
1	プロジェクトデザイン	10.0		16.0	10.0	53,300	
2	ママインターン実施	144.3	0.0	166.1	63.1	488,383	
	1)ママインターン説明会準備	18.0	0.0	18.0	18.0	82,980	
	2)ワークショップ準備	111.0	0.0	133.4	25.6	325,090	
	①フィールドワーク受入先の選定	12.6		29.4		46,746	企業10社程度
	②ワークショップの作成	38.4		64.0	25.6	175,744	計4回分の内容作成
	③ママインターン講義生の選定(第1回)	25.0		25.0		52,750	参加希望者20名を想定
	④ママインターン講義生の選定(第2回)	35.0		15.0		49,850	参加希望者20名を想定
	3)インターン講義実施	4.8	0.0	7.2	12.0	43,008	
	①ワークショップ(第1回)	2.4		3.6	6.0	21,504	3時間×4回講義
	②ワークショップ(第2回)	2.4		3.6	6.0	21,504	ヒアリング2回程度
	4)報告会の企画・運営	10.5	0.0	7.5	7.5	37,305	
	①報告会の企画	7.5		4.5	4.5	23,475	
	②報告会の実施	3.0		3.0	3.0	13,830	
3	事業報告書の作成	10.0		40.0	10.0	82,100	
	合　計					623,783	

特定非営利活動法人ＡｒｒｏｗＡｒｒｏｗ定款

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人ＡｒｒｏｗＡｒｒｏｗという。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を東京都国分寺市西恋ヶ窪３丁目３番１５号ヴィラリベルテ１０５号に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は、活動地域の働く母親・父親たち及び対象者を雇用する企業に対して、子育てと仕事の両立を可能とする組織形成に関する事業を行い、職場環境の向上、雇用の拡大、働きやすい社会形成についての啓発、またこれによる子育てと仕事の両立可能な社会に寄与すると同時に、これを全国に発信し広めていくことを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
(2) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
(3) まちづくりの推進を図る活動
(4) 子どもの健全育成を図る活動
(5) 経済活動の活性化を図る活動

（事業）

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 育休取得前から復帰前後までのサポートを行うコンサルティング事業
(2) 女性のキャリア形成をサポートする為の研修事業
(3) 上記事業に関する情報提供事業
(4) 女性の再就職をサポートする為の人材紹介事業
(5) 育児中の女性をサポートする為の家事援助事業
(6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第３章　会員

（種別）

第６条　この法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員　この法人の目的に賛同し、この法人の活動及び事業を推進するために入会した個

人

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、この法人の活動及び事業を賛助するために入会した個人及び団体

（入会）

第７条 会員の入会について、特に条件は定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 理事長は、第２項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第８条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第９条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。

(4) 除名されたとき。

（退会）

第１０条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第１１条 正会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他この法人の秩序を乱す行為をしたとき。

2 賛助会員が前項各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

（拠出金品の不返還）

第１２条 既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

第４章 役員及び職員

（種別及び定数）

第１３条 この法人に、次の役員を置く。

(1)　理事３人以上８人以内
(2)　監事１人以上３人以内
2　理事のうち１人を理事長とし、また１人以上２人以内を副理事長とする。

（選任等）
第１４条　理事及び監事は、理事会において選任する。
2　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
3　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。
4　法第２０条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
5　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（職務）
第１５条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
2　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。
3　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
4　監事は、次に掲げる職務を行う。
(1)　理事の業務執行の状況を監査すること。
(2)　この法人の財産の状況を監査すること。
(3)　前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
(4)　前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
(5)　理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

（任期等）
第１６条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。
2　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
3　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）
第１７条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）
第１８条　理事が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その理事に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければなら

ない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 監事が前項各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その監事に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

（報酬等）

第１９条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3　前２項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第５章　総会

（種別）

第２０条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

（構成）

第２１条　総会は、正会員をもって構成する。

（権能）

第２２条　総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) 事業報告及び収支決算

(4) 監事の解任

(5) 正会員の除名

（開催）

第 ２３ 条 通常総会は、毎年１回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の５分の１以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 監事が第１５条第４項第４号の規定に基づいて招集するとき。

（招集）

第２４条　総会は、第２３条第２項第３号の場合を除き、理事長が招集する。

2　理事長は、第２３条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から１４日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（議長）
第２５条　総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から理事長が選出する。

（定足数）
第２６条　総会は、正会員総数の３分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）
第２７条　総会における議決事項は、第25条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
２　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）
第２８条　各正会員の表決権は、平等なるものとする。
２ やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
３ 前項の規定により表決した正会員は、前２条及び次条第１項の規定の適用については出席したものとみなす。
４ 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（社員総会の決議の省略）
第２９条　理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。
２　前項の規定により社員総会の目的である事項の全てについての提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなされた場合には、その時に当該社員総会が終結したものとみなす。

（議事録）
第３０条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1)　日時及び場所
(2)　正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
(3)　審議事項
(4)　議事の経過の概要及び議決の結果
(5)　議事録署名人の選任に関する事項
２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名、押印しなければならない。

第６章　理事会

（構成）

第３１条　理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第３２条　理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1)　総会に付議すべき事項

(2)　総会の議決した事項の執行に関する事項

(3)　その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（開催）

第３３条　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)　理事長が必要と認めたとき。

(2)　理事総数の３分の２以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3)　第１５条第４項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第３４条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長は、第３３条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から１４日以内に理事会を招集しなければならない。

３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも２日前までに通知しなければならない。

（議長）

第３５条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（議決）

第３６条　理事会における議決事項は、第３４条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第３７条　各理事の表決権は、平等なるものとする。

２　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

３　前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第１項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

４　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）
第３８条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1)　日時及び場所
(2)　理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
(3)　審議事項
(4)　議事の経過の概要及び議決の結果
(5)　議事録署名人の選任に関する事項
２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名、押印しなければならない。

第７章　資産及び会計

（資産の構成）
第３９条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
(1)　設立の時の財産目録に記載された資産
(2)　入会金及び会費
(3)　寄付金品
(4)　財産から生じる収入
(5)　事業に伴う収入
(6)　その他の収入

（資産の区分）
第４０条　この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産の１種とする。

（資産の管理）
第４１条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）
第４２条　この法人の会計は、法第２７条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）
第４３条　この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計の１種とする。

（事業計画及び予算）
第４４条　この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

（暫定予算）
第４５条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事

長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。
2　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（予備費の設定及び使用）
第４６条　予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
2　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更正）
第４７条　予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）
第４８条　この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
2　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）
第４９条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（臨機の措置）
第５０条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第８章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）
第５１条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の２分の１以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第 25 条第３項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。
(1)　主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）
(2)　資産に関する事項
(3)　公告の方法

（解散）
第５２条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。
(1)　総会の決議
(2)　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
(3)　正会員の欠亡
(4)　合併
(5)　破産手続開始の決定

(6)　所轄庁による設立の認証の取消し

2　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。

3　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第５３条　この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法１１条第３項に掲げるもののうち、総会の議決によって決定されたものに譲渡するものとする。

（合併）

第５４条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第９章　公告の方法

（公告の方法）

第５５条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第１０章　事務局

（事務局及び職員）

第５６条　この法人は、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2　事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

（職員の任免）

第５７条　事務局長及び職員の任免は、代表理事が行う。

（組織及び運営）

第５８条　事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第１１章　雑則

（細則）

第５９条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附　則

1　この定款は、この法人の設立の日から施行する。

2　この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	三木　由香里
理事	渡部　信吾
同	栗田　佳典
監事	髙田　憲治

3　この法人の設立当初の役員の任期は、第１６条第１項の規定にかかわらず、成立の日から２０１２年３月３１日までとする。

4　この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第４４条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5　この法人の設立当初の事業年度は、第４９条の規定にかかわらず、成立の日から２０１２年３月３１日までとする。

附　則

この定款は、平成26年1月24日から施行する。

書式第１３号（法第２８条関係）

平成26年度　活動計算書

平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日まで

特定非営利活動法人ＡｒｒｏｗＡｒｒｏｗ

（単位：円）

科目	金額		
Ⅰ　経常収益			
1　受取会費			
正会員受取会費	60,000		
賛助会員受取会費	5,000	65,000	
2　受取寄附金			
受取寄附金	35,412		
施設等受入評価益	0	35,412	
3　受取助成金等			
受取補助金	1,264,888	1,264,888	
4　事業収益			
育休取得前から復帰前後までのサポートを行うコンサルティング事業収入	190,593		
女性のキャリア形成をサポートする為の研修事業	791,391		
女性の再就職をサポートする為の人材紹介事業	0		
	0	981,984	
5　その他収益			
受取利息		0	
経常収益計			2,347,284
Ⅱ　経常費用			
1　事業費			
(1)人件費			
給料手当	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2)その他経費			
会議費	40,000		
旅費交通費	489,899		
施設等評価費用	0		
減価償却費	0		
印刷製本費	170,370		
業務委託費	5,582,517		
その他経費計	6,282,786		
事業費計	6,282,786		
2　管理費			
(1)人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
……			
人件費計	0		
(2)その他経費			
消耗品費	46,703		
水道光熱費	0		
通信運搬費	33,000		
地代家賃	394,632		
旅費交通費	70,195		

減価償却費			
業務委託費	345,000		
その他経費計	889,530		
管理費計		7,172,316	
経常費用計			7,172,316
当期経常増減額			-4,825,032
Ⅲ　経常外収益		0	
経常外収益計			
Ⅳ　経常外費用		0	
経常外費用計			
税引前当期正味財産増減額			-4,825,032
法人税、住民税及び事業税			0
当期正味財産増減額			-4,825,032
前期繰越正味財産額			7,703,323
次期繰越正味財産額			2,878,291

書式第１５号（法第２８条関係）

平成26年度 貸借対照表

平成２７年３月３１日現在

特定非営利活動法人ＡｒｒｏｗＡｒｒｏｗ

（単位：円）

科目	金額		
Ⅰ 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	-4,825,032		
未収金	0		
流動資産合計		-4,825,032	
2 固定資産			
(1)有形固定資産			
車両運搬具	0		
什器備品	0		
有形固定資産計	0		
(2)無形固定資産			
無形固定資産計	0		
(3)投資その他の資産			
敷金	0		
投資その他の資産計	0		
固定資産合計		0	
資産合計			-4,825,032
Ⅱ 負債の部			
1 流動負債			
未払金	0		
短期借入金	0		
流動負債合計		0	
2 固定負債			
長期借入金	0		
退職給与引当金	0		
固定負債合計		0	
負債合計			0
Ⅲ 正味財産の部			
前期繰越正味財産		7,703,323	
当期正味財産増減額		-4,825,032	
正味財産合計			2,878,291
負債及び正味財産合計			2,878,291

物資並残高	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
収入	0	0	0	0	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	1,600,000
経常収入	0	0	0	0	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	1,600,000
法人サービス	0	0	0	0	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	1,600,000
個人会員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
講演費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支出	482,886	482,886	482,886	912,886	1,867,886	2,367,886	1,867,886	1,367,886	1,367,886	1,867,886	1,367,886	1,367,886	15,804,632
経常支出	482,886	482,886	482,886	912,886	1,867,886	2,367,886	1,867,886	1,367,886	1,367,886	1,867,886	1,367,886	1,367,886	15,804,632
事業支出	0	0	0	0	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	800,000
事業Ⅰ	0	0	0	0	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	800,000
事業Ⅱ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
本部支出	482,886	482,886	482,886	912,886	1,767,886	2,267,886	1,767,886	1,267,886	1,267,886	1,767,886	1,267,886	1,267,886	15,004,632
本部スタッフ人件費	410,000	410,000	410,000	840,000	1,195,000	1,195,000	1,695,000	1,195,000	1,195,000	1,695,000	1,195,000	1,195,000	12,630,000
一般管理費(人件費除)	72,886	72,886	72,886	72,886	572,886	1,072,886	72,886	72,886	72,886	72,886	72,886	72,886	2,374,632
その他支出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収支	(482,886)	(482,886)	(482,886)	(912,886)	(1,667,886)	(2,167,886)	(1,667,886)	(1,167,886)	(1,167,886)	(1,667,886)	(1,167,886)	(1,167,886)	(14,204,632)
経常収入	0	0	0	0	25,000,000	270,000	0	0	1,400,000	0	0	0	26,670,000
助成金	0	0	0	0	1,000,000	270,000	0	0	1,400,000	0	0	0	2,670,000
寄付	0	0	0	0	24,000,000	0	0	0	0	0	0	0	24,000,000

NPO法人ArrowArrow団体説明資料

NPO法人ArrowArrow

子育てや介護等の理由に左右されず、仕事が当たり前に続けられる社会の創造

団体概要

団体名	特定非営利活動法人ArrowArrow
所在地	国分寺オフィス：〒185-0013　東京都国分寺市西恋ケ窪3-3-15-105
	荻窪オフィス：〒167-0051 東京都杉並区荻窪5-28-16西武コミュニティオフィス106
設立年月日	2010年7月1日
法人化	2011年5月18日
事業内容	産育休取得サポートプログラム『産休！Thankyou！』
	若手女性社員向け研修プログラム『社員！Shine！』
	講演事業
代表理事	堀江　由香里（日本ワーク/ライフ・バランス研究会　事務局長）
理事	松山　亜紀　（認定コーチ）
理事	松藤　智美　（日本ワーク/ライフ・バランス研究会　事務局）
監事	高田　憲治　（株式会社ウィルホールディングス　取締役）
協賛協力	・内閣府地域社会雇用創造事業　ソーシャルビジネスエコシステム創出プロジェクト
	ソーシャルベンチャースタートアップマーケット第1期生
	・NPO法人ETIC.主催　イノベーショングラント第5期フェロー
	・株式会社花王主催　社会起業塾2011年度　第9期生
	・ソーシャルベンチャーパートナーズ東京　2012年度協働先
	・日本商工会議所主催　女性起業家大賞　特別賞受賞
メディア掲載	日本経済新聞社/WEBマガジン　greenz.jp/日経WOMANオンライン
	日経WOMAN/bizmom/ジャパンタイムズ/その他

ArrowArrowが目指す社会

子育てや介護等の理由に左右されない
選択肢の溢れる社会の創造

地域
コミュニティ

家庭
パートナー

自治体

結婚　妊娠
出産　産後
×
育児に専念
職場に復帰
独立・起業
自己実現

職場

託児所
保育所

教育現場

個人向けサービスの具体例

ライフイベントを迎える前、迎えた後の女性の支援活動を実施

女性の生き方支援、再就職支援セミナー
働き方デザイン本セミナー

女性のライフイベントを通して働くこと
そのものを考える場所

ママインターン

日本財団や国分寺市と協働。
「働きたくても働くことができない」層の
課題を解決するプロジェクト

生き方デザイン学

さまざまな生き方・働き方を知る・語るこ
とができる場所。

企業向けサービスの具体例

**企業への産育休取得に伴うコンサル実施、新プロダクト開発
研修開発・セミナーを実施**

企業へのコンサル実施

今までのコンサルティング内容をワークシート化、常駐型以外のコンサルティング実施。

研修開発・セミナー実施

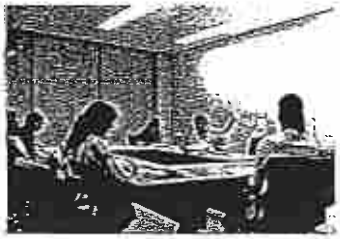

より多くの企業変革を目指した研修開発に向けセミナーを実施。

新しいプロダクト開発

前例の無い企業で起こりうるリスクを最小限にする為の産育休取得ガイドブックを作成

セミナー・講演活動の一例

企業向け、個人向け様々なテーマで実施。また日本ワークライフバランス研究会でも定期的に勉強会を開催

掲載日	講演	内容
2013年2月	港区ライフ・ワーク・バランス個別相談会	産休育休後・職場復帰セミナーと働き方に関する個別相談会
2013年5月	駒沢大学 講義	「非営利組織論」にて当法人の活動紹介
2013年5月	日本財団ママイベント	ニコニコセミナーにて堀江ゲストスピーカー
2013年6月	YOKOHAMA SOUP	「自分らしく働ける場づくりで社会を変える」のゲストスピーカーとして
2013年6月	専修大学 講義	就職関連でのゲスト講義
2013年6月	ETIC ジェファーソン・フェローシップ・プログラム	日本のNPOアントプレーナーに海外から取材
2013年6月	未来ワタシ委員会	都内女子学生へキャリアとライフの恋愛のゲストスピーカーとして
2014年1月	江東区男女共同参画推進センター	「実現！私のハッピー・バランス・ライフ」
2014年2月	立川市	市役所女性職員向け「キャリア・デザイン」セミナー
2014年2月	川崎市	ワーク・ライフ・バランスセミナー「育休復帰プランを立てて安心！育休復帰準備セミナー」
2014年9月	相模原市×株式会社パソナ	女性再就職支援事業「再就職にあたっての心構え・環境整理・コミュニケーション」
2014年8月～2015年2月	国分寺市	ママインターン

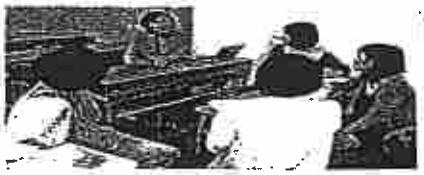

メディア掲載一例

掲載日	掲載メディア	詳細
2012年4月	現代ビジネス（Webマガジン）	最近の子育て支援取り組みのまとめ
2012年5月	bizmom	『産休育休中に「やってよかった！」体験談』特集ページ
2012年8月	greenz.jp（Webマガジン）	greenz.jpの記事がキッカケで「[illegible]」になりました！「Arrow Arrow」堀江由香里さんに聞く1年の歩み
2012年12月	ソトコト	連載「ソーシャル系大学」
2012年12月	bizmom	「スムーズ復帰ができる　やることリスト」という特集記事掲載
2013年3月	The Japan Times	国際女性デーにむけての特集記事
2013年3月	J-WAVE TOKYO MORNING RADIO 「MORNING ROUNGE」	当法人の活動について
2013年3月	J-WAVE JK RADIO TOKYO UNITED 「KONIKA MINOLTA COME TOGETHER」	当法人の活動について
2013年4月	日経産業新聞	当法人の活動について
2013年4月	NHK取材	ETICに関連する「ソーシャルアントプレナー」にて
2013年5月	日本政策金融公庫取材	
2013年5月	日本経済新聞	NIKKEI PLUS1にてコメント
2013年6月	Grazia 7月号	当法人の活動について
2013年3月	フジテレビ「アゲるテレビ」	仕事と出産の両立についてコメンテーター
2013年7月	日本経済新聞取材	当法人の活動について

ArrowArrowにご協力頂いている皆様

SVP TOKYO

success board

日本ワーク・ライフ・バランス学会

Supported by 日本財団 THE NIPPON FOUNDATION

モッカケうまれる、ナナメの関係 KATARIBA

cococi Coworking Space

様式第１号（市民活動団体提案事業）

国分寺市
27.9.11
収受

平成27年度募集国分寺市提案型協働事業「提案書」

平成　27年　　9月　11日

国分寺市長　井澤　邦夫　様

事務所の所在地　国分寺市本多２－３－３　２Ｆ
国分寺市商工会内
団　体　名　国分寺青年会議所

代表者氏名　理事長　浅見　正一郎

[redacted]

次のとおり提案します。なお、会員名簿・担当者連絡先を除き公開を承諾します。

1　提案事業名	こくぶんじ市民討議会2016　事業
2　提案事業予算	684,650円（うち委託金 534,650円）
3　提案理由	2010年より市との共催事業として開催をしてきた実施してきた「こくぶんじ市民討議会」事業において、より多くの市民に参加していただき、まちづくりに活かすために、市民視点を活かした公共サービスとして本事業を継続的に開催していくことが、提案理由であります。
4　事業概要 （400字程度で記入してください）	本事業は、ドイツで行われている「プラーヌンクスツェレ」を参考にし、市民参画の新たな手法として提案、2005年に試験的運用が開始された市民会議をモデルとしています。 ・参加者の無作為抽出 何も条件をつけずに参加者を住民基本台帳などから選ぶ ・参加者への謝礼 参加市民の時間を割いていただき、市民委員として仕事をして頂こうという意味 ・公正・公平な運営機関 市民、行政などで構成される実行委員会を運営機関とする 上記条件のもと、 １）　参加者全員で情報提供を受ける ２）　小グループで討議、発表する ３）　各グループ発表、投票 ４）　次のテーマへ（全２テーマ、２討議）

様式第２号-1（市民活動団体提案事業）

団体名　国分寺青年会議所

1　事業目的 （①解決する社会問題，②事業の対象，③何を実施するか，④到達点を記入してください）	①　現在行政が推し進めている市民のまちづくり参加において、参加したい人だけが参加する手法が多いという問題に対し、②参加したことのない人を対象の中心とした③こくぶんじ市民討議会事業を実施する。④サイレントマジョリティとよばれる市民の「声なき声」を、「提言書」という形にして行政へと届け施策に活かしていただくことと、討議会参加者の協働への新たなステップとなることを目標とする。
2　事業内容 （当該事業で具体的に何を行うか記入してください。）	・参加者の無作為抽出 何も条件をつけずに参加者を住民基本台帳などから選ぶ 参加依頼数：4,000 世帯を予定し、50 名を定員とする。 ・参加者への謝礼 参加市民の時間を割いていただき、市民委員として仕事をして頂こうという意味 謝礼金を 3,000 円とし、国分寺青年会議所より支出する。 ・公正・公平な運営機関 市民、行政などで構成される実行委員会を運営機関とする 上記条件のもと、 1）参加者全員で情報提供を受ける 専門家、実践者から討議テーマについて情報提供を受けます。情報提供者は多角的な意見や現状のデータを中心に情報提供します。 2）小グループで討議、発表する それぞれが自分の思う意見を付箋に書いて、発表用紙に貼る。 小グループ内で話し合いながらグループ分けをし、意見をまとめる。 実行委員会メンバーが進行役（コーディネーター）となり各小グループに１名ずつ入るが、意見は言わない。 3）各グループ発表、投票 各小グループが順番に発表する。その後、各人が同意する意見に投票する。１名あたりの投票権はシールで５枚、１つの意見に複数シールを貼っても良い。同意する意見が無ければ、投票しなくても良い。 4）次のテーマへ グループ換えを行い、次のテーマで同様に討議、発表、投票を行う。 5）提言書の提出 実行委員会で討議内容を客観的に分析し、提言書を作成する。

3　事業計画案 （事業の実施スケジュールを記入してください）	別添資料「こくぶんじ市民討議会 2016　ロードマップ」参照

▼行動予定　　月	4月	5月	6月	7月		8月		9月		10月		11月		12月	
準備委員会　顔合わせ	4/上														
組織承認（JC）	4/中	5/7													
市報の掲載依頼　（5/15号）	4/15														
市報にて委員公募		5/15													
共催依頼　準備委員長からJC宛	4/16	5/7													
共催依頼　JCから市長宛		5/12													
協定準備　協定書調印		5/下	6/15												
実行委員会　顔合わせ			6/15												
ロードマップ作成			6/15												
実行委員会ブログ更新				7/6											
組織図作成			6/15												
委員名簿　委員グループメール 作成			6/16												
開催事例紹介			6/15												
開催内容の協議　予算関連				7/6											
JCへ予算計画書の提出				7/7											
テーマ内容協議　選定				7/6		8/									
無作為抽出の依頼							8/17								
申込先（商工会）への事前折衝						8/1									
郵送物の内容精査　決定				7/6			8/31								
郵送物の印刷完成								9/5							
郵送物の封入　発送								9/10							
応募締切									9/25						
当落抽選										10/1					
当落通知発送										10/1					
事前資料準備　発送									9/25	10/1					
コーディネーター研修								9/	9/						
討議会　模擬									9/						
参加者の確定　リスト作成									9/						
リハ　備品確認									9/	10/					
本番　討議会開催											10/23				
提言書用フォーマット準備											10/23	11/			
結果分析　提言書作成												11/	11/		
JCへ収支報告書の提出														12/	
提言書完成　公開　配布														12/	

様式第２号-2（市民活動団体提案事業）

団体名　国分寺青年会議所

4　事業の対象 （地域、対象者、対象総人数等を具体的に）	18歳以上の国分寺市民50名
5　事業の実施場所	公民館、地域センター、ひかりプラザのうち、適切な会場を担当課と検討して決定する。
6　役割分担 （具体的に）	＜提案団体が担う役割＞ ・実行委員会の運営 ・討議テーマの決定及び討議プログラムの企画 ・発送物の企画、印刷、発送（チラシ、封筒、当落案内等） ・掲載物の企画、準備（市報、ＨＰ等） ・事業当日の運営　・提言書の作成 ※作成した各種（案）について両者協議のうえ内容を確定する。
	＜市が担う役割＞ ・市職員の実行委員会への参加 ・住民基本台帳より無作為抽出システム利用 ・提言書の具体的な反映方法の検討 ・会場の確保 ・事業当日の運営 ※作成した各種（案）について両者協議のうえ内容を確定する。
7　成果指標等 （事業成功のポイントや，目標）	討議テーマが分かりやすいこと。 事業当日、専門家からの情報提供に偏りや誘導がないようにすること。 小グループ討議において、参加者主導で円滑に討議がすすめられるようコーディネーターがお手伝いできるよう努めること。
8　市と協働する意義及び必要性，協働による相乗効果	市の推し進めている「市民のまちづくり参加」の手法として、タウンミーティング、パブリックコメント、公開ヒアリングなどがありますが、参加したい人だけがいつも参加してしまっている現状があります。そうではなく、今まで参加したことのなかった人も参加しやすい、それでいて公平で分かりやすい手法が必要であり、その手法としての「市民討議会」に積極的に取り組んできた我々国分寺青年会議所との協働を行うことでさらなる「市民のまちづくり参加」が期待されます。 また、実行委員会形式で行うため参加者への謝礼の提供が可能となり、市だけでは難しい取り組みが行える。

9　事業実施後の展開（事業終了後どのような展望があるか）	事業を実施し、提言書を市に提出することで、サイレントマジョリティとよばれる市民の「声なき声」をまとめ、新たな課題として提案することができる。 また、その提言が市政に反映されることで、市民によるまちづくりの推進につながる。

様式第３号
（市民活動団体提案事業）

団体名　国分寺青年会議所

提案事業収支予算書

（収入の部）

区分	予算額	摘要
委託金	534,650 円	
負担金	150,000 円	
合　計	684,650 円	

（支出の部）

区分	予算額	摘要
印刷製本費	263,700 円	案内チラシ兼申込書（チラシ）、市民討議会説明文、往診用はがき表裏、封筒表 4,000 部ずつ 宛名シール@3.3×4,000 枚 当選通知文面 50 枚 落選通知はがき文面 50 枚 参加者あて事前資料@80×50 部 横断幕@3,000 参加者あて当日資料 2 枚×50 部 スタッフあて当日資料 5 枚×20 部 アンケート用紙 50 枚
通信費	218,950 円	無作為抽出者への案内送料@51×4,000 通 参加不参加往診はがき受取人払い送料@73×50 通 当選案内送料@82×50 通 落選案内はがき送料@52×50 通 参加者あて事前資料送料@92×50 枚
消耗品費	4,000 円	文房具（模造紙、付箋、ペン）

諸経費	48,000 円	
諸謝費	150,000 円	参加者費用弁済@3,000×50 人
合　計	684,650 円	

様式第 4 号（市民活動団体提案事業）

団　体　概　要　書

※ 枠の大きさは、字数制限を表すものではありません。枠を広げて必要な事項を記入してください。
ただし、簡潔に分かりやすく記入してください。

団体の名称	(ﾌﾘｶﾞﾅ)コクブンジセイネンカイギショ 国分寺青年会議所		
所在地	〒185　－ 0011 国分寺市本多 2-3-3 2F 国分寺市商工会内		
設立年月日	昭和 47 年　　5 月		
会員の状況	正会員数　　64 人・　　0 団体 （内国分寺市民　　37 人）	年会費	100,000 円
	賛助会員数　　0 人 0 団体	年会費	-
活動目的	定款第 3 条参照		

活動内容・活動実績 （既に協働による委託事業等の実績がある場合には、委託事業名、委託契約先名、委託時期を記入して下さい。）	産業経済に関する調査・研究並びに振興に資する事業 地域社会における青少年健全育成等の社会奉仕事業 地域社会等の文化向上と住みよいまちづくりに関する事業 その他本会議所の目的を達成する為に必要な事業
ホームページ	http://www.kokubunji-jc.jp/

担当者連絡先	氏名 [redacted]　（役職）[redacted]
	住所 [redacted]
	電話 [redacted]　ＦＡＸ [redacted]
	Ｅメール [redacted]

国分寺青年会議所 定款

第1章　総則
(名称)
第1条
本会議所は、国分寺青年会議所と称する。(以下、本会議所という)

(事務局)
第2条
本会議所は、事務局を東京都国分寺市本多2丁目3番3号の国分寺市商工会館内に置く。

(目的)
第3条
本会議所は、国際青年会議所及び公益社団法人日本青年会議所との連携に基づき、地域の産業経済振興、社会発展、文化の向上に資するため、これらに関する諸問題を調査研究し、さらに青少年の健全育成等社会奉仕活動及び指導者訓練を基調とした研修活動を行い、以て地域社会及びわが国の経済発展並びに国際的理解及び親善に寄与することを目的とする。

(事業)
第4条
本会議所は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
1. 産業経済に関する調査・研究並びに振興に資する事業。
2. 地域社会における青少年健全育成等の社会奉仕事業。
3. 地域社会等の文化向上と住みよいまちづくりに関する事業。
4. その他本会議所の目的を達成する為に必要な事業。

(運営の原則)
第5条
本会議所は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的としてその事業を行わない。
2. 本会議所は、これを特定の政党のために利用しない。

第2章　会員・会費
(会員の種類)
第6条
本会議所の会員は次の四種類とする。
(1) 正会員
(2) 特別会員
(3) 名誉会員
(4) 賛助会員

(資格)
第7条
各会員の資格は次の通りとする。
(1) 正会員
正会員は国分寺市、及びその周辺に居住又は勤務する20才以上40才未満の品格ある青年でなければならない。但し年度中に40才に達するときは、その年度内は制限年齢を超えて正会員の資格を有する。
(2) 特別会員
特別会員は、制限年令の年度末迄正会員であった者のみが、その資格を有する。
(3) 名誉会員
本会議所に功労ある者は、理事会の議決により名誉会員に推薦する。
名誉会員は、本会議所のあらゆる会合、行事に参加し、理事長の要請により意見を述べる事ができる。
但し、一切の表決権、選挙権及び被選挙権を有しない。
(4) 賛助会員
本会議所の趣旨に賛成し、その事業の発展を助成することを望む個人又は団体は理事会の議決により、本会議所に賛助会員として入会することができる。

(会員の権利・義務)
第8条
正会員は、この定款に定める役員の選挙権及び被選挙権その他の権利を行使できる。
2. 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を所定の納期迄に納入しなければならない。
3. 正会員は、本会議所の事業、例会に出席しなければならない。
4. 会員は、事由の如何を問わず本会議所の資産の分配の請求をすることはできない。

(入会)
第9条
本会議所に正会員として入会しようとする者は、その旨を記載した申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会員の資格の喪失)
第10条
本会議所の会員は、次の事由によりその資格を失う。
(1) 本会議所が、解散したとき。
(2) 退会届を提出したとき。
(3) 死亡したとき。
(4) 破産宣告又は後見開始、保佐開始、補助開始の各審判がなされたとき。
(5) 除名されたとき。
(6) 正当な理由なく会費を所定の期間以上滞納し、かつ納入の催告に応じないとき。

(入会金・年会費及び負担金)
第11条
理事会で正会員として入会を承認されたものは、別に定める規定に基づき入会金・年会費及び負担金を納入しなければならない。
2. 正会員は、毎年度所定の納期に年会費を別に定める規定に基づき納入しなければならない。
3. 前2項の入会金・年会費額は、総会の決議によりこれを定め、負担金については、理事会の決議により徴収することができる。

(退会及び休会)
第12条
退会を希望する会員は、退会届を提出しなければならない。
年度途中で退会しても既納の会費は返還しない。又会費納入前に退会を届け出ても、その年度の会費は納入しなければならない。
2. 休会を希望する会員は、休会届を提出しなければならない。
但し、休会中の会費は納入しなければならない。
3. 産休・育休を希望する会員は、産休・育休届を提出しなければならない。
産休・育休中の期間及び会費は、各年度ごとの理事会において承認を受ける事とする。

(除名)
第13条
会員が次の各項の一に該当するときは、理事会の決議により、除名することができる。
(1) 本会議所の体面を傷付け、又趣旨に反する行為のあったとき。
(2) 会費納入義務を履行しないとき。
(3) 出席義務を履行しないとき。
(4) その他、会員として適当でないと認められたとき。
2. 会員を除名しようとするときは、その会員に対し、総会及び理事会において弁明する機会を与えなければならない。

第3章　総会
(総会の構成)
第14条
本会議所の総会は、正会員を以て構成する。

(総会の種類及び召集)
第15条
総会は、定時総会と臨時総会の2種類とし、定時総会は、毎年2月・7月・9月及び11月とし、臨時総会は理事長が必要と認めたとき、或いは5分の1以上の正会員が会議の目的事項を示して要求した場合、理事長がこれを召集する。又、その要求を書面にて受けとった日より30日以内に召集の手続きをしなければならない。
召集は、少なくとも会日の10日前迄に各会員に対し総会の目的たる事項、日時及び場所につき、告知しなければならない。

(表決権)
第16条
正会員は、総会における各1個の表決権を有する。

(総会の決議事項)
第17条　次の事項は、総会の議決を経なければならない。
(1) 定款の改正
(2) 事業計画及び収支予算の決定並びに変更
(3) 事業報告及び収支決算の承認
(4) 役員の選任及び解任
(5) 本会議所の解散及び残余財産の処分方法の決定
(6) 会費負担基準の決定及び変更
(7) その他特に重要な事項

(総会の成立及び議事)
第18条
総会は、正会員数の3分の2以上の出席により成立する。その議事は出席正会員の過半数で決する。但し、定款の改正及び本会議所の解散並びに残余財産の処分方法の決定の議決は、出席正会員の3分の2以上の同意を得なければならない。
又、総会は理事長がその議長となる。

(委任状)
第19条
正会員は、やむを得ない理由のため総会に出席できないときは、あらかじめ委任状を以て議長に委任する。

(総会の議事録)
第20条
総会の議事については、議事録を作成し、出席した正会員の中から選任された議事録署名人2人以上の署名を得なければならない。

第4章　役員
(役員の種類と人数)
第21条
本会議所に次の役員を置く。
理事長　　1名
直前理事長　1名
副理事長　　1名以上5名以内
専務理事　　2名以内
理事　　8名以上20名以内
監事　　2名以上
理事長は、理事の定数内で必要に応じ、財務担当理事及び議長を選任できる。

(役員の資格及び任免)
第22条
役員は、本会議所の正会員たることを要し、総会に於いて選任及び解任される。但し、直前理事長はこの限りではない。
役員選任に関しては、「国分寺青年会議所役員選任の方法に関する規定」による。

(役員の任期)
第23条
役員の任期は、毎年1月1日より同年12月31日迄とし重任を妨げない。
期の半ばに選任された役員の任期は、その期の末迄とする。
役員は、任期終了後、後任者の就任する迄引続きその職務を行うものとする。

(役員の任務)
第24条
役員の任務
(1) 理事長は、本会議所を代表し所務を総理する。
(2) 直前理事長は、理事長経験を生かし、所務について必要な助言をする。
(3) 副理事長は、理事長を補佐し、所務を処理する。
　理事長事故あるときは、その職務を代行する。
(4) 専務理事は、理事長を補佐し、所務を処理する。
(5) 理事は、理事長・副理事長を補佐し、所務を分掌する。
(6) 監事は、本会議所の業務及び財産状況を監査する。
役員の任務についての細目は、別に定める規定による。

第5章　理事会
(構成)
第25条
理事会は、理事長、副理事長、専務理事、理事を以て構成し、本会議所の運営に当たる。直前理事長、監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。
但し、直前理事長、監事は、理事会における議決権を有しない。

(理事会の種類及び召集)
第26条
理事会は、定例理事会と臨時理事会とし、理事長が召集する。
臨時理事会は、理事長が必要と認めたとき、又は理事の3分の1以上の要求があったとき、理事長が召集する。

(理事会の議長)
第27条
理事会の議題は理事長が上程し、議長となる。
但し、理事の緊急提案は妨げない。

(理事会の決議)
第28条
理事会の定足数は、その構成員の3分の2以上の出席で成立し、その決議は、定款又は、本規則に別段の定めある場合を除き、出席理事の過半数で決する。

(理事会の決議事項)
第29条
理事会の決議事項は、次の通りとする。
(1) 総会に提出する議案
(2) 総会から委任された事項
(3) 次に掲げる事項に関する規則、規定の設定、変更及び廃止
　1. 国分寺青年会議所運営規定
　2. 国分寺青年会議所役員選任の方法に関する規定
　3. 国分寺青年会議所会員資格規定
　4. 国分寺青年会議所庶務規定
(4) その他、業務執行に必要な事項

(理事会の議事録)

第30条
理事会の議事録は、出席理事2名の署名を得て保存し、会員は理事会の運営に支障なき限り、何時にても議事録の閲覧を求めることができる。
理事会についての細目は別に定める規定による。

第6章　例会及び室・会議・委員会
(例会)
第31条
本会議所は、原則として毎月1回以上の例会を開く。例会運営については、理事会で決定する。
例会に関する細目は、別に定める規定による。

(室・会議及び委員会の設置)
第32条
本会議所は、その目的達成に必要な重要事項を研究・審議実施するために室・会議及び委員会を置く。
室・会議及び委員会の設置は、別に定める規定による。

(室・会議及び委員会の構成)
第33条
室・会議及び委員会に委員長1名・副委員長4名以内・委員若干名を以て構成する。
委員長、副委員長は理事のうちから、理事長が理事会の承認を得て委嘱し委員は正会員のうちから委員長が指名し、理事会の承認を得て任命する。

第7章　管理
(定款その他の書類の備付)
第34条
理事長は、定款、諸規定及び諸規則、総会議事録を本会議所事務局に備えておかなければならない。
理事長は、会員が前項の書類の閲覧を求めたときは、正当な理由がなくて、これを拒んではならない。

(決算関係書類の提出)
第35条
決算関係書類の提出については、次の通りとする。
(1) 理事長は、事業年度毎に翌年の第1回定時総会日の1週間前迄に、当該事業年度における次の書類を作成し、監事に提出しなければならない。
1. 事業報告書
2. 貸借対照表
3. 収支決算書
4. 財産目録
(2) 監事は、前項の規定により書類の送付を受けたときは、その定時総会の前日迄に意見書を、理事長に提出しなければならない。
(3) 理事長は、前項の監事の意見書を添えて、第一項の書類を前記の定時総会に提出し、その承認を求めなければならない。
(4) 理事長は、事業年度毎に前記定時総会日の1週間前迄に、前項の書類を事務局に備えておかなければならない。
(5) 理事長は、会員が前項の書類の閲覧を求めたときは、正当な理由がなくて、これを拒んではならない。
(6) 理事長は、毎事業年度終了後、遅滞なく前第1項の書類を公益社団法人日本青年会議所に提出しなければならない。

第8章　事務局
(事務局の設置)
第36条
本会議所の事務を処理するため、事務局を置く。

(事務局長)
第37条
事務局には、事務局長1名を置く。事務局長は事務局を統轄する。

(細則)
第38条
前2条の外、事務局に関する細目は別に定める規定による。

第9章　会計
(会計年度)
第39条
会計年度
本会議所の会計年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

(収入)
第40条
本会議書は、入会金、年会費、負担金、寄附金、補助金、広告費、その他を以て収入にあてる。

(会費の納入)
第41条
年会費は、所定の期日迄に納入しなければならない。

付則
第42条
本定款を第17条により改正した場合には、直ちに改正定款を公益社団法人日本青年会議所へ提出する。

第43条
本定款は、
昭和47年　5月28日施行
昭和51年　9月　5日改正
昭和60年12月11日改正
平成　2年12月11日改正
平成　7年11月14日改正
平成　9年12月　9日改正
平成11年　9月14日改正
平成12年　9月12日改正
平成13年11月20日改正
平成14年11月26日改正
平成16年　1月　1日改正
平成20年　1月　1日改正
平成24年　9月20日改正

国分寺青年会議所2014年度
収支決算（案）

2014年1月1日～2014年12月31日

1.収入の部

（単位：円）

勘定科目 大	中	小	2014年度補正予算	2014年度収支決算	増減	備考
1.会費収入			6,370,000	6,170,000	▲200,000	
	1.会費収入		6,370,000	6,170,000	▲200,000	
		1.正会員年会費	4,620,000	4,620,000	±0	年会費 @100,000×46名 @20,000×1名
		2.新入会員年会費	1,750,000	1,550,000	▲200,000	前期入会 @100,000×12名 後期入会 @50,000×7名
2.入会金収入			510,000	495,000	▲15,000	
	1.入会金収入		510,000	495,000	▲15,000	
		1.新入会員入会金	300,000	285,000	▲15,000	新入会員入会金収入 @15,000×19名
		2.特別会員入会金	210,000	210,000	±0	特別会員入会金収入 @30,000×7名
3.事業収入			2,291,000	1,123,750	▲1,167,250	
	1.事業収入		2,291,000	1,123,750	▲1,167,250	
		1.事業収入	2,291,000	1,123,750	▲1,167,250	新年会348000／青少年育成事業0／例会324000／08合同例会373000／まちづくり0／会員親睦78750
		2.広告費収入	0	0	±0	
4.預金収入			0	894	+894	
	1.預金収入		0	894	+894	
		1.預金収入	0	894	+894	
5.雑収入			350,000	491,946	+141,946	
	1.雑収入		350,000	491,946	+141,946	
		1.雑収入	350,000	491,946	+141,946	新年会150,000（来賓祝い金）150,000（08会より）175,900（国分寺まつり）6,146（JCカード）
		2.その他	0	0	±0	
6.JC基金取崩し			90,000	90,000	±0	
	1.周年事業基金取崩		0	0	±0	
		1.周年事業基金取崩	0	0	±0	周年事業基金残高700,000
	2.事務所移転基金取崩		90,000	90,000	±0	
		1.事務所移転基金取崩	90,000	90,000	±0	事務所移転基金残高614,000
	3.特別事業基金取崩		0	0	±0	
		1.特別事業基金取崩	0	0	±0	特別事業基金残高900,000
当期収入合計 （A）			9,611,000	8,371,590	▲1,239,410	
前期繰越金収支差額			1,096,458	1,096,458	±0	
収入合計 （B）			10,707,458	9,468,048	▲1,239,410	

1／4

2.支出の部

勘定科目 大	中	小	2014年度補正予算	2014年度収支決算	増減	備考
1.事業費			4,481,000	2,462,480	▲2,018,520	
	1. 総務委員会		430,000	364,764	▲65,236	
		1.総会の運営・実施	70,000	18,515	▲51,485	
		2.JCニュースの発行	360,000	346,249	▲13,751	年2回発行
	2. 青少年委員会		1,010,000	767,524	▲242,476	
		1.新年会の企画・実施	560,000	524,934	▲35,066	内登録料より@4,000×87名
		2.青少年に笑顔と夢をもたせるきっかけ作り	450,000	242,590	▲207,410	
	3. ひとづくり委員会		300,000	32,877	▲267,123	
		1.日本人としての誇りを持ち、見本となれる人物像について学ぶ例会の企画・実施	200,000	25,935	▲174,065	
		2.新人担当例会の企画・実施	100,000	6,942	▲93,058	
	4. 活力拡大委員会		768,000	701,112	▲66,888	
		1.メンバーとその家族を対象に交流を目的とした事業	290,000	121,883	▲168,117	内登録料より@1,750×名
		2.国分寺まつりへの参加	50,000	219,334	▲169,334	
		3.納会の企画・実施	428,000	359,895	▲68,105	内登録料より@4,000×81名
	5. まちづくり委員会		1,873,000	570,703	▲1,302,297	
		1.OB合同例会の企画・実施	373,000	358,056	▲14,944	内登録料より@5,000×37名、@4,000×47名
		2.国分寺に継続的に人が集まるまちづくり事業の企画・実施	1,500,000	212,647	▲1,287,353	
	6. 一般特別事業費		100,000	25,500	▲74,500	
		1.一般特別事業費	100,000	25,500	▲74,500	衆議員選挙公開討論会

勘定科目 大	中	小	2014年度補正予算	2014年度収支決算	増減	備考
2.管理費			5,717,203	4,443,909	+1,273,294	
	1.事務費		2,032,000	1,058,548	▲973,452	
		1.会議運営費	680,000	379,043	▲300,957	LOM32300／総務93634／情報0／青少年52172／ひと36632／拡大130561／ま533744
		2.委員会運営費	810,000	250,024	▲559,976	総務54255／情報6170／青少年105022／ひと37437／拡大10750／ま536390
		3.印刷製本費	300,000	222,540	▲77,460	JC手帳300冊140,000／総会資料・選挙人名簿82,540
		4.消耗品費	192,000	175,967	▲16,033	JCバッチ@1,500×19個 1,500×1個／ネームプレート@1,500×19個 ロム用紙／JCバイブル@3,000×19冊
		5.什器備品費	50,000	30,974	▲19,026	カメラレンズ
	2.事務諸経費		1,532,000	1,517,462	▲14,538	
		1.事務委託費	120,000	120,000	±0	
		2.賃借料	1,230,000	1,230,000	±0	事務所@95,000×12ヶ月／更新料90,000
		3.水道光熱費	70,000	70,310	+310	
		4.通信費	12,000	12,000	±0	
		5.ＩＴ関係費	20,000	9,430	▲10,570	会員専用サイトドメイン料、サーバーレンタル料
		6.雑費	80,000	75,722	▲4,278	振込料/看板保険料/JCルーム保険料/廃棄物処分
	3.負担金支出		1,586,203	1,496,722	▲89,481	
		1.日本ＪＣ基本金	45,000	45,000	±0	
		2.日本ＪＣ付加金	322,500	312,500	▲10,000	前期@5,000×59名 後期@2,500×7名
		3.関東地区基本金	10,000	0	▲10,000	
		4.関東地区付加金	33,500	39,500	+6,000	@500×59名
		5.東京ブロック基本金	40,000	40,000	±0	
		6.東京ブロック付加金	201,000	177,000	▲24,000	@3,000×59名
		7.ＪＣＩ年会費	75,978	74,844	▲1,134	@1,134×66名
		8.We Believe ＪＣプレス	193,500	182,000	▲11,500	前期1@3,000×57名 前期2@2,000×2名 後期@1,000×7名（月割計算）
		9.国際協力金	122,275	120,450	▲1,825	@5×365日×66名
		10.ＡＳＰＡＣ支援金	0	0	±0	
		11.日本ＪＣ出向者負担金	120,000	120,000	±0	@20,000×6名
		12.東京ブロック基本資料購入費	72,450	75,600	+3,150	@3,150×24部
		13.登録関係費	10,000	7,700	▲2,300	京都会議資料購入費他
		14.その他負担金	340,000	302,128	▲37,872	国分寺まつり協賛金30,000／県知事選公開討論会50,000／市民討議会222,128
	4.その他の管理費		567,000	371,177	▲195,823	
		1.渉外費	300,000	198,500	▲101,500	理事長交際費198,500／会員拡大経費0
		2.慶弔費	100,000	51,000	▲49,000	結婚祝／御霊前／供花
		3.慶賀関係費	100,000	95,698	▲4,302	慶賀記念品
		4.諸費	67,000	25,979	▲41,021	誕生会プレゼント26個

3／4

勘定科目 大	中	小	2014年度補正予算	2014年度収支決算	増減	備考
3.基金支出			300,000	300,000	±0	
	1.周年事業基金		200,000	200,000	±0	
		1.周年事業基金	200,000	200,000	±0	周年事業基金残高900,000
	2.事務所移転基金		0	0	±0	
		1.事務所移転基金	0	0	±0	事務所移転基金残高614,000
	3.特別事業基金		100,000	100,000	±0	
		1.特別事業基金	100,000	100,000	±0	特別事業基金残高1,000,000
4.予備費			209,255	0	▲209,255	
	1.予備費		209,255	0	▲209,255	
		1.予備費	209,255	0	▲209,255	
当期支出合計 （C）			10,707,458	7,206,389	▲3,501,069	
当期収支差額 （A）－（C）			▲1,096,458	▲1,165,201	▲2,261,659	
次期繰越収支差額 （B）－（C）			±0	▲2,261,659	▲2,261,659	

国分寺青年会議所2015年度
補正予算(案)

2015年1月1日～2015年12月31日

1.収入の部

（単位：円）

勘定科目 大	中	小	当初予算額	補正予算額	増減	備考
1.会費収入			6,520,000	6,650,000	+130,000	
	1.会費収入		6,520,000	6,650,000	+130,000	
		1.正会員年会費	5,520,000	5,400,000	▲120,000	年会費 @100,000×54名
		2.新入会員年会費	1,000,000	1,250,000	+250,000	前期入会 @100,000×10名 後期入会 @50,000×5名
2.入会金収入			525,000	525,000	±0	
	1.入会金収入		525,000	525,000	±0	
		1.新入会員入会金	225,000	225,000	±0	新入会員入会金収入 @15,000×15名
		2.特別会員入会金	300,000	300,000	±0	特別会員入会金収入 @30,000×10名
3.事業収入			1,913,000	1,740,000	▲173,000	
	1.事業収入		1,913,000	1,740,000	▲173,000	
		1.事業収入	1,913,000	1,740,000	▲173,000	新年会360,000 まち(青少年)事業860,000 納会320,000
		2.広告費収入	0	0	±0	
4.預金収入			0	0	±0	
	1.預金収入		0	0	±0	
		1.預金収入	0	0	±0	
5.雑収入			350,000	350,000	±0	
	1.雑収入		350,000	350,000	±0	
		1.雑収入	350,000	350,000	±0	新年会150,000（来賓祝い金） 200,000（OB会より）
		2.その他	0	0	±0	
6.JC基金取崩し			0	0	±0	
	1.周年事業基金取崩		0	0	±0	
		1.周年事業基金取崩	0	0	±0	周年事業基金残高900,000
	2.事務所移転基金取崩		0	0	±0	
		1.事務所移転基金取崩	0	0	±0	事務所移転基金残高614,000
	3.特別事業基金取崩		0	0	±0	
		1.特別事業基金取崩	0	0	±0	特別事業基金残高1,000,000
当期収入合計 （A）			9,308,000	9,265,000	▲43,000	
前期繰越金収支差額			0	2,261,659	+2,261,659	
収入合計 （B）			9,308,000	11,526,659	+2,218,659	

1／4

2.支出の部

勘定科目 大	中	小	予算額	2015年度補正予算	増減	備考
1.事業費			4,000,000	4,595,000	+595,000	
	7. 総務委員会		90,000	90,000	±0	
		1.総会の運営・実施	70,000	70,000	±0	
		2.積極的なJC運動のための対外事業の紹介	20,000	20,000	±0	
	8. ひとづくり委員会		220,000	250,000	+30,000	
		1.地域から必要とされる青年経済人について考える例会の企画・実施	50,000	50,000	±0	
		2.青年経済人としての必要な素養を身につける例会の企画・実施	120,000	150,000	+30,000	
		3.青年経済人として求められる意識変革について考える例会の企画・実施	50,000	50,000	±0	
	9. 広報委員会		450,000	600,000	+150,000	
		1.JCニュースの発行	400,000	550,000	+150,000	年6回発行
		2.国分寺まつりへの参加	50,000	50,000	±0	
	10. 志力拡大委員会		970,000	620,000	▲350,000	
		1.拡大に関する例会の企画・実施	500,000	150,000	▲350,000	
		2.納会の企画・実施	470,000	470,000	±0	内登録料@4,000×80名
	11. 次世代のまちづくり委員会		1,160,000	1,590,000	+430,000	
		1.今必要な学びを考える例会の企画・実施	100,000	100,000	±0	
		2.子どもたちが体験・体験を通し学んでいける例会の企画・実施	1,060,000	1,490,000	+430,000	内登録料@10,000×99名
	12. 周年準備室		1,010,000	1,245,000	+235,000	
		1.新年会の企画・実施	560,000	595,000	+35,000	内登録料@4,000×90名
		2.新人担当例会の企画・実施	100,000	100,000	±0	
		3.周年準備号の発行	350,000	550,000	+200,000	年2回発行
	13. 一般特別事業費		100,000	200,000	+100,000	
		1.一般特別事業費	100,000	200,000	+100,000	

勘定科目 大	中	小	予算額	2015年度補正予算	増減	備考
2.管理費			5,205,839	6,268,246	+1,062,407	
	1.事務費		1,800,000	2,550,000	+750,000	
		1.会議運営費	580,000	700,000	+120,000	LOM100,000／総務100,000／ひと100,000／広報100,000／活力100,000／まち100,000／周年100,000
		2.委員会運営費	750,000	1,250,000	+500,000	LOM400,000／総務100,000／ひと100,000／広報100,000／活力100,000／まち200,000／周年150,000
		3.印刷製本費	300,000	300,000	±0	JC手帳300冊140,000／総会資料・名簿他160,000
		4.消耗品費	150,000	150,000	±0	JCバッチ@1,500×15個／ネームプレート@1,500×15個／JCバイブル@3,000×15冊／LOM封筒他
		5.什器備品費	20,000	150,000	+130,000	
	2.事務諸経費		1,442,000	1,530,000	+88,000	
		1.事務委託費	120,000	120,000	±0	
		2.賃借料	1,140,000	1,140,000	±0	事務所@95,000×12ヶ月
		3.水道光熱費	70,000	70,000	±0	
		4.通信費	12,000	100,000	+88,000	
		5.ＩＴ関係費	20,000	20,000	±0	会員専用サイトドメイン料、サーバーレンタル料
		6.雑費	80,000	80,000	±0	掲語看板保険料15,600　JCルーム保険料23,000 振込手数料他
	3.負担金支出		1,542,839	1,569,246	+26,407	
		1.日本ＪＣ基本金	45,000	45,000	±0	
		2.日本ＪＣ付加金	330,000	332,500	+2,500	前期@5,000×64名 後期@2,500×5名
		3.関東地区基本金	10,000	10,000	±0	
		4.関東地区付加金	33,000	32,000	▲1,000	@500×64名
		5.東京ブロック基本金	40,000	40,000	±0	
		6.東京ブロック付加金	213,000	207,000	▲6,000	@3,000×69名
		7.ＪＣＩ年会費	80,514	78,246	▲2,268	@1,134×69名
		8.We Believe ＪＣプレス	198,000	199,500	+1,500	前期@3,000×64名 後期@1,500×5名
		9.国際協力金	111,325	116,800	+5,475	@5×365日×64名
		10.ＡＳＰＡＣ支援金	0	0	±0	
		11.日本ＪＣ出向者負担金	20,000	20,000	±0	@20,000×1名
		12.東京ブロック基本資料購入費	112,000	88,200	▲23,800	@3,150×28部
		13.登録関係費	10,000	10,000	±0	京都会議資料購入費他
		14.その他負担金	340,000	390,000	+50,000	国分寺まつり協賛金30,000／T-SOUL協賛金10,000／財団会350,000
	4.その他の管理費		421,000	619,000	+198,000	
		1.渉外費	200,000	350,000	+150,000	理事長交際費250,000／会員拡大経費100,000
		2.慶弔費	50,000	100,000	+50,000	慶弔金他
		3.褒賞関係費	100,000	100,000	±0	褒賞記念品100,000
		4.諸費	71,000	69,000	▲2,000	誕生会他@1,000×69名

勘定科目 大	中	小	予算額	2015年度補正予算	増減	備考
3.基金支出			0	500,000	+500,000	
	1.周年事業基金		0	300,000	+300,000	
		1.周年事業基金	0	300,000	+300,000	周年事業基金残高1,200,000
	2.事務所移転基金		0	100,000	+100,000	
		1.事務所移転基金	0	100,000	+100,000	事務所移転基金残高714,000
	3.特別事業基金		0	100,000	+100,000	
		1.特別事業基金	0	100,000	+100,000	特別事業基金残高1,100,000
4.予備費			102,161	163,413	+61,252	
	1.予備費		102,161	163,413	+61,252	
		1.予備費	102,161	163,413	+61,252	
当期支出合計 （C）			9,308,000	11,526,659	▲2,218,659	
当期収支差額 （A）－（C）			±0	▲2,261,659	+2,261,659	
次期繰越収支差額 （B）－（C）			±0	±0	±0	

様式第１号（市民活動団体提案事業）

国分寺市
27.9.11
収受

平成 27 年度募集国分寺市提案型協働事業「提案書」

平成　２７年　　９月　１１日

国分寺市長　井澤　邦夫　様

事務所の所在地　国分寺市泉町１－１１－２１丹下方

団　体　名　ドッグ・ラン武蔵国分寺

代表者氏名　　酒井　宏幸　[redacted]

次のとおり提案します。なお、会員名簿・担当者連絡先を除き公開を承諾します。

１　提案事業名	同行避難に備えた犬のしつけ教室及び講習会を開催し人と犬とが共生・共存できる社会を実現する事業
２　提案事業予算	１，１２９，９２０円 （内、市からの委託金５２９，９２０円）
３　提案理由	平成 25 年度の犬・猫 推計飼育頭数全国合計は、20,615 千頭であり、15 歳以下人口が 1600 万人であることと比較しても非常に多い数になっている。国分寺市においても、このうちの犬の登録数は 5,016 頭となっており、実に 11 世帯に 1 世帯は犬を飼育している計算になる。 これらは、近年、ペットが「生活に喜びを与えてくれる大切な存在。」であることや「健康面、精神面だけでなく人と人をつなぐコミュニケーションにおいても大切な存在。」となっていることを表している。 一方、東日本大震災や直近での口永良部島での噴火等の災害発生時には、共同の避難所での生活を余儀なくされるが、避難生活を送る際にも「生活に喜びを与えてくれる大切な存在」であるペットの存在がどれほどの力を与えてくれるのか、想像に容易い。 そして、このような状況を可能とするためには、我々犬の飼養者側は日頃からペットとの同行避難を意識した犬のしつけを継続しておく必要があり、自治体側は飼い主が平時から備えるべき対策について、飼い主を含めた住民への必要な情報の提供と意識の啓発を行う必要がある（「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」（環境省）より）。したがって、同行避難による訓練を実施している国分寺市と協働することで、国分寺市内における人と犬とが共生・共存可能な社会が実現できると考え、今回、提案型協働事業として提案することとした。

4　事業概要 （400 字程度で記入してください）	〔Ⅰ〕国分寺市内の２か所でそれぞれの地域における犬の飼養者を対象に以下の４つを柱とした事業を実施する。 （１）同行避難を想定した対応に関する座学の開催 専門講師及び獣医師による座学を開催し、同行避難時における犬のしつけの重要性について講義を行い、国分寺市民の理解と飼い主の意識の啓発を行う。 （２）同行避難を想定した犬のしつけ教室の開催 専門講師による、同行避難を想定した、段階的な犬のしつけ教室を開催し、災害等発生時にも人と犬とが共生・共存ができるしつけ方法を習得する。 （３）（１）及び（２）の習得のための自習訓練を実施する 各飼養者ごとに、自習訓練のための場所等を利用して、（１）及び（２）の習得状況に応じた自習訓練を実施する。 （４）効果測定の実施 しつけ教室の最終日に模擬的な同行避難訓練を実施し、効果測定及び課題抽出を行う 〔Ⅱ〕国分寺市の一般市民を対象とした災害時の同行避難に関する学習会を年２回開催する。

様式第２号-1（市民活動団体提案事業）

団体名　　ドッグ・ラン武蔵国分寺

１　事業目的 （①解決する社会問題，②事業の対象，③何を実施するか，④到達点　を記入してください）	〔Ⅰ〕①ペットが社会の一員としての適性をもつべきであることを認識し、同行避難するために必要なしつけや健康管理を行うため、②国分寺市内の２か所を選定し、その地域の犬の飼養者に対して、③3か月間に３回の座学と６回の目的別のしつけ教室の開催及び飼養者ごとの自習訓練等を行い、同行避難時の対応に備える。④座学としつけ教室の効果を測定するために、模擬的な同行避難訓練を実施する。その際、アンケートを取ることで、今後の課題を明らかにする。 〔Ⅱ〕①ペット連れの避難に対する知識を深めるため、②国分寺市の一般市民を対象として③年２回災害時の同行避難に関する学習会を実施し、④アンケートを取ることで、今後の課題を明らかにする。
２　事業内容 （当該事業で具体的に何を行うか記入してください。）	〔Ⅰ〕国分寺市内の２か所を選定し、事業を実施する。１か所あたりの事業実施期間は３か月間で、事業の内容は以下のとおり。 （１）３か月間で３回の座学の実施 専門講師及び獣医師による座学を実施 し、同行避難するために必要なしつけや健康管理、ペットを連れていない避難者への配慮やペット自身のストレスの軽減などに関する講義を行い、飼い主の意識の啓発を行う （２）３か月で６回のしつけ教室の開催 専門講師によるしつけ教室を開催し、基礎トレーニングから応用までの状況や刺激の変化を取り混ぜ、問題行動の予防、飼い主の関わり方・接し方、同行避難時に応用できる習慣作り等を犬を帯同した状態訓練を行う。 （３）自習訓練のための場所の設置と自習訓練の実施 飼い主が（１）及び（２）の習得のための自習訓練を行う場所を設置し、各飼養者ごとに、当該場所を利用して習得状況に応じた自習訓練を実施する。 （４）効果測定 座学としつけ教室の効果を測定するために、模擬的な同行避難訓練を実施する。その際、一般市民にも参加を呼び掛け、アンケートを取ることで、今後の課題を明らかにする。 〔Ⅱ〕災害時の同行避難訓練に関する学習会（全市民対象、年２回） 総合防災訓練時他１回、市内の公共施設で一般市民を対象とした同行避難に関する学習会を実施し、アンケートを取ることで、今後の課題を明らかにする。

3　事業計画案 （事業の実施スケジュールを記入してください）	４月　契約締結、事業担当課との詳細協議 　　しつけ教室参加者募集 （A 地区） ４月第４土曜日 　第１回飼養者のための講義 　・トレーニングとは～成功を積み重ねる事での学習の定着 　・室内での関わり方／過ごさせ方 　・クレートの活用 　・質疑応答 　・各自自習訓練 　第１回しつけ教室開催 　・褒めることを教える 　・手を見ること～アイコンタクト 　・手を追うこと～誘導から動作を引き出す～遊びへとつなげる 　・追いかけっこの構築 　・タッチング～触られること事のイメージ作り ４月第４日曜日 　第２回しつけ教室開催 　・追いかけっこの確認 　・犬が夢中になる変則的な追いかけっこ 　・追いかけっこ～歩行への移行 　・指定した範囲の集中のキープ 　・指定した場所で動作を引き出す 　・各自自習訓練 ５月第４土曜日 　第２回飼養者のための講義 　・現在までの経過報告 　・オン／オフの切り替え 　・散歩のさせ方 　・他犬との接触 　・質疑応答 　第３回しつけ教室開催 　・歩行の確認 　・歩行中に指定した場所で指定した動作を引き出す 　・待て 　・歩行中の動作～待て 　・変則的な待て ５月第４日曜日 　第４回しつけ教室開催 　・歩行～待ての確認 　・待ての応用

・待て～呼び戻し
・フリーの状態からの呼び戻し
・アトランダムな待てと来いの組み合わせ
・各自自習訓練

６月第４土曜日

第３回飼養者のための講義
・現在までの経過報告
・興奮のコントロール
・遊びへの介入のポイント
・感情を読む
・緊急時／災害時の対応
・質疑応答

第５回しつけ教室
・待て～来いの確認
・散歩中のコントロール
・散歩の中での動作確認
・応用しながらの散歩の構築
・各自自習訓練

６月第４日曜日

第６回しつけ教室
・フリーな状態での行動観察
・フリーな状態でのコントロール
・フリーな状態での指示の応用
・各自自習訓練
・効果測定のための模擬同行訓練とアンケート調査

８月下旬　国分寺市民対象学習会（総合防災訓練と連動）

（B 地区）

１０月第１土曜日

第１回飼養者のための講義
・トレーニングとは～成功を積み重ねる事での学習の定着
・室内での関わり方／過ごさせ方
・クレートの活用
・質疑応答
・各自自習訓練

第１回しつけ教室開催
・褒めることを教える
・手を見ること～アイコンタクト
・手を追うこと～誘導から動作を引き出す～遊びへとつなげる
・追いかけっこの構築

・タッチング～触られること事のイメージ作り

１０月第１日曜日

第２回しつけ教室開催

・追いかけっこの確認

・犬が夢中になる変則的な追いかけっこ

・追いかけっこ～歩行への移行

・指定した範囲の集中のキープ

・指定した場所で動作を引き出す

・各自自習訓練

１１月第１土曜日

第２回飼養者のための講義

・現在までの経過報告

・オン／オフの切り替え

・散歩のさせ方

・他犬との接触

・質疑応答

第３回しつけ教室開催

・歩行の確認

・歩行中に指定した場所で指定した動作を引き出す

・待て

・歩行中の動作～待て

・変則的な待て

１１月第１日曜日

第４回しつけ教室開催

・歩行～待ての確認

・待ての応用

・待て～呼び戻し

・フリーの状態からの呼び戻し

・アトランダムな待てと来いの組み合わせ

・各自自習訓練

１２月第１土曜日

第３回飼養者のための講義

・現在までの経過報告

・興奮のコントロール

・遊びへの介入のポイント

・感情を読む

・緊急時／災害時の対応

・質疑応答

第５回しつけ教室

・待て～来いの確認

・散歩中のコントロール

	・散歩の中での動作確認 ・応用しながらの散歩の構築 ・各自自習訓練 １２月第２日曜日 第６回しつけ教室 ・フリーな状態での行動観察 ・フリーな状態でのコントロール ・フリーな状態での指示の応用 ・各自自習訓練 ・効果測定のための模擬同行訓練とアンケート調査 １月下旬　国分寺市民対象学習会 ２月　しつけ教室の振り返り及びアンケート調査のまとめ

＊日程に関しては、天候に左右される
　また、暑い時期、寒い時期に関しては、負担のない場所等を検討していきたい

様式第２号-2（市民活動団体提案事業）

団体名　　ドッグ・ラン武蔵国分寺

４　事業の対象 （地域、対象者、対象総人数等を具体的に）	国分寺市民 （１）被災時の同行避難訓練についての学習会 （２）効果測定のための模擬同行訓練への参加 国分寺市内の犬の飼養者 （１）飼養者のための講義６０人（１回３０人程度×３回×２会場） （２）しつけ教室６０人程度（各会場で３０人×６回×２会場）
５　事業の実施場所	（１）国分寺市民対象学習会 公民館や地域センター等の会議室等 （２）飼養者のための講義 選定した２か所ごとに、公民館や地域センター等の会議室 （３）犬のしつけ教室の開催及び自習訓練実施のための場所 選定した２か所ごとに、公園等の市の管理場所内において、おおむね 200 ㎡の土地（周囲を簡易サークルで囲う）を確保し実施。
６　役割分担 （具体的に）	＜提案団体が担う役割＞ （１）飼養者のための講義を行う専門講師及び獣医師等の選定、交渉、開催場所の選定 （２）しつけ教室を行う専門講師の選定、交渉 （３）しつけ教室の開催場所及び自習訓練場所の選定の協力 （４）国分寺市民対象学習会の講師選定
	＜市が担う役割＞ （１）広報（市報）・チラシの配下場所の確保 （２）飼養者のための講義における市職員（災害担当部局、消防等の関係者）の選定、派遣 （３）飼養者のための講義の開催場所の提供 （４）しつけ教室の開催場所及び自習訓練場所の選定、提供 （５）備品貸出
７　成果指標等 （事業成功のポイントや，目標）	（１）飼養者のための講義及びしつけ教室の参加者数の確保 ２か所×（６回×３０名） （２）市側が行う同行避難訓練への積極的な参加と企画協力、訓練結果の共有 （３）同行避難に備えた意識の啓発

8　市と協働する意義及び必要性，協働による相乗効果	災害等発生時に飼い主はペットと同行避難する事が基本であり、このことは、動物愛護の観点のみならず、放浪動物による人への危害防止や生活環境保全の観点からも必要な、必要な措置であるとされている。そのため、我々飼い主は平時から、犬が社会的に適応するようしつけを行っておくことが求められている。 一方、自治体は、飼い主による同行避難や適正な飼育管理が行われるよう、平時から飼い主に対する啓発等の対策を講じることが望ましいとされていることから、今回の事業を我々と市側とが協働で行うことは、被災者である飼い主の避難を支援し、放浪動物による人への危害防止や生活環境保全の観点からも重要な意義と必要性がある。 また、協働による相乗効果として、犬の飼育管理に対する意識の向上も図られると考えられる事から、十分なしつけが行われ、犬を飼養しない国分寺市民からの苦情の減少、公園等の公共施設の環境の良化が図られると考えている。
9　事業実施後の展開（事業終了後どのような展望があるか）	今回の事業を通じて確立した手法や得られた知見をもとに、国分寺市における同行避難のためのマニュアル（仮称）を作成し、次年度以降も市の主催する同行避難訓練を含めた防災訓練等に積極的に参加し、「災害時に適応的な行動のできるわんこ」の増加を図る。犬を飼養している飼い主の意識向上及び飼養していない市民の理解が広がることで、人と犬とが共生・共存可能できる社会を実現することができる。

様式第３号　　団体名　ドッグ・ラン武蔵国分寺

（市民活動団体提案事業）

提案事業収支予算書

（収入の部）

区分	予算額	摘要
市からの委託金	５２９，９２０	
飼い主負担しつけ教室代	６００，０００	10,000×60 人
合　計	１，１２９，９２０	

（支出の部）

区分	予算額	摘要
報償費	２３２，０００	学習会講師謝礼 13,000×2h×2 会場 しつけ教室講義講師謝礼 10,000×1h×3 回×2 会場 しつけ教室謝礼 10,000×1h×6 回×2 会場
印刷製本費	３６，０００	チラシ 1000 部×2 回×10 円 アンケート 200 部×10 円 学習会用パンフレット４頁× 100 部×10 円 インク代　10,000 円
人件費	４２５，８８０	チラシ作製事務 910 円×5h×2 回 アンケート作成事務 910 円×8h×3 人 パンフレット作成事務 910 円×8h×4 人 運営準備・片付け 910 円×4h×5 人×12 回

		管理者 910 円×6h×2 人×12 回 学習会運営 910 円×3h×3 人×2 回
保険料	１５，０００	イベント保険
消耗品	１０，０００	結束バンド、文具等
諸経費	１００，０００	
＊柵レンタル代	３１１，０４０	1,296 円（3 泊 4 日）×40 柵 （1 柵 1.5m）×6 回
合　計	１，１２９，９２０	

＊棚レンタル代はしつけ教室の実施場所により要不要を判断する。

様式第４号（市民活動団体提案事業）

団　体　概　要　書

※　枠の大きさは、字数制限を表すものではありません。枠を広げて必要な事項を記入してください。
　ただし、簡潔に分かりやすく記入してください。

団体の名称	(ﾌﾘｶﾞﾅ)　ドッグランムサシコクブンジ ドッグ・ラン武蔵国分寺		
所在地	〒　１８５－００２４ 国分寺市泉町１－１１－２１　丹下方		
設立年月日	１９９５年　　８月		
会員の状況	正会員数　　６０人・　　団体 （内国分寺市民　　５５人）	年会費	2,000 円
	賛助会員数　　人 団体	年会費	
活動目的	本会は犬を家族同然に愛し、愛犬家としてのマナーを守りかつその向上に貢献するために、犬を通しての地域の人々との交歓を目的とします。また、犬の自由な遊び場としての「ドッグラン」設置の実現を推進します。		
活動内容・活動実績 （既に協働による委託事業等の実績がある場合には、委託事業名、委託契約先名、委託時期を記入して下さい。）	1)　機関紙「ドッグ・ラン新聞」の発行・会員宛て配布。近隣の動物病院などにも掲示いただいている。（隔月・現在 120 号） 2)　市内各所、主に都立武蔵国分寺公園内において、発足当時より「犬のうんち拾い運動」開催。（第２土曜日　年７回程度）ここ数年は公園管理者とのタイアップにより　その内年２回共同開催。 3)　2005 年より都立武蔵国分寺公園において春・秋の２回　東京都西部公園緑地事務所の後援を受け「仮設ドッグランにおける犬の躾教室」開催、現在 22 回。 4)　国分寺祭りにおいて　犬と子供のふれあい活動「わんわんふれあい広場」開催。これから犬を飼い始めるであろう入場者に犬の終生飼養を呼びかけるチラシを配布し、犬の殺処分減少を訴える。 5)　国分寺市もとまち公民館等主催の「ふれあいまつり・もとまち」におい		

	て主催者の要請に応え、平成25年より「わんわんふれあい広場」開催。 6) 国分寺市の行う　総合防災訓練において獣医師会よりのご案内により犬を同伴した宿泊避難訓練に初回の平成25年より参加。告知に努める。 7) 月に一回程度　会員有志による老人ホームへ犬を連れての慰問活動。自己責任を前提としたボランティア活動であったが、2009 年より当会から独立したグループとして活動中。 8) 地域の防犯活動として、犬の散歩の際に「わんわんパトロール」のバンダナ等を着用。その功績が認められ2008年6月「警視庁生活安全部長・東京防犯協会連合会長連盟賞」を小金井警察署にて授与される。 9) 過去の市議会及び都議会へのドッグラン設置を要望する陳情等 ・ 平成7年署名を添えて国分寺市議会に陳情書提出後に陳情取り下げ ・ 平成14年1648名の署名を添えて都議会に陳情書提出 ・ 平成15年都議会建設・住宅委員会において都立公園へのドッグラン設置が趣旨採択される。 9) 都主催「武蔵国分寺公園のドッグランを考える会」に平成20年の第1回より出席。ドッグランの必要性を訴えるが、第3回会合において武蔵国分寺公園への設置は見送られる。 10) 年1回　定例総会を開催し、決算報告・予算案・活動計画などを会員の皆様に承認いただいています。 *別紙　会則・総会資料を参照下さい
ホームページ	http://members3.jcom.home.ne.jp/dogrun-mk/

担当者連絡先	氏名 [redacted]　(役職) [redacted]
	住所 [redacted]
	電話 [redacted] FAX
	Eメール [redacted]

ドッグ・ラン武蔵国分寺　会則

第1条（名称）　本会は「ドッグ・ラン武蔵国分寺」と称します。

第2条（事務局）　本会の事務局は国分寺市泉町 1-11-21　丹下宅（042-328-6514）に置きます。

第3条（目的）　本会は犬を家族同様に愛し、愛犬家としてのマナーを守りかつその向上に貢献するために、犬を通しての地域の人々との交歓を目的とします。また、犬の自由な遊び場としての「ドッグ・ラン」の実現を推進します。

第4条（会員）　本会の会員は国分寺市を中心とした周辺地区において犬を飼育している人、そして犬を愛する人すべてによって構成されます。

第5条（活動）
① 犬の飼育に関しての情報交換を行います。
② 犬と一緒に楽しむために親睦会などを行います。
③ 愛犬家のマナー向上のために講演会や研究会などを企画開催します。
④ 「ドッグ・ラン」実現のための活動を行います。
⑤ そのほか本会の目的のための活動を行います。

第6条（役員）　本会は次のとおり役員を置きます。

名誉会長(顧問)	1名	顧問	若干名
会長	1名	副会長	2名
監事	2名	会計責任者	1名
書記	1名	事務局	数名

第7条（役員選任）　会長は役員会にて推薦し総会で選任することとします。
副会長以下の役員は会長の推薦により総会で承認することとします。
名誉会長および顧問は本会に功労があった会員を役員会で選任し総会に報告することとします。

第8条（役員任期）　役員の任期は1年とします。ただし再選を妨げません。

第9条（役員報酬）　役員はすべて無報酬とします。

第10条（総会）　本会の定期総会は年1回開催することとします。
また臨時総会は会長が必要と認めたとき、その他の役員の過半数が必要と認めたとき、または会員の過半数の要求があったときに会長が招集します。

第11条（議決事項）　総会は次の事項を議決承認します。
① 活動計画案および収支予算案、活動報告および収支決算
② 役員の選任
③ 会則の改定
④ その他役員が必要と認めた事項

第12条（議決）　総会の議事は出席者の過半数で議決し、可否同数の時は議長が決めます。

第13条（役員会）　役員会は原則として2ケ月に1回開催しますが、会長の招集のもとに必要に応じて随時開催できます。

第14条（議決事項）　次の事項は役員会の議決を経ねばなりません。
① 総会の議案
② 活動計画案および収支予算案、活動報告および収支報告
③ 役員候補の推

は承認、決定

④　そのほか会運営に必要な一切の事項

第15条（議決）　役員会の議事は出席者の過半数で議決し、可否同数の時は議長が決めます。

第16条（顧問監事）　顧問、監事は役員会に出席し意見を述べることかできます。ただし議決に加わることはできません。

第17条（会費）　本会の会員は会の運営に当てるべく会費を納めます。会費を満1年以上納めていない会員はその後1年経過した時点で自然退会とします。

① 会費は年額2,000円とします。（2013年より）
② 会費は会計年度の前後半に分けて納めることができます。

第18条（会計）　本会の会計は会費、寄付金その他の収入で賄います。ただし、親睦会や講演会研究会など行事を企画開催するときは別途特別に会費を定め徴収することができます。

第19条（会計年度）　本会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとします。

第20条（会則改訂）　本会則の改定は役員の3分の2以上の議決に基づき、それが総会において出席者の4分の3以上で議決されなければ成立しません。

第21条（その他）　本会則に定められていない事項については別途定めます。

第22条（名簿）　本会は登録された会員名簿を年1回以上、愛犬の名前を載せて発行します。

第23条（経過措置）　本会設立に当たり、設立総会が開催されるまでの間は役員は発起人が兼務し、その任期は本会則が執行されてからその会計年度末までとします。ただし再選を妨げません。

第24条（執行期日）　本会則は1996年1月1日より執行します。

— 附則 —

その1（委員会制度）　第5条に定めた活動の推進を目的として、必要に応じて委員会を設置します。委員会の設置及び解散は、第14条の④に基づき役員会の議決事項とします。委員は会員により構成し、委員長は役員が兼務することとし、会長が任命します。

[会則改定]

2001年　第6条（役員）　本会は次のとおり役員を置きます、
事務局数名

2005年　第17条（会費）　本会の会員は会の運営に当てるべく会費を納めます。また会費を満1年以上納めていない会員はその後1年経過した時で自然退会とします。

① 会費は年額4,000円とします。
② 会費は会計年度の前後半に分けて納めることができます。

2008年　第2条（事務局）　本会の事務局は国分寺市東元町3-33-24　岡田宅042-324-3286に置きます。

2015年　第2条（事務局）　本会の事務局は国分寺市泉町1-11-21丹下宅042-328-6514に置きます。

[附則改定]

2004年　（慶弔見舞金制度）　会員死亡の香典廃止
（委員会制度）　追加

2011年　（慶弔見舞金制度）　会員愛犬死亡の香典廃止

2013年　（会費）　会費年額2,000円に改定

2014年会計報告

自 2014年 1月 1日
至 2014年 12月31日
(単位:円)

収入の部		支出の部		
会費収入	95,000	ドッグラン運営費 4/19		21,863
マナーポーチ売上	5,000	ドッグラン運営費 10/4		20,892
国分寺祭収益	115,400	ふれあいまつりもとまち		873
寄付金	20,835	新聞発行費		16,126
利息	75	クリーン運動経費		410
保険返戻金	4,234	バンダナ製作費		5,159
(レクリエーション保険)		国分寺祭参加運営費		65,248
		内訳: 出店料	7,900	
		飲物等仕入	42,682	
		犬のおやつ製作費	11,951	
		雑費	2,715	
		総会費		37,729
		会議費		2,157
		備品購入費		17,600
		イベント保険料		12,300
		事務用品費		2,889
		雑費		19,684
小計	240,544	小計		222,930
前年度繰越金	483,153	次年度繰越金		500,767
合計	723,697	合計		723,697

会計監査報告書

2014年1月1日より2014年12月31日に至る期間のドッグラン武蔵国分寺の会計諸帳簿および関係書類を監査した結果、収入・支出は適正に実行されたことを確認致しました

2015年2月20日 監事 児嶋幸子 [redacted]

2015年予算案

自 2015年 1月 1日

至 2015年 12月31日

収入予定		支出予定	
会費	100,000円	ドッグラン運営費 4月	30,000円
国分寺祭り収益	100,000円	〃 10月	30,000円
		わんわんふれあい広場	10,000円
		新聞発行費(通信費含む)	30,000円
		クリーン運動経費	1,000円
		国分寺まつり参加・運営費	70,000円
		総会費	10,000円
		会議費	5,000円
		備品購入費	50,000円
		通信費	5,000円
		事務用品購入費	5,000円
		イベント保険料	13,000円
		雑費	10,000円
小計	200,000円	小計	269,000円
前年度繰越金	500,767円	次年度繰越金	431,767円
合計	700,767円	合計	700,767円

ドッグ・ラン新聞

私たちは「ドッグラン（リードをはずして犬達を自由に遊ばせる場所）をこの国分寺に作ろう！」を合い言葉に集まった愛犬家のグループです。その実現のために行政への働きかけをはじめ、しつけ教室の開催、「わんわんふれあい広場」、毎月定例の「クリーン運動」などを行い、犬と人とのより幸せな関係について考えています。また、犬と一緒のレクリエーションも楽しんでいます。

発行：ドッグ・ラン武蔵国分寺

DOG RUN

ドッグ・ラン武蔵国分寺

http://members3.jcom.home.ne.jp/dogrun-mk/

発行責任者：　酒井宏幸
編集／印刷：　西岡恒憲
　　泉佳代子
事務局：　丹下美幸
042（328）6514

第22回仮設ドッグラン＆犬のしつけ教室　開催！

4月25日、仮設ドッグランで行われたしつけ教室に参加しました。午後ピと部にもかかわらず、たくさんの わんこが参加していました。1歳ちょっとのわんこ。シニアのわんこまで。わんこたちの暮らしを見ることが増えてきているというのでしょうか。

渡辺先生は、いつものように接し方の本を丁寧に教えてくださいました。大切なのは、決わんこを大切にすることが楽しくなることというお話でした。

「OK」を伝えるごほうびについても、それがごほうびとわんこが認識していないと効果がないことや、社会化の大切さについても説明してくださいました。わんこの間を周りながら、それぞれのわんこに合ったアドバイスも。教室が終わった後も、次々と相談に来る飼い主さんの訴えに優しく丁寧に答えてくださっていました。

渡辺先生は、決して飼い主さんの方のやり方を否定することを口にせず、あくまで「こうするといいと思いますよ」とさらっと言って下さるのがとても素晴らしいと感じました。

教室に参加したくても、ドッグランの中でおやつを食べることのできないわんこには「教室に参加しなくてもあげられるようにしてあげましょう。」と。そのためには「慣れ」が必要とのお話でした。

ほかのわんこにはえ続けるというわんこには、飼い主さんに向けて注意が外へと外へと向いてしまうので、飼い主さんに注目できるようになることが大切なことです。

5月度クリーン運動を実施

朝から雨が降ったり止んだりの天気でしたが、今回は公園事務所からの協力要請にお応えし都立公園のPR活動に参加するボランティアのメンバー以外の方々も多く集まりました。

「マナーアップキャンペーン」と呼び、記念撮影の方々の方々も多

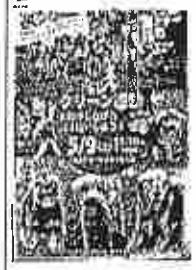

「獣医のお兄ちゃんに、安静と絶食！って言われてたね」

「うん。お腹壊さないで良かったよ」

「高松はうどんが有名なんだって」

「お土産にドッグヌードル買って貰ったよ」

「でも、ツルツルって上手に食べられないよね」

「そうだね。骨付き鶏の方が良かった」

「高松は気に行ったから、連れてって貰おうね」

「ノーリードの犬」の問題があるとうかがいました。

PRのお話として、公園へ寄せられる苦情に「ノーリードの犬」

「ドッグランの中でおやつを食べることのできないわんこには「慣れ」が必要とのお話でした。

ほかのわんこにはえ続けるというわんこには、飼い主さんに向けて注意が外へと外へと向いてしまうので、飼い主さんに注目できるようになることが大切なことです。

次回定例クリーン運動（うんち拾い運動）のお知らせ

今月は冥利には尽きたの人端午の節句に愛犬がいる。死なこの参加者の参加者は、編集後記

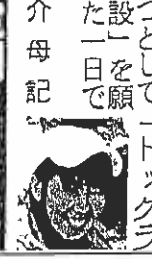

首藤良介母記

犬がリードから解放されのびのびと走り回っているスペースがあり、その側にマナーを守る飼い主がいて、犬はいないけれど芝生やベンチで気持ちよく寝そべって過ごしている人々がいる、そんな公園が実現する手段のひとつとして「ドッグランの常設」を願わされた一日でした。

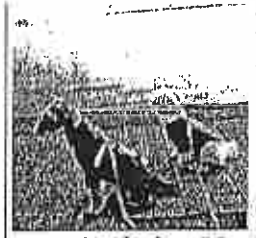

「1週間に1位～」

「お腹ペコペコ！食べるものがいっぱいで苦しかった～」

「ウンチ拾い運動をすれば良いのにね」

「飼い主さんのマナーは大事だよ」

「でもウンチがいっぱいで、マナーは悪い時に、エサを食べちゃったんだよね」

「ウンチ拾い運動をすれば良いのにね」

「飼い主さんのマナーは大事だよ」

「でもウンチがいっぱいで、マナーは悪い時に、エサを食べちゃったんだよね」

じゃとこのみの道中「その3」言松に行くの巻～

初めて新幹線に乗って高松に行ってきました！最初キャリーバッグに入れてビックリしたよね。ガタガタするし、然浮き上がるし・・・」カリガリしても出られないから、ふて寝してたんだね。

高松は良いね。海があって、毎日お公園が広くて、楽しかったね。

「でもウンチがいっぱいで、マナーは悪い落ちて、ウンチ拾い運動をすれば良いのにね」

「飼い主さんのマナーは大事だよ」

「もじゃはお母さんがいない時に、エサを食べちゃったんだよね」

「1週間に1位～」

「お腹ペコペコ！食べるものがいっぱいで苦しかった～」

犬お花見会を実施（4月度クリーン運動と同時開催）

4月12日（日）に、今年のお花見会を実施した。前日までは雨、翌日からはまた雨で、この日一日だけが晴天で、しかも暖かくなった。ドッグ・ラン武蔵国分寺の善男善女の日頃の善行を仏様が嘉（よみ）し給い、この陽気となった。

この日は11時から史跡公園の方で4月度のクリーン運動を行い、その後全員で古代国分寺本堂跡の花見の場所に移動し、花見から参加したメンバーも加わってドッグ・ランのお花見会をやった。

桜は、この何日かの雨でソメイヨシノはほとんど散ってしまったが、色の濃い枝垂桜や、白っぽい山桜が満開であった。風が吹くとわずかに残っていたソメイヨシノの花びらが風に乗ってやってくる。桜は散り際が良しともいう。散る桜残る桜も散る桜。

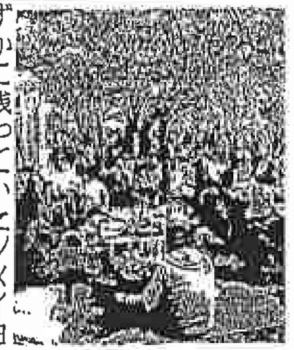

折しも今日は武蔵國國分寺の万葉花祭り（灌仏会）が行われていた。花見客と合わせて大変な人出であった。我が善男善女たちも持ち寄りの酒を飲み、肴を食べ、団子を食って、のどかな春日と日本の平和を満喫していた。

〈ピエトロ父　記〉

ドッグラン訪問記　都立桜ヶ丘公園

昨年の6月にオープンした都立桜ヶ丘公園のドッグランに遊びに行きました。利用するには登録が必要です（利用登録申込書はホームページからダウンロードできます。登録のためのサービスセンターが駐車場からもドッグランからも遠いので、ご注意を）。年1回更新しなくてはなりません。登録すると利用登録証を発行してくれ、入口のカギの暗証番号を教えてもらえます。利用は朝6時から日没までですが、駐車場は8時45分からしか利用できません。

　ドッグランの利用のさいには、飼い主は利用登録証をホルダーに入れて首から下げ、わんこは鑑札と狂犬病予防注射済票をつけておかなくてはなりません。

　ドッグランに入場する前に受付に、登録番号や入場時間を記入します。ドッグランは小型犬専用と中大型犬専用（10kg以上）に分かれています。小型犬と大型犬、両方飼っている方は

不便ですね。入口が二重で水飲みもあります。

中大型犬ゾーンは、かなり傾斜が強く、アピのような老犬にはちょっとつらいかなという印象でした。小型犬のゾーンは大型犬のゾーンより傾斜はなだらかで、広さも半分ぐらいでした。

　ドッグランの中はきれいで、よく手入れされていると感じました。案内のところに清掃のボランティアを募集するポスターも貼られていました。

　ドッグランの横の駐車場は16台、少し離れたところの駐車場は57台です。

　桜ヶ丘公園は緑が濃く、アップダウンもあり、ペット専用水飲みもあるので、ドッグランで遊ばなくてもお散歩だけでも楽しいと思います。

〈美木アピ母　記〉

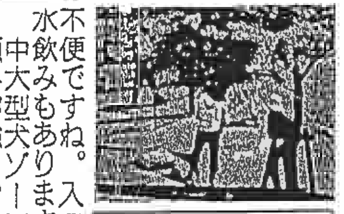

上）ボランティアによる清掃作業は、ゴミやうんちの片付け、草むしりなど。放置うんちが見つかると、片付けたあとにうんちマークのプレートが立てられます。

問題行動が出る前に・・・愛犬との接し方

愛犬の出張訓練　WANLOVE　代表　渡辺元規

さて、今回のコラムは、犬を迎えた際に問題行動に至らない様に注意すべき点は何かというお話で進めようと思います。

[illegible]

その為には犬の過ごす環境を整えなければならなかったり、人の関わり方を考えなければなりません。イタズラをしたり、トイレを上手く出来ないとわかっているのに室内でフリーにして放置しておけば失敗する確率を上げているだけです。犬が覚えない。犬が失敗すると人は捉えがちですが、僕は人が失敗する機会を与えていると考えます。成功体験が積み重なれば、それは習慣化して十分学習された行動として定着します。その成功体験を積み重ねさせる為には人が頭を使って成功する環境を整える必要があります。

また、「構わない」と言うことも、非常に重要です。[illegible]

[illegible] 犬にストレスがかかっているようだが、いまいが、構わないとしたらそれが日常になり、一日をリラックスして落ち着いて過ごせる犬へと成長して行きます。また構わないと言う事は裏を返せば（接触する）ときに何をするか？と言う事でもあります。犬が落ち着いて静かにしているから散歩に行く、犬が落ち着いているから撫でる、犬が落ち着いているから遊ぶ、などが繰り返されれば、はしゃいで興奮して要求するより、落ち着いて静かにしていた方が効率良く良い事が起こるという学習が成り立ちます。[illegible]

[illegible] 大事なポイントを挙げましたが、実際問題として楽ですよ！と言いつつこーです。何しろ皆さん構おう、楽しもうと思って犬を迎える訳ですから。ルール作り、良い習慣を作るコツは[illegible]

事を先に成り立たせ、後で楽しむ事です。何しろ問題が起きなければ、フリーで過ごさせたり、可愛がったりしても何も問題無い訳ですから。[illegible]

新顔さん

水嶋スーピー　♂　1歳　ジャックラッセルテリア

人懐っこい性格で、これまで我が家では我が物顔で暮らしていたスーピー。昨年11月に娘が誕生してから少し遠慮するようになりました。現在は娘の見守り役として、そしてお兄ちゃん？として楽しく暮らしています。毎日朝と夜に武蔵国分寺公園を散歩していますので、見かけましたら、声をかけていただければ幸いです。

ドッグ・ラン新聞

私たちは「ドッグラン（リードをはずして犬達を自由に遊ばせる場所）をこの国分寺に作ろう！」を合い言葉に集まった愛犬家のグループです。その実現のために行政への働きかけをはじめ、しつけ教室の開催、「わんわんふれあい広場」、毎月定例の「クリーン運動」などを行い、犬と人とのより幸せな関係について考えています。また、犬と一緒のレクリエーションも楽しんでいます。

発行：ドッグ・ラン武蔵国分寺

PEOPLE COMMUNICATION
DOG・RUN
ドッグラン武蔵国分寺だより

発行責任者：酒井宏幸
編集／印刷：西岡恒憲
泉佳代子
事務局：丹下美幸
042（328）6514

第20回定時総会開催！

まだ厳しい寒さが続く2015年2月21日（土）に、ドッグ・ラン武蔵国分寺第20回定時総会が、20名の出席者を得て、本町・南町地域センターで午後6時半から開催された。

定刻6時半きっかりに総会が開始された。酒井会長が総会議長に選出され、議事進行がおこなわれた。新しい会員も出席して、今年は例年にも増して活発な質疑応答とともに順調に総会は進行した。

◆2014年度の活動報告、会計報告、監査報告が承認された。
◆2015年度の活動計画案、予算案が承認された。
◆2015年度の役員新規改選案が承認された。

◆会則の変更案が承認された。

いよいよドッグ・ラン武蔵国分寺の2015年の活動が開始された。今年も多くの活動が予定されていて、全会員が協力し合って、楽しみながら、一つ一つの活動を成功させてゆこうという合意が形成できた。

総会終了後は場所を変えて、恒例の懇親会が開催され、いつもにも増して和気藹々とした懇親会となった。

今年も会と会員にとって良い年となるよう！

3月度クリーン運動を実施

今年もクリーン運動始まる。朝から雲が厚く今にも降り出しそうな、ちょっぴり肌寒い三月十四日（土）三時半、武蔵国分寺公園事務所前に集まったのは犬十頭と飼い主さん達の精鋭クリーン部隊。冬の間お休みしていたクリーン運動を三か月ぶりに再開。

三時半を少し過ぎた頃、記念撮影。犬たちは思いの方向に向いて吠えたり動いたり。撮ってくださるピエトロパパは慣れたものでお構いなしにパチリッ。

その後、トング（ウンチを手に）と袋（ウンチ拾いに）を手に、愛犬のリード（出発。目は地面を見ている）が耳（とる）口は隣

ドッグ・ラン掲示板

第22回仮設ドッグラン＆しつけ教室を開催します！

日永く春光ようやく目にまぶしい季節、ドッグ・ラン武蔵国分寺主催の一第22回「仮設ドッグラン＆しつけ教室」を左記の要領で開催します。

春秋年2回開催の春の部です。ドッグラン設営には多くの人手が必要です。会員各位には当日準備段階からご参加ください。

日時　4月25日（土）
（雨天時は翌26日に順延）
場所　都立武蔵国分寺公園（北側）円形広場
（お手伝いのメンバーは午前7時30分現地集合）

9:00　開会
9:00～16:00
わんわん交流会
［しつけ教室・お悩み相談］
16:00　閉会

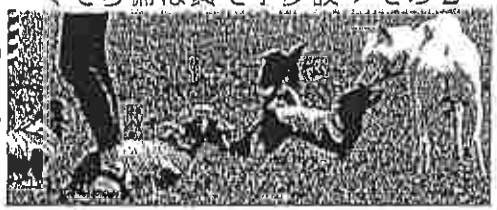

2014年秋のドッグランより

しつけ教室・お悩み相談
10時～11時（午前の部・定員先着20組）
13時～14時（午後の部・定員先着20組）
◇講師　渡辺元規先生（WANLOVE代表）
◇しつけ教室に不参加のワンちゃん達はしつけ教室の周囲の仮設ドッグラン内でリードを付けて飼い主さんと離れず遊んでもらいます。

都立武蔵国分寺公園の四季

弥生半ばは空薄曇り、春風未だ至らず、春鳥の声更に聞かず、桜花蕾未だ固し。

されどわずかに陽春の予兆ありてここ武蔵野に早春花の咲き競ひ出たり、即ち辛夷、アカシヤ、白梅、河津桜、歩を留め眺むればさながら早春賦と言いつべし。

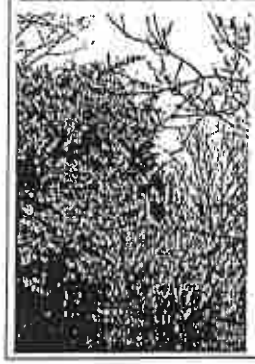

そしゃとこのみの珍道中「その2」カラオケに行くの巻～

生まれて初めてカラオケ行ってきたので報告します！

抱っこバッグやキャリー入れられて何処に行くの思ったら・・・」

「着いたのは、恋ヶ窪のシックスってカラオケだよ」

「ワンだふるルームっていう特別なお部屋を予約してたみたい」

「受付で狂犬病の注射の証が必要だったね」

「これで、ワンだふるルームの会員証貰ったよ」

「部屋にはゲージやおしっこシートが置いてあったね」

「ドアに柵もついていたね」

「ところで、カラオケってどの場所か知ってた？」

「知らない。マイクなめたら美味しそうなもの一杯食べてたしズルイよ」

「ワンコ用のおやつがあれば良いのにね」

「持って行っても良かったみたいよ」

「今度はお水も持っていかなきゃね。のどが渇いたから氷貰ったけど・・・」

「お昼寝出来なかったけど、たまには面白いね」

皆ノーリノ踊ってソ

SHIDAX
国分寺恋ヶ窪クラブ
042-321-7722

睦の良い機会となっている。犬達に「うんちを探して」と言ってみてもうまくゆかないが、この日の釣果はいつもより少し多め。四時十五分、公園事務所前に収穫ゴミを集めて終了。

最近、散歩しているとお隣の道あたりに多く放置うんちが目につく。この日だけでなく日頃から町や公園をきれいにしてゆく心がけをみんなで大切にしてゆきたいものですね。

奈良ケンケン母記

次回定例クリーン運動のお知らせ

4月度クリーン運動と平成27年お花見会を同時開催します

ドッグ・ラン武蔵国分寺の「4月度クリーン運動」と「平成27年お花見会」を同時開催いたします。多くの会員の出席をお願いします。

日時　4月12日(日)
場所　11時から「クリーン運動」おたカフェ前集合
　　12時頃から「お花見会」酒井ねも家前辺り

その他
◇雨天中止。微妙な時は左記にご確認ください。酒井ねも 070(6667)9241
◇お花見会参加の方は念のためピクニックシートをご持参ください。
◇お花見会は人数不確定のため、飲み物・食べ物は各自持ち寄りと致します。皆さんのための差し入れは大歓迎です。

れんちゃん追悼

「れんちゃんって、やっぱり足短かったんだね。コーギーだもんね」

たくさんの色とりどりのお花に包まれてしずかに眠るれんちゃんのお顔にふれながらつぶやくと、れんちゃんのママは泣き笑いの表情に。

れんちゃんの足をちゃんとみたことがなかった。れんちゃんは、いつも四本の足でしっかりと立っていたから。いつも、しっかりと、ママの前に、まるでママを守る騎士のように。

もりもり食べて、ぐんぐん大きくなって、「俺に触るとケガするぜ」って、オーラをまとってたれんちゃん。そうやってママを守ってきたんだよね。おうちの中では甘えん坊だったのかもしれないけど、れんちゃん長い間、お役目ごくろうさまでした。

ちょっとだけ寒さが和らいだあの日、れんちゃんが、大好きな人たちに見守られて旅立ってから、ママはきっと寂しくて心細くて悲しい日々を過ごしていると思う。れんちゃんの変わりができる人はいないのだけれど、これからは、わたしたちがれんちゃんのママを守るからね。安心してお空の上から見守っていてね。

〈美木アピ　母記〉

新顔さん

首藤良介 ♂ 1歳
ジャックラッセル

良介(リョウスケ)は1才半です。周りになつきやすい明るい気性に、飼い主1年目として多いに助けられてます。ドッグ・ランに参加し多くの人や犬の仲間に出会えることを私も楽しみにしています。〈首藤けい子〉

おやつの功罪

今回は、よくしつけの方法での賛否で話題になる「おやつ」について書いて見ようと思います。僕の行う教室や実際トレーニングを受けて頂いた方はご存知かと思いますが、僕は最初の説明で「これからパンパンおやつを渡して行きます」とまずお話します。さらにこのおやつの渡し方や渡す量、おやつを使う事の意味まで細かくご説明させて頂きます。おやつはおやつで釣る為に使うのでは無く、わかりやすく犬にとってよい事を起こしてあげる為、また毎回よい事が起こるイメージをきちんと定着させる為に用いています。また、アイコンタクトや動作を引き出す最初の目印として効果的に用います。

よく、上手に座れたら「褒めましょう」とか、上手にトイレが出来たら「褒めましょう」などと書かれているのを目にします。この「褒めましょう」が中々厄介で、よくお話するのは「褒める」または「褒めた」ことが確実に犬に伝わっていればよいのですが、仮に伝わっていないとしたらどうでしょう。全く無駄かも知れないのです。多くの場合、諸々の経験の乏しいパピー(仔犬)にいきなり人の考える事の意図を明確に伝えることは困難です。伝えたい事をより明確に伝えるには「褒めること」から確実に教えてあげなければなりません。犬の学習は今起こっている事とその前後に起こる出来事が頭の中で関連付いて学習が進みます。噛み砕いて言えば「よしよし」などの褒め言葉をかけておやつを渡す、を繰り返すことにより「よしよし」と言われると後に喜ぶ反応が出て来ます。この時点で初めて「よしよし」と言う言葉が意味を持ち始め、褒めることが有効に活用出来始めます。

この段階までを効果的かつ確実に学習へと導くには毎回確実に犬にとって良い事を起こしてあげる事が重要になります。撫でたり、抱っこしたり、ボールを投げたり、引っ張りっこをしたりという事も有効ですが、毎回タイミング良く使用するには少々使い勝手が悪いかと思います。使いやすく、効果的なのはおやつを毎回必ず(ココは大事なポイントです)渡す事が学習を定着させる効果的な方法だと思います。

渡す量は極少量で構いません。お腹を満たす為に渡すのでは無く、むしろもっと欲しいと思ってくれれば、学習にとって重要な欲が伸びます。また多くの量を渡してしまうとその都度咀嚼するのに時間がかかり、テンポ良く次の動作に移るのに時間がかかってしまいます。カロリーや体重を気にする飼い主の方にとっても、多くを渡す必要が無く、効率が良いならば使いやすいかと思います。

よく巷で言われる「おやつを使うとおやつが無いと動かなくなる」のは中途半端におやつを使用した場合です。犬は全ての行動が習慣化します。毎回おやつで動いていたとしても、繰り返す事により、あってもなくても同じ動作を確実に行うようになります。パターン化するからです。また、トレーニングを進める中で最初のきっかけとしておやつはあるものの、動く事、追いかける事の方が遥かに面白味を持ち始めます。上手くおやつを抜けないのは最初のきっかけとしてのおやつから遊びの面白さに上手が無く、移行出来ない、した経験き出す事で止まってしまっている場合が多く見受けられます。

同じおやつの使用でも駄におやつを求めるのに応じて渡したり、公園などの多くの犬の集まる場所で他人の犬に無駄にばら撒いたりすることにはなんの意味も無いばかりか、あまり良い影響は及ぼしません。あるのは犬達の興奮を呼び起こしたり、おやつの取り合いで揉める火種を作る結果となったり。これは渡す人間が犬にモテている様な錯覚を起こしている自己満足に過ぎません。効果的な学習とその先に繋がる楽しく人と共に動く感覚に入って行ける様に上手なおやつの使用を皆さんに学んで頂けることを切に望みます。

愛犬の出張訓練
WANLOVE
代表　渡辺元規

ドッグ・ラン掲示板

ワンコのクリスマス・年越しグルメ

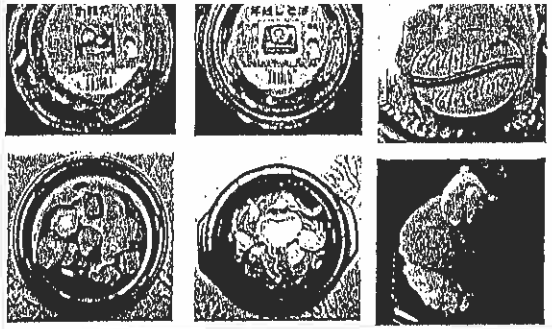

良い物見つけた！
ワンコ用クリスマスケーキ ¥362
ワンコ用年越しそば ¥453
ワンコ用おせち料理 ¥453

日吉町のJマートで買ってきました。もじゃ&このみと一緒に、クリスマスと年末年始を楽しみました。
今年見つけたら、皆さん是非どうぞー
〔泉もじゃ・このみ　母〕

第20回定時総会のお知らせ

ドッグ・ラン武蔵国分寺平成27年定時総会を次の日程で行います。今年の活動計画・他を審議・決定する年一度の総会ですので多くの会員さんの出席をお願いします。
当日は年会費納入の受け付けもいたします。
なお総会終了後に別途懇親を深めるための食事会を用意しています。
（会費制）

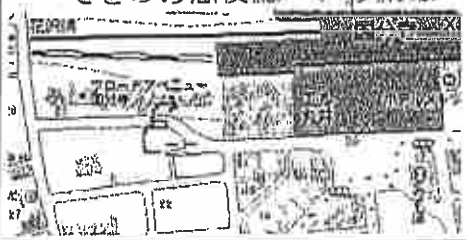

◇日時
2月21日(土)18時30分より
◇場所
本町・南町地域センター集会学習室
◇問い合わせ・申し込み先
泉もじゃ・このみ
090(8344)7720
酒井ねも
070(6667)9241

わんわんパトロールにご協力下さい

◇小金井警察の協力を得て、2006年9月にドッグ・ラン武蔵国分寺の「わんわんパトロール」をスタートさせました。
◇会員は、散歩の際にわんこ用の「わんわんパトロールバンダナを、わんこに着用させて「わたしたちは、地域を見守っています」ということをアピールしてください。

定例クリーン運動（うんち拾い運動）

定例クリーン運動は12月・1月・2月の厳冬期はお休みです。3月に再開します。担当者より追ってお知らせします。
担当　酒井ねも
070(6667)9241

都立武蔵国分寺公園の四季

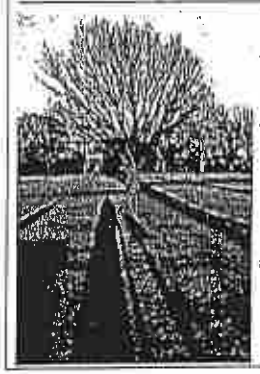

睦月下旬なる一日午後晴天なり。日やや永くなりたれど公園の樹影枯芝にいと長く、未だ寒風肌を刺すが如し。更に人影無く、野に瀟殺の兆しありて客心を痛ましめ、我は枯草の匂いあるなかを彷徨ひぬ。悄然と立ち帰り水汲みて茶を沸かす。餅を焼きて食らひたり。

古餅を焼きて正月終りけり

ドッグ・ラン新聞

私たちは「ドッグラン（リードをはずして犬達を自由に遊ばせる場所）をこの国分寺に作ろう！」を合い言葉に集まった愛犬家のグループです。その実現のために行政への働きかけをはじめ、しつけ教室の開催、「わんわんふれあい広場」、毎月定例の「クリーン運動」などを行い、犬と人とのより幸せな関係について考えています。また、犬と一緒のレクリエーションも楽しんでいます。

発行：ドッグ・ラン武蔵国分寺

PEOPLE COMMUNICATION
DOG・RUN
ドッグラン武蔵国分寺だより
http://members3.jcom.home.ne.jp/dogrun-mk/

発行責任者：　酒井宏幸
編集／印刷：　西岡恒憲
　　泉佳代子
事務局：　岡田佑子
042（324）3286

2014年の活動をしめくる大忘年会を実施！

2014年も押し詰まった12月13日（土）にドッグラン武蔵国分寺の大忘年会を開催した。折からの寒波襲来で、晴れてはいるが冷え込みのきつい宵に、会場の「あしたま」へ続々とドッグ・ラン武蔵国分寺メンバーの善男善女が集い、総勢で30名余になった。この忘年会に出席するためだけに、単騎大阪からやってきた鷹見クーパー氏のような奇特な御仁もいた。18時30分開宴。

2014年のドッグ・ランのイベントは不時の中止もなく、全て円滑に実施された。その慰労と、2015年度の活動に向けた英気を養うためと、メンバー同志がより懇親を深めるためと、深い信頼関係を築きより懇親を深めるためと、何よりも酒好きお祭り好きのドッグ・ランメンバーが単にお祭り騒ぎをしたいためと、今宵の宴（うたげ）は実施された。

席上、全員の近況報告がなされ、ユーモアたっぷりの挨拶に笑い転げ、他方では久しぶりに会って久闊を叙す人もあり、途中のじゃんけんゲームで全員で盛り上がり、宴は和気藹々と進行した。

夜も更けてお開きの後は、名残惜しく余韻覚めやらぬ有志で二次会に繰り出して行った。

本来の主役であるべきワンちゃん達は、飼い主がお祭り騒ぎをしている間、家で寂しくお留守番をしていた。

2014年は良き年であった。2015年は更に良い年であるように！

西岡ピエトロ
父　記

犬連れ避難訓練に参加しました

2014年9月20日18時～翌朝7時、国分寺市立第七小学校内での防災避難訓練に我が家のプードル「くない」と「鉄菱」と参加してきました。

ノーフォーク・テリア1頭、ノーリッチ・テリア2頭、ウエスティ1頭、チワワ1頭、プードル2頭、イングリッシュ・セター3頭、ダックス2頭、オーストラリアン・シェパード1頭、合計13頭の犬が参加していました。（うち、3頭は泊まらずに帰宅）

動物は、人と別のスペースが用意されていました。我が家はいつも家で使っているケージを持参しましたが、使い慣れたカートを持参している方も。

市職員の方の説明で炊き出し訓練の後、体育館（ペットは入れない）でHUG（避難所運営ゲーム）に参加しました。

動物避難訓練棟には国分寺市の木村先生はじめ、地域の獣医師会の獣医さんが3名参加されていて、常に犬達に付いていてくれました。

普段と違う環境で、くないはトイレをまったくせず・・・鉄菱はテンションが上がりまくり、常にハイ状態・・・そして私の姿が見えないと不安でピーピー鳴く、ワンワン吠える。犬を連れていない人の迷惑を考えると、犬に付きっきりにならないといけないかもしれません。

実際の避難時には他にもやることが山積みになるはず。

今回は獣医さんがついているけど、実際はいない場合もある。

ペット同行避難訓練は2度目だったようですが、やはり、地域のトリミングサロンや動物病院やトレーナーが普段から連携を取って訓練をし、一般の飼い主さんに適格な指示を出せるようにならないといけないと感じました。

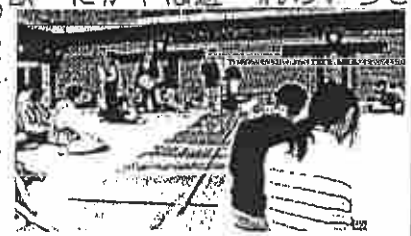

そして、日頃から災害時の備えが大事！。食餌や水、常備薬、マイクロチップ、迷子札、トイレシート・・・。そして基本的なクレート・トレーニング！

もう一度、愛犬・愛猫の生活やしつけ、見直してみましょう。大切な家族を守れるのは飼い主だけなので

もじゃとこのみの珍道中「その1」～鈴木君ちでお泊りの巻～

このみ「お母さんがお出かけするので、鈴木君ちにお泊りに行ったよね」もじゃ「4泊もしたんだよね」こ「そうそう、楽しかったよね」も「リビングや鈴木君のお部屋も探検したよ」こ「ウチでいるみたいに、リビングでいっぱい遊んだよね」も「いつもみたいにプロレスごっこもやったしね」こ「うん。鈴木君が夜も一緒に寝てくれたから淋しくなかったね」も「お布団にもぐって爆睡できたよ」こ「昼間は長い子でお留守番したよね」も「だけど、鈴木君が帰ってきた時に、このちゃんが嬉ションしちゃったんだよね」こ「・・・恥ずかしい～、もうお泊りできないかな」も「大丈夫だよ。怒っていなかったよ」こ「皆には内緒にしてね」も「わかった、わかった。お母さんには言わないからね」こ「良かった～、次からは頑張るね」も「ところで、鈴木君って、ドッグランの会員さんなんだって」こ「時々お散歩もしてくれるし、公園でも良く遊んでくれるしね」も「だから安心だよね」こ「うん。また行きたいね」

す。次回の防災避難訓練に参加できる方は是非参加してみてください！

どっぐさろん「こたくな」藤崎くない・鉄菱 母記

愛犬との主従関係という妄想（後篇）

【前号より続く】

前号でお話した通り複数頭の犬をあるスペースの中で一緒に過ごさせると必ず順位付けがおきます。いわゆる「群れ」が形成されます。これは肉体的優位性よりも精神的な強さが大きく影響し、必ずしも大きく強い犬が上位に立つわけではありません。順位付けは犬の群れを安定させるのに非常に重要な要因で、これが定まっていれば揉めたりせず、日がな一日をゆったり過ごせて行けます。特に一番上と一番下は不動の地位なので抜群に安定して行きます。

ここまでは「犬」の話です。ではこれがそのまんま人に対して、または家族に対して当てはまるのでしょうか。

犬は人間を見て「でっかい犬だな」とは認識しません。みなさんが口にする主従・服従の考え方は上に記した犬の群れをそのまんま擬人化し、人の家族に当てはめたものです。また良く目にする「オオカミ論」（オオカミは群れで行動し、リーダーが率いて・・・犬は元々オオカミで・・・云々という論）に起因するものです。ここで僕が一番話したいのはこの考え方が合っているとか、間違いだのの議論をしたいのではありません。主従・服従の考え方の危険な所は「力づくでも抑え込まないと良好な関係は得られない」という所に行き着きがちなところです。犬は抑え込み、服従させないといけないのではなく、何をすると何が起きるのか、を明確に提示する事と、落ち着いて接し、無駄に興奮させず（犬もそれを望んでいます）楽しみを介在させる事で学習効率も飛躍的に伸びます。敢えて抑え込まずとも簡単に関係は構築出来るのです。また楽しみが伸びるからこそ、ここぞというときの注意・叱責が効果を持つのです。四六時中注意されていてはここぞというときの注意はあまり効果的ではありません。日常的に注意されているため、特別な事とは認識されないのです。現況の犬の、特にしつけに関しては迷信のような話が大手を振ってまかり通っています。一番ばかばかしいと思う一例を挙げれば「必ず犬より先に食事を取る」などです。

みなさんが自分の感性や選択する目を養い、効果的でかつ楽しい犬との暮らしを構築出来る事を願っています。

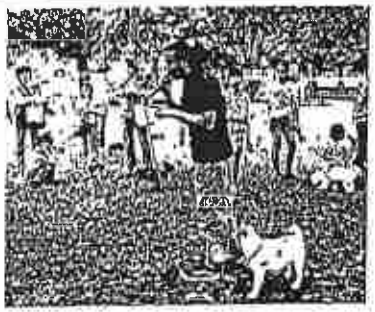

去年秋の［しつけ教室］での指導風景

愛犬の出張訓練
WANLOVE
代表 渡辺元規

Pet Sitter ククルス
（鈴木伸哉）
080-5427-1022
お散歩（1h）1000円
お泊り 3500円

十月度クリーン運動を実施

10月11日（土）。猛暑もに去って行き、日本列島南には最大級の台風が近いて来ているという時でったが、武国分寺公園空は青くすすがしく、しづつ木々葉が落ち始大きく深吸したくなるようなクリー運動日和でった。

公園内を大中・小のそれのワンちゃん達と飼主とで芝生木の根元なを隈なく探して歩き回っ。（公園のゴミの方が多ったようだ）公園利用の般の方が更色いスカー付けているど、この集りは何ですか」と声をかけてこられたので「公園をきれいに利用するため、ワンちゃんの会でウンチ拾いをしてます。」と答えると、ニッコリ笑ってうなづいて行かれた。

クリーン運動の幟と黄色いバンダナと緑のたすきでみんなでまとまって歩いて、アピール効果は抜群であった。

今回のクリーン運動では拾得物が少なかったかもしれないが、まだまだいつもの散歩中に至るところで飼い主の拾い忘れを目にする。観光ルートの道端にもよく落ちている。飼い主の責任として「ウンチを拾う」をしっかりやってゆき、みんなが気持ちよく過ごせる町にしたいと思った。

金子ハッピー・ラッキー母記

ワンちゃんの手作りおやつ講習会の報告

10月29日（木）、わんちゃんの簡単手作りおやつ講習会に参加した。場所はもとまち公民館、講師は伊藤和子先生。

国分寺まつりのためのわんこ用クラッカーを大量に作った。ごまとチーズクラッカーとごまと煮干しクラッカーの2種類であった。

講師の伊藤先生が、材料は分量を量って小分けにし混ぜるだけに準備してくださっていて、説明もとっても丁寧で、楽勝！とおもいきや・・・。材料を満遍なく混ぜたり、微妙な水加減をしたり、麺棒できれいな四角形に薄く均一に伸ばすのがなかなか大変であった。

オーブンから良い香りが漂い、色よく焼き上がったクラッカーを見ると、ついつい手が伸び、一つお口に入れると、参加者全員「おいしい～」。ごまが香ばしく、とてもお塩もお砂糖も入れていないとは思えない滋味豊かで素朴なおいしさであった。「ビールのおつまみとして売れるかも」という声も。伊藤先生はとってもお優しく、上手にできなくても笑顔でフォローしてくださり、楽しく作業することができた。伊藤先生、ありがとうございました。そして、参加したみなさま、お疲れさまでした。

美木アピ母記

大忘年会の予定

恒例のドッグ・ラン武蔵国分寺の大忘年会を左記の要領で開催します。

日時　12月13日（土）18時30分～

場所　あしたまの国分寺市南町3-14-15

会費　3000円

ドッグ・ラン新聞

私たちは「ドッグラン（リードをはずして犬達を自由に遊ばせる場所）をこの国分寺に作ろう！」を合い言葉に集まった愛犬家のグループです。その実現のために行政への働きかけをはじめ、しつけ教室の開催、「わんわんふれあい広場」、毎月定例の「クリーン運動」などを行い、犬と人とのより幸せな関係について考えています。また、犬と一緒のレクリエーションも楽しんでいます。

発行：ドッグ・ラン武蔵国分寺

PEOPLE COMMUNICATION
DOG・KUN
ドッグラン武蔵国分寺だより
http://members3.jcom.home.ne.jp/dogrun-mk/

発行責任者：酒井宏幸
編集／印刷：西岡恒憲
泉佳代子
事務局：岡田佑子
042（324）3286

第21回仮設ドッグラン＆しつけ教室（秋の部）実施

2014年10月4日（土）実施した第21回仮設ドッグランは天気にも恵まれ、つけ教室とともに大盛況あった。「ドッグ・ラン蔵国分寺」にとって仮設ッグラは半年公園に一度の設のドッ事な行ランが行である。い状況で、この

公園で犬達をノーリードで遊ばせられるのはこの機会だけである。

お手伝いメンバーによる受付や撤収の見事な手際の良さは仮設ドッグランの伝統を物語っている。さらに様々な差入れ、用具保管、ポスターの手配などなど、多くの方々が協力していることをあらためて実感した。

設営の机を打つカーンという音を聞きながら、娘は我が家でこれまた初めてのお手伝いメンバー朝食用の大量のおにぎり作りに奮闘していた。

WANL OVE渡辺先生による説明と実技指導は大変わかりやすく、渡辺先生の「しつけは根気」という言葉が耳に残った。（というか耳が痛い・・・）個別指導もしていただき、慣れない練習に疲れた愛犬さくらは家に帰るとすぐに倒れ込むように寝てしまった。

家族に犬がいるととても楽しい。でも犬について悩みを持っている人も多いはず。犬を飼っていることで犬に関する情報や共通の話題で話がはずむ。犬を通して地域の人と関わる「ドッグ・ラン武蔵国分寺」は、いつもは挨拶程度、イベント時には協力し合うちょうど良い関係で、これが長く続いているコツなのかな。

常設ドッグランができれば飼い主さん達が安心して集まれる場所が増える。仮設ドッグラン設営の苦労話が昔話になり、常設ドッグランの運営が話題となるよう、常設ドッグランを実現させたいものである。

［菊池さくら母記］

［事務局報告］

今回の参加数は飼い主さん74、ワンコ87であった。小さい子の参加が多かったように思う。参加ワンコの平均年齢は3・2才で、3才までのワンコの参加が、67%を占めている。国分寺市在住の方が、8割である。

第31回国分寺まつりに参加！

2014年11月2日（日）、ドッグ・ラン武蔵国分寺は7年も国分寺まつり（今年は第31回）に参加した。

一週間前の天気予報では、三日は「曇り時々雨、降水確率60％」という最悪の天気予報であったが、当日は朝から時々日が射してくるという好天気になった。

早い組は6時半から準備に入り、「模擬店」も「ふれあい広場」も定刻の9時までにはすっかり準備が終了した。

今回は、模擬店では、世界のビール、犬の手作りおやつ（ごまとチーズのクラッカー、ごまと煮干しのクラッカー）、犬のグッズ（アクセサリー首輪、カップ等）の販売と、メンバーの「どっぐさろん　こたくな」さんの多大の協力のもと「わんこの爪切り、一部カット、肛門腺しぼり」サービスを有料で行った。

辛い何とかお天気にめぐまれ朝からたくさんの人出があり、メンバーの多大な努力で模擬店の商品販売は順調に進んだ。わんこの仮面をかぶったS君が呼び込みに大活躍であった。午後3時にはビールは完売、手作りおやつもほぼ完売、グッズは八割方さばけ、トリマーの方は述べ20頭のお客わんこがあった。懸念していた模擬店がどうやら黒字達成できたようなのでメンバー一同一安心した。

恒例の「わんわんふれあい広場」は毎年国分寺まつりで多大の人気を博しているイベントである。今年もたくさんの会員わんこのボランティアが来場した多くの子供たちを喜ばせた。午後3時までに来場者数は524名の多きに達した。大成功である。

黒住シルサン、梶ここあ・あずき、阿川モカ、酒井ねも、菊池さくら、福井やまと、滝澤ヒメ、河辺そら・りく、川田マロ、その他のボランティアのわんこ達、一生懸命頑張って子供たちの相手をしていた。家に帰ってからわんこ達みんな疲れてぐったりだっただろう。飼い主からご褒美のご馳走をいっぱいもらって、夜はぐっすり寝たことだろう。

平成26年度 ふれあいまつり・もとまちに参加！

2014年10月18日（土）元町公民館にて行われた『ふれあいまつり・もとまち』に「わんわんふれあい広場」として、参加した。今回で2回目の参加になる。

9時半からネットを張り、10時半には、ねも・シルサン・このみ・モジャ・さくら・モカ・ここあ・あずき等、わんこたちが集合。ちょっと早めに11時からふれあい開始。わんこのお散歩したい子、抱っこしてみたい子、それぞれ楽しんでいた。

お友達同士で来ていた小学生が、飼い主から教えてもらったリードの持ち方や抱っこの方法をお互いに教えながら、順番に触れ合う場面も見られた。

午後からはふれあい広場で大人気のスタッフ「そら&りく」も加わり、合計13匹のわんこたちががんばってくれた。

入場者数も190名近くあり、秋の良い天気の中、大盛況で終えることができた。準備からかかわった15名のスタッフの皆さん、わんこ達、お疲れ様。

梶ここあ・あずき　母　記

愛犬との主従関係という妄想（前篇）

先日のドッグランでのしつけ教室、沢山の方にご参加頂きありがとうございました。この日は取り立てて気をつけて見るべきところ、危ないシーンもなく、みなさん上手にご利用頂けていた様でした。みなさんの意識の高まりで起こらずとも良いトラブルが未然に防げ、今後も社交の場として機能して行く事を望みます。

さて今回はカウンセリングにお伺いすると必ずと言ってもいいくらいにみなさん口にする主従／服従やリーダー論について書いてみようと思います。

最初にご依頼を頂き、お話を伺うとほぼ必ず「ウチの子は飼い主をなめている」とか「犬がリーダーで」など、主従／服従に絡むお話をされます。これって本当にあるのでしょうか。違う言い方をすれば本当に飼い主は犬を服従させないと関係が上手く成り立たないのでしょうか。

犬を複数頭あるスペースの中で一緒に過ごさせると必ず順位付けがおきます。いわゆる「群れ」が形成されます。これは肉体的優位性よりも精神的な強さが大きく影響し、必ずしも大きく強い犬が上位に立つ訳ではありません。順位付けは犬の群れを安定させるのに非常に重要な要因で、これが定まっていれば揉めたりせず、日がな一日をゆったり過ごせて行けます。特に一番上と一番下は不動の地位なので抜群に安定して行きます。得てして揉めるのは下から二番目辺りの順位が入れ替わりやすい位置の犬で新たに入って来る犬に対して自分のポジションをキープするため、意地悪に振る舞ったり、突っかかったりしがちです。我が家の6頭（順位は上からフレブル→ゴールデン→ラブ系ミックス→ドーベルマン→ヨーキー→チワワ）で当てはめれば下から二番目に位置するヨーキーと今年新たに引き取ったドーベルマンは位置的な不安定さとポジションキープのため、揉めがちで新たに入って来る犬に対して強く当たりがちです。頻繁にお預かりにやって来る子や、立ち居振る舞いの上手な子、または好みでの差はありますが、極端に興奮していたり、周りが見えていないと諌められがちです。犬の世界ではいかにクールに振る舞えるかが非常に重要であり、自分の立ち位置を決定づける大きな要因になります。また個体や犬種によりあまり順位を気にしない犬もいます。

ここまでは「犬」の話です。

ではこれがそのまんま人に対して、または家族に対して当てはまるのでしょうか。［次号に続く］

愛犬の出張訓練
WANLOVE
代表　渡辺元規

新顔さん

井上しゅう♂　あん♀
ミニチュアダックス

●シュークリーム色のしゅうです。ヒビりです。ボール遊びが大好きです。●あんこ色のあんです。妹です。

新顔さん

阿川モカ ♂ 0歳
トイプードル

こんにちワン!!僕はモカ。とっても甘えん坊なトイプードルの男の子なんだ。南大沢のペットショップ居たんだけど、お父さんお母さんが僕を見に来てぐに気に入ってくれたんよ。僕はお母さんに抱っしてもらって、顔中ペロペロしてあげたら、お母さはもうメロメロになって、ぐに僕を国分寺に連れてってくれる相談をお父さとしていたみたいだよ。今の生活は大満足だよ。父さんもお母さんも優して、何よりも楽しいのは日朝、夕の2回、国分寺周に僕を散歩に連れて行ってくれるんだ。お友達もたくさん出来たし、ボール遊びもやってるよ。そうして、何よりも嬉しいのは皆がおやつを沢山くれるんだ。いろんなおやつが入れ代わり立ち代わりで本当に至福のひと時だね。お父さんは恥ずかしいから止めてくれっていつも言ってるけど、僕にはそんなの関係ない。美味しければグーだね。

こんな僕だけれど、公園で僕のことを見かけたら優しく声をかけて、優しくタッチしてね。

これからもよろしくお願いします。

天国のラーラちゃんへ

ラーラちゃんの突然の訃報に驚きと寂しさを隠せません。

そもそも我が家のノーベル(10才)とは公園デビューの時期が少ししか違わず、共に公園ライフをエンジョイする幼馴染みでしたね。私の知るラーラちゃんは、首にカラフルなネックレスをしていつもお父さんとボール遊びをしていました。何度も何度も取りに行っては持ってきて、レディーらしからぬタフさを見せていました。

公園で遊んでいる犬好きの子供たちは、ラーラちゃんとのボール遊びで犬と一緒に遊ぶことを覚え、犬と人間のコミュニケーションを学んだのだと思います。

ラーラちゃんのご両親にはたくさんの写真を見せていただきました。バースデーケーキでお誕生日を祝うラーラちゃん、兄妹犬と再会し楽しげに遊ぶラーラちゃん、公園の仲間と過ごすラーラちゃん。世界一幸せな犬として育てようとするご両親の愛情がこれでもかと伝わってきました。

もう公園で走るラーラちゃんの姿を見ることはないのですね。ラーラちゃん、たくさんの楽しい思い出をありがとう。ラーラちゃんのことを想うと、足元でボールを見つめて『ワン!!』と鳴く声が頭に響きます。

ラーラちゃんとの出会いに心から感謝します。

どうか、やすらかにお眠りください。

[丹下ノーベル・ニコ 母より]

ワンちゃんの手作りおやつ講習会

10月29日(水)13時~17時
・場所 もとまち公民館
・参加費 ドッグラン会員五百円 非会員千円
・内容 クラッカー作り
・講師 伊藤和子さん(La Madre代表)
・申し込み期限 10月20日
・問い合わせ・申し込み先 酒井ねも 070(6667)9241 泉もじゃ・とのみ 090(8344)7720

ドッグ・ラン新聞

私たちは「ドッグラン(リードをはずして犬達を自由に遊ばせる場所)をこの国分寺に作ろう!」を合い言葉に集まった愛犬家のグループです。その実現のために行政への働きかけをはじめ、しつけ教室の開催、「わんわんふれあい広場」、毎月定例の「クリーン運動」などを行い、犬と人とのより幸せな関係について考えています。また、犬と一緒のレクリエーションも楽しんでいます。

発行:ドッグ・ラン武蔵国分寺

PEOPLE COMMUNICATION
DOG・RUN
ドッグラン武蔵国分寺だより
http://members3.jcom.home.ne.jp/dogrun-rrk/

発行責任者: 酒井宏幸
編集/印刷: 西岡恒麗
泉佳代子
事務局: 岡田佑子
042(324)3286

10月・11月のイベント予定

秋はドッグ・ラン武蔵国分寺が実施または参加するイベントのある時節です。まとめてお知らせします。各イベントに参加する会員わんこは配布の黄色のバンダナを着用してください。

第21回 仮設ドッグラン&しつけ教室

10月4日(土) 9時~16時
(雨天順延の場合は翌10月3日(日)に実施)
・武蔵国分寺公園(北側)円形広場にて開催

2014年春のドッグラン

9:00 開会
9:00~16:00
わんわん交流会
[しつけ教室&お悩み相談]
16:00 閉会

・渡辺トレーナーによるしつけ教室&お悩み相談を開催
・応援メンバーは午前7時30分現地集合お願いします。

平成26年度 ふれあいまつり・もとまち

10月18日(土) 11時30分~14時
(雨天順延の場合は参加中止とします)

25年ふれあいまつり

・もとまち公民館で開催。(次ページ下段地図参照)
・ドッグ・ラン武蔵国分寺からイベント参加として「わんわんふれあい広場」を行います。
・応援メンバーは午前9時に現地集合お願いします。
・連絡先 酒井ねも 070(6667)9241

第3回 国分寺まつり

11月2日(日)(雨天決行)
・武蔵国分寺公園(北側)円形広場にて開催されます。
・ドッグ・ラン武蔵国分寺は、世界のビール、犬の手作りグッズ、犬のおやつ等販売の模擬店の出店、並びにイベント参加として「わんわんふれあい広場」を行います。

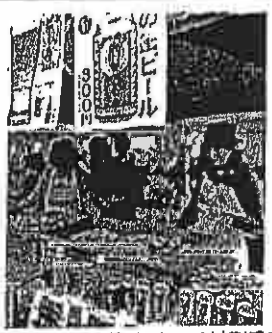

2013年国分寺まつり模擬店

・応援メンバーは午前7時までに現地集合お願いします。

2013年ふれあい広場

ドッグ・ラン掲示板

わんわんパトロールにご協力下さい

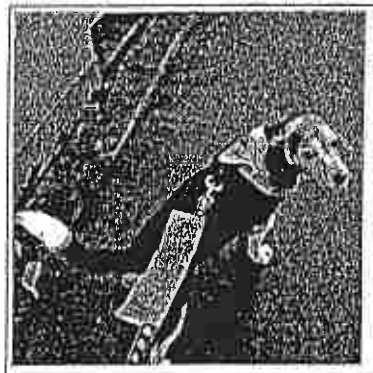

◇小金井警察の協力を得て、2006年9月にドッグ・ラン武蔵国分寺の「わんわんパトロール」が発足しました。

◇会員は、散歩の際にわんこ用の「わんわんパトロール」バンダナを、わんこに着用させて「わたしたちは、地域を見守っています」ということをアピールしてください。

仮設グリーン運動（うんち拾い運動）

ドッグ・ラン武蔵国分寺が、わんこ達を地域の人々に、より良く理解してもらえるように実施している意義ある活動です。沢山のわんこの参加をお願いします。飼主さんだけの参加もOKです。

◇次回は10月11日（土）午後4時集合。所要時間約40分

◇集合場所は都立武蔵国分寺公園管理事務所の前あたりです。

◇わんこは黄色のバンダナを着用、リードにグリーンのタグを付けて下さい。

◇雨天中止。微妙な時は担当者にご確認ください。

担当　酒井ねも　070(6667)9241

会費の納入をお願いします

◇ドッグ・ラン武蔵国分寺の活動は、会員の皆さまからの会費によってなりたっています。会費の納入がお済みでない方は納入方よろしくお願いいたします。

◇郵便振り込み、または、役員までお持ちください。総会やトライアルドッグランなどのイベントの際にお持ちいただいても大丈夫です。

◇納入状況がおわかりにならない方は事務局へお問い合わせください。

事務局　岡田ポロ　042（324）3286

年会費　2000円

◆郵便振込み
＜口座番号＞
記号　10190
番号　77784881
＜口座名＞
ドッグ・ラン武蔵国分寺

都立武蔵国分寺公園の四季

九月は、重陽の節句のあと二十日を幾日か過ぎて秋分が来る。それが秋の彼岸の中日（ちゅうにち）である。彼岸花は、不思議なことに必ず秋分前後に花を開く。葉のない一尺ほどの茎の上にポッと炎のような赤い花をつける。白秋は赤い血のような花と形容した。

公園の木々の上の空に筋雲が見られるようになった。

晩夏午後やや遅く日はかたぶきて未だ落ちず、盛夏の真紅の夕照はない。全天の雲が淡いオレンジ色に染まることがあり、その雄大な光景に圧倒される。頭上の天空を翔け抜けてゆく何者かがある。天馬だ、ワルキューレの騎行。

ドッグランでの犬の行動解説②介入編

（前号より　続く）

ドッグラン内では、自分または相手の犬がどのような行動を取り、どのように振る舞うかを注意深く観察している必要があります。

臆病な子が元気いっぱいの子に入場した途端追いかけ回されたりしてしまうと恐怖のイメージでいっぱいになり、その後のスムーズな社会化を阻害してしまう可能性もあります。また楽しく遊んでいる場合でも度が過ぎれば興奮のあまり周囲を巻き込みながら何らかのトラブル（主に喧嘩）に発展する可能性も十分あり得ます。入場時からご自分の犬、また周囲の犬達の様子を良く観察して下さい。

はしゃいで興奮していても、怯えて尻尾が中に入ってしまっていても、まだリードを離してフリーにすべきではありません。リードを付けた状態でラン内をゆっくり歩き、周囲の様子を観察させ、多少落ち着くのを待ってからリードをオフにします。リードを離してからも注意が必要です。周りには目もくれず、飼い主さんとの遊びに夢中であるならばさほど大きな心配は要りません。ボールで遊んでいるならば、横から割って入ったボール好きな他の子と取り合いでもめない程度の注意を払っていれば大丈夫です。他の犬を追いかけ回したり、追いかけ回されたりしている様ならば目を離さないで下さい。軽くじゃれている、または呼び戻せる（話が聞ける）程度ならまだ大丈夫。興奮すればするほど回りも見えなくなり、話も聞けなくなります。この時点では介入するには少しタイミングが遅すぎます。怪しいかなくらいのところでリードを付けるか、一旦分けて退場するか、タイムアウトの形を取ります。前回に室内での例をあげたように楽しい時間を一旦取り上げてしまいます。これは犬自身に「どう振る舞えば楽しい時間が続くのか」を理解させてゆく為です。臆病で萎縮しているようであれば少し他の犬と距離のある場所で状況を良く観察させます。無理にフリーにしたり、慣らさせようと接触を強いたりしてはいけません。ファーストコンタクトはその後のイメージを決定付ける非常に重要な瞬間です。慎重に行うべきであり、急いで慣らさせようとせず、犬自身が「なんでもないんだ。怖くないんだ。」と納得する事が重要です。

14年春の[仮設ドッグラン＆しつけ教室]での指導風景

ドッグラン内でも振る舞いの落ち着いた大人の犬を選び、挨拶をさせてもらう程度から始められれば最良です。状況やメンバーによってはリードを離さない選択も非常に重要です。敢えてチャレンジする必要は無く、理想は楽しく、良好な関わり方や過ごし方の積み重ねでその後が大きく変わって行くからです。その為にもドッグランを使用する方一人一人の意識の持ち方が大切だと思います。10月に予定されているドッグランでのしつけ教室では実際に犬達が動いている中での行動解説と介入のポイントをお伝え出来ればと思っております。

愛犬の出張訓練
WANLOVE
代表　渡辺元規
〒186-0011
国立市谷保4107-3
TEL&FAX 042-529-0500
MOBILE 090-6140-0880
http://www.wanlove.com

新顔さん

梶ここあ♀11歳
あずき♀4歳
ミニチュアダックス

はじめまして、4月に入ってからミニチュアダックスフントのここあ（女の子11歳）とあずき（女の子4歳）です。普段は5小地区に出没します。今まで仮設ドッグ、国分寺まつりのふれあいコーナー等によく参加していただいていました。10年前、里親を探していたここあ（当時5歳）がうちに来て以来、小学生の朝の見守りをしています。4月にあずきを家族に迎え、その後、徐々に見守り仲間が増えました。昨年12月からは『日吉町わんわんパトロール』として『大契の人がいろんな時間に、わんわんパトロールのワン章をつけて散歩することで、「この地域は防犯の意識が高い」ということを示すことができます。地域の不審者や空き巣狙いを減らし、安全で住みやすい町をめざしましょう』と声をかけて、平成26年5月現在、23名の飼い主さん（わんこ30匹）が参加されています。最近5小のPTAでも、わんわんパトロールへの参加を呼びかけてくれています。

現在毎朝8～10匹のわんこが危険ポイントや小学校校門前に立って、登校中の小学生の安全を見守っています。見守り仲間のわんこたちは私に会うと、おやつをもらおうと、チャっとお座りして、自分の名前をよんでもらうのを待ちます。6、7匹のわんこが一斉にお座りして待つ姿はとってもかわいいです。なんと言っても集合写真が撮りやすいです。

ブログ「ここ★あず散歩」で、時々活動報告しています。良かったら、覗いてみてくださいね。

ドッグ・ラン掲示板

定例クリーン運動（うんち拾い運動）

7月・8月の猛暑期は、参加するわんこ達の健康も考え、お休みします。次回の開催はメーリングリストで追って担当者より連絡します。

担当　酒井ねも
070(6667)9241

わんわんパトロールにご協力下さい

◇2006年9月に小金井警察の方を迎えて、ドッグ・ラン武蔵国分寺の「わんわんパトロール」が発足しました。

◇会員にはわんこ用の「わんわんパトロール」のバンダナ（黄色）とリードに付けるタグ（緑色）をお渡ししてあります。ぜひ、散歩の際にはわんこに着用させて「わたしたちは、地域を見守っています」ということをアピールしてください。

都立武蔵国分寺公園の四季

遅い梅雨明けのあと猛暑が来た。午後、南側広場の森の小道を歩くと鬱蒼たる夏木立の葉裏から強い西日が漏れてくる。木々の緑がむせ返る。北側広場に植栽された向日葵の群生があった。わんこと一緒に立ち止まり汗を拭う。前田夕暮の名歌が自然口をついて出る。

向日葵は金の油を
身に浴びてゆらりと高し
日のちひささよ

ドッグ・ラン新聞

私たちは「ドッグラン（リードをはずして犬をを自由に遊ばせる場所）をこの国分寺に作ろう！」を合い言葉に集まった愛犬家のグループです。その実現のために行政への働きかけをはじめ、しつけ教室の開催、「わんわんふれあい広場」、毎月定例の「クリーン運動」などを行い、犬と人とのより幸せな関係について考えています。また、犬と一緒のレクリエーションも楽しんでいます。

発行：ドッグ・ラン武蔵国分寺

PEOPLE COMMUNICATION
DOG・RUN
ドックラン武蔵国分寺だより
http://members3.joom.home.ne.jp/dogrun-mk/

発行責任者：　酒井宏幸
編集／印刷：　西岡恒憲
　　泉佳代子
事務局：　岡田佑子
042（324）3286

6月度クリーン運動を実施

梅雨の中休みの晴れ間の中で6月度のクリーン運動が実施された。筆者が参加してから一年半になり、付犬だった我が愛犬ヒメも、今では太りすぎなぐらいに成長した。集まった犬たちも楽しそうに公園を散策し、ゴミや放置ウンチを拾うことができ、今回もクリーン運動としての成果があったと思う。

しかし実感として、普段散歩の道中では、相変わらずマナーの悪い飼い主がなからずいるようである。犬の心は素直だ。故に犬と人は心に優しさを共有している。その一方で犬は人の悪しき心も理解している。そういう意味で飼い犬は飼い主の分身と言えるかもしれない。だからこそ愛犬の為に一番大切なことは、自分のことよりも、他人のことを大切に思う心だと思う。犬のウンチを放置すれば、他人はどう感じるかは言うまでもない。犬が好きな人嫌いな人どちらでもない人世の中には色々な人がいる。みんなが暮らしやすい世の中を実現する為、周りの人が何を望んでいるのかを考え、人の喜びを自分の喜びとする。そうした自己犠牲を通じて、きっと飼い主も徳を得ることができるのだと思う。

思えば我が愛犬が初めて参加したドッグランも、毎年行われている仮説ドッグランの時であった。そこではただ駆け回るだけでなく、犬としての社交性を勉強できたのだと思う。ドッグランは犬にとっても人にとっても素晴らしいものだ。国分寺にドッグランができるその日を願いながら、人の為、そして犬たちの為に、これからもクリーン運動を続けていこうと思っている。

滝澤ヒメ兄記

動物愛護センターについて

動物病院勤務時代に多くのボランティアさんの存在を知り、動物の愛護問題に関心を持ちました。これまで自分の愛犬や愛猫、学生時代の実習犬などたくさんの動物に勉強させてもらったおかげで今の仕事があります。これからは動物たちに恩返しするつもりで愛護活動に取り組んでいきたいと強く思っています。

「動物愛護センター」とはどんなところでしょうか。以前は「保健所」と呼ばれる公的機関の一部でしたが、動物の管理部門の名前を「動物愛護センター」に変えています。各自治体により運営方法は様々です。私がボランティア・トリミングに行っているセンターは千葉県富里市の動物愛護センターと東京都内の某動物愛護センターです。私が見て、感じたことをお伝えしたいと思います。

千葉のセンターでは「殺処分」が行われています。愛護センターって、愛護してくれるんじゃないの？と思う方もいるようですが、全ての動物を愛護してくれるわけではありません。場所によっては大部屋に入れられ、他の犬にケガをさせられたり、弱い個体は凍死や熱中症で亡くなることもあります。ノミやダニ、シラミ等の外部寄生虫はもちろん、真菌やパルボ、ジステンパー等の感染症も蔓延している場合があります。なぜこうなってしまうのでしょうか。

収容している動物の数が多すぎるからです。センターに収容される動物は迷子だったり、放浪していたり、多頭飼育の崩壊だったり、そして驚くことに、飼い主による「持ち込み」も少なくないのです。「持ち込み」する理由は様々で、「言うことをきかない」「咬む」「吠える」「かわいくない」「大きくなりすぎた」「老犬になり、世話が大変」「アレルギーになった（人間が）」「病気になった」「お金がかかる」「引っ越すことになった」「死ぬところを見たくない」等々、私たち、普通の飼い主からすると考えられない理由で簡単に捨てられてしまうのです。

「持ち込み」でなく収容された動物たちは、マイクロチップが入っていればリーダー（読み取り機）で飼い主が特定できます。首輪の有無や迷子札の確認も行います。飼い主の特定ができない動物は数日間（センターにより違う）で処分対象になるか決められます。最近では譲渡を積極的に行うところが多く、また多くの保護ボランティア団体がセンターから引き出すので処分対象になる動物（ここでは犬とします）は減っているそうです。処分対象になるのはどんな犬でしょうか。老犬、大型犬、病気を持っている、ケガをしている、人を怖がる、攻撃性がある等々、新しい飼い主が決まらないと推測される犬たちです。私が千葉のセンターで見た、最後の部屋（翌日には殺処分される）にいた犬は中型のまだ若そうな雑種犬で前足から出血していました。広い部屋の隅に力なく座り、何もかも諦めたようにじっとしていました。

何でここにいるの。あなたたちがいるべき場所はここではないのに・・・思うことはこれだけでした。保護活動をされている方がおっしゃっていました。「しっぽを振りなさい！しっぽを振れば命が助かるから！」

平成24年度の行政による犬猫殺処分数はおよそ16万頭超。ですが、近年は、どのセンターも職員さん達は辛い仕事に必死で向き合い、殺処分ゼロに向けて努力されています。2020年の東京オリンピックまでに殺処分ゼロを目指して。

多くの愛護センターでは見学も受け付けています。ぜひ一度、動物愛護センターへ行ってみてはいかがでしょうか。

藤崎麻子

国分寺生まれ国分寺育ち。動物看護師兼トリマーとして専門学校や動物病院に勤務。日吉町にトリミングサロンをオープンして4年目。2013年9月より一般社団法人シンデレラ・プロジェクトの理事に就任。

ドッグランでの犬の行動解説① 観察編

前回コラムではしつけ教室開催のご報告とドッグラン使用時の注意点やマナー（犬同士のコミュニケーションや社会化のお話）を書かせて頂きました。今回は犬同士のコミュニケーション（人の介入ポイント）についてお話を進めようと思います。

ドッグラン内で、犬が犬を追いかけ回したり、追いかけられたり、プロレスの様に組み合ってじゃれあったりという光景が良く見られます。これ自体が悪い訳ではありません。特に子犬期の他犬との喧嘩遊びには大きな意味があり、子犬期にこの遊びがある子と無い子では後々の行動に大きな違いが出てきます。仔犬達は咬んだり、咬まれたり、乗ったり乗られたりしながら力の加減や、どのように振る舞うと楽しい遊びが継続して行くのかを経験を通して学んで行きます。またこの時期の遊びで脳が活性化するとも言われています。

ウチのお預かりの子達を見ていると、子犬期に少し上の年齢の面倒見の良い犬が相手になり上手くコントロールされながら遊ぶ経験を積み重ねると、遊んでもらった子犬が成長し、次に来る新たな子犬に自分のしてもらった遊びをそのまんまその子犬に対してやってゆく様が見られます。この中で人のする事は余りありません。ただ見守るだけです。時にエスカレートし興奮し過ぎてしまう事は多々ありますので、この場合のみ間に入り、遊びを中断させ（多くの場合叱るのではなく、クレートに戻します）、興奮し過ぎると楽しい時間が終わってしまうという形を取ります。子犬にとって一番残念なのは楽しい時間が終わってしまうことです。次第に、興奮し過ぎず、上手にネチネチ遊びを展開してゆくようになります。

例としてウチでの社会化お預かりを挙げましたが、これは高度に社会化され、十分な経験を持った犬が相手の場合です。ドッグラン内などで挙動、性格、経験も未知数の犬同士が接触する場面にはより細かな注意が必要です。飼い主さん達は井戸端会議をしている場合ではありません。ドッグラン内では自分、または相手の犬がどのような行動を取り、どのように振る舞うかを注意深く観察している必要があります。

（次号　介入編に続く）

愛犬の出張訓練
WANLOVE
代表　渡辺元規
〒190-0022
立川市錦町2-5-5-502
TEL&FAX 042-529-0500
MOBILE 090-6140-088
http://www.wanlove.com

わんこのケーキ

泉もじゃ・このみ母記

このみの2歳の誕生日のお祝いに、手づくりケーキを作っていただきました。12センチのシフォンケーキにフルーツが一杯トッピングされていて超豪華。お母さんもちょっと味見・・・ヨーグルト風味であっさりです。もしゃも半分御相伴に預かりました。皆さんも是非どうぞ！

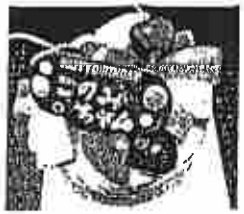

ちなみにケーキ1台2000円でした。東元町から可能な地域なら配達して頂けますよ。ご注文は左記へ。

la madre（伊藤和子）
090-7280-6579

ドッグ・ラン武蔵国分寺

秋のイベントのご案内

皆さんご協力お願いします！

仮設ドッグラン

10/3(土) 9:00～16:00

しつけ教室 10:00～／13:00～
クリーン運動(ウンチ拾い)15:00～
※10/10(土)の予定を変更しました。
ご注意ください。

@武蔵国分寺公園

もとまち ふれあいまつり

10/17(土) 11:30～14:00

子どもたちとワンコの
ふれあいスペースがあります。

@もとまち公民館

犬のおやつ講習会

途中入退室
いつでもOK★

10/29(木) 10:00～16:00

国分寺まつりで販売する犬のおやつを作ります！ おからクッキー、クラッカー(チーズ味、ごま味)は飼い主さんも一緒に食べられる安心なおやつです。

@もとまち公民館

国分寺まつり

11/1(日) 9:30～16:00

＊ふれあい広場（子どもたちとワンコのふれあいスペース）
＊模擬店（世界のビール、犬のおやつ・小物販売、犬の爪切り 他）

@武蔵国分寺公園

犬のおやつ講習会の参加申込みは 10/20（火）までに泉へ（メール：kayoko-izumi@jcom.home.ne.jp）
その他は開催前日までに酒井へ（TEL：070-6667-180-）ご連絡ください。

様式第１号（市民活動団体提案事業）

国分寺市
27.9.11
収受

平成 27 年度募集国分寺市提案型協働事業「提案書」

平成２７年９月１１日

国分寺市長　　様

事務所の所在地　国分寺市泉町3－37－31サンエフビル4階
認定NPO法人冒険遊び場の会　気付

共同提案団体名　国分寺・協働を進めるＮＰＯ連絡会
（構成団体：認定NPO法人冒険遊び場の会/NPO法人お産サポートJAPAN/NPO法人まちづくりサポート国分寺/ミズモリ団/NPO法人ワーカーズ風ぐるま）

代 表 者 氏 名　代表構成団体 認定NPO法人冒険遊び[redacted]
代表理事　武藤 陽子

次のとおり提案します。なお、会員名簿・担当者連絡先を除き公開を承諾します。

1　提案事業名	協働を進めるための市職員・ＮＰＯスタッフ合同研修事業
2　提案事業予算	２６２，６８０円
3　提案理由	平成26年度に実施された提案型協働事業「協働を進めるための市職員・NPOスタッフの実践的育成研修事業」は、研修後のアンケート調査によれば、参加した市職員・NPOスタッフの8割が「また参加したい」と回答しており、また満足度をはかる指数においても8割以上の平均点を得ている。今後の協働を進める上での相互理解及び協働への意識を深める動機づけには一定程度は寄与できたといえる。 また、協働事業審査会の評価結果によれば、実習先の選定について『団体のもつネットワークを活かし実習しやすい環境を整えられたことで、職員の満足度及び効果的成果に繋がった』と選定の妥当性を認め、『協働で実施できたことは非常に効果的であった』と、協働事業として実施された意義についても高く評価されている。 本提案事業は、こうした実績や評価を踏まえ、『実践まで発展しうる研修』（協働事業審査会評価結果）として、さらに充実した研修内容を設定し、研修受講者のステップアップを目指すものである。 提案団体については、26年度の2団体から今回は5団体による共同提案となったことも、NPO側の意欲の現れである。
4　事業概要 （400字程度で記入してください）	26年度に引き続き、特徴のひとつであるNPO活動現場での体験実習をプログラムとして組み込み、また、そのふりかえりを職員とNPOが同じテーブルを囲んで行うことで、協働だからこそ成し得る事業成果を知り、協働事業に起こりがちな問題点の把握、協働の長所・短所などを確認していくものである。 市職員のなかには協働やNPO活動に関する理解不足があり、一方でNPO側にも行政実務に関する知識不足は否めないのも事実である。両者の相互理解やNPO同士の横の連携を深めることも目的としてあげられる。 26年度事業の実績を踏まえ、実習の充実などより内容を進化させた事業としたい。

様式第２号-1（市民活動団体提案事業）

団体名　国分寺・協働を進めるＮＰＯ連絡会

1　事業目的 （①解決する社会問題，②事業の対象，③何を実施するか，④到達点　を記入してください）	①解決する社会問題 これまで行われてきた協働に関する職員研修が実践的ではないこと。及びNPOスタッフも行政の実務や仕組みについて理解が進んでいないこと。ゆえに協働のパートナーの相互理解が不足し、協働事業の成果があがっていないこと。 ②事業の対象 市職員及びNPOのスタッフ ③何を実施するか 実習、講義、ワークショップからなる研修 ④到達点 行政・NPO双方が同じ研修に参加し、お互いの活動や実態、仕組みなどを理解し、協働事業立案へのモチベーションがあがること。 協働事業がなかなか広がらない原因を追究すること。
2　事業内容 （当該事業で具体的に何を行うか記入してください。）	1. 26年度実施事業の報告と分析 2. 協働の事例研究 3. NPOの活動現場において体験・実習 4. 受講者と受入れ先でのふりかえり/レポート提出 5. ワークショップ 6. まとめ・成果発表 ＊研修の事前・事後で理解度を計るための効果測定を行う
3　事業計画案 （事業の実施スケジュールを記入してください）	平成28年6月～11月を予定 1. NPO活動現場実習（約半日～1日） ・すべての実習先(10ヶ所程度)について活動(実習)内容のレクチャーを行う ・実習内容はなるべく実際の日常的な活動に参加するものとし、研修生向けの特別なプログラムとはしない （期日は特定せず、ある程度の幅を持たせた期間のなかで、研修生が実習に行きたい先を選択できるような形態としたい） 2. 座学・ワークショップ（2日間） ・国分寺市の協働事業の現状 ・市職員から行政の抱えている課題の発表とそれについての意見交換 ・NPOが抱えている課題の発表とそれについての意見交換 ・双方のすりあわせにより共通の課題を見出す ・課題解決のための協働事業の模索

様式第２号-2（市民活動団体提案事業）

団体名　国分寺・協働を進めるＮＰＯ連絡会

4　事業の対象 （地域、対象者、対象総人数等を具体的に）	国分寺市職員・国分寺市内で活動するNPOスタッフ各15名程度を受講生とする。市職員については、協働事業審査会の評価結果に基づき『協働事業に関わったことのある職員、協働の推進に意欲的な職員など』を対象とすることを求めていきたい。NPOスタッフについては、当該団体のたんなる会員ではなく団体の運営に関与するスタッフを対象としたい。こくぶんじ市民活動センターを通じても公募する。
5　事業の実施場所	国分寺市内の公共施設、市庁舎、NPOの活動現場
6　役割分担 （具体的に）	＜提案団体が担う役割＞ ・研修の講師 ・プログラムの企画・コーディネイト ・実習の受け入れ（受け入れ各団体から研修プログラム一覧を提供） ・ワークショップ（グループ討議）の進行
	＜市が担う役割＞ ・研修の講師 ・対象職員の選考 ・広報
7　成果指標等 （事業成功のポイントや，目標）	・研修前後に行う効果測定結果の向上 ・市民サービス向上にむけて、協働事業の立ち上げにつながる一助となるような土壌づくり
8　市と協働する意義及び必要性，協働による相乗効果	26年度事業の協働事業審査会評価結果にあるように『単独では為しえない事業である』ことから、協働事業の特性を十分に活かしていきたい。特にNPO活動現場の体験実習は、市職員がNPOを理解するのみならず、NPOスタッフもまた他団体の活動から学ぶ貴重な機会となるものであり、それを双方が同時に受講する意義と効果は大きい。
9　事業実施後の展開（事業終了後どのような展望があるか）	・次年度以降も同様の研修が積み重ねられ、多くの市職員、NPOスタッフが共通理解を得て連携強化の機会となること ・質の高い「公募型協働事業」が生まれ、「提案型協働事業」の提案が増えること ・「協働の推進に当たり，多様で開かれた場又は機会の創設，拡大等協働のための基盤整備」（自治基本条例第9条）につながる道筋をつけること ・この事業を契機に市内NPO間の結束の強化につながること

様式第３号
（市民活動団体提案事業）

団体名　国分寺・協働を進めるＮＰＯ連絡会

提案事業収支予算書

（収入の部）

区分	予算額	摘要
委託料	262,680	
合　計	262,680	

（支出の部）

区分	予算額	摘要
人件費	(191,950)	
企画・進行管理	65,520	910円×2H×6人×6回
研修当日事務	25,480	910円×14H×2人
ワークショップ	12,000	ﾌｧｼﾘﾃｰﾀｰ 1200円×10H×1人
	9,100	記録係 910円×10H×1人
体験実習補助	31,850	910円×7H×5人
まとめ・報告書	48,000	1200円×20H×2人
謝金	(31,850)	実習受入れ団体 910円×7H×5
消耗品費	(10,000)	プリンタインク、模造紙、コピー紙等
保険料	(5,000)	受講者傷害保険 5日間
直接経費計　(A)	238,800	
諸経費	(23,880)	(A)×10%
合　計	262,680	

共同提案団体協定書兼委任状（協働事業用）

平成27年7月31日

国分寺市長　井澤　邦夫　殿

共同提案団体名　　国分寺・協働を進めるＮＰＯ連絡会
代表者　所在地　　国分寺市泉町3-37-31サン[redacted]
　　名　称　　認定特定非営利活動法人[redacted]
　　氏　名　　武藤　陽子

提案型協働事業の募集に応募するため共同提案団体を結成し，国分寺市との間[redacted]の事項に関する権限を代表に委任して申請します。

なお，当該提案型協働事業の実施事業に選定された場合は，各構成団体は当該事業の実施者としての業務の遂行及び業務の遂行に伴い当共同提案団体が負担する債務の履行に関し，連帯して責任を負います。

共同提案団体名称	国分寺・協働を進めるＮＰＯ連絡会
共同提案団体の代表構成団体	【代表構成団体】 所　在　地　国分寺市泉町３－３７－３１サンエフビル４階[redacted] 名　　称　認定特定非営利活動法人冒険遊び場の会 代表者氏名　　武藤　陽子
共同提案団体事務所所在地	国分寺市泉町3-37-31サンエフビル4階　認定NPO法人冒険遊び場の会 気付
共同提案団体の構成団体（委任者）	【構成団体】 所　在　地　国分寺市東元町1-38-32　母と子のサロン ファミリー[redacted] 名　　称　特定非営利活動法人お産サポートＪＡＰＡＮ 代表者氏名　　矢島　床子
	【構成団体】 所　在　地　国分寺市富士本１－１８－１３ 名　　称　特定非営利活動法人まちづくりサポート国分寺 代表者氏名　　龍神　瑞穂
	【構成団体】 所　在　地　国分寺市東元町１－１６－８ 名　　称　ミズモリ団 代表者氏名　　水越　てるみ
	【構成団体】 所　在　地　国分寺市東元町３－８－８　第２八千代荘１０１[redacted] 名　　称　特定非営利活動法人ワーカーズ風ぐるま 代表者氏名　　織田　由美子
共同提案団体の成立，解散の時期及び委任期間	平成２７年７月３１日から当該協働事業の事業期間終了後３ヶ月を経過する日まで。ただし，当共同提案団体が提案型協働事業の実施事業に選定されなかった場合は直ちに解散します。また，当共同提案団体の構成団体の脱退又は除名については，事前に市の承認がなければこれを行うことが出来ないものとします。
委任事項	1　提案型協働事業の申請に関する事項 2　協定書締結に関する事項 3　経費の請求受領に関する事項 4　契約に関する事項
その他	1　本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することは出来ません。 2　この協定に定めのない事項については，構成団体全員により協議することとします。

様式第４号（市民活動団体提案事業）

団　体　概　要　書

※　枠の大きさは、字数制限を表すものではありません。枠を広げて必要な事項を記入してください。
　ただし、簡潔に分かりやすく記入してください。

団体の名称	(ﾌﾘｶﾞﾅ) ニンテイエヌピーオーホウジン　ボウケンアソビバノカイ 認定ＮＰＯ法人　冒険遊び場の会		
所在地	〒　１８５－００２４ 国分寺市泉町 3-37-31 サンエフビル４階 電話　０４２－３１３－８５３０　　ＦＡＸ　同左		
設立年月日	２０００年　　１月		
会員の状況	正会員数　９５人 （内国分寺市民　７２人）	年会費	５，０００円
	賛助会員数　１２７人	年会費	２，５００円
活動目的	子どもたちの成長にとって今最も大切にされなければならないのは、子どもたちの生活の多くを占めている「遊び」であり、「遊びの環境」であると考える。しかし、その必要性に気づかない人間社会によって、遊びの場も、仲間も、時間も奪われつつある。私たちは、そういった大人の責任を痛感し、冒険遊び場の運営を通じて、子どもたちの遊び場や遊ぶ時間を取り戻し、遊びの環境を整えていくことをめざしている。そしてよりよい子育て環境を作るために、地域社会全体が子どもたちにとって楽しい場所になるよう、さまざまな事業を行うことで社会全体に働きかけていくことを目的としている。		
活動内容・活動実績 （既に協働による委託事業等の実績がある場合には、委託事業名、委託契約先名、委託時期を記入して下さい。）	・冒険遊び場「国分寺市プレイステーショ」の管理、運営 （国分寺市指定管理者・社会教育課・平成 18 年度～27 年度） ・　プレイキッズ事業 （野外活動事業・子育て支援事業課・平成 23 年度～27 年度） ・　親子ひろば事業「ＢＯＵＫＥＮたまご」 ・　公園での親子ひろば事業 （駅前親子サロン事業・子育て相談室・平成 23 年度～27 年度）		
ホームページ	http://www.boukenasobibanokai.or.jp/		

担当者連絡先	氏名	[redacted]　（役職）[redacted]
	住所	[redacted]
	電話	[redacted]　ＦＡＸ　同左
	Ｅメール	[redacted]

特定非営利活動法人　冒険遊び場の会定款

第１章　　総則

（名称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人冒険遊び場の会という。

（事務所）

第２条　この法人は、事務所を東京都国分寺市に置く。

（目的）

第３条　この法人は、子どもたちが地域で生き生きと遊び、すこやかに成長できるよう、冒険遊び場事業を行うとともに、子どもの遊びの環境や子育て環境をよりよくするための研究、啓発事業を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

（１）子どもの健全育成を図る活動

（２）社会教育の推進を図る活動

（３）まちづくりの推進を図る活動

（事業の種類）

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

（１）国分寺市プレイステーションの運営事業

（２）遊びや遊び場、遊びの環境づくりに関する情報の収集提供事業

（３）地域の遊び場活動の普及および啓発事業

（４）遊びを豊かにするためのイベントの企画、相談事業

（５）遊びや遊び場、遊びの環境づくりに関するイベント、講演会への指導者、講師派遣事業

（６）その他の前各号の事業を行うに必要な事業

２　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の収益事業を行う。

（１）チャリティーイベントの実施事業

（２）物品の販売事業

３　収益事業から生じた利益は、本法人が行う特定非営利活動に係る事業に充てなければならない。

第２章　　会員

（会員の種別）

第６条　この法人の会員は次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下法という）上の社員とする。

（１）正会員　　この法人の目的に賛同して入会した個人及び法人及び団体

（２）賛助会員　この法人の事業を賛助するため入会した個人及び法人及び団体

（会費）

第７条　この法人の正会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を代表理事に提出し、年会費を払い込むことによって正会員となることができる。

２　本会の賛助会員になろうとする者は、別に定める年会費を納入する事によって賛助会員となることができる。

第８条　正会員は、毎年１回年会費を納入しなければならない。
２　正会員の会費については別に総会で定めるものとする。
３　賛助会員は、毎年１回年会費を納入しなければならない。
４　賛助会員の会費については別に総会で定めるものとする。
（退会）
第９条　正会員は、別に定める退会届を代表理事に提出し、任意に退会することができる。
２　賛助会員は退会の意志を事務局に通知することで任意に退会することができる。
（会費の不返還）
第１０条　本法人は、既に納入された会費は返還しない。

第３章　役員

（役員の種類および定数）
第１１条　本法人に次の役員を置く
（１）理事　　５人以上１０人以下
（２）監事　　１人以上２人以下
２　理事のうち１人を代表理事、１人を副代表理事とする。
（役員の選任）
第１２条　理事及び監事は総会で選任する。
２　代表理事、副代表理事は、理事の互選により定める。
３　監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねてはならない。
（職務）
第１３条　代表理事は、本会を代表し、その業務を統括する。
２　副代表理事は代表理事を補佐し、代表理事に事故ある時、または代表理事が欠けた時は、代表理事があらかじめ指名した順序により、その職務を代行する。
３　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
４　監事は、次に掲げる業務を行う。
（１）理事の業務執行の状況を監査すること
（２）この法人の財産の状況を監査すること
（３）前２号の規定による監査の結果、本会の業務または財産に関し不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること
（４）前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
（５）理事の業務執行の状況または本会の財産の状況について、理事に意見を述べること。
（任期等）
第１４条　役員の任期は２年とする。ただし再任を妨げない。
２　前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
３　補欠または増員により選任された役員の任期は、前項の規定に係わらず、前任者または他の現任者の残任期間とする。
４　役員は、辞任または任期満了の後においても、第１１条第１項に定める最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。
（解任）

第１５条　役員が次のいずれかに該当するときは、総会において理事総数の３分の２以上の議決により、当該役員を解任することができる。

（１）心身の故障のために職務の執行に耐えないと認められるとき

（２）職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

（報酬等）

第１６条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。

２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

３　前２項に関し必要な事項は理事会で定めるものとする。

第４章　　総会

（種別）

第１７条　この法人の総会は、通常総会および臨時総会とする。

（総会の構成）

第１８条　総会は、正会員をもって構成する。

（総会の権能）

第１９条　総会は、本会の運営に関する次の事項を議決する。

（１）事業報告および決算の承認

（２）役員の選任および解任

（３）正会員の年会費の額

（４）賛助会員の年会費の額

（５）定款の変更

（６）合併

（７）解散における残金財産の帰属

（８）解散した場合の残余財産の処分

（９）その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

（総会の開催）

第２０条　通常総会は毎年１回開催する。

２　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

（１）理事会が必要と認め、招集の請求をした場合

（２）正会員の３分の１以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

（３）監事が第１３条４項４号の規定に基づいて招集するとき

（総会の招集）

第２１条　総会は、前条第２項第３号の場合を除いて、代表理事が招集する。

２　代表理事は、前条第２項第１号および第２号の規定による請求があった時は、すみやかに臨時総会を招集しなければならない。

３　総会を招集する場合は、日時および場所ならびに会議の目的たる事項、および内容を示した書面により、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（議長）

第２２条　総会の議長は出席した正会員の中から代表理事が指名する。

（定足数）

第２３条　総会は、正会員の３分の１以上の出席がなければ開会することはできない。

（議決）

総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数を決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2　総会における議決事項は、第２１条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急を要するもので出席した正会員の過半数の同意があった場合は、この限りではない。

3　議決すべき事項につき特別な利害関係を有する正会員は、当該事項について表決権を行使することができない。

（書面表決等）

第２５条　総会に出席しない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面または代理人をもって表決権を行使することができる。

2　前項の代理人は、別に規則で定める代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。

3　第１項の規定により決した正会員は、前２条の規定の適用については出席したものとみなす。

（議事録）

第２６条　議長は、総会の議事について議事録を作成し、議長および出席した正会員のうちからその理事会において選任された議事録署名人２名以上が署名し、これを保存しなければならない。

第５章　理事会

（構成）

第２７条　理事会は理事をもって構成する。

2　監事は理事会に出席し、意見を述べることができる。

（理事会の権能）

第２８条　理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

（１）総会に付すべき事項

（２）その他本会の運営に関する必要な事項

（理事会の開催）

第２９条　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

（１）代表理事が必要と認めたとき

（２）理事総数の３分の１以上から理事会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

（理事会の招集）

第３０条　理事会は、代表理事が招集する。

2　代表理事は、前条第二項の規定による請求があったときは、その日から１４日以内に理事会を招集しなければならない。

3　理事会を招集する時は、会議の日時、場所、目的、および審議事項を記載した書面または電磁的方法により、開催の５日前までに通知しなければならない

（理事会の議長）

第３１条　理事会の議長は代表理事がこれにあたる。

（理事会の定足数）

第３２条　理事会は、理事の過半数の出席がなければ議決することはできない。

（理事会の議決）

第３３条　理事会の議事は、この定款に定めるもののほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
２　理事会における議決事項は、第３０条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし緊急を要するもので出席理事の過半数の同意があった場合はこの限りではない。
３　理事会の議決において特別の利害関係を有する理事は、当該事項について表決権を行使することができない。
（書面表決等）
第３４条　理事会に出席しない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または代理人をもって表決権を行使することができる。
２　前項の規定により評決した理事は、前条第１項の適用については理事会に出席したものとみなす。
（議事録）
第３５条　議長は、理事会の議事の経過およびその結果について議事録を作成し、議長および出席した理事のうちからその理事会において選任された議事録署名人２名が署名し、これを保存しなければならない。

第６章　資産及び会計

（資産の構成）
第３６条　本法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。
（１）設立当初の財産目録に記載された資産
（２）会費
（３）寄付金品
（４）事業に伴う収益
（５）資産から生じる収益
（６）その他の収益
（資産の管理）
第３７条　本法人の資産は代表理事が管理し、その管理方法は理事会の議決による。
（経費の支弁）
第３８条　本法人の経費は、資産をもって支弁する。
（事業年度）
第３９条　本法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。
（事業計画および予算）
第４０条
本法人の事業計画及びこれに伴う予算は、代表理事が作成し、毎年事業年度開始前に理事会の議決を得なければならない。
２　前項の規定による理事会の議決を得た事業計画及び予算は、当該事業年度中の通常総会に報告しなければならない。
３　当該事業年度中の事業計画及びこれに伴う予算の変更は理事会の議決を経て定める。
（事業報告および決算）
第４１条　本法人の事業報告書、及び活動計算書、財産目録および貸借対照表は、代表理事が事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査を経た上、当該事業年度終了後の通常総会の承認を得なければならない。

第７章　定款の変更、解散等

（定款の変更）

第４２条

この定款は、正会員の３分の１以上が出席した総会において過半数の議決を経、かつ特定非営利活動促進法第２５条第３項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を受けなければ変更することができない。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

２　この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

（解散）

第４３条　本法人は、次に掲げる事由により解散する。

（１）総会の決議

（２）目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

（３）正会員の欠亡

（４）合併

（５）破産手続き開始の決定

（６）所轄庁による認証の取り消し

２　前項第１号の規定に基づき解散する場合は、正会員の３分の１以上が出席した総会において、出席した正会員の過半数の議決を得なければならない。

３　第１項第２号の規定に基づき解散する場合は、所轄庁の認定を受けなければならない。

４　この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

（合併）

第４４条　本法人は、正会員の３分の１以上が出席した総会において過半数の議決を経、かつ所轄庁の認証を受けなければ合併することができない。

（残余財産の帰属先）

第４５条　この法人が解散（合併又は破産手続き開始決定による解散を除く）したときに有する残余財産は、総会において出席した正会員の過半数をもって選定した地方公共団体に譲渡するものとする。

（公告の方法）

第４６条　本法人の公告は、本法人の事務所の前の掲示板に掲示するとともに官報に掲載して行う。

第８章　　雑則

（委員会）

第４７条　本法人は、事業の円滑な遂行を図るため、理事会の議決を経て委員会を設けることができる。

２　委員会の組織および運営に関して必要な事項は、代表理事が理事会の議決を経て、別に定める

（事務局）

第４８条　本法人は、事務を処理するため事務局を置く。

２　事務局の組織および運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

（実施規則）

第４９条　この定款の実施に関して必要な規則は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

附則

1　この定款は、本会が法人として成立した日（以下、「設立日」という）から施行する。

2　本法人の設立当初の会費の額は、第８条の規定にかかわらず設立総会で定めるものとする。

3　本法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。その任期は、第１４条の規定にかかわらず、設立日から平成１３年３月３１日までとする。

代表理事	角　麻里子
副代表理事	菅原恵利
理事	青木　稔
	秋元　敦
	加賀谷幸規
	中村祐子
	林　春樹
	宮崎　晃
監事	奥水康次郎
	平沢　歩

4　本法人の設立当初の事業年度は、第３９条の規定にかかわらず、設立日から平成１２年３月３１日までとする。

5　本法人の設立当初の事業年度の事業計画および収支予算は、第４０条第１項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6　本法人の設立により、国分寺・冒険遊び場の会の会員およびいっさいの財産はこの法人が継承する。

附則　この定款は、平成　26 年　9 月　26 日から施行する。

平成26年度　特定非営利活動に係る会計　　活動計算書

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

NPO法人冒険遊び場の会

科目			金額	小計	計
経常収入	1 会費	正会員受取会費	400,000		
		賛助会員受取会費	160,000	560,000	
	2 寄付金	まつり等寄付金	474,938		
		受取寄付金	1,593,870	2,068,808	
	3 事業収入	冊子・報告書売上収入	28,100		
		その他売上収入	365,320		
		遊び場普及活動収入	625,300	1,018,720	
		ﾌﾟﾚｲﾘｰﾀﾞｰ講習会参加費	57,000	57,000	
		委託金収入			
		プレイステーション運営事業費	8,050,000		
		子ども野外事業運営事業費	3,866,720		
		親子ひろば運営事業費	5,274,070		
		西恋親子ひろば運営事業費	1,671,490		
		屋外型親子ひろば運営事業費	1,651,530		
		協働研修事業	101,942	20,615,752	
	4 その他収益	受取利息	220		
		雑収入	2,213	2,433	
	経常収入計				24,322,713
経常支出	1 事業費	人件費			
		職員給与	2,815,200		
		アルバイト給与	13,223,497		
		事務人件費	917,641		
		雑給	25,000		
		場内整備・雑草等	40,000		
		ボランティア謝金	14,000		
		社会保険料	380,640		
		労働保険料	77,323	17,493,301	
		その他経費			
		保険料	370,956		
		交通費	240,230		
		会議費	11,755		
		交際費	2,160		
		通信費	220,352		
		消耗品費	326,698		
		事務用品費	35,086		
		活動教材費	149,647		
		施設維持費	142,885		
		水道光熱費	263,497		
		会費等	20,080		
		地代家賃	1,586,203		
		租税公課	300		
		リース料	331,776		
		車両管理費	45,027		
		広報印刷費	20,395		
		商品仕入れ高	58,474		
		ﾌﾟﾚｲﾘｰﾀﾞｰ講習会開催費	139,722	3,965,243	
		事業費計			21,458,544
	2 管理費	人件費			
		役員報酬	360,000		
		会計等事務人件費	180,000		
		事務人件費(諸経費より)	197,775		
		雑給	113,000	850,775	
		その他経費			
		保険料	1,668		
		交通費	5,076		
		会議費	5,414		
		交際費	22,894		
		通信費	51,165		
		消耗品費	50,796		
		事務用品費	2,376		
		水道光熱費	6,840		
		会費等	2,580		
		地代家賃	118,533		
		租税公課	3,500		
		支払い手数料	66,852		
		広報印刷費	56,572		
		商品仕入れ高	52,657		
		雑損失	25,522	472,445	
		管理費計			1,323,220
	経常支出合計				22,781,764
経常収支差額					1,540,949
経常外収入	経理区分振替額	その他事業より振替			11,519
		当期正味財産増減額			1,552,468
		前期繰越正味財産			2,252,684
		当期正味財産合計			3,805,152

平成27年度　特定非営利活動に係る会計　　予算書

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

認定NPO法人　冒険遊び場の会

科目			金額	小計	計
経常収入	1　会費	会費	800,000	800,000	
	2　寄付金		1,500,000	1,500,000	
	3　事業収入				
		その他売上収入	700,000		
		遊び場普及活動収入	500,000	1,200,000	
		ﾌﾟﾚｲﾘｰﾀﾞｰ講習会参加費	60,000	60,000	
		委託金収入			
		プレイステーション運営事業費	8,807,000		
		子ども野外事業運営事業費	3,866,720		
		親子ひろば運営事業費	5,547,510		
		屋外型親子ひろば	1,651,530		
		西恋親子ひろば運営事業費	1,691,856	21,564,616	
	経常収入計				25,124,616
経常支出	1　事業費	人件費			
		職員給与	2,815,200		
		アルバイト給与	13,924,730		
		事務人件費	1,223,154		
		場内整備・雑草等	40,000		
		ボランティア謝金	13,000		
		労働保険料	89,000		
		社会保険料	415,400	18,520,484	
		その他経費			
		保険料	372,750		
		会議費	10,000		
		交通費	143,000		
		通信費	185,726		
		消耗品費	465,858		
		事務用品費	30,000		
		活動教材費	130,000		
		維持管理費	100,000		
		水道光熱費	380,940		
		地代家賃	1,994,578		
		リース料	221,184		
		車両管理費	28,000		
		広報印刷費	20,000		
		商品仕入れ高	60,000		
		租税公課	1,500		
		ﾌﾟﾚｲﾘｰﾀﾞｰ講習会開催費	145,000	4,288,536	
		事業費計			22,809,020
	2　管理費	人件費			
		役員報酬	360,000		
		会計等事務人件費	180,000		
		事務人件費	267,696		
		雑給	62,500	870,196	
		その他経費			
		交通費	5,000		
		会議費	7,500		
		交際費	20,000		
		通信費	43,874		
		広報印刷費	50,000		
		消耗品費	10,000		
		事務用品費	3,000		
		地代家賃	231,142		
		水道光熱費	33,060		
		租税公課	1,500		
		諸会費	27,660		
		支払い報酬料	120,000		
		諸経費	853,106	1,405,842	
		管理費計			2,276,038
	経常支出合計				25,085,058
経常収支差額					39,558

様式第４号（市民活動団体提案事業）

団　体　概　要　書

※　枠の大きさは、字数制限を表すものではありません。枠を広げて必要な事項を記入してください。
　　ただし、簡潔に分かりやすく記入してください。

団体の名称	(ﾌﾘｶﾞﾅ) エヌピーオーホウジン　オサンサポートジャパン ＮＰＯ法人　お産サポートＪＡＰＡＮ		
所在地	〒　１８５－００２１ 国分寺市東元町 1-38-32　母と子のサロン　ファミリー事業部内 電話　０４２－３２６－２４１４　　ＦＡＸ　同左		
設立年月日	平成１４年　　３月		
会員の状況	正会員数　　人 (内国分寺市民　　人)	年会費	円
	賛助会員数　　人	年会費	円
活動目的	女性の出産環境を守り、その環境を改善すべく政策提言を続けています。「すべての産む女性とその家族が幸せなお産を体験できる社会の実現に寄与すること」が目的です。		
活動内容・活動実績 (既に協働による委託事業等の実績がある場合には、委託事業名、委託契約先名、委託時期を記入して下さい。)	別紙　パンフレット参照		
ホームページ	http://www7a.biglobe.ne.jp/~osansupport/		

担当者連絡先	氏名 [redacted]	(役職) [redacted]
	住所 [redacted]	
	電話 [redacted]	ＦＡＸ　同左
	Ｅメール [redacted]	

特定非営利活動法人お産サポートJAPAN定款

第1章　総　則

（名　称）

第1条　この法人は、特定非営利活動法人お産サポートJAPANという。

（事務所）

第2条　この法人は、主たる事務所を東京都国分寺市東元町1丁目38番32号
母と子のサロン　ファミリー事業部内に置く。

（目　的）

第3条　この法人は、産む女性、生まれてくる子ども、およびその家族を中心に広く一般市民を対象として、子どもを産む女性とその家族に対する相談事業、お産体験の調査活動、お産に関する研修会・交流会の開催およびニュースレターの発行等の普及事業、ならびにお産に関する政策研究・立案・提言事業をとおして、お産環境の改善を図り、よって、すべての産む女性とその家族が幸せなお産を体験することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第4条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

(1)　保健、医療または福祉の増進を図る活動
(2)　社会教育の推進を図る活動
(3)　人権の擁護または平和の推進を図る活動
(4)　男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
(5)　子どもの健全育成を図る活動
(6)　以上の活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動

（事業の種類）

第5条　この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

(1)　よりよいお産の普及啓発事業
①　ニュースレターの発行
②　よりよいお産に関するイベント、お産に関する研修会・シンポジウム、お産体験の交流会の開催事業
③　ホームページの開設・運営
④　お産教育および性教育に関する講師派遣
⑤　お産教育に関する教材、お産に関するはがき、ポスター等の制作・配布

(2) お産と性に関する相談・情報提供事業

① 産む女性およびその家族を対象とした相談・情報提供事業

② 思春期の人を対象とした性に関する相談・情報提供事業

(3) お産環境、お産体験に関する調査・研究および政策提言活動

① 出産場所・施設に関する調査研究

② 助産婦養成制度に関する調査研究

③ 幸せなお産やお産での傷つきなどの出産体験の聞き取り調査

④ お産環境に関する政策提言

(4) お産環境の改善を目的とする団体との情報交換およびネットワークの構築事業

(5) その他、第3条の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1) 正 会 員 この法人の目的に賛同して入会した個人および団体

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人および団体

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

3 理事長は、前項の申込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 理事長は、第2項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会 費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、もしくは失そう宣告を受け、または会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

（退　会）

第10条　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除　名）

第11条　会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

(1)　この定款に違反したとき。

(2)　この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

2　前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

（拠出金品の不返還）

[redacted]2条　既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章　役　員

（種別および定数）

第13条　この法人に、次の役員を置く。

(1)　理事8人以上12人以内

(2)　監事1人以上3人以内

2　理事のうち1人を理事長、1人を副理事長とする。

（選任等）

第14条　理事および監事は、総会において選任する。

2　理事長および副理事長は、理事の互選とする。

3　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者および三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4　法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5　監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねてはならない。

（職　務）

第15条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときまたは理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3　理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび総会または理事会の議決に基づき、この

法人の業務を執行する。

4　監事は、次に掲げる職務を行う。

(1)　理事の業務執行の状況を監査すること。

(2)　この法人の財産の状況を監査すること。

(3)　前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。

(4)　前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5)　理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条　役員の任期は、2年とする。ただし、再任は最長3期とする。

2　補欠のため、または増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。

3　役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条　理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

[redacted]任)

[redacted]8条　役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1)　心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2)　職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2　前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条　役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3　前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章　会　議

（種　別）

第20条　この法人の会議は、総会および理事会の2種とする。

2　総会は、通常総会および臨時総会とする。

（総会の構成）

第21条　総会は、正会員をもって構成する。

（総会の権能）

第22条　総会は、以下の事項について議決する。

(1)　定款の変更

(2)　解散および合併

(3)　事業計画および収支予算並びにその変更

(4)　事業報告および収支決算

(5)　役員の選任または解任、職務および報酬

(6)　会費の額

(7)　借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。)その他新たな義務の負担および権利の放棄

(8)　事務局の組織および運営

(9)　その他運営に関する重要事項

（総会の開催）

第23条　通常総会は、毎年1回開催する。

2　臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1)　理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2)　会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3)　監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

（総会の招集）

第24条　総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2　理事長は、前条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3　総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）

第25条　総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選出する。

（総会の定足数）

第26条　総会は、会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

（総会の議決）

第27条　総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2　総会の議事は、この定款に規定するものの他、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（総会での表決権等）

第28条　各正会員の表決権は平等なるものとする。

2　やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の会員を代理人として表決を委任することができる。

3　前項の規定により表決した会員は、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。

4　総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることができない。

（総会の議事録）

第29条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　日時および場所

(2)　会員総数および出席者数(書面表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3)　審議事項

(4)　議事の経過の概要および議決の結果

(5)　議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長および総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印または署名しなければならない。

（理事会の構成）

第30条　理事会は、理事をもって構成する。

（理事会の権能）

第31条　理事会は、この定款に別に定める事項の他、次の事項を議決する。

(1)　総会に付議すべき事項

(2)　総会の議決した事項の執行に関する事項

(3)　その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（理事会の開催）

第32条　理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号の場合にはその日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条および次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時および場所

(2) 理事総数、出席者数および出席者氏名(書面表決者にあっては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要および議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印または署

名しなければならない。

第5章　資　産

（構　成）

第38条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1)　設立当初の財産目録に記載された資産

(2)　会費

(3)　寄付金品

(4)　財産から生じる収入

(5)　事業に伴う収入

(6)　その他の収入

[redacted]分）

第39条　この法人の資産は、これを特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

（管　理）

第40条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章　会　計

（会計の原則）

第41条　この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

（会計の区分）

第42条　この法人の会計は、これを特定非営利活動に係る事業会計とする。

（事業年度）

第43条　この法人の事業年度は、毎年5月1日に始まり、翌年4月30日に終わる。

（事業計画および予算）

第44条　この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第45条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（予備費）

第46条　予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加および更正）

第47条　予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

（事業報告および決算）

第48条　この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表および収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（臨機の措置）

第49条　予算をもって定めるものの他、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするとき、総会の議決を経なければならない。

第7章　定款の変更、解散および合併

（定款の変更）

第50条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

（解　散）

第51条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1)　総会の決議

(2)　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3)　会員の欠亡

(4)　合併

(5)　破産

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散(合併または破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合 併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に記載して行う。

第9章 事務局

第55条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長および必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第56条 事務局長および職員の任免は、理事長が行う。

(組織および運営)

第57条 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑 則

(細 則)

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2　この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。

3　この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2004年6月30日までとする。

4　この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2004年4月30日までとする。

5　この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6　この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

年会費	会員	3,000円
	賛助会員一口	3,000円（一口以上）

別　表　　設立当初の役員

役職名	氏名	
理事長	茅島　江子	
副理事長	毛利　多恵子	
理　事	佐々木　美智子	
同	小川　みさと	
同	茅島　正資	
同	山本　令子	
同	矢島　床子	
同	五十嵐　尚美	（加納　尚美）
同	大橋　卓代	（刀根　卓代）
同	矢島　公成	
監　事	李　順子	（朝比奈　順子）
同	岡崎　基子	

以上　原本と相違ありません。

特定非営利活動法人お産サポートJAPAN

理　事　　矢　島　床　子

2014年度決算書 2014年5月1日～2015年4月30日			
科　目	金額		備考
収入の部	決算額	予算額	
会費収入	¥ 188,000	¥ 150,000	
事業収入/参加費収入	¥ 43,800	¥ 200,000	ニュースレター販売　講演会参加費
寄付金収入	¥ 110,000	¥ 15,000	
前年度繰越金	¥ 223,130	¥ 223,130	
利息 ほか	¥ 267	¥ 100	
収入合計	¥ 565,197	¥ 588,230	
支出の部	決算額	予算額	
事業費*			
より良いお産の普及啓発事業	¥ 125,271	¥ 100,000	ニュースレター作成　発行 ホームページ・ニュースレターの編集作業 講演会関連
相談・情報提供事業	¥ 4,557	¥ 10,000	ホームページなど
調査・研究・政策提言事業	¥ －	¥ 10,000	
団体間情報交換・交流事業	¥ －		
事業運営事務作業関連費	¥ 30,400	¥ 30,000	事業運営事務　人件費
事業費支出合計	¥ 160,228	¥ 150,000	事業費割合　44%
管理費			
役員報酬	¥ －	¥ －	
役員交通費	¥ 83,000	¥ 100,000	
什器設備費	¥ －	¥ －	
光熱費	¥ －	¥ －	
消耗品費	¥ －	¥ 5,000	
通信運搬費	¥ 12,527	¥ 10,000	
印刷製本費	¥ －	¥ －	
租税公課	¥ －	¥ －	
会議費	¥ 11,600	¥ 5,000	
事務所家賃	¥ 60,000	¥ 60,000	
雑費	¥ 34,528	¥ 5,000	接待交際費（花代）、支払手数料含む
書籍	¥ －		
人件費	¥ －	¥ 30,000	
予備費		¥ 223,230	
予備費		¥ －	
管理費支出合計	¥ 201,655	¥ 438,230	管理費割合　56%
支出合計（事業費＋管理費）	¥ 361,883	¥ 588,230	
収入合計－支出合計（次年度繰越金）	¥ 203,314		現　金　¥4,316 銀　行　¥53,656 郵貯銀行 ¥145,342 振替口座 ¥0

NPO法人 お産サポートJAPAN

2015年度予算書 2015年5月1日～2016年4月30日			
科　目	金額		備考
収入の部	2015予算	2014決算額	
会費収入	¥ 200,000	¥ 188,000	
事業収入/参加費収入	¥ 50,000	¥ 43,800	ニュースレター販売　講演会参加費
寄付金収入	¥ 50,000	¥ 110,000	
前年度繰越金	¥ 203,314	¥ 223,130	
利息	¥ 100	¥ 267	
収入合計	¥ 503,414	¥ 565,197	
支出の部	2015予算	2014決算額	
事業費			
より良いお産の普及啓発事業	¥ 100,000	¥ 125,271	ニュースレター編集・印刷・発行 ホームページ作成 講演会などの開催関連費
相談・情報提供事業	¥ 10,000	¥ 4,557	ホームページなど
調査・研究・政策提言事業	¥ 10,000	¥ –	調査・政策提言活動
団体間情報交換・交流事業	¥ –	¥ –	
事業運営事務作業関連費	¥ 20,000	¥ 30,400	事業運営事務作業人件費
管理費		¥ –	
役員報酬			
役員交通費	¥ 80,000	¥ 83,000	年2回役員会全員参加
什器設備費	¥ –	¥ –	
消耗品費	¥ 5,000	¥ –	
通信運搬費	¥ 10,000	¥ 12,527	役員間の資料郵送など
印刷製本費		¥ –	
租税公課		¥ –	
会議費	¥ 5,000	¥ 11,600	会議室借り料金
事務所家賃	¥ 60,000	¥ 60,000	月5000円矢島母と子サロンに支払う
雑費	¥ 5,000	¥ 34,528	
書籍		¥ –	
人件費		¥ –	
予備費	¥ 198,414	¥ –	
予備費		¥ –	
支出合計	¥ 503,414	¥ 361,883	

緊急討論・シンポジウム「産む女性と赤ちゃんの安全を守るために－緊急時助産師は何ができるか？」
緊急フォーラム「女性と子ども、家族の人権を守る専門職教育のあり方を考える質の高い看護・助産教育に向けての４つの視点」（日本助産学会との共催）

005年　シンポジウム「お産と社会」開催
「子産み・子育て多摩らんなあ」「いいお産の日 in 滋賀」を後援
厚労省に「産科における看護師等の業務に関する意見書」を提出

006年　シンポジウム「地域で産みたい！－産む人にとってよりよい助産システムを考える」、「どこで産んだらいいの？大病院でしか産めなくなる出産場所の集約化問題を考える」開催
請願署名「助産所と自宅における出産の安全性の確保と支援に関する請願」「出産の安全性を確保するために、看護師等の内診や助産行為に反対する請願」
全国助産所への緊急アンケート調査を実施。
嘱託医確保困難のため助産所の３割が廃業の危機にあることが明らかに

007年　出産場所の集約化にともない、産む女性が身近な地域で安心できる出産の場所をみつけられず、継続的なケアや必要な医療も受けられないという事態を改善するため、国会議員や行政担当官との出産に関する勉強会を継続
シンポジウム「出産の安全性を検証する」開催
「お産といのちの全国ネット」の請願署名「身近な地域で、安心して産める場所がほしい！」に賛同団体として協力。請願は衆参両院で採択される
医療法19条の廃案を求める請願署名「助産師の開業権を守って！」を展開

年会費3,000円を郵便局からお振込みください。年２回発行のニュースレター、講演会や勉強会のお知らせ等をお送りします。

郵便振替：00980-6-224656
名　　義：特定非営利活動法人 お産サポートJAPAN

人、社会、自然に
包まれた優しいお産

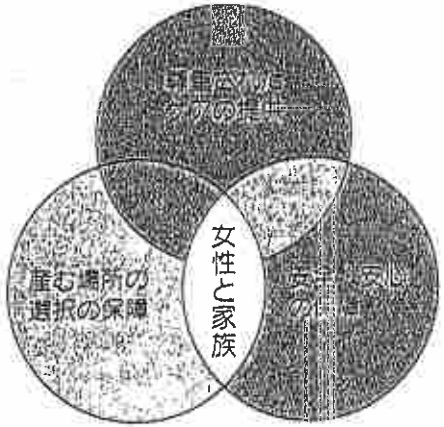

お産サポートJAPANがめざす
女性と家族を中心に考えたお産の理想的なあり方

特定非営利活動法人　お産サポートJAPAN
〒185-0021東京都国分寺市東元町1-38-32
母と子のサロン　ファミリー事業部内
FAX 042-326-2414
e-mail: info@osan-support-japan.net
http://www7a.biglobe.ne.jp/~osansupport/

NPO法人
お産サポートJAPAN

私たちは
女性の出産環境を守り
その環境を改善するべく
政策提言を続けている
女性・多職種・研究者等の団体です

「すべての産む女性とその家族が
幸せなお産を体験できる
社会の実現に寄与すること」が
私たちの目的です

特定非営利活動法人　お産サポートJAPAN

2000年春、「助産婦資格の男子への対象拡大」が様々な新聞に取り上げられて記事になりました。対象拡大がなぜ必要なのかという強い疑問を出発点に、各地で男性助産士導入の賛否やお産のあり方、お産環境境に関する多様な議論がわき起こりました。

私たちは勉強会を重ね、産む女性たちの声を請願署名によって衆参両院の議員に届け、男性助産士の導入を実質的に阻止しました。このときの活動が「お産サポートJAPAN」を立ち上げるきっかけとなりました。

また2003年、大学院での助産師教育を実現するために、第1号である天使大学の大学院設置を応援しました。関係団体の反発は強いものがありましたが、議員の国会審議での質問趣意書作成に参画し、高等教育局長の「専攻科や大学院での教育でも準備が整えば支援する」との言葉を引き出し、全国助産師教育協議会の調査を元に、質の高い教育の必要性を訴え、請願署名活動を行ってようやく天使大学の認可にこぎつけました。以後、大学院や大学専攻科での助産師教育機関は全国で増加の一途をたどっています。

私たちは、このような活動を通して、よりよいお産環境を実現するためには、専門家だけでなく、当事者や家族、そして様々な立場の人たちとの意見交換や情報の共有が必要であること、そこから私たちが目指すお産環境の具体的な方向を見出していく大切さを学びました。

そして、助産師の教育や業務内容、産科医療のあり方、男性助産士問題、関連の法律などといった出産環境に関する情報を発信し、多くの人に広く知ってもらい、国会の場に政策を提言していくことが不可欠であるとの認識に至り、2年間の準備期間を経て、「特定非営利活動法人（NPO法人）お産サポートJAPAN」が誕生しました。

●よりよいお産環境の啓発活動
- ニュースレターの発行
- よりよいお産に関するイベント、お産に関する研究会・シンポジウム
- お産体験の交流会の開催
- ホームページの開設・運営
- 助産教育および性教育に関する講師派遣
- お産環境に関する教材、お産に関するハガキ、ポスター等の頒布

●お産と性に関する相談・情報提供
- 産む女性およびその家族を対象とした相談・情報提供
- 思春期の人を対象とした性に関する相談・情報提供

●お産環境、お産体験に関する調査・研究、政策提言活動
- 出産場所・施設に関する調査研究
- 助産師養成制度に関する調査研究
- 幸せなお産や傷つきなど出産体験の聞き取り調査
- お産環境に関する政策提言

≪取扱い発行物≫

●シンポジウム講演録
「どこで産んだらいいの？大病院でしか産めなくなる出産場所の集約化問題を考える」
お産サポートJAPAN／2006年／1000円（会員800円）

●「保健婦助産婦看護婦法の一部改正に関する国会会議録及びその関係資料」
全国助産婦教育協議会／2002年／700円

●「21世紀のお産を考える　－2000年男性助産婦導入問題から」佐々木美智子編／2001年／1500円＋税

●ニュースレター（年2回発行）

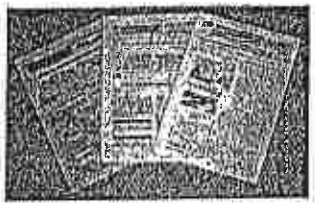

※発行物ご希望の方は事務局にお申込み下さい。

「助産婦から助産師への名称変更」に反対する請願署名
緊急アンケート調査を実施、全国から4500通の回答を得る。名称変更反対は6割以上

2001年　発足準備委員会開催（翌02年まで全6回）

2002年　発会式・特別講演「いのち」、シンポジウム「お産の環境について考える」
勉強会「ケアの受け手の人権から男性助産婦を考える」「産む環境とリプロダクティブ・ヘルス／ライツ」
男性助産婦に関する研究会開催
「いいお産の日2002プロジェクト　どぎゃんだったね　どぎゃんすっとね　わたしのお産」、「with Kumamoto」と共催

2003年　特定非営利活動法人となる
特別講演会「性と健康についての女性の人権－世界の動きと日本の現状」開催
国会議員を中心とした行政担当者やお産サポートJAPANメンバーによる、お産環境改善に向けての「Midwifeの会」開始
「女性に支持される質の高い助産教育への転換」に関する請願署名

「エイポン・グループサポート」の女性グループに選ばれ助成金を得、「いいお産の日 in 滋賀」にて「癒し癒されお産体験コーナー」実施

様式第４号（市民活動団体提案事業）

団　体　概　要　書

※　枠の大きさは、字数制限を表すものではありません。枠を広げて必要な事項を記入してください。
　　ただし、簡潔に分かりやすく記入してください。

団体の名称	(ﾌﾘｶﾞﾅ) ﾄｸﾃｲﾋｴｲﾘｶﾂﾄﾞｳﾎｳｼﾞﾝ　ﾏﾁﾂﾞｸﾘｻﾎﾟｰﾄｺｸﾌﾞﾝｼﾞ 特定非営利活動法人　まちづくりサポート国分寺		
所在地	〒185－0031 国分寺市富士本１－18－13		
設立年月日	平成20年　2月		
会員の状況	正会員数　19人・　0団体 （内国分寺市民　18人）	年会費	3,000円
	賛助会員数　0人 0団体	年会費	10,000円
活動目的	広く市民を対象として、国分寺市まちづくり条例及び国分寺市環境基本条例に則した、市民と行政との協働によるまちづくりを支援するため、まちづくりに関する情報提供・相談・支援等を行い、住み続けたいまち.ふるさと国分寺の実現に寄与することを目的とする。		
活動内容・活動実績 （既に協働による委託事業等の実績がある場合には、委託事業名、委託契約先名、委託時期を記入して下さい。）	○「国分寺市まちづくりセンター協働事業業務」 委託契約先：国分寺市 委託時期：平成18年12月25日～平成19年3月31日 平成19年4月1日～平成21年3月31日 平成21年4月1日～平成22年3月31日 平成22年4月1日～平成25年3月31日 平成25年4月1日～平成27年3月31日 平成27年4月1日～平成29年3月31日（予定） ○「すべての道路に愛称を」事業 ○木造住宅耐震化促進普及・啓発事業（平成22年度～平成25年度） ○「まちを知る基礎調査」事業 ○「市民活動フェスティバル」への参加（第5回～第9回）		
ホームページ	http://kokubunji-machisen.com		

担当者連絡先	氏名 [redacted]	（役職）[redacted]
	住所 [redacted]	
	電話 [redacted]	ＦＡＸ [redacted]
	Ｅメール [redacted]	

特定非営利活動法人まちづくりサポート国分寺定款

第１章　総　則

（名　称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人まちづくりサポート国分寺という。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を東京都国分寺市富士本一丁目１８番地１３に置く。

（目　的）

第３条　この法人は、広く一般市民を対象として、国分寺市まちづくり条例及び国分寺市環境基本条例に則した、市民と行政との協働によるまちづくりを支援するため、まちづくりに関する情報提供・相談・支援等を行い、住み続けたいまちふるさと国分寺の実現に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

（１）まちづくりの推進を図る活動

（２）環境保全を図る活動

（３）以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業の種類）

第５条 この法人は、第３条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

（１）まちづくり及び都市計画等に関する情報の収集・提供事業

①　まちづくり及び都市計画に関する情報の収集・提供

②　環境に関する情報の収集・提供

（２）まちづくり及び都市計画に関する調査・研究・提案事業

（３）まちづくりに関する相談・支援事業

（４）地方公共団体等からのまちづくりに関する業務の受託事業

（５）まちづくりに関する普及啓発事業

①　機関紙、情報誌の発行

②　イベント等の開催

第２章　会　員

（種　別）

第６条　この法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法という。」）上の社員とする。

（1）正会員　この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
（2）賛助会員　この法人の目的に賛同して賛助するために入会した個人と団体

（入　会）

第7条　会員の入会については、特に条件は定めない。

2　会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

3　理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4　理事長は、第2項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第8条　会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第9条　会員が、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

（1）退会届の提出をしたとき。
（2）本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
（3）継続して1年以上会費を滞納したとき。
（4）除名されたとき。

（退　会）

第10条　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除　名）

第11条　会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議により、これを除名することができる。

（1）この定款に違反したとき。
（2）この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2　前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

（拠出金品の不返還）

第12条　既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章　役　員

（種別及び定数）

第13条　この法人に、次の役員を置く。

（1）理事　5人以上8人以内
（2）監事　1人以上2人以内
2　理事のうち1人を理事長とし、1人以上2人以内を副理事長とする。

（選任等）

第14条　理事及び監事は、総会において選任する。
2　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
3　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
4　法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
5　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

（職　務）

第15条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
2　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
3　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
4　監事は、次に掲げる職務を行う。
（1）理事の業務執行の状況を監査すること。
（2）この法人の財産の状況を監査すること。
（3）前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄官庁に報告すること。
（4）前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
（5）理事の業務執行の状況又はこの法人の財産状況について、理事に意見を述べること。

（任期等）

第16条　役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
2　補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
3　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第 17 条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解　任）

第 18 条　役員が次の各号の一該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

（１）心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

（２）職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

２　前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

（報酬等）

第 19 条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬受けることができる。

２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

３　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第４章　会　議

（種　別）

第 20 条　この法人の会議は、総会及び理事会の２種とする。

２　総会は、通常総会及び臨時総会とする。

（総会の構成）

第 21 条　総会は、正会員をもって構成する。

（総会の機能）

第 22 条　総会は、以下の事項について議決する。

（１）定款の変更

（２）解散及び合併

（３）会員の除名

（４）事業計画及び収支予算並びにその変更

（５）事業報告及び収支決算

（６）役員の選任又は解任、職務及び報酬

（７）借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 49 条において同じ。）

（８）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

（９）解散における残余財産の帰属

（10）その他運営に関する重要事項

（総会の開催）

第 23 条　通常総会は、毎年１回開催する。

2　臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

（1）理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

（2）正会員総数の５分の１以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

（3）監事が第１５条第４項第４号の規定に基づいて招集するとき。

（総会の招集）

第24条　総会は、前条第２項第３号の場合を除いて、理事長が招集する。

2　理事長は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から３０日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）

第25条　総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

（総会の定足数）

第26条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することはできない。

（総会の議決）

第27条　総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（総会での表決権等）

第28条　各正会員の表決権は平等なものとする。

2　やむをえない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3　前項の規定により表決した正会員は、前２条及び次条第１項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（総会の議事録）

第29条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（1）日時及び場所

（2）正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

（３）審議事項
（４）議事の経過の概要及び議決の結果
（５）議事録署名人の選任に関する事項
２　議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人２名が、記名押印又は署名しなければならない。

（理事会の構成）
第30条　理事会は、理事をもって構成する。

（理事会の権能）
第31条　理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。
（１）総会に付議すべき事項
（２）総会の議決した事項の執行に関する事項
（３）入会金及び会費の額
（４）事務局の組織及び運営
（５）その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（理事会の開催）
第32条　理事会は、次に掲げる場合に開催する。
（１）理事長が必要と認めたとき。
（２）理事総数の２分の１以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

（理事会の招集）
第33条　理事会は、理事長が招集する。
２　理事長は、前条第２号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（理事会の議長）
第34条　理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

（理事会の議決）
第35条　理事会における議決事項は、第３３条３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（理事会の表決権等）
第36条　各理事の表決権は、平等なものとする。
２　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3　前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第１項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（理事会の議事録）

第37条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）日時及び場所

（２）理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）

（３）審議事項

（４）議事の経過の概要及び議決の結果

（５）議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２名が、記名押印又は署名しなければならない。

第５章　資　産

（資産の構成）

第38条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

（１）設立当初の財産目録に記載された資産

（２）入会金及び会費

（３）寄付金品

（４）財産から生じる収入

（５）事業に伴う収入

（６）その他の収入

（資産の区分）

第39条　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の１種とする。

（資産の管理）

第40条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第６章　会　計

（会計の原則）

第41条　この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

（会計の区分）

第42条　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計の1種とする。

（事業年度）

第43条　この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び予算）

第44条　この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第45条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（予備費）

第46条　予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更正）

第47条　予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第48条　この法人の事業報告、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（臨機の措置）

第49条　予算を持って定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第50条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

（解　散）

第51条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

（1）総会の決議

（２）目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
（３）正会員の欠乏
（４）合併
（５）破産手続開始の決定
（６）所轄庁による設立の認証の取消し

２　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。

３　第１項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第 52 条　この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

（合　併）

第 53 条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第８章　公告の方法

（公告の方法）

第 54 条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第９章　事務局

（事務局の設置）

第 55 条　この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

２　事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

（職員の任免）

第 56 条　事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

（組織及び運営）

第 57 条　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第１０章　雑　則

（細　則）

第 58 条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1　この定款は、平成２１年３月２６日から施行する。

2　この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	藤井　健史
副理事長	須崎　英夫
理　事	高橋　和雄
理　事	富田　潔
理　事	本田　久幸
理　事	龍神　瑞穂
理　事	保坂　光枝
理　事	萩本　秋彦
監　事	新保　直樹

3　この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第１項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成２０年５月３１日までとする。

4　この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成２０年３月３１日までとする。

5　この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6　この法人の設立当初の入会金及び会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

（１）入会金	正会員	（個人、団体）	１，０００円
（２）年会費	正会員	（個人、団体）	３，０００円
	賛助会員	（(個人、団体）１口	１０，０００円（１口以上）

平成26年度　活動計算書

平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日まで

特定非営利活動法人　まちづくりサポート国分寺

（単位：円）

科目	金額		
Ⅰ　経常収益			
1　受取会費			
正会員受取会費	51,000		
2　受取寄附金			
受取寄附金	10,000		
3　事業収益（市との協働事業経費）			
国分寺市まちづくりセンター事業協働経費	4,416,133		
4　その他収益			
受取利息	462		
その他雑収入	5,161	4,482,756	
経常収益計			4,482,756
Ⅱ　経常費用			
1　事業費			
(1)人件費			
給料手当	4,002,750		
人件費計	4,002,750		
(2)その他経費			
ＨＰ運営経費	138,684		
交通費等	25,000		
図書費	11,625		
消耗品費	43,975		
印刷代	109,638		
その他経費計	328,922		
事業費計		4,331,672	
2　管理費			
(1)人件費			
給料手当	32,400		
人件費計	32,400		
(2)その他経費			
消耗品費	62,660		
通信運搬費	450		
保険料	12,174		
その他経費計	75,284		
管理費計		107,684	
経常費用計			4,439,356
当期経常増減額			
Ⅲ、Ⅳ　経常外収益、経常外費用共になし			
Ⅴ　当期正味財産増減額			43,400
前期繰越正味財産額			750655
次期繰越正味財産額			794055

平成27年度収支予算

特定非営利活動法人　まちづくりサポート国分寺

単位：円

Ⅰ．収入

費　　目	予算額	備考
会費　17名×3000	51,000	
協働事業業務委託料	4,380,000	
雑収入	3,000	
前年度繰越金	794,055	
	5,228,055	

Ⅱ．支出

項目	細目	予算額	備考
1．まちづくりサポート国分寺の管理・運営	租税公課	6,000	労働保険
	通信費	700	
	消耗品等	10,160	
	慶・弔費	7,000	
	計	23,860	
2．まちづくりに関する情報収集・提供および支援、相談	市民活動団体等への支援	80,000	
	一般相談、専門相談	34,800	
	まちづくりに関する情報の収集・提供	96,120	
	情報紙発行	161,610	
	ホームページの更新	150,000	
	まちセン井戸端会議	80,000	
	ネットワークサポーター会議	41,600	
	まちづくり総合ライブラリー閲覧・貸出、図書購入	21,540	
	市内諸課題調査研究	36,000	
	市の諸制度の諸課題調査研究	36,000	
	まちを知る基礎調査	30,000	
	国分寺百景	30,000	
	国分寺百景をめぐる散策マップの作成	150,000	
	ぶらぶらマップ	2,500	
	計	950,170	
3．環境保全に関する情報の収集と提供	環境関係の資料収集および提供	50,000	
4．まちづくりセンターの管理・運営	運営業務	194,400	
	窓口業務・定時駐在	2,842,200	
	見学交流等、新人相談員研修	42,140	
	会計事務他	151,200	
	月報作成	21,600	
	消耗品	48,000	
	計	3,299,540	
5．まちづくりに関する普及・啓発	まちセン・ゼミ	102,250	
	まち歩き	77,800	
	出張講座	30,000	
	市民活動フェスティバル	4,550	
	計	214,600	
6．その他	保険	72,740	事業所保険
合　　計		4,610,910	

Ⅲ．次年度への繰越見込額

繰越額	617,145

様式第４号（市民活動団体提案事業）

団　体　概　要　書

※　枠の大きさは、字数制限を表すものではありません。枠を広げて必要な事項を記入してください。
　　ただし、簡潔に分かりやすく記入してください。

団体の名称	(ﾌﾘｶﾞﾅ)　ミズモリダン ミズモリ団		
所在地	〒１８５－０００２ 国分寺市東元町１－１６－８		
設立年月日	平成２４年４月１日		
会員の状況	正会員数　２４人・　団体 （内国分寺市民　１７ 人）	年会費	1,000 円
	賛助会員数　人 団体	年会費	
活動目的	国分寺市における水に関係する調査と水の保全に関する活動を行い、国分寺市の自然保全に寄与することを目的とする。		
活動内容・活動実績 （既に協働による委託事業等の実績がある場合には、委託事業名、委託契約先名、委託時期を記入して下さい。）	砂川用水維持管理事業： 砂川用水の常時通水を目指し、用水の維持管理を行う。 新田開発時の用水の遺構調査： 用水路跡の確定のための資料収集と現地視察 昭和３０年以降の国分寺の水と生活の聞き取り調査： 長老からの聞き取り 散策路の開発： 国分寺市内の水に接する散策路の開発とガイド 水車による水の啓蒙： 水車の設置と展示		
ホームページ	http://mizumori.net/		

担当者連絡先	氏名 [redacted]	（役職）[redacted]
	住所 [redacted]	
	電話 [redacted]	FAX [redacted]
	Ｅメール [redacted]	

ミズモリ団　会則

名称及び事務所)

一条　この会は、ミズモリ団と称し、事務所は、国分寺市東元町１丁目 16 番８号に置く。

目的)

二条　ミズモリ団は、国分寺市における水に関係する調査と水の保全に関する活動を行い、国分寺市の自然保全に寄与することを目的とする。

活動)

三条　ミズモリ団は、前条の目的を達成するために、次の調査・保全活動を実施する。

（１）国分寺市の湧水に関する調査・啓蒙。

（２）国分寺市の用水に関する調査・啓蒙。

（３）国分寺市の湧水・用水の保全の研究・提言。

（４）国分寺市の緑を守り水の保全を行う。

員)

四条　ミズモリ団の団員は、次の２種類とする。

（１）正規団員は、この会の目的に賛同し入団したものとする。

（２）賛助団員は、この会の実施する事業に個別に参加する団員とする。

会費)

五条　団員は、以下に定める会費を納入する。

（１）正規団員は　1,000 円の会費を納入し、事業活動で必要とする会費を負担することがある。

（２）賛助団員は　個別に参加するミズモリ団事業に必要とする会費を負担することがある

退会)

六条　団員は、退団届を提出し任意に退会することが出来る。

役員)

七条　ミズモリ団に次の役員を置く。役員は総会において選出する。

（１）団長　・・ミズモリ団を代表し、その活動を総理する。

（２）補佐役・・団長を補佐し、団長がその役を実施できない時はその職務を代行する

（３）会計　・・会の活動状況及び会計について監査を行う

(総会)

第八条　ミズモリ団の総会は、正規会員を持って構成し、年１回開催する。ただし、必要がある時は臨時に開催できるものとする。

２　総会の議事は、出席した正規会員の協議で行い、過半数を持って決する。

(事業年度)

第九条　毎年４月１日に始まり、翌年３月 31 日に終わる。

(委任)

第十条　この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、決定する。

附則　：　この会は平成 24 年４月１日から施行する。

ミズモリ団 2014年度決算書

収入の部

科目	金額	備考
前年度繰越	47918	
会費	15000	年会費
特別会費	11000	野川展パーティー会費
ガイドブック等売上	10,748	
講師料・謝金	25,418	水越、佐藤、平尾、他
寄付金	68,093	本多氏、久保氏、他
社協補助	20,000	ボラセンより
収入の部合計	198,177	

支出の部

科目	金額	摘要
用水整備関係費	11,600	
HP 作成委託料	5000	
ガイドブック等経費	3,157	用紙、印刷等
野川展開催運営費	106,188	内社協補助 20,000 円
次年度繰越	72,232	
支出合計	198, 177	

ミズモリ団会計担当　成瀬　健生氏により作成された収支は
上記のとおり相違ありません。

ミズモリ団補佐役　　佐藤　[redacted]

２０１５年４月４日

同意・承認します。

ミズモリ団代表　　水越　[redacted]

ミズモリ団　2015年度予算書

収入の部

科目	金額	備考
前年度繰越	72, 232	
会費	10, 000	年会費
ガイドブック等売上	10, 000	
収入の部合計	92, 232	

支出の部

科目	金額	摘要
用水整備関係費	40, 000	
HP 作成委託料	15, 000	
ガイドブック等経費	4, 000	用紙、印刷等
市民活動フェスタ費	15, 000	
	(74, 000)	
次年度繰越	18, 232	
支出合計	92, 232	

２０１５年４月４日

「ミズモリ団」２０１５年度予算は上記のとおりと[redacted]

ミズモリ団補佐役　　佐藤　敬臣[redacted]

同意・承認します。

ミズモリ団代表　　水越　てる[redacted]

様式第４号（市民活動団体提案事業）

団　体　概　要　書

※　枠の大きさは、字数制限を表すものではありません。枠を広げて必要な事項を記入してください。
　　ただし、簡潔に分かりやすく記入してください。

団体の名称	(ﾌﾘｶﾞﾅ)エヌピーオーホウジンワーカーズカザグルマ ＮＰＯ法人ワーカーズ　風ぐるま		
所在地	〒185－0022 国分寺市東元町 3-8-8　第２八千代荘　101 号室		
設立年月日	2004 年　　4　月		
会員の状況	正会員数　16　人・　　団体 （内国分寺市民　14　人）	年会費	3000 円
	賛助会員数　　15　人 団体	年会費	１口 1000 円
活動目的	１、地域で「共に生きる」ことを目標に、苦楽を互いに支え合う輪を広げ、「やさしさ」を育て、「生きがい」を見つけ、温かさにあふれたまちづくりをすすめる。 ２、営利を目的とせず、ひとりひとりの生活技術や技能を提供しながら、たすけあいの精神を通してやりがいのある仕事に育て上げ、まちに新しい息吹を呼び起こし、心地よい「風」を送りこむことを目指す。 ３、自らの生活を自分で決めていく自立の精神を大切にして、障害をもった人、もたない人の区別なく関わりあって暮せるまちづくりに貢献する。		
活動内容・活動実績 （既に協働による委託事業等の実績がある場合には、委託事業名、委託契約先名、委託時期を記入して下さい。）	・2004 年～現在まで、ＡＣＴ自立援助サービス ・2007 年～2009 年まで、委託事業「西恋ヶ窪親子ひろば事業」 ・2008 年～現在まで、委託事業「障害者等日中時間預かり」 ・2009 年～2012 年まで、協働事業「西恋ヶ窪親子ひろば事業」 ・2009 年～2011 年まで、提案型協働事業 「障害児、年齢枠を超えた子育て支援事業」 ・2011 年～現在まで、委託事業「育児支援ヘルパー事業」 「ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業」		
ホームページ	https://sites.google.com/site/9696kazaguruma		

担当者連絡先	氏名 [redacted]　（役職）[redacted]
	住所 [redacted]
	電話 [redacted]　ＦＡＸ [redacted]
	Ｅメール [redacted]

特定非営利活動法人 ワーカーズ風ぐるま　定款

第１章　総 則

第1条 （名称）
この法人は、特定非営利活動法人ワーカーズ風ぐるまという。

第2条 （事務所）
この法人は、主たる事務所を東京都国分寺市に置く。

第3条 （目的）
この法人は、市民によるたすけあいの理念に基づき、子どもからお年寄りまで生活の支援を必要とする市民に対して、保育・家事・介助・介護等の支援等の活動を行い、地域福祉の増進と、誰もが主体的に生活できるまちづくりに寄与することを目的とする。

第4条 （特定非営利活動の種類）
（1） 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
（2） 子どもの健全育成を図る活動
（3） まちづくりの推進を図る活動
（4） 社会教育の推進を図る活動
（5） 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
（6） 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

第5条 （事業の種類）
この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。
（1） 家事及び育児等、自立援助に係る事業
（2） 一時預り、親子ひろば等、子育て支援に係る事業
（3） 非常時の経済支援に係る事業
（4） 障害者総合支援事業法に基づく事業
（5） 地域福祉に係る人材養成を図る事業
（6） 異世代交流事業

第2章　会 員

第6条 （種別）
この法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。
（1） 正会員　この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
（2） 賛助会員　この法人の目的に賛同して賛助するために入会した個人及び団体

第7条 （入会）
会員の入会については、特定の条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
3 理事長は、前項の申し込みがあったときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

第8条 (入会金及び会費)
会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

第9条 (会員の資格の喪失)
会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
(1) 退会届を提出したとき。
(2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣言を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
(3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
(4) 除名されたとき。

第10条 (退会)
会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

第11条 (除名)
会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。
(1) この定款に違反したとき。
(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役 員

第12条 (種別及び定数)
この法人に次の役員を置く。
(1) 理事 3人以上7人以内
(2) 監事 1人以上2人以内
2 理事のうち、1人を理事長、1人以上2人以内を副理事長とする。

第13条 (選任等)
理事及び監事は、総会において選任する。
2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

第14条 (職務)
理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
4 監事は、次に掲げる職務を行う。
(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
(2) この法人の財産の状況を監査すること。
(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
(4) 前号の報告をするための必要がある場合には、総会を招集すること。
(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

第15条 (任期等)
役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第16条 (欠員補充)
理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第17条 (解任)
役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。
(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

第18条 (報酬等)
役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会 議

第19条 (種別)
この法人の会議は、総会及び理事会の2種類とする。
2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

第20条 (総会の構成)
総会は、正会員をもって構成する。

第21条 (総会の権能)
総会は、以下の事項について議決する。
(1) 定款の変更
(2) 解散及び合併

(3) 会員の除名
(4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
(5) 事業報告及び収支決算
(6) 役員の選任及び解任
(7) 役員の職務及び報酬
(8) 解散における残余財産の帰属
(9) その他運営に関する重要事項

第22条 (総会の開催)
通常総会は、毎年1回開催する。
2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
(3) 監事が第14条第4項第4号の規定に基づいて、招集するとき。

第23条 (総会の招集)
総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。
2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

第24条 (総会の議長)
総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

第25条 (総会の定足数)
総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

第26条 (総会の議決)
総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第27条 (総会での表決権等)
各正会員の表決権は、平等なものとする。
2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

第28条 (総会の議事録)
総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 日時及び場所
(2) 正会員総数及び出席者数(書面もしくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果
(5) 議事録署名人の選任に関する事項
2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

第29条 (理事会の構成)
理事会は、理事をもって構成する。

第30条 (理事会の権能)
理事会は、この定款に定める事項のほか、次の事項を議決する。
(1) 総会に付議すべき事項
(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

第31条 (理事会の開催)
理事会は、次に掲げる場合に開催する。
(1) 理事長が必要と認めたとき。
(2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

第32条 (理事会の招集)
理事会は、理事長が招集する。
2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

第33条 (理事会の議長)
理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

第34条 (理事会の議決)
理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2 理事会の議事は、理事の総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第35条 (理事会での表決権等)
各理事の表決権は、平等なものとする。
2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

第36条 (理事会の議事録)
理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 日時及び場所
(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあっては、その旨を付記すること。)
(3) 審議事項
(4) 議事の経過の概要及び議決の結果
(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章　資　産

第37条（構成）
この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
(1) 設立当初の財産目録に記載された資産
(2) 入会金及び会費
(3) 寄付金品
(4) 財産から生じる収入
(5) 事業に伴う収入
(6) その他の収入

第38条（区分）
この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

第39条（管理）
この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章　会　計

第40条（会計の原則）
この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

第41条（会計の区分）
この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計の1種とする。

第42条（事業年度）
この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第43条（事業計画及び予算）
この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

第44条（暫定予算）
前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。
2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第45条（予備費）
予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

第46条 （予算の追加及び変更）
予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は変更をすることができる。

第47条 （事業報告及び決算）
この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第48条 （臨機の措置）
予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第7章　定款の変更、解散及び合併

第49条 （定款の変更）
この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

第50条 （解散）
この法人は、次に掲げる事由により解散する。
(1) 総会の決議
(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
(3) 正会員の欠亡
(4) 合併
(5) 破産手続き開始の決定
(6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。
3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

第51条 （残余財産の帰属）
この法人が、解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

第52条 （合併）
この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章　公告の方法

第53条 （公告の方法）
この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第9章　事務局

第54条（事務局の設置）

この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2　事務所には、事務局長及び必要な職員を置く。

第55条（職員の任免）

事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

第56条（組織及び運営）

事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章　雑　則

第57条（細則）

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2　この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	織田　由美子
副理事長	谷口　ひとみ
副理事長	伊東　多奈美
理事	野邊　貞子
理事	戸塚　由利
監事	加瀬　よりえ
監事	木坂　桂子

3　この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人成立の日から平成24年5月31日までとする。

4　この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 24年3月31日までとする。

5　この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6　この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)	入会金	正会員（個人・団体）	3,000 円	
		賛助会員（個人・団体）	0 円	
(2)	年会費	正会員（個人・団体）	3,000 円	
		賛助会員（個人・団体）	1口 1,000 円	（1口以上）

2014年度事業会計収支報告書　I

2014年4月1日から2015年3月31日

NPO法人　ワーカーズ風ぐるま

（単位：円）

I　収入の部	決	算	特記事項
1　会費・助成金収入		712,000	
年会費	45,250		
寄付	205,087		
助成金	461,663		損保ジャパン￥400,000、社協￥30,000、地域￥31,663
会費入会金計		712,000	
2　事業収入		3,165,725	
ACT自立支援	1,596,139		
独自自立支援	8,344		
育児支援ヘルパー	474,000		
子育て支援			
ひだまり	27,100		
独自	128,412		一時預かり、送迎、独自ケア子育て
非常時支援	15,000		
障がい者日中	804,060		
異世代事業	1,000		工作教室
ひとり親ヘルパー	111,670		
事業収入計		3,165,725	
受取利息	70		
雑収入	21,055		2012年度包括保険精算返金、フリマ売上
		21,125	
当期収入合計(A)		3,898,850	
前期繰越収支差額		509,002	
収入合計(B)		4,407,852	

2014年度事業会計収支報告書 Ⅱ

2014年4月1日から2015年3月31日

NPO法人 ワーカーズ風ぐるま

（単位：円）

Ⅱ 支出の部	決算		特記事項
1 事業費			
自立支援	942,900		975.5h
独自自立支援	7,050		6h
育児支援ヘルパー	322,975		294.5h
子育て支援			
ひだまり	61,095		36h
独自	78,275		独自ケア子育て75h
障がい者日中預かり	485,475		448h
異世代事業	3,325		工作教室
事業費計		1,901,095	
2 管理費			
事務手当	912,600		
交通費	60,376		
家賃	406,050		@30000×12ヶ月、更新料
水道・光熱費	39,611		
通信費	113,011		電話・インターネット・切手代(切手代246円戻り)
事務・消耗品費	12,179		文具、プリンタインク、用紙等
包括保険料			
サポート事業費	10,000		ACTとの提携費用
諸会費	10,000		地域協議会年会費、チアーズ賛助会員
支払い手数料	1,420		郵貯振替口座への振込手数料
租税公課	1,800		収入印紙代
法定福利費	26,045		労働保険料
福利厚生費	3,820		記念品、弁当代金等
広告宣伝費			
交際費	9,040		監査、賛助会員、講師お礼等
新聞図書費			
雑費	7,700		記念式典菓子代、フリマ出店料
消耗品	11,387		コーヒー代、カセットボンベ等
管理費計		1,625,039	
3 予備費			
		0	
当期支出合計(C)		3,526,134	
当期収支差額(A)－(C)		372,716	
差引繰越金(B)－(C)		881,718	

2015年4月1日から2016年3月31日

NPO法人 ワーカーズ風ぐるま

（単位　円）

Ⅰ 収入の部	予算	予算備記事項
1 会費・助成金収入		
年会費	51,000	@3000×17人
寄付	20,000	
助成金	33,000	社協33,000円
会費入会金計	104,000	
2 事業収入		
自立援助事業		
自立援助サービス(ACT・独自)	1,620,000	1620×1000h
育児支援ヘルパー	540,000	25h×12ヶ月=300h
子育て支援		
ひだまり	33,000	ここわっと
独自	13,000	2h×5回=10h
非常時支援	15,000	@1,250×12ヶ月
障害者日中預かり	900,000	500h
異世代事業	20,000	フリマなど
事業収入計	3,141,000	
受取利息	80	
雑収入		
収入合計(A)	3,245,080	
前期繰越収支差額	881,718	
収入合計(B)	4,126,798	

Ⅱ 支出の部	予算	予算備記事項
1 事業費		
自立援助事業		120h×12ヶ月=1440h
自立援助事業サービス(ACT・独自)	960,000	1000h×960
育児支援ヘルパー	315,000	300h×1050
子育て支援		
ひだまり	68,000	
独自	9,000	10h×900円
障害者日中預かり	525,000	500h×1050円
異世代事業	500	フリマ申込
事業費計	1,876,500	
2 管理費		
事務手当	912,600	
交通費	60,000	
家賃	360,000	30000×12ヶ月
水道・光熱費	40,000	
通信費	113,000	電話、インターネット、切手代
事務・消耗品費	10,000	文具、インク、用紙等
会議費	108,000	理事会(1000×4名×12ヶ月)
		ACT委員その他会議手当(5000×12カ月)
包括保険料	20,000	利用者、スタッフ用
サポート事業費	10,000	ACTとの提携費用
諸会費	10,000	地域協議会、サアーズ賛助会員
印刷	5,000	
法定福利費	26,045	労働保険料
福利厚生費	4,000	記念品、弁当代等
広告宣伝費	80,000	ゆるいく倶楽部折り込みチラシ
交際費	10,000	慶弔、賛助会員、講師謝礼等
雑費	10,000	
消耗品	12,000	
支払手数料	1,500	振込手数料
租税公課	1,000	収入印紙
管理費計	1,793,145	
3 予備費		
支出合計(C)	3,668,645	
収支差額(A)−(C)	−423,565	
差引繰越金(B)−(C)	458,153	

募集要項

平成27年度

提案型協働事業

☆募集要項☆

募集期間

平成 27 年 7 月 1 日（水）～7 月 31 日（金）

国分寺市　市民生活部　協働コミュニティ課

～ 目 次 ～

提案型協働事業とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

募集について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

共同提案について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

応募について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

事業経費・積算基準について・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

審査・選考について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

応募数・審査結果状況について・・・・・・・・・・・・・・・・・7

提案に採択について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

提案事業の公表について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

応募から事業報告・評価までの流れについて・・・・・・・・・・8

これまでに実施した提案型協働事業（参考例）・・・・・・・・ 9

提案型協働事業とは

目　的

①市民主権を基本とする自治（市民自治）を実現するために，市民等との協働を推進する。
②市民視点を活かした公共サービスの提供と，市民によるまちづくりを推進する。

制　度

市民活動団体が自らの持つノウハウや市民発想による事業を市に企画提案し，「国分寺市協働事業審査会」による審査・選考を経て，市が採択した事業を提案団体に委託して市と協働で実施する。

募集について

- **事業実施期間**：平成 28 年４月１日以降から平成 29 年３月 31 日
- **応募条件**：１団体につき１事業まで
- **応募資格**：

以下の「１．または２.」，かつ下記「A～F」に該当する団体です。

１．特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第７号）に基づき設立された法人であり，かつ２．に掲げる（２）及び（３）に該当する団体であること。

２．国分寺市内に活動拠点又は連絡場所があり，次のいずれにも該当する市民活動団体であること。

（１）代表者を含み３人以上の役員を置き，かつ，構成員に５人以上の※国分寺市民がいること。

（２）１年以上継続した活動を行っていること。

（３）団体の運営に関する会則，規約に基づき運営され，予算・決算を適正に行っていること。

（４）前年度の決算書，活動報告書，直近年度の予算書，活動計画書があること。

※国分寺市民とは市内に住む者，市内で働く者，学ぶ者，若しくは公益的な活動を行う個人をいいます。

A：暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条に掲げる暴力団又は国分寺市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 21 号）第２条に掲げる暴力団員等及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

B：第三者に損害を与えた場合に，個人情報に関わる部分も含め，補償等に対応できる保険に加入できること。

C：法人の場合は最新の営業年度の法人税，法人市民税，法人事業税，消費税及び地方消費税を滞納していないこと。団体の場合は，代表者の最新の所得税，市民税を滞納していないこと。

D：宗教の教義の布教等を主たる目的としないこと。

E：政治上の主義を推進し，支持し，又はこれに反することを主たる目的としないこと。

F：特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第３条（公職の定義）に規定する公職をいう。）の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し，支持し，又はこれに反することを目的としないこと。

↓ 提案対象となる事業：

以下の要件をすべて満たしている事業が提案の対象です。

1　国分寺市内で実施される事業。
2　市民サービスの向上や地域課題を解決する事業で，かつ市の計画等に適合していること。
3　市民活動団体の先駆性，専門性，柔軟性等を活かした事業。
4　予算の見積もり等が適正であり，提案した市民活動団体が実施可能な事業。
5　※単年度で完了する事業であること。
　※ただし，提案団体が過去に実施した，あるいは提案時点で実施している提案型協働事業で，事業の継続性又は発展性が認められる事業については事業実施初年度から数えて３回（年）まで事業を実施することができます（１年ごとに提案し，審査を受け採択される必要があります）。
6　既存事業（市が提案年度に実施している事業）の提案については事前に協働コミュニティ課に連絡のうえ，事業担当課と協議すること。また，提案年度の事業予算を超えないこと。

ただし，次のいずれかに該当する事業は対象外です。
（１）営利を目的としたもの
（２）特定の個人や団体が利益を受けるもの
（３）宗教，政治，選挙活動に係るもの
（４）実施が伴わないもの
（５）国，地方公共団体及びその他の団体から，助成を受けているもの
（６）公序良俗に反するもの
（７）提案時点で既に協働事業で実施されている事業

※過去に実施した提案型協働事業の例を９ページに掲載してありますので，参考までにご覧ください。

共同提案について

複数の市民活動団体がそれぞれの専門分野を組み合わせた事業を提案する場合は「共同提案」として事業提案を行うことができます。

協定書や契約の締結，委託金の授受等については責任の所在を明確にするため，代表団体を選出し，「共同提案団体協定書兼委任状」を提出していただきます。

共同提案団体を構成するすべての団体は「応募資格」の要件に該当する必要があります。

※共同提案団体の代表団体は，別途単独で事業を提案することはできません。また，２つ以上の代表団体を兼任することはできません。

応募について

- **提出期間**：平成２７年７月１日（水）から７月31日（金）　※土日祝を除く。
- **受付時間**：午前９時から午後５時（正午から午後１時を除く）まで。
- **提出場所**：市民生活部協働コミュニティ課（国分寺市本町 4-1-9 本町クリスタルビル４階）へご連絡のうえ直接持参。なお，受付時に提出書類一式を確認した上で受付いたします。書類の不足や不備がある場合や提出期限を過ぎた場合，一切受付はいたしません。期限厳守でお願いします。

提出書類：

1　提案書（様式第１号）
2　企画書（様式第２号）
3　収支予算書（様式第３号）
4　団体概要書（様式第４号）
5　定款または規約
6　会員名簿（役員３人，市民５人以上が確認できるもの，確認のみで書類は返却します）
7　平成 27 年度予算関係書類及び平成 26 年度決算関係書類（団体全体のもの）
8　平成 27 年度法人市民税納税証明書（コピーで可，納税義務のない団体は不要）
9　その他市長が必要と認めるもの
10 共同提案団体協定書兼委任状（共同提案団体で申込を行う場合のみ）

なお，団体の活動がわかるパンフレットやチラシなども提出して下さい。
また，提案書等の様式データは市ホームページ（http://www.city.kokubunji.tokyo.jp）に掲載されていますので，ダウンロードして作成してください。
※共同提案団体が提案を行う場合，上記４～９の書類をすべての構成団体分作成し，提出してください。

- **事前相談**：平成 27 年7月 24 日（金）までに提出書類（様式第１号～４号）をご記入いただき，事前に協働コミュニティ課へご連絡のうえ，お起こしください。
  ※事前相談は，なるべく行うようにしてください。

事業経費・積算基準について

協働事業の事業経費については，積算基準を用いて過不足のないように積算をして下さい。なお，事業予算を超えた場合，超過分の費用は団体負担となります。なお，提案金額は最大で 200 万円（既存事業の提案を除く）です。

- **諸経費（間接経費）**：

諸経費（間接経費）とは事業の遂行に間接的に必要となる費用のことで，事業実施にかかる直接経費の１０パーセント以内で計上できます。

団体内の打合せや担当課との協議，事業完了後の事業評価，会員の給与事務等に関する人件費や事務所の光熱水費等は間接経費に該当します。

- **委託金の返還**：

当該年度の事業終了時，委託金に余剰金が生じた場合には戻入の手続きをして市に返還をしていただきます。なお，諸経費は直接経費の実績額に対する割合（最大で 10%）で精算します。

積 算 基 準

【人件費】

人件費の時給単価については、その目安を下表A～Dの業務内容に応じて示します。

なお、「専門性を有する業務」の時給単価については市の単価表又はハローワークの賃金情報等の参考に積算してください。

分類	業務内容	時給単価
A	一般事務的な業務	910円
B	専門性を有する業務	市の職種別賃金単価表やハローワークの賃金情報等の客観的根拠を要する
C	企画立案・業務遂行を責任をもって実施する業務	1,200円
D	意志決定、最高責任者	2,500円

【費目例】

事業に必要な経費の費目例を下表に示します。参考にして過不足のないように積算をしてください。なお、報償費（謝礼）は市の基準を目安にしてください。

項　目	内　容		
人　件　費	事業実施に係る人件費		
報　償　費	講師等謝礼（時間単価）	大学教授，官公庁部長級，民間企業最高管理層，著名民間専門家，弁護士，医師，公認会計士	13,000円以内
		大学准教授，短期大学教授，高専教授，高校校長，官公庁課長級，民間企業上級管理層，民間専門家，不動産鑑定士，弁理士	11,500円以内
		大学講師，短期大学准教授，講師等，高専助教授，高校教頭，官公庁課長補佐級，民間企業課長級，税理士	10,000円以内
		大学助手，短期大学助手，高専講師，助手	9,000円以内
印刷製本費	チラシ・資料・報告書などの印刷費等（インク，用紙代等を含む）		
消耗品費	事務用品，文房具，活動材料費等		
保　険　料	傷害保険、損害賠償保険、個人情報漏えい賠償保険等		
諸経費（間接経費）	協働事業実施に間接的に必要となる経費（直接事業費）×10%　以内		

審査・選考について

審査・選考は，「国分寺市協働事業審査会」（識見者3名，市部長職3名の6名で構成）が行います。第一次審査は書類審査，第二次審査（第一次審査通過団体のみ）はプレゼンテーション審査で，審査基準に基づいて審査を行います。

↓ 第一次審査（書類審査）

審査会が，下表の審査項目を判断基準に照らして提案書類の審査を行います。

第一次審査基準

合格点は以下のとおりです。

（合格点）≧（委員人数）×（審査７項目）×（４点）

審　査　項　目		
1	事業の目的	市民や地域のニーズ，社会問題や地域課題等を踏まえたものであるか。また，市が関わる必要性が認められるか。
2	独創性・先駆性	提案は独創的でかつ先駆性があり，今後の協働事業のモデルとなり得るか。
3	実現可能性	実施体制，実施方法やスケジュールが具体的かつ合理的で，実現可能性は高いか。
4	役割分担	団体と市との役割分担は明確かつ妥当か。
5	協働による効果	協働することで質の高いサービスが提供でき，また，相乗効果・波及効果が期待できるか。
6	費用の妥当性	提案内容を実現するための妥当な経費見積りとなっているか。
7	事業遂行能力	団体には事業遂行上の問題を解決していくための専門性及び経験が十分にあり，また市と一緒に事業を検討し練り上げていく能力があると認められるか。

審査会委員が各審査項目において，下記１～６点で評価します。

判　断　基　準	
６点	評価できる
５点	やや評価できる
４点	どちらかといえば評価できる
３点	どちらかといえば評価できない
２点	あまり評価できない
１点	評価できない

✦ 第二次審査（プレゼンテーション審査）

第一次審査で合格点を獲得した提案を対象に行います。

提案団体には担当課同席のもと，事業内容について協働事業審査会に説明（プレゼンテーション）を行っていただきます。その後，提案した市民活動団体と担当課に対して協働事業審査会委員が質疑を行います。

プレゼンテーション・質疑（回答時間を含む）は各10分で行います。

第二次審査基準

合格点は以下のとおりです。

（合格点）≧（委員人数）×（審査７項目）×（３点）

審　査　項　目		
1	事業の目的	市民や地域のニーズ，社会問題や地域課題等を踏まえたものであるか。また，市が関わる必要性が認められるか。
2	独創性・先駆性	提案は独創的でかつ先駆性があり，今後の協働事業のモデルとなり得るか。
3	実現可能性	実施体制，実施方法やスケジュールが具体的かつ合理的で，実現可能性は高いか。
4	役割分担	団体と市との役割分担は明確かつ妥当か。
5	協働による効果	協働することで質の高いサービスが提供でき，また，相乗効果・波及効果が期待できるか。
6	費用の妥当性	提案内容を実現するための妥当な経費見積りとなっているか。
7	事業遂行能力	団体には事業遂行上の問題を解決していくための専門性及び経験が十分にあり，また市と一緒に事業を検討し練り上げていく能力があると認められるか。

審査会委員が各審査項目において，下記１～４点で評価します。

判　断　基　準	
４点	評価できる
３点	どちらかといえば評価できる
２点	どちらかといえば評価できない
１点	あまり評価できない

応募数・審査結果状況について

平成 19 年度から平成 26 年度の応募数と審査結果状況をまとめました。
※平成 23 年度・24 年度は募集を休止

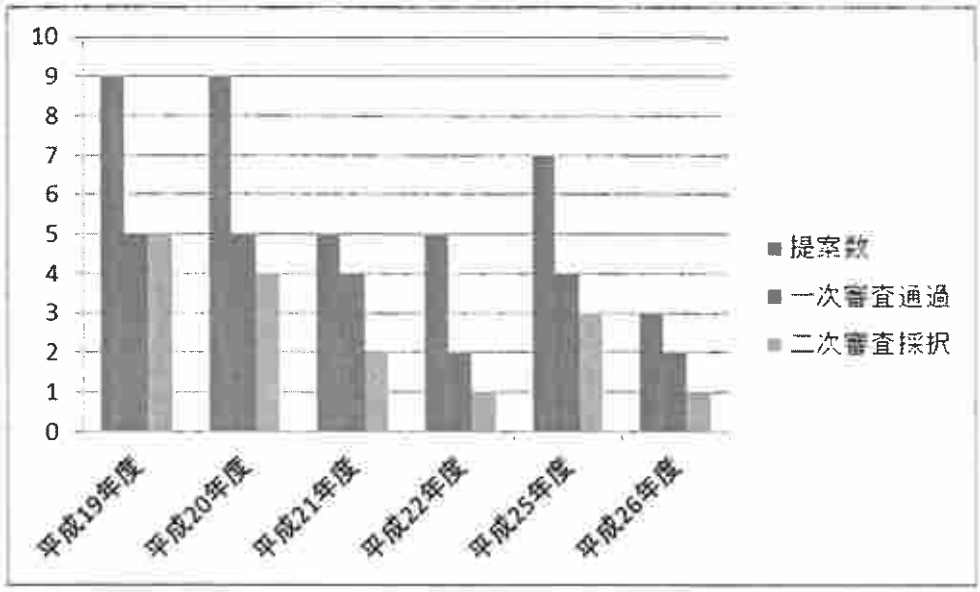

提案の採択について

第二次審査に合格した提案のうち，提案型協働事業全予算 200 万円の範囲内で高得点順に採択します。

※ただし，既存事業に対する提案はこの限りではありません。

※事業提案額が高額の場合，得点順位が高くても不採択となり，提案額が少額の下位の提案が採択となる場合があります。

※採択された事業の事業費は，翌年度の市の予算が議会で可決された後，決定となります。

提案事業の公表について

選考過程における公正性や透明性を確保するため，個人情報等には配慮のうえ（事務所の所在地，代表者氏名は公表します），提案された協働事業の概要や団体名を市ホームページで公表します。

また，第二次審査の開催時には，提案書類を来場者に資料として配布します。

応募から事業報告・評価までの流れについて

スケジュール（予定）	内容
平成27年7月1日～7月31日	**募集期間**
平成27年8月上旬	**担当課の割振り** 提出いただいた提案書をもとに「コミュニティ施策推進基本方針等検討委員会」にて担当課を決定する。
平成27年8月中旬～9月中旬	**担当課との調整会議** 提案団体と担当課で，事業内容や実施スケジュール等について調整し，実現性を高める。
平成27年9月中旬	**提案書の再提出** 担当課との調整を受けて，事業内容の見直しや修正が必要な場合は，提案書の再提出を受け付ける。
平成27年10月16日	**第一次審査（書類審査）** 「国分寺市協働事業審査会」において，提出いただいた提案書の審査を行う。
平成27年11月	**第二次審査（公開プレゼンテーション審査）** 第一次審査で合格となった事業のみ行います。 「国分寺協働事業審査会」において，①提案団体によるプレゼンテーション②審査委員による質疑を行う。
平成27年12月	**予算編成** 採択された事業の事業費は，担当課において翌年度の予算に計上する。
平成27年3月中旬	**市議会で可決** 採択された事業の事業費は，3月市議会にて予算案可決後，決定される。
平成27年3月下旬	**協定・契約の締結** 事業内容や実施スケジュール等，提案団体及び担当課で最終確認及び確定をする。
平成28年4月	**事業の実施**
平成29年4月	**事業報告書等提出** 協働事業終了後，実施報告書等を作成し，担当課へ提出する。
平成29年5月	**事業の評価（公開プレゼンテーション）** 「国分寺市協事業審査会」において，①提案団体によるプレゼンテーション②審査委員による質疑を行う。

これまでに実施した提案型協働事業（参考例）

実施年度	事業名	団体名	担当課	事業概要
20年度	わかりやすい市政FAQづくり事業	市民テーブルこくぶんじ	総合情報課	提案当時の市ホームページに掲載していた「窓口Q&A」を全般的に見直しするとともに，庁内ヒアリングを行い，市民から問い合わせのあった項目を整理分析し，FAQを作成する。1,000項目を目標とし，市民にとってわかりやすい文章表現を追求する。
22年度	「生ごみ減量・たい肥化が市民の常識となる国分寺市を目指して」事業	５３０３の会	ごみ対策課	平成20年度，21年度に提案型協働事業として実施した生ごみたい肥化装置の精査及び普及広報の事業成果を活かし，引き続き普及広報活動を行うほか，生ごみたい肥化装置の試用者を募り，アンケート・聞き取り調査（含農業者）を実施する。
23年度	木造住宅耐震診断士による地域耐震講習会事業	NPO法人くらしの安全・安心サポーター	都市計画課	平成21年度，22年度の提案型協働事業で養成した木造住宅耐震診断士を，市民にとって身近な存在とするため，地域の診断士として地域の状況に即した地域耐震講習会の開催等を行う。
26年度	本とつなぐ人とまち－国分寺ブックタウン事業	西国図書室	協働コミュニティ課	「市民による持ちより図書室」を市内に点在させ，本を通じた市民の顔の見える関係を構築することにより，地域コミュニティを醸成することを目的とする。図書室の活用方法等を検討するワークショップ，図書室を中心としたまち歩き等のイベントを実施し，図書室のPR等に取り組む。
26年度	ママインターン事業	NPO法人ArrowArrow	文化と人権課	結婚・妊娠・出産等を機に離職したが働きたいと思っている女性が，再就職に対して不安を抱えている課題に対し，家事・育児と仕事の両立の具体的イメージをつかみ，キャリアに対する肯定感を高め，再就職までのステップを具体化することで，再就職への行動を起こせる女性を増やすことを目的とする。具体的な取組みとして，キャリア講座，実践型ワークショップ，就業体験等を実施する。

問い合せ・連絡先

国分寺市 市民生活部 協働コミュニティ課
〒185-0012　東京都国分寺市本町 4-1-9 本町クリスタルビル４階
TEL：042-325-1991　FAX：042-208-3637
E-mail：community@city.kokubunji.tokyo.jp